平成２８年３月１１日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

平成２５年（行ウ）第６７７号　政務調査研究費返還請求事件

口頭弁論終結日　平成２７年１１月１３日

判　　決

東京都千代田区

原　　告

同訴訟代理人弁護士　千葉恒久

東京都千代田区九段南一丁目２番１号

被　　告　千代田区長

石川雅己

同訴訟代理人弁護士　山下一雄

同　宮田由希子

同指定代理人　田代健人

同　高野信広

同　新沼正良

同　山口和久

同所　千代田区議会内

被告補助参加人　千代田区議会自由民主党議員団

同代表者幹事長　嶋崎秀彦

同訴訟代理人弁護士　橋本勇

同　羽根一成

同　橋本一成

同所　千代田区議会内

送達場所　沖縄県沖縄市宮里３－１４－２７コーポラスＳＨＩＮＹＡ２０１

被告補助参加人　千代田区議会ネットワーク

同代表者幹事長　中村恒雄

主　　文

1　被告は，被告補助参加人千代田区議会自由民主党議員団に対し，３７１万２２３６円及びこれに対する平成２４年４月２１日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

2　被告は，被告補助参加人千代田区議会ネットワークに対し，２３万１４８７円及びこれに対する平成２４年４月２１日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

3　原告のその余の請求をいずれも棄却する。

4　訴訟費用はこれを３分し，その２を原告の負担とし，その余を被告の負担とし，補助参加により生じた費用は，各自の負担とする。

事　実　及　び　理　由

第１　請求

1　被告は，被告補助参加人千代田区議会自由民主党議員団に対し，９３９万９４８１円及びこれに対する平成２４年４月２１日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

2　被告は，千代田区議会公明党議員団に対し，１５４万９２５８円及びこれに対する平成２４年４月２１日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

3　被告は，被告補助参加人千代田区議会ネットワークに対し，３３万１６２４円及びこれに対する平成２４年４月２１日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第２　事案の概要

1　本件は，東京都千代田区の住民である原告が，平成２３年度に千代田区が同区議会の各会派に交付した政務調査研究費（地方自治法（平成２４年法律第７２号による改正前のもの。以下同じ。）１００条１４項所定の政務調査費）について，一部の会派の使途の一部は違法なものであり，これらの会派は違法な

使途相当額を悪意で不当に利得しているが，被告はその返還請求を怠っているとして，同法２４２条の２第１項４号に基づき，被告に対し，当該会派に対して，上記不当利得の返還及びこれに対する政務調査研究費決算報告書の提出期限の翌日である平成２４年４月２１日から支払済みまで民法所定の年５分の割合による法定利息の支払を請求するように求めた住民訴訟である。

２　関係法令の定め等

(1) 政務調査費

ア　地方自治法１００条１４項は，普通地方公共団体は，条例の定めるところにより，その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として，その議会における会派又は議員に対し，政務調査費を交付することができ，この場合において，当該政務調査費の交付の対象，額及び交付の方法は，条例で定めなければならない旨規定する。

イ　地方自治法１００条１５項は，前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は，条例の定めるところにより，当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする旨規定する。

ウ　なお，これらの規定は，地方自治法２８３条１項により，特別地方公共団体である特別区にも適用される。

(2) 政務調査費の交付に関する条例（甲１，６）

ア　趣旨

千代田区議会政務調査研究費の交付に関する条例（平成１３年千代田区条例第１号。平成２５年千代田区条例第２号（乙６）による廃止前のもの。以下「本件条例」という。）１条は，本件条例は地方自治法１００条の規定に基づき，千代田区議会議員（以下「議員」という。）の調査研究の推進を図るため，その必要な経費の一部（以下「政務調査研究費」という。）を千代田区議会の会派（以下「会派」という。）に交付することに関し，必要な事項を定めるものとする旨規定する。

イ　定義

本件条例２条１項は，本件条例で会派とは，議員で構成する議会内の団体で，議長が別に定める規程に基づき届出をしたものをいい，１人で結成する会派を含むものとする旨，同条２項は，本件条例で政務調査研究費とは，議員が，会派又は会派の一員として活動する場合の調査研究に要する経費をいう旨それぞれ規定する。

ウ　交付対象

本件条例４条は，政務調査研究費は，会派に対し交付する旨規定する。

エ　政務調査研究費の会計年度及び額

本件条例５条１項は，政務調査研究費の会計年度は，毎年４月１日から翌年３月３１日までとする旨，同条２項は，政務調査研究費は，議員１人あたり月額１５万円に，会派を構成する議員（以下「所属議員」という。）数を乗じた額とする旨それぞれ規定する。

オ　政務調査研究費の申請

本件条例７条１項は，政務調査研究費の交付を受けようとする会派の代表者は，毎年度各四半期の最初の月の５日までに，政務調査研究費交付申請書を議長に提出しなければならない旨，同条２項は，各四半期の途中で，新たに会派を結成したときは，速やかに同申請書を議長に提出しなければならない旨それぞれ規定する。

カ　政務調査研究費の交付決定

本件条例８条１項は，議長は，前条１項に規定する申請書の提出があったときは，その内容を調査した上で交付決定し，速やかに政務調査研究費交付決定通知書を会派の代表者に送付しなければならない旨規定する。

キ　政務調査研究費の交付

本件条例９条１項は，議長は，前条の交付決定をしたときは，各会派に対し，各四半期の最初の月の１０日までに当該四半期の合計額を交付する

ものとし，ただし，本件条例７条２項に規定する申請書に基づく交付決定をしたときは，当該交付決定の日が１日の場合は，当月分から交付し，２日以降の場合は，その翌月分から交付する旨規定する。

ク　政務調査研究費の使途範囲

本件条例１３条は，会派及び所属議員は，別に定める政務調査研究費使途基準に基づき，適正に使用しなければならない旨規定する。

ケ　政務調査研究費の収支報告

本件条例１４条１項は，会派の代表者は，政務調査研究費に係る四半期ごとの中間収支を議長に報告しなければならない旨，同条２項は，会派の代表者は，毎会計年度終了後４月２０日までに，別記第５号様式による政務調査研究費決算報告書を議長に提出しなければならない旨それぞれ規定し，本件条例別記第５号様式は，各「年月」ごと及びその「計」の各段の「収入」欄に「政務調査研究費交付額」，「その他の収入」及びこれらの合計である「収入計（A)」，前月からの「繰越額（B)」並びにそれらの「計C（A）＋（B)」の各金額，「支出」欄に「人件費」，「会議費」，「視察・研修費」，「通信費」，「交通費」，「印刷費」，「消耗品費」，「備品費」，「図書・資料費」，「レンタル・リース費」，「課題別経費」，「他の項目に属さない経費」及びこれらの「計（D)」の各金額，並びに「差引残高E（C）－（D)」の金額を記載すべきものとなっている。

コ　政務調査研究費の返還

(ア)　本件条例１５条１項は，会派の代表者は，前条２項の規定により決算報告をする場合において，政務調査研究費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務調査研究費の総額から，当該会派がその年度において政務調査研究を推進するため必要な経費として支出した総額を控除して残余を生じた場合は，当該残余の額を議長に返還しなければならない旨規定する。

(イ) 本件条例１５条２項は，議長は，会派が本件条例１３条に規定する政務調査研究費使途基準に基づかない支出があると認められるときは，当該支出に係る経費の全額の返還を求めなければならない旨規定する。

(ウ) 本件条例１５条３項は，前項の規定により，政務調査研究費に返還金が発生したときは，本件条例５条２項にかかわらず，当該返還額をすでに交付した額から減額した額を交付額とするものとする。

サ 政務調査研究費交付額の見直し

本件条例１６条１項は，議長は，少なくとも３年に１回，政務調査研究費の交付額を見直さなければならない旨，同条２項は，前項の見直しをするときは，別に定める方法により意見聴取等を行った上で，議会運営委員会に諮り決定しなければならない旨，同条３項は，前項の決定をした場合において，千代田区長に対して決定した内容を書面により通知しなければならない旨それぞれ規定する。

(3) 政務調査費の交付に関する規則及び使途基準（乙２）

ア 千代田区議会政務調査研究費の交付に関する条例施行規則（平成１３年千代田区議会規則第１号。平成２５年千代田区議会規則第１号（乙７）による廃止前のもの。以下「本件規則」という。）５条は，本件条例１３条に規定する政務調査研究費の使途基準は，別表によるものとする旨規定し，本件規則別表（第５条関係）は，政務調査研究費使途基準として，次のとおり，各費目について使途内容及び使途禁止事項を規定する（以下「本件使途基準」という。）。

(ア) 人件費

調査研究を補佐又は補助するための人的経費を使途内容とし，日常的な事務員及び家族の雇用を使途禁止事項とする。

(イ) 会議費

調査研究のための外部折衝に必要な経費・会費（飲食費は１人５００

０円以内）を使途内容とし，飲食を主目的とした会議及び政党のパーティーを使途禁止事項とする。

(ウ) 視察・研修費

視察及び研修会，報告会に係る経費（講師又は協力者への謝礼を含む。）を使途内容とし，所属政党の研修会・大会を使途禁止事項とする。

(エ) 通信費

会派については，電話・ファクシミリ・インターネットに係る料金，携帯電話料金，切手・はがき等の郵便料金，宅配便等の発送に係る料金を使途内容とし，自宅については，電話を２回線保有している場合で，議員活動専用に使用し，議長に届け出ている１回線に係る料金，インターネットのプロバイダー及び通信に係る料金を使途内容とする。

(オ) 交通費

鉄道運賃（ＪＲ・私鉄・地下鉄），バス代，タクシー料金，航空運賃等の移動のための経費を使途内容とし，自家用車のガソリン代，高速道路等の利用料及び駐車料金を使途禁止事項とする。

(カ) 印刷費

議会報告，チラシ，コピー料金などの印刷に係る経費を使途内容とする。

(キ) 消耗品費

文房具，コピー用紙，プリンターインク，ファクシミリトナー，フロッピーディスクなどの消耗する物品を使途内容とする。

(ク) 備品費

パソコン，プリンター，ファクシミリ，カメラ，事務機器など１物品が１０万円以上の物品にかかる経費を使途内容とする。

(ケ) 図書・資料費

新聞・書籍・資料，ＣＤ－ＲＯＭなどに係る経費を使途内容とし，所

属する政党発行の新聞を使途禁止事項とする。

(コ) レンタル・リース費

備品やレンタカーなどの一時的な使用などに係る経費を使途内容とし，日常的に使用する自動車・バイク等を使途禁止事項とする。

(サ) 課題別経費

会派が個々具体的な課題解決のために支出する経費（ただし，支出にあたっては上記費目及び使途内容等に基づくものとする。）を使途内容とする。

(シ) 他の項目に属さない経費

他の費目に属さない経費を使途内容とする。

イ(ア) 本件規則６条１項は，本件条例１４条１項に規定する四半期ごとの中間収支報告書は，別記第４号様式の政務調査研究費使途明細中間報告書（以下「中間報告書」という。）によるものとする旨規定し，本件規則別記第４号様式は，本件条例別記第５号様式と同様のものとなっている。

(イ) 本件規則６条２項は，同条１項に規定する四半期ごとの中間報告書は，各四半期が終了する月の翌月末までに提出するものとし，ただし，第４四半期分の報告については，本件条例１４条２項に規定する政務調査研究費決算報告書（以下「決算報告書」という。）の提出をもってこれに代えるものとする旨規定する。

(ウ) 本件規則６条４項は，中間報告書には，支出の内容を明らかにする領収書等の原本を添付するものとする旨規定する。

(エ) 本件規則６条５項は，決算報告書には，第４四半期分の領収書等の原本及び会計帳簿を添付するものとする旨規定する。

(4) 使途基準に関する注意事項及び指摘事項

ア 千代田区議会は，平成１３年４月１日，政務調査研究費が使途基準に沿

って適正に執行されるよう「使途基準注意事項」を申し合わせた。

イ　その後，千代田区議会政務調査研究費交付額等審査会に関する規程（平成１４年千代田区議会議長訓令第１号。甲７。平成２５年千代田区議会議長訓令第２号（乙８）による改正前のもの。）が平成１４年２月１日に施行された。

同規程２条は，本件条例１６条１項及び２項に規定する政務調査研究費の交付額の見直しについて，議長の意見聴取機関として，千代田区議会政務調査研究費交付額等審査会（以下「審査会」という。）を置く旨，同規程３条は，議長は，当該見直しを行おうとするときは，あらかじめ審査会の意見を聞かなければならない旨それぞれ規定する。

ウ　審査会は，千代田区議会議長に対して意見書等を提出し，千代田区議会運営委員会は，当該意見書等を踏まえて，上記アの「使途基準注意事項」に追加，修正する形で，「使途基準注意事項・指摘事項等」と改称し，別紙１記載の内容（以下「本件注意事項」という。）を定めている（甲８，乙２５。なお，別紙１に（１８．１２）等とあるのは，平成の年月を表し，当該年月に当該事項が加えられた事項であることを示すものである。）。

３　前提事実（当事者間に争いがないか，文中記載の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）

(1) 当事者等

ア　原告は，東京都千代田区内に居住する者である。

イ　被告は，特別地方公共団体たる特別区である東京都千代田区の執行機関である。

ウ　被告補助参加人千代田区議会自由民主党議員団（以下「自民会派」という。）は，千代田区議会の会派であり，平成２３年度において，石渡伸幸（以下「石渡」ないし「石渡議員」という。），髙山はじめ（以下「髙山」ないし「髙山議員」という。），鳥海隆弘（以下「鳥海」ないし「鳥

海議員」という。），小林やすお（以下「小林」ないし「小林議員」という。），嶋崎秀彦（以下「嶋崎」ないし「嶋崎議員」という。），永田壮一（以下「永田」ないし「永田議員」という。），松本佳子（以下「松本」ないし「松本議員」という。），内田直之（以下「内田」ないし「内田議員」という。），桜井ただし（以下「桜井」ないし「桜井議員」という。）及び戸張孝次郎（以下「戸張」ないし「戸張議員」という。）の１０名が所属議員であった。

エ　千代田区議会公明党議員団（以下「公明会派」という。）は，千代田区議会の会派であり，平成２３年度において，大串博康（以下「大串」ないし「大串議員」という。）及び山田永秀（以下「山田」ないし「山田議員」という。）の２名が所属議員であった。

オ　被告補助参加人千代田区議会ネットワーク（以下「ネットワーク会派」という。）は，千代田区議会の会派であり，平成２３年当時から，中村恒雄（以下「中村」ないし「中村議員」という。）１名が所属議員であったが，同議員の議員としての任期が平成２７年４月３０日に満了したことにより，会派としては解散したものの，清算の目的の範囲内において，なお存続するものとみなされる（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律２０７条類推）。

(2) 政務調査研究費の交付

ア　平成２３年４月２３日，任期満了に伴う議員の一般選挙が実施され，第１８期議員２５名が確定した。

イ　同年５月，千代田区議会議長は，自民会派，公明会派及びネットワーク会派（以下，これらを併せて「本件各会派」という。）から，上記選挙に伴い新たに会派が結成された旨の届出（千代田区議会の会派に関する規程（平成１３年議会議長訓令第２号）４条１項）を受けた（乙Ａ１，乙Ｂ１，乙Ｃ１）。

ウ　本件各会派は，千代田区議会議長に政務調査研究費交付申請書を提出し，平成２３年５月分から平成２４年３月分までの政務調査研究費として，それぞれ申請どおりの自民会派においては合計１６５０万円（１５万円×１０名×１１月），公明会派においては合計３３０万円（１５万円×２名×１１月），ネットワーク会派においては合計１６５万円（１５万円×１名×１１月）（以下「本件政務調査研究費」と総称する。）の各交付を受けた（乙１２ないし１９，乙Ａ２，３，５，６，８，９，１１ないし１３，乙Ｂ２，３，５，６，８，９，１１ないし１３，乙Ｃ２，３，５，６，８，９，１１ないし１３）。

(3) 政務調査研究費の収支報告

本件各会派は，それぞれ平成２３年度の政務調査研究費について，第１ないし第３四半期分の中間報告書を千代田区議会議長に提出し，平成２４年４月２０日までに，自民会派においては，交付された政務調査研究費１６５０万円に対し１７４５万０６９９円を執行し，公明会派においては交付された政務調査研究費３３０万円に対し３１２万９７７３円を執行し，ネットワーク会派においては交付された政務調査研究費１６５万円に対し１６５万９３４０円を執行した旨の決算報告書を，領収書等の原本及び会計帳簿を添付して千代田区議会議長に提出し，公明会派はその頃差額の１７万０２２７円を本件条例１５条１項に基づき不用額として返還した（乙Ａ４，７，１０，１３，乙Ｂ４，７，１０，１３，乙Ｃ４，７，１０，１３）。

上記の各中間報告書及び決算報告書には，個々の支出に関する領収書の原本のほか，それを集計するための整理書面が添付されている（なお，添付書面の様式は自民会派とそれ以外の会派とで異なり，自民会派の場合，政務調査報告書，会計整理表及び費目ごとの会計整理票から成っている。）。

自民会派に関する別紙２－１支出一覧表（以下「自民一覧表」という。），公明会派に関する別紙２－２支出一覧表（以下「公明一覧表」という。），

ネットワーク会派に関する別紙２－３支出一覧表（以下「ネットワーク一覧表」といい，自民一覧表及び公明一覧表と合わせて，単に「支出一覧表」という。）は，それぞれ，上記の各中間報告書及び決算報告書とそれらの添付書面の内容を整理したものであり，本件各会派の議員は，支出一覧表の各「日付」欄記載の日に，同「費目」欄記載の費目として，同「内容」欄記載の使途に，同「金額」欄記載の金額（金額の記載のないものは除く。）を，政務調査研究費として支出したとされている。

(4) 本件訴えに至る経緯と本件各会派の対応

ア　原告は，平成２４年９月２０日，千代田区議会情報公開条例（平成１２年千代田区条例第３７号）５条及び７条１項に基づき，千代田区議会議長に対し，対象を「政務調査研究費に係る収支報告書等の一切　平成２３年度分について」，開示方法を写しの交付とする情報公開請求を行ったところ，千代田区議会議長は，収支報告に係る書面（中間報告書及び決算報告書とそれらの添付書面）を順次開示した。（乙２１，乙Ａ１４，乙Ｂ１４，乙Ｃ１４）

イ　原告は，平成２４年１２月２５日，千代田区監査委員に対し，地方自治法２８３条１項，２４２条１項に基づき，本件各会派に係る本件政務調査研究費のうち１１１１万８４９０円が不当，違法，不明な使われ方をしているとして，その返還を求めて，千代田区の被った損害を補填する措置を講ずべき旨の住民監査請求をし，監査中の平成２５年１月７日に返還を求める額を１４９０万３３７８円に補正した（乙２２，乙２５の本文３頁）。

ウ　自民会派は，平成２５年１月１８日，２１日，２２日及び２８日，本件政務調査研究費のうち，自民一覧表の「金額」欄に「返金済」と記載のあるものを含む２８万２４１３円を千代田区議会議長に返還した（乙２５の別表）。

エ　千代田区監査委員は，平成２５年２月２１日，原告に対し，当該監査請

求に理由がないものとする監査結果を通知した（乙２５）。

オ　原告は，平成２５年３月２１日，被告を千代田区議会議長として，地方自治法２８３条１項，２４２条の２第１項４号に基づき，自民会派の違法な支出として９４０万９７３０円，公明会派の違法な支出として１５４万９２５８円及びネットワーク会派の違法な支出として３３万１６２４円並びにこれらに対する法定利息の不当利得返還請求をするよう求める住民訴訟を当庁に提起したところ，当庁は，同年７月１９日，千代田区議会議長は当該訴えの被告適格を有しないとして，口頭弁論を経ないで，当該訴えを却下する判決をした。

原告は，同年８月１日，上記判決に対して東京高等裁判所に控訴を提起し，同年９月２０日，行政事件訴訟法１５条１項に基づき，被告を千代田区長に変更することの許可を申し立てたところ，同年１０月９日，同裁判所は，当該被告変更を許可し，変更後の訴えが当庁に移送されたのが本件である。（顕著な事実）

カ　公明会派は，千代田区議会議長に対し，平成２６年４月１７日，公明会派に係る本件政務調査研究費のうち上記請求に係る元本と同額の１５４万９２５８円の返還を申し出て，千代田区議会はこれを収受し，同年５月２６日，上記元本に対する利息額を下回らない１５万４２８９円の返還を申し出て，千代田区議会はこれを収受した（乙Ｂ１６ないし２０）。

キ　自民会派は，平成２６年６月，本件政務調査研究費のうち，自民一覧表の石渡に係る支出番号９１ないし９３及び９６ないし９８に対応するものの一部である各７２０円の計４３２０円を千代田区議会議長に返還した（これらの支出番号に係る「金額」欄記載の金額は，この返還額控除後の金額である。）。

ク　原告は，平成２７年１０月２日の本件第１１回口頭弁論期日までに，上記キの返還額に相当する金額を控除するほか，誤記があったものを訂正す

る等して，自民会派に対し不当利得返還請求するよう求める元本額を９３９万９４８１円に減縮し，その結果，被告が，本件各会派に対し，それぞれ対応する支出一覧表記載の支出のうち「金額」欄に記載のあるもの（「返金済」，「未計上」，「判読不能」及び空欄を除くもの。以下「本件各支出」といい，うち自民一覧表に係るものを「本件自民支出」と，公明一覧表に係るものを「本件公明支出」と，ネットワーク一覧表に係るものを「本件ネットワーク支出」という。）について，当該金額相当額及びこれらに対する悪意の受益者に係る法定利息の不当利得返還を請求するよう求めている。

4　争点及び争点についての当事者の主張

本件の争点は，被告が，本件各会派に対する本件各支出相当額の不当利得返還請求をしないことが違法に財産の管理を怠る事実に該当するか否かであり，具体的には，(1)　本件各会派に対する不当利得返還請求権の管理に共通するものとして，①本件各支出の違法性の判断基準（争点１），(2)　自民会派に対する不当利得返還請求権について，②本件自民支出の違法性（争点２）及び③不当利得の成立範囲（争点３），(3)　公明会派に対する不当利得返還請求権について，④本件公明支出の違法性（争点４）及び⑤不当利得返還請求権の存否（争点５），並びに(4)　ネットワーク会派に対する不当利得返還請求権について，⑥本件ネットワーク支出の違法性（争点６）である。

(1)　本件各支出の違法性の判断基準（争点１）について

（原告の主張の要旨）

ア　政務調査研究費の交付は，地方自治法に基づき，議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されるものであり，本件条例も，調査研究の推進を図る目的で交付するものと規定し，さらに，地方財政法４条１項は，地方公共団体の経費は，その目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて支出してはならない旨定めている。これらの諸規定に照ら

せば，政務調査費の支出が，①議員としての調査研究を目的としない場合（目的該当性の欠如），②当該支出が目的達成のために合理的に必要なものと認められない場合（合理的必要性の欠如），③当該支出額と目的との均衡が失している場合（相当性の欠如）のいずれかに該当する場合，違法な支出に該当するというべきであり，当該会派は当該違法な支出相当額について法律上の原因なくして不当に利得し，千代田区は同額の損失を被っている。

イ　この点，本件各支出について，上記の違法性を審査するに当たっては，本件条例１３条に基づき定められた本件使途基準のほか，千代田区議会運営委員会においてその内容を具体化した注意事項及び指摘事項として決定され，努力目標などとは全く異なり，形式的にも手続的にも実質的にも本件使途基準と一体の，すべての会派と議員が従うべき，守るべきものとして制定された本件注意事項における定めも基準とすべきである。もとより本件注意事項の中に，本件条例の趣旨に反する又は不合理な規定はなく，本件注意事項に反する支出は本件使途基準に違反するものとして，違法な支出となる。

ウ　そして，政務調査費が，使途基準に適合しない支出に充てられたことを推認させる一般的・外形的な事実が立証されたときには，適切な反論がないかぎり当該政務調査費は不当利得と判断される。

本件条例１５条２項においては，使途基準に基づかない支出について，会派に対し当該支出に係る経費の全額の返還を義務付け，千代田区議会議長が会派に対して返還を請求するよう定めているところ，一般的・外形的な事実から，政務調査研究目的ではないことや本件使途基準に違反する支出であることが推認されるにもかかわらず，その内容，必要性及び合理性について主張立証がされない場合，当該支出は違法として返還を求めなければならない。

（被告の主張の要旨）

ア　議会の機能を十分に発揮するためには，その構成員である議員の所属会派の活動の自由を尊重することが重要であり，区政の向上に資する限り，議員による調査研究の対象が相当程度広範にわたることが許容されるべきであり，かつ，その調査研究の手段選択について，議員の自主性，自律性が尊重されなければならない。

イ　そして，千代田区においては，本件条例上，議長は，会派から中間収支報告及び決算収支報告を受け，本件使途基準に適合しない支出があったと認めるときに返還を求めるものとされており，政務調査研究費を千代田区議会において自律的に運営する仕組みをとっている。

　他方で，被告は，本件条例上，政務調査研究費に係る収支報告を受けるものとはされておらず，形式的な審査権を有していない。

ウ　以上を前提として，被告は，本件各支出については，千代田区議会議長の判断により適正に執行されているものと認識しており，千代田区の条例上，かかる被告の判断には違法はなく，被告は不当利得返還請求権の行使を違法に怠っていない。

（自民会派の主張の要旨）

ア　千代田区における政務調査研究費は，地方自治法１００条１４項規定の政務調査費として，議会活動の基礎となる調査研究との間の合理的関連性が認められる行為に要する経費に該当することを前提として，本件使途基準に適合しなければならず，政務調査費に該当しない場合又は本件使途基準に適合しない支出の場合には，当該会派は，千代田区に対し不当利得返還義務を負う。

イ　一方，本件注意事項は，審査会の意見を受けて，議会運営委員会で申し合わせた事実上のものにすぎず，法規範性を有するものではない。すなわち，本件注意事項は，千代田区議会運営委員会の決定であり，あえて議会

で議決された条例でも，条例の委任を受けて長が制定した規則でも，議会が設けた会議規則でもないということは，議会内で自主規制を申し合わせたものにすぎないことを意味し，それが不当性の判断基準になり得ることはあっても，違法性の判断の基準となるものではない。

ウ　また，不当利得返還請求権の発生原因たる具体的事実，すなわち，会派が，政務調査費に該当しない又は本件使途基準に適合しない支出に充てたという事実は，原告が主張立証しなければならないところ，政務調査費の使途を明らかにするに際し，政務調査活動の密行性に配慮する必要があることなどに照らすと，原告において，選挙活動，後援会活動，私人としての活動等の政務調査活動以外の活動の経費に充てたといった一般的，抽象的な主張をするだけでは足りず，個別の本件各支出が政務調査費に該当しない又は本件使途基準に適合しない支出であることについて，客観的資料に基づいて合理的な主張立証がされなければならない。

(2) 本件自民支出の違法性（争点２）について

（原告の主張の要旨）

本件自民支出は，いずれも，本件使途基準に反し，政務調査研究のための支出ではないことが一般的，外形的に認められる。費目ごとの違法性の概要は次のとおりであり，個別の支出についての補充主張は，自民一覧表の「原告の主張」欄記載のとおりである。

ア　人件費

本件使途基準は，人件費の支出範囲を，「調査研究を補佐又は補助するための人的経費」に限定し，「日常的な事務員の雇用」と「家族の雇用」を禁止している。また，本件注意事項は，勤務日や時間の記入，出勤簿の常備，勤務内容の明確化を要求している。

しかしながら，自民会派は，人件費の支出に関する報告において，出勤簿の提出を怠り，勤務時間の記載はなく，勤務内容の記載が明確でなく，

本件使途基準及び本件注意事項に違反しているといえ，政務調査研究以外の議員活動を補佐させるためのものであることが一般的，外形的に認められる。

仮に，自民会派が雇用した事務員が，政務調査研究との間に合理的な関連性を有するとしても，５０％にとどまると解すべきである。

イ　会議費

(ア)　茶菓子その他の飲食代

飲食は会議を妨げるものであり，自民会派による茶菓子類の購入や喫茶店等での飲食について，政務調査研究のための会議における合理的な必要に基づくものではないと一般的，外形的に認められる。

(イ)　懇親会などの会費

本件使途基準は，会議費の支出範囲を，「調査研究のための外部折衝に必要な経費・会費」とし，「飲食費は１人５０００円以内」とし，本件注意事項は，参加人数の明記，会議内容の記載，５０００円を超えた場合の理由の記載を求めている。

しかしながら，自民会派は，会合の内容を明らかにしていないところ，自民会派の議員が参加した懇親会等は，会員，団員間の懇親を深める目的のもとで，アルコールを含む飲食が提供されるのが通常であり，さらには支持，支援を有権者から獲得することをも目的とするものであるといえるから，本件使途基準及び本件注意事項に反し，政務調査研究のための会議に係る支出ではないことが一般的，外形的に認められる。

(ウ)　領収書の宛名を議員自身が記入したもの

本件使途基準は，領収書について「宛先の一致」を要求しているところ，その趣旨に照らせば，もともと宛名の記載がなかった領収書に議員自身が自分や会派の名前を記入した場合も本件使途基準に違反すると解される。

(エ) 年会費

政務調査研究との関連性が明らかでない団体の年会費の支出は，政務調査研究目的での会議費として認める余地はない。

(オ) 懇親旅行，後援者向けの催し

本件注意事項は，後援会等に関わる経費を明確に支出範囲外としているところ，懇親旅行における支出や，後援者向けの催しでの支出は，本件使途基準及び本件注意事項に反し，政務調査研究のための会議ではないことは一般的，外形的に認められる。

ウ 視察・研修費

(ア) 学費

学問は，個人が学業を身につける場であり，議員として活動する場ではないところ，政務調査研究費とは，議員が会派又は会派の一員として活動する場合の調査研究に要する経費をいうのであり，本件使途基準は，「視察及び研修会，報告会に係る経費（講師又は協力者への謝礼を含む）」としていることから，議員が個人で学ぶための経費は，本件使途基準に違反し，政務調査研究費に当たらない。

仮に，大学院で学ぶことが政務調査研究に該当しうるとしても，大学院課程で学業を修めることがもつ社会的意義の大半は，当該個人に帰属することに鑑みると，支出額の全額が議員としての立場で行う政務調査研究と合理的関連性を有すると認めることはできないから，合理的関連性を認めうるのは，支出額の４分の１にとどまると解すべきである。

(イ) 年会費

本件使途基準は，研修費の対象を「視察及び研修会，報告会に係る経費」と定めており，任意団体の年会費がそれに含まれないことは明らかであるところ，ボランティア組織での活動は会派として行うものではないから，本件使途基準に違反し，政務調査研究のための視察研修ではな

い。

仮に，会派として行う政務調査研究のための視察，研修と解するとしても，合理的関連性を有するのは，４分の１にとどまると解すべきである。

エ　通信費・印刷費

(ア)　領収書に宛名の記載されていないもの

宛名が記載されていない領収書による支出は，領収書について「宛先の一致」を要求している本件使途基準に違反している。

(イ)　はがき代

自民会派は，はがきの使途について明らかにしていないところ，議員がはがきを送付するのは，議員としての活動や政党の活動の状況について報告し，議員や政党に対する支援を得ることが目的であるというべきであり，かかる挨拶目的のはがきの送付を政務調査研究のためのものとはいえない。

仮に，はがきの送付が政務調査研究の必要に基づいて行われていたと解するとしても，議員の社交辞令的な挨拶の部分が大きな割合を占め，政務調査研究に関するものと認め得るのはごくわずかであり，合理的関連性を認め得るのは多くても５０％にとどまる。

(ウ)　切手代

大量の切手を郵送物に貼り付けるのには多大な時間と労力を要するところ，料金別納制度や市内割引料金制度を利用すれば無駄な労力を節約できる上に費用も大幅に節約できるにもかかわわず，切手売り捌き人から切手を購入するという，労力と費用をかさむ方法をとることには説明できない側面があり，切手の購入を政務調査研究のための必要に基づくものと認める余地はない。

仮に，切手の購入が政務調査研究の必要に基づくものを含むとしても，

私的利用を含む政務調査研究以外の目的でも使われたことを推認させる外形的事実が存在するというべきであり，政務調査研究と合理的関連性を有するのは支出額の４分の１にとどまる。

オ　交通費

公共交通機関の利便性が極めて高い千代田区内において，タクシー利用が政務調査研究活動のために必要となることは考え難く，本件使途基準が定める利用目的，乗降地の記載を欠いているものもあり，支出したタクシー代は，本件使途基準に反し，政務調査研究のための利用とも認められない。

仮に，政務調査研究のためのタクシー利用があったとしても，私的な利用の可能性も排除できないことから，政務調査研究費として認められる割合は４分の１を超えることはない。

カ　消耗品費

(ア)　本件使途基準は，消耗品の支出について，購入品名の記入，購入物品の内訳の記載を求めているところ，これらの記載を欠くものが多く，これらの消耗品の購入を政務調査研究のための必要費として認めることはできない。

仮に，消耗品が政務調査研究の目的で購入されたとしても，政務調査研究以外の目的で使用された蓋然性が高く，政務調査研究費として認められるのは４分の１にとどまる。

(イ)　パソコンの購入については，千代田区の場合，パソコンが１台ずつ無償貸与されている中で，政務調査活動のためにパソコンの購入が必要になるということは考え難く，本件使途基準に反し，政務調査研究費としても認められない。

仮に，購入したパソコンを政務調査研究のために使用することがあったとしても，必然的に他の議員活動目的によるものが混在するものであ

るから，政務調査研究費として認められるのは４分の１にとどまる。

キ　図書・資料費

個人的な興味に基づく書籍の購入を政務調査研究費として認める余地はなく，一般的な知識を得るための書籍の購入は，政務調査研究費として認められないから，書籍の題名から推測される内容が区議として行う政務調査研究活動と関係するという事情を認めることはできず，一般的・外形的に政務調査研究以外の目的で購入が行われたものである。

（自民会派の主張の要旨）

本件自民支出は，いずれも，本件使途基準に反するものではなく，政務調査研究費に該当するものであり，各議員に係る本件自民支出についての反論は次のとおりである。

ア　石渡

(ア)　喫茶・料理代，茶菓子代，会合・行事の会費・年会費等

自民一覧表の石渡に係る支出番号３，４，１５，２４，２９，３０，３９，４４，４５，６０，６１，６８，８２ないし８４及び１３５ないし１４１は喫茶・料理代，同５，６，１６ないし１８，２０ないし２３，２６，２７，３２ないし３５，６９ないし７１，７６，７８ないし８１及び８５は茶菓子代，同７，１２ないし１４，１９，４０ないし４３，４７ないし５５，６４ないし６７及び８６は会合・行事の会費，年会費等である。

自民会派は，区民，事業者と交流し，区民相談，会合・行事，区政報告会における苦情・要望の受付，意見交換，情報収集などを通じて，区政の課題を把握し，議会活動に反映させているところ，これらのために，上記喫茶・料理代，茶菓子代，会合・行事の会費・年会費等の費用を要したものであり，政務調査研究費に該当する。

また，会合・行事には会議・年会費等の案内があり，議員として会合

・行事に参加するために，その会費・年会費等を支払っていることからすれば，これらは会合・行事への参加費であり，飲食費とは性質の異なるものであるから，本件使途基準に反しない。

(イ) チケット代

自民一覧表の石渡に係る支出番号８７は，チケット代であるところ，同チケット代は，文化・芸術活動である松竹歌劇団ＯＢのレビューショーを視察し，それに対する行政支援の在り方を調査研究するために要した費用であって，地域・町会関係者に同行してもらい，区や町会のイベント等に招くのに相応しいものかなどについて意見交換をするためのものであり，政務調査研究費に該当する。

(ウ) 書籍・雑誌代

自民一覧表の石渡に係る支出番号９０ないし１００及び１０２ないし１０４は，書籍・雑誌代であるところ，同書籍・雑誌代は，歴史，伝統・文化・芸能等を調査研究したり，区政に関連する情報を幅広く収集するために要した費用であり，政務調査研究費用に該当する。

(エ) タクシー代

自民一覧表の石渡に係る支出番号１０６ないし１２０及び１２２ないし１３４は，タクシー代であるところ，同タクシー代は，政務調査活動のための移動に要した費用であり，政務調査研究費に該当する。

イ 髙山

(ア) 会合の会費・年会費，喫茶店代

自民一覧表の髙山に係る支出番号１ないし２６，２８ないし３３，６２及び６３は会合の会費・年会費であり，同支出番号２７は喫茶店代である。

上記会合の会費・年会費，喫茶店代が政務調査研究費に該当することは，石渡と同様である。

また，上記会合の会費・年会費が，本件使途基準に反しないことも石渡と同様である。

(イ) タクシー代

自民一覧表の髙山に係る支出番号３４ないし５７は，タクシー代であるところ，同タクシー代が政務調査研究費に該当することは，石渡と同様である。

(ウ) 書籍・雑誌代

自民一覧表の髙山に係る支出番号５８ないし６１は，書籍・雑誌代であるところ，同書籍・雑誌代が政務調査研究費に該当することは，石渡と同様である。

同支出番号５９は，「地域ブランド力を引き出す力」を購入した費用である。

(エ) 文具代

自民一覧表の髙山に係る支出番号６４は，文具代であるところ，同文具代は，政務調査活動に使用した手帳の代金であり，政務調査研究費に該当する。

(オ) 沖縄視察

自民一覧表の髙山（沖縄）に係る支出番号１は，ホテル代と飛行機代がセットになったチケット代であるところ，同チケット代は，中国人観光客を千代田区に呼び込むために，沖縄に訪れる人に対するビザの制度を調査するなど，沖縄県の行政を中心に調査するために要した費用であり，政務調査研究費に該当する。

同支出番号２及び３は，往路及び復路のタクシー代であるところ，同タクシー代は，沖縄視察の移動のために要した費用であり，政務調査研究費に該当する。

ウ 鳥海

(ア) 会合の会費

自民一覧表の鳥海に係る支出番号１ないし２４は，会合の会費であるところ，同会合の会費が政務調査研究費に該当することは，石渡と同様である。

また，上記会合の会費が，本件使途基準に反しないことも石渡と同様である。

(イ) タクシー代

自民一覧表の鳥海に係る支出番号２５ないし６８は，タクシー代であるところ，同タクシー代が政務調査研究費に該当することは，石渡と同様である。

(ウ) はがき代

自民一覧表の鳥海に係る支出番号７０ないし７２は，はがき代であるところ，同はがき代は，議会活動や区政に関する政策について区民に情報提供するとともに，区民から苦情，要望，意見，情報を求めるために行っている区政報告に要した費用であり，政務調査研究費に該当する。

エ 小林

(ア) 研修会の会費

自民一覧表の小林に係る支出番号１は，神田消防団の宿泊研修会の会費であるところ，同研修会の会費は，消火活動，住民指導，災害救助等の知識を習得するとともに，地域防災を含む区政について，苦情・要望の受付，意見交換，情報収集をするために要した費用であり，政務調査研究費に該当する。

(イ) 会合の会費

自民一覧表の小林に係る支出番号２ないし１０は会合の会費であるところ，同会合の会費が政務調査研究費に該当することは，石渡と同様である。

また，上記会合の会費が，本件使途基準に反しないことも石渡と同様である。

(ウ) はがき代・切手代・印刷代

自民一覧表の小林に係る支出番号１１ないし１３及び１５ははがき代，同支出番号１４は切手代，同支出番号１６は印刷代であるところ，同はがき代・切手代が政務調査研究費に該当することは，鳥海と同様である。また，同印刷代は，区政報告の印刷代であり，政務調査研究費に該当する。

オ 嶋崎

(ア) 会合の会費

自民一覧表の嶋崎に係る支出番号１ないし２４は，会合の会費であるところ，同会合の会費が政務調査研究費に該当することは，石渡と同様である。

また，上記会合の会費が，本件使途基準に反しないことも石渡と同様である。

(イ) 切手代・はがき代

自民一覧表の嶋崎に係る支出番号２５は切手代及びはがき代，同支出番号２６及び２７ははがき代であるであるところ，同切手代・はがき代が政務調査研究費に該当することは，鳥海と同様である。

(ウ) アルバイト代

自民一覧表の嶋崎に係る支出番号２８ないし３０は，アルバイト代であるところ，同アルバイト代は，平成２３年第２回定例会（６月議会）に関する区政報告の事務，平成２３年第３回定例会（９月議会）の準備，平成２３年第４回定例会（１２月議会）及び平成２４年第１回定例会（３月議会）に関する区政報告の事務を補助するアルバイト１名を雇い入れるために要した費用であり，政務調査研究費に該当する。

また，上記アルバイトは，区政報告の事務及び議会の準備を補助させるために，必要の都度，臨時的に雇い入れたものであるから，本件使途基準に反しない。

(エ) タクシー代

自民一覧表の嶋崎に係る支出番号３１ないし３３は，タクシー代であるところ，同タクシー代は，政務調査活動のための移動のために要した費用であり，政務調査費に該当する。

カ 永田

(ア) 会合の会費・喫茶代

自民一覧表の永田に係る支出番号１ないし１８は会合の会費，同支出番号１９は喫茶代であるところ，同会合の会費・喫茶代が政務調査研究費に該当することは，石渡と同様である。

また，上記会合の会費が，本件使途基準に反しないことも石渡と同様である。

(イ) タクシー代

自民一覧表の永田に係る支出番号２０ないし３０は，タクシー代であるところ，同タクシー代が政務調査研究費に該当することは，石渡と同様である。

(ウ) はがき代・切手代

自民一覧表の永田に係る支出番号３１，３２及び３４ははがき代，同支出番号３３は切手代であるであるところ，同はがき代・切手代が政務調査研究費に該当することは，鳥海と同様である。

(エ) 雑誌代

自民一覧表の永田に係る支出番号３６は，雑誌代であるところ，同雑誌代が政務調査研究費に該当することは，石渡と同様である。

(オ) 学費

自民一覧表の永田に係る支出番号３８及び４１は，拓殖大学大学院地方政治行政研究科の学費であるところ，同学費は，高度な専門知識，情報分析能力を習得する実践教育の場である同研究科への通学により，議員個人の能力を高め，区政に還元することで区政の充実に役立つものであり，政務調査研究費に該当する。

(カ) 研修会の会費

自民一覧表の永田に係る支出番号４０及び４２は，研修会の会費であるところ，同支出番号４０は，東日本大震災の被災地を視察するとともに，消防団からその経験・教訓を聞くために要した費用，同支出番号４２は，道徳・教育問題について調査研究するために要した費用であり，いずれも政務調査研究費に該当する。

キ　松本

(ア) アルバイト代

自民一覧表の松本に係る支出番号１ないし１０はアルバイト代であるところ，同アルバイト代は，区政報告の企画・編集・発送を補助するアルバイト１名を雇い入れるために要した費用であり，政務調査研究費に該当する。

また，上記アルバイトは，区政報告の企画・編集・発送を補助させるために，必要の都度，臨時的に雇い入れたものであるから，本件使途基準に反しない。

(イ) 会合の会費・年会費

自民一覧表の松本に係る支出番号１１ないし２９は会合の会費・年会費であるところ，同会合の会費・年会費が政務調査研究費に該当することは，石渡と同様である。

また，上記会合の会費・年会費が，本件使途基準に反しないことも石渡と同様である。

(ウ) 切手代，ラベルシール代，印刷代

自民一覧表の松本に係る支出番号３０ないし３６は切手代，同支出番号８０はラベルシール代，同支出番号８１は印刷代であるところ，同切手代が政務調査研究費に該当することは，鳥海と同様である。また，同ラベルシール代は宛名のラベルシール代であり，同印刷代は封筒の印刷代であり，いずれも区政報告を送付するために要した費用であって，政務調査研究費に該当する。

(エ) タクシー代

自民一覧表の松本に係る支出番号３７ないし４０，４２ないし４４，４７ないし５３及び８２ないし８４は，タクシー代であるところ，同タクシー代が政務調査研究費に該当することは，石渡と同様である。

(オ) 書籍代・雑誌代

自民一覧表の松本に係る支出番号５５，６０，６１，６５及び６６ないし６８は書籍代，同支出番号５６，５７，５９及び６３は雑誌代であるところ，同書籍代・雑誌代が政務調査研究費に該当することは，石渡と同様である。

(カ) 文具代

自民一覧表の松本に係る支出番号６４は文具代であるところ，同文具代は，政務調査活動に使用した手帳の代金であり，政務調査研究費に該当する。

ク 内田

(ア) 会合の会費

自民一覧表の内田に係る支出番号１ないし５は，会合の会費であるところ，同会合の会費が政務調査研究費に該当することは，石渡と同様である。

また，上記会合の会費が，本件使途基準に反しないことも石渡と同様

である。

(イ) パソコン代

自民一覧表の内田に係る支出番号６は，パソコン代であるところ，同パソコン代は，議員控え室用として政務調査活動に使用するノートパソコンの購入代金であり，政務調査研究費に該当する。

(ウ) 学費

自民一覧表の内田に係る支出番号１０は，明治大学大学院ガバナンス研究科（公共政策大学院）の学費であるところ，同学費が政務調査研究費に該当することは，永田と同様である。

ケ 桜井

(ア) 会合の会費・飲食代

自民一覧表の桜井に係る支出番号１ないし９及び１１ないし３０は会合の会費，同支出番号１０及び３１は飲食代であるところ，同会合の会費・飲食代が政務調査研究費に該当することは，石渡と同様である。

また，上記会合の会費が，本件使途基準に反しないことも石渡と同様である。

(イ) タクシー代

自民一覧表の桜井に係る支出番号３２ないし４１は，タクシー代であるところ，同タクシー代が政務調査研究費に該当することは，石渡と同様である。

(ウ) 梱包発送代

自民一覧表の桜井に係る支出番号４９は，梱包発送代であるところ，同梱包発送代は，政務調査活動に使用しているプリンターを修理するための梱包発送代であり，政務調査研究費に該当する。

(エ) はがき代

自民一覧表の桜井に係る支出番号５６及び５７ははがき代であるとこ

ろ，同はがき代が政務調査研究費に該当することは，鳥海と同様である。

コ　戸張

(ア)　飲食代，会合の会費・年会費

自民一覧表の戸張に係る支出番号１及び９は飲食代，同支出番号２ないし７，１０ないし２１，２３ないし２６，２８ないし３２，４９及び５２は会合の会費，同支出番号８は東京ライオンズクラブの例会費，同支出番号２７は同クラブの新年会費，同支出番号４６は同クラブの委員会報告・新旧役員懇談会費，同支出番号４７は同クラブの年会費の半期分，同支出番号４８は同クラブの特別会費，同支出番号５０は同クラブの年会費の半期分と６０周年記念の特別会費，同支出番号５１は同クラブの例会費であるところ，同飲食代，会合の会費・年会費が政務調査研究費に該当することは，石渡と同様である。

また，上記会合の会費が，本件使途基準に反しないことも石渡と同様である。

(イ)　切手代

自民一覧表の戸張に係る支出番号３５及び３６は切手代であるところ，同切手代が政務調査研究費に該当することは，鳥海と同様である。

(ウ)　タクシー代

自民一覧表の戸張に係る支出番号３７及び４２ないし４５は，タクシー代であるところ，同タクシー代が政務調査研究費に該当することは，石渡と同様である。

(エ)　アルバイト代

自民一覧表の戸張に係る支出番号５３は，アルバイト代であるところ，同アルバイト代は，議会活動及び政務調査活動に関する書類を整理するなど事務作業を補助するアルバイト１名を雇い入れるために要した費用であり，政務調査研究費に該当する。

また，上記アルバイトは，書類整理等の事務作業を補助させるために，戸張と生計を同じくする親族に当たらない，戸張の長女を，必要の都度，臨時的に雇い入れたものであるから，本件使途基準に反しない。

サ　自民会派

(ア)　アルバイト代

自民一覧表の自民会派に係る支出番号１ないし１１は，アルバイト代であるところ，同アルバイト代は，区政報告の宛名書き，切手貼り，発送と委員会資料の整理を補助するアルバイト１名を雇い入れるために要した費用であり，政務調査研究費に該当する。

また，上記アルバイトは，区政報告の宛名書き，切手貼り，発送と委員会資料の整理を補助させるために，１か月２６時間の範囲内で，必要の都度，臨時的に雇い入れたものであるから，本件使途基準に反しない。

(イ)　喫茶代・飲食代・会合の会費

自民一覧表の自民会派に係る支出番号１２，１９，２０，２２，２４及び２６は喫茶代・飲食代，同支出番号２１は会合の会費であるところ，同喫茶代・飲食代・会合の会費が政務調査研究費に該当することは，石渡と同様である。

同支出番号１３ないし１８，２３，２５及び２７も喫茶代・飲食代であるところ，同喫茶代・飲食代は，他会派の所属議員を交えて，議会の本会議や委員会での質問等に備えて千代田区の諸課題の調査研究のために開催した会議に要した費用であり，政務調査研究費に該当する。

(ウ)　切手代

自民一覧表の自民会派に係る支出番号２８ないし３０は切手代であるところ，同切手代が政務調査研究費に該当することは，鳥海と同様である。

(エ)　シュレッダー代・扇風機代・事務用品代

自民一覧表の自民会派に係る支出番号３１はシュレッダー代，同支出番号３２はシュレッダーの送料，同支出番号３３は扇風機代，同支出番号３４ないし４０は事務用品代であるところ，同シュレッダー代・扇風機代は，議員控え室用のシュレッダー，扇風機の代金であり，同事務用品代は，政務調査活動に使用する事務用品の代金であり，政務調査研究費に該当する。

(3) 自民会派の不当利得の成立範囲（争点３）について

（自民会派の主張の要旨）

本件条例１５条１項によれば，政務調査研究費の交付を受けた会派は，その年度において交付を受けた政務調査研究費の総額（交付額）から当該会派がその年度において政務調査研究を推進するために必要な経費として支出した総額（執行額）を控除して生じた残余の額（不用額）を議長に返還するものとされているところ，自民会派の本件政務調査研究費の交付額は１６５０万円，決算報告書上の執行額は１７４５万０６９９円で，不用額に９５万０６９９円のマイナスが生じているから，自民会派が不当利得返還義務を負うとしても，違法とされる額が９５万０６９９円を超えた場合に限られる。なお，自民会派は，その後に，前提事実(4)ウ及びキの合計２８万６７３３円を自主返還したが，交付額及び執行額ともに同額を控除した金額となり，不用額として計算される金額は変わらない。

（原告の主張の要旨）

本件訴訟における請求は，使途基準に基づかない支出がある場合の本件条例１５条２項及び民法上の不当利得返還請求権の管理を怠る事実に基づくものであって，同条１項の剰余金の返還を求めるものではないから，マイナスの「不用額」が生じていたとしても，支出を返還すべき範囲がそれによって何らかの影響を受けることにはならない。同条３項もその旨を注意的に規定しており，使途基準に違反して支出した場合（目的外の支出分も同様に解さ

れる。)，その額は根拠なく交付された額として，同項により交付額がその分減額され，換言すれば，その支出分について交付を受ける法的根拠を喪失し，法律上の原因なくして千代田区から金銭を受領したことになるものである。

(4) 本件公明支出の違法性（争点４）について

（原告の主張の要旨）

本件公明支出は，いずれも，本件使途基準に反し，政務調査研究のための支出ではないことが一般的，外形的に認められる。個別の支出についての主張は，公明一覧表の「原告の主張」欄記載のとおりである。

（被告の主張の要旨）

本件公明支出は，本件使途基準に違反する支出には当たらない。

(5) 公明会派に対する不当利得返還請求権の存否（争点５）について

（被告の主張の要旨）

前提事実(4)カのとおり，公明会派から本件公明支出に係る政務調査研究費を返還する旨の申出があった。被告は，公明会派に対する返還請求権を有しないとの立場ではあったが，政務調査研究費は交付金であり，交付を受けた者が政務調査研究費を充てることのできる費用に，一旦これを充てたものの，その後，他の財源を充てることとしたために政務調査費が充てられないこととなった場合に，任意に政務調査研究費を返還することは，本件条例１５条１項により当然に想定，許容されている（この点，他の財源を充てるかを判断する余地のない旅費とは異なる。)。しかるところ，上記申出は，既に受領した金員について，自主的に政務調査研究費として取り扱わないことにする趣旨の申出と理解することができ，この理解によれば，公明会派が当初受領した金員は，それを保有する法律上の原因を欠くことになったものである。

このように千代田区は，上記公明会派からの申出により一旦は本件公明支出相当額の金員返還請求権を有することになったが，直ちに民法７０３条及

び４０４条に基づき同額及び利息を受領したため，千代田区は，公明会派に対する不当利得返還請求権を有しない。

（原告の主張の要旨）

会派は，受領した政務調査研究費を任意に返還することはできず，千代田区がこれを受領した場合，当該行為は公職選挙法１９９条の２で禁止されている寄附に該当する。被告は，政務調査研究費と同様に議員としての活動のために要する経費を区が負担する趣旨で費用弁償されている議員の旅費については，議員が返還を申し出た場合にもこれを受領せず，その理由について，支給の有無を各議員が任意に決められるものではないため，一旦支給されたものを返還することは公職選挙法１９９条の２で禁止されている寄附に該当すると説明していたのであり，これと上記被告の主張は明らかに矛盾している。

そうすると，公明会派が返還を申し出たことにより，不当利得返還請求権が発生する根拠とはなり得ず，発生した不当利得返還請求権について支払を受けたとはいえない。

また，公明会派による返還が本件条例１５条１項による剰余金の返還としてされたのだとすれば，公明会派から平成２３年度の決算報告書について訂正の申出があったはずであるが，公明会派から訂正の申出はされておらず，公明会派からの金銭の受入れの事実関係と整合しない。

(6) 本件ネットワーク支出の違法性（争点６）

（原告の主張の要旨）

本件ネットワーク支出は，いずれも，本件使途基準に反し，政務調査研究のための支出ではないことが一般的，外形的に認められる。個別の支出についての主張は，ネットワーク一覧表の「原告の主張」欄記載のとおりである。

（ネットワーク会派の主張の要旨）

本件ネットワーク支出は，別紙３の「中村の説明および反論」欄記載のと

おり，いずれも，本件使途基準に反するものではなく，政務調査研究のために支出したものである。

第３　当裁判所の判断

１　本件各支出の違法性の判断基準（争点１）

(1) 交付された政務調査研究費が不当利得となる場合について

ア　前記第２の２のとおり，地方自治法１００条１４項は，政務調査費の交付につき，普通地方公共団体が，条例の定めるところにより，その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として，その議会における会派又は議員に対して政務調査費を交付することができるとしつつ，その交付の対象，額及び方法は，条例で定めなければならないと定めているところ，同条の規定に基づいて政務調査研究費の交付に関し必要な事項を定める本件条例は，政務調査研究費の使途範囲について，その交付を受けた会派及び所属議員が，別に定める使途基準に基づき，適正に使用しなければならない旨規定している（１条，４条，１３条）。

そして，この別に定める使途基準として，千代田区議会規則として本件使途基準が定められ，本件使途基準においては，人件費，会議費，視察・研修費，通信費，交通費，印刷費，消耗品費，備品費，図書・資料費，レンタル・リース費及び課題別経費のそれぞれについて，使途内容及び使途禁止事項が定められている。

さらに，本件条例は，本件使途基準に基づかない支出があると認められるときは，当該支出に係る経費の全額を返還しなければならず，返還金が発生したときは，当該返還額をすでに交付した額から減額した額を交付額とするものとする旨規定している（１５条２項，３項）。

以上の法令の規定によれば，千代田区における地方自治法上の政務調査費である政務調査研究費は，本件使途基準に合致する使途にのみ使用されることを前提として，これを会派に交付するものとしていることが明らか

であって，ある会派において政務調査研究費が本件使途基準に適合しない使途に充てるために支出された場合（以下「使途範囲外支出」という。）には，条例の根拠なく金員の交付を受けて利得を得たことになり，また，地方自治法が条例に委任した趣旨に反して政務調査研究費の交付を受けているものとして違法な状態にあることにもなるから，その利得については法律上の原因を欠き，これにより損失を被る千代田区は当該会派に対して民法上の不当利得返還請求権を有するものと解される。

イ　ところで，本件使途基準においては，人件費，会議費等の費目に区分し，それぞれについて許容される使途内容をやや抽象的に規定した上，一定の費目につき，特定の経費を「使途禁止事項」と規定している（例えば，人件費につき，日常的な事務員の雇用などが使途禁止事項とされる。）。このような定めに照らすと，上記のうち，使途禁止事項とされている経費に係る支出については，直ちに使途範囲外支出に当たると解される。また，経費の支出の対象となる行為が，その客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性を欠く場合や，当該行為に係る経費の支出の必要性に関する当該議員の判断が合理性を欠く場合などには，使途範囲外支出に当たると解される。（最高裁平成２１年（行ヒ）第２１４号同２２年３月２３日第三小法廷判決・集民２３３号２７９頁，最高裁平成２２年（行ヒ）第４２号平成２５年１月２５日第二小法廷判決・集民２４３号１１頁参照）

ウ　また，本件使途基準については，千代田区議会運営委員会によって，本件注意事項が定められているところ，この本件注意事項は，千代田区議会における任意の自主的な申し合わせの類にすぎないと考えられるとはいえ，政務調査研究費が地方自治法上の「議会の議員の調査研究に資するため必要な経費」として本件使途基準に合致する経費の支出に充てられたことを明確にするため，政務調査研究費の適正かつ透明性を確保するために設置

された審査会の意見書等を踏まえて，会派及び議員が従うべき注意事項及び指摘事項として，具体化，明確化されたものであり，議会の自律性が尊重されるべき制度下において当該議会の意思が発現されたものと考えられることからすると，地方自治法及び本件使途基準の趣旨に合致しない不合理なものと認められない限り，本件使途基準の解釈の指針として（すなわち，上記の合理的関連性の有無や必要性の有無の判断の指針として）参照すべきものであると解される。

しかるところ，本件注意事項には，使途の合理的関連性又は必要性の点に配慮し，社会通念等に照らして第三者から誤解を受けかねないものについては政務調査研究費の対象外とする旨の規定（例えば，会議費につき，会議に不向きな場所での打合せ等は対象外とすることなど）や，使途の明瞭性に配慮し，支出の内容に関して一定程度具体的な立証を求める旨の規定（例えば，宛名が会派又は議員名である領収書が必要であること，人件費については，勤務日や時間を記入し，出勤簿を備え，勤務内容を明確にすることなど）が置かれており，これらの規定を含め，本件注意事項中に，地方自治法及び本件使途基準の趣旨に反するものとして不合理である点は見当たらない。

(2) 主張立証責任

不当利得返還請求権の発生原因事実の一つである法律上の原因がないことは，当該請求権があると主張する者において主張立証しなければならないと解するのが相当である（最高裁昭和３７年（オ）第１１８５号同３９年４月７日第三小法廷判決・集民７３号３５頁，最高裁昭和５８年（オ）第９３４号同５９年１２月２１日第二小法廷判決・集民１４３号５０３頁参照）。

しかるに，上記(1)イで判示したところに照らせば，本件条例及び本件規則の下においては，本件使途基準が使途禁止事項として規定した特定の経費については，原告において，本件各支出がそれに該当することを主張立証す

れば，使途範囲外支出であると認められることとなる。

また，本件条例及び本件規則の下において，会派は，四半期ごとに中間報告書及び決算報告書を提出し，これらの報告書には支出の内容を明らかにする領収書等の原本を添付することとされ，また，各会派の運用上，上記報告書には会計整理表及び会計整理票を添付して，個別の領収書に対応する形でその支出に関する概括的な内容を記載する扱い（自民会派の場合，人件費であれば作業内容に応じた４類型，会議費であれば支出理由に応じた５類型から選択するなどの扱い）がされているところ，これらの書面（以下「会計整理票及び領収書等」という。）から個別の支出の内容を概括的に知ることはできるとしても，本件使途基準に合致した支出かどうかを判断するに足りる詳細な情報を必ずしも得ることはできないという状況にあることを勘案すると，原告において，本件各支出に関して，本件使途基準に合致した支出でないことを推認させる一般的，外形的な事実の存在を主張立証した場合には，当該支出が使途範囲外支出であることが事実上推認されるというべきである。そして，原告は，上記の外形的事実として，行為の目的や性質に照らして議員の調査研究活動との間に明らかに合理的関連性を欠くことを基礎付ける事実や，支出の必要性に関する当該議員の判断が明らかに合理性を欠くことを基礎付ける事実を主張立証する必要があると解され（上記(1)イ参照），それらの主張立証がされた場合は，被告においてこれを覆す適切な立証を行わない限り，使途範囲外支出であると認められることとなる。

さらに，上記(1)ウで判示したとおり，本件注意事項において，使途の明瞭性に配慮した注意事項等が規定されていることからすると，原告において，本件各支出に関して，上記の注意事項等を遵守しないものがあるという外形的事実を主張立証した場合にも，当該支出が使途範囲外支出であることが事実上推認され，その場合は，被告においてこれを覆す適切な立証を行わない限り，使途範囲外支出であると認められると解することが相当である。

(3) 不当利得返還請求権の存在が認められた場合と違法に怠る事実

被告は，議会の機能を十分に発揮するためには議員の所属会派の活動の自由を尊重することが重要であり，議員による調査研究の対象が相当程度広範にわたることが許容されるべきで，その調査研究の手段選択について，議員の自主性，自律性が尊重されなければならないところ，本件条例上，被告は政務調査研究費に係る収支報告を受けるものとはされておらず，形式的な審査権も有していないとして，本件各支出については，千代田区議会議長の判断により適正に執行されているものと認識している以上，被告は不当利得返還請求権の行使を違法に怠っていないと主張する。

しかしながら，被告が政務調査研究費に係る収支報告を受ける立場にはなく，また，千代田区議会議長において本件各支出が適正に執行されているとの認識があるとしても，本件条例及び本件規則に照らして本件各支出が使途範囲外支出に充てられたことが認められる場合においては，前記(1)アに判示したとおり，地方自治法が条例に委任した趣旨に反して政務調査費の交付を受けているものとして違法な状態にあると考えられる以上，被告においてその不当利得返還請求権の行使を怠ることが違法でないということはできない。上記被告の主張は，採用することができない。

(4) 以下では，上記判断基準及び主張立証責任を前提に，本件各会派ごとに，本件使途基準が定める費目の順に従い，本件各支出の違法性を個別に判断する。（なお，自民会派は，本件訴訟に補助参加しているものの，前記第２・4(2)（自民会派の主張の要旨）のとおり概括的な主張をするにとどまり，一部を除き，本件自民支出が本件使途基準に合致していることについて，原告の主張を踏まえた具体的な主張立証をしていない。）

2　自民会派に対する不当利得返還請求権（争点２及び３）について

(1) 本件自民支出の違法性（争点２）について

ア　人件費

(ア) 本件使途基準は，人件費について，調査研究を補佐又は補助するための人的経費を使途内容とし，日常的な事務員及び家族の雇用を使途禁止事項として定めている。また，本件注意事項は，調査研究を補佐又は補助する者の勤務日，時間を記入し，勤務内容を明確にし，出勤簿を備えることを定めている。

そうすると，本件条例及び本件規則の下においては，人件費を政務調査研究費として支出する場合，①日常的な事務員の人的経費に係る支出，②家族の人的経費にかかる支出については，いずれも使途範囲外支出とされるべきであるし，③会計整理票及び領収書等において勤務日や勤務内容が明確にされていない支出などについては，使途範囲外支出であることが事実上推認されるというべきである。

この点に関し，自民会派は，本件使途基準が禁止している「家族の雇用」（上記②）は，生計を同じくする親族に限られると主張する。しかしながら，本件使途基準が家族の雇用を禁止した趣旨は，家族は議員と密接な関係にあるがゆえに勤務実態や支出実態を欠いたものとなる危険があり，また，お手盛りとなる危険があることを勘案したものと解されるのであり，上記の「家族」を生計を同じくする親族に限定する理由は見当たらない。したがって，少なくとも議員の両親，配偶者及び子の人的経費に係る支出であれば，家族の雇用に当たるというべきであり，かかる自民会派の主張は採用できない。

なお，本件注意事項には，「領収書の宛名が会派や議員名と違うもの」は政務調査研究費として支出できない旨の定めがあるが，これと異なり，領収書に宛名が記載されていないものや，宛名が議員等自身により記入されたことが疑われるものについては，世上，領収書が金額及びただし書のみを記されて交付される場合も少なくはないと考えられることからすると，これらの事情をもって上記の定めの場合と同視すること

はできないというべきであり，このことから直ちに使途範囲外支出であることが事実上推認されることにはならないというべきである（以下，この点につき，各費目を通じて同じ。）。

(イ) 嶋崎が雇用した者に係る経費

自民一覧表の嶋崎に係る支出番号２８及び２９については，会計整理票及び領収書等（乙Ａ７）によれば，小田川由美子を平成２３年８月１日から５日まで，同年９月１２日から１６日まで雇用した経費であることを報告していることが認められるが，これによっても，勤務内容が明確にされていないから，上記③に該当し，使途範囲外支出であることが事実上推認される。これについて，自民会派は，区政報告又は議会準備を補助するアルバイトであった旨主張するが，これを認めるに足りる証拠はないことからすると，上記支出は，使途範囲外支出であると認められる。

他方，自民一覧表の嶋崎に係る支出番号３０については，会計整理票及び領収書等（乙Ａ１３）によれば，雇用期間を平成２４年３月１２日ないし１６日，作業内容を会派事務として，小田川由美子を雇用した経費であることを報告していることが認められる。これについて，原告は，小田川由美子が嶋崎の経営する店の従業員であると主張するが，仮にそうであったとしても，上記の報告内容に係る事実を直ちに覆すものとまではいえず，他に同人が調査研究とは無関係の仕事に従事していたことを認めるに足りる証拠はない。そうすると，上記支出は，使途範囲外支出であるとは認められない。

(ウ) 松本が雇用した者に係る経費

自民一覧表の松本に係る支出番号１ないし１０については，会計整理票及び領収書等（乙Ａ４，７，１０，１３）によれば，勤務日を１月当たり４ないし８日，勤務内容を事務手伝いとして，矢澤峯子を雇用した

経費であることを報告していることが認められる。もっとも，会計整理票には，その作業内容を「その他」として報告していて，その具体的内容の記載はなく，また，領収書記載の「事務手伝い」とあるだけでは，議員の調査研究に資する費用であることを基礎付ける勤務内容が明確にされているとはいえない。したがって，上記③に該当し，使途範囲外支出であることが事実上推認される。これについて，自民会派は，区政報告の企画，編集，発送を補助するアルバイトであった旨主張するが，これを認めるに足りる証拠はないことからすると，上記支出は，使途範囲外支出であると認められる。

(エ) 戸張が雇用した者に係る経費

自民一覧表の戸張に係る支出番号５３については，争いのない事実，会計整理票及び領収書等（乙Ａ１０）によれば，戸張の長女である末吉くに子を雇用した経費であることを報告していることが認められ，上記②に該当し，使途範囲外支出であるというべきである。

(オ) 自民会派が雇用した者に係る経費

自民一覧表の自民会派（固有）に係る支出番号１ないし１１については，会計整理票及び領収書等（乙Ａ４，７，１０，１３）によれば，勤務日を１月当たり１３日ないし１４日，勤務内容を会派事務ないし資料収集として，富永佳子を雇用した経費であることを報告していることが認められるところ，これらが平成２３年５月から平成２４年３月までの本件政務調査研究費に係る期間のすべての月にわたって毎月１３日程度雇用し定額の８万円を支出したとの内容であることにも鑑みると，会派事務又は資料収集を恒常的に行うために同一の人物を継続的に雇用していたことが推認されるから，日常的な事務員の人的経費として支出したものと認められ，上記①に該当し，使途範囲外支出であるというべきである。これについて，自民会派は，区政報告の宛名書き，切手貼り，発

送と委員会資料の整理を補助させるために必要の都度臨時的に雇い入れたアルバイトである旨主張するが，上記の勤務態様及び雇用態様に照らし，臨時的な雇用であると認めることはできない。

(カ) 以上のとおり，費目を人件費とする本件自民支出のうち，自民一覧表「類型」欄に人件①ないし③として記載している支出については，上記①ないし③に該当すると認められ，使途範囲外支出であるというべきである。

イ　会議費

(ア) 本件使途基準は，会議費について，調査研究のための外部折衝に必要な経費及び会費を使途内容とし，飲食費は１人当たり５０００円以内とすることを定め，飲食を主目的とした会議及び政党のパーティーを使途禁止事項と定めている。また，本件注意事項は，当該会議の参加人数と会議内容を記載すること，飲食費が１人当たり５０００円を超えた場合にはその理由を記載することを定め，会議に不向きな場所での打ち合わせ，後援会で使用した茶菓代及び同窓会年会費は政務調査研究費の対象外とすると定めている。他方，上記の定めからすると，本件使途基準及び本件注意事項は，後援会以外で使用する茶菓代を会議費とすることを明示的には禁じていないが（なお，食事の時間帯以外に開催する政務調査活動のための会議等において喉を潤す程度のものとして供される茶菓に係る経費は，その性質上，上記の飲食費には含まれないということができる。），茶菓代の金額が社会通念上相当な範囲を超える場合は，調査研究のための外部折衝たる会議とは合理的関連性を欠くものとして，本件使途基準に適合しないものとなると解される。

以上の諸点を勘案すると，本件条例及び本件規則の下においては，会議費を政務調査研究費として支出する場合，①会合が飲食を伴うものであって会議費の実質が飲食費であると認められるときは，１人当たり５

０００円を超える金額の部分は使途範囲外支出に当たるというべきであり，②会計整理票及び領収書等において，会議の参加人数の記載がない支出は，使途範囲外支出であることが事実上推認され，③会計整理票及び領収書等における会議の参加人数や会議内容の記載からして，支出の前提となった会合の存在が明らかではない支出は，使途範囲外支出であることが事実上推認されると解される。そして，④会合が茶菓を伴うものであって会議費の実質が茶菓代であると認められるときは，社会通念上相当な範囲を超える金額の部分は，明らかに合理的関連性を欠くものとして使途範囲外支出であることが事実上推認されるというべきである。

(イ) 懇親会，総会，忘年会，新年会，祝賀会，懇親旅行会など飲食を伴う会合に係る経費

自民一覧表の石渡に係る支出番号７，１２ないし１４，４０，４２，４３，４７ないし４９，５１ないし５４，６４及び６６，同髙山に係る支出番号１ないし４，６ないし８，１０ないし１８，２０ないし２６及び２８ないし３３，同鳥海に係る支出番号１ないし６，８ないし１３及び１５ないし２４，同小林に係る支出番号１，２，７及び１０，同嶋崎に係る支出番号２ないし５，７，９ないし１４及び１７ないし２３，同永田に係る支出番号１，２，４，５，７ないし１３，１５，１７及び１８，同松本に係る支出番号１１ないし１５，１８及び２１ないし２９，同内田に係る支出番号１ないし５，同桜井に係る支出番号１ないし３，５ないし７，１１，１３ないし１８，２０ないし２５及び２７ないし３０並びに同戸張に係る支出番号１ないし７，１０ないし２１，２３及び２５ないし３１については，会計整理票及び領収書等（甲Ａ３１，３２，乙Ａ４，７，１０，１３）によれば，千代田区観光協会，千代田区商工業連合会，千代田区体育協会，千代田区ゴルフ協会，千代田区薬剤師会，千代田区日中友好協会，千代田区商店街連合会，千代田区運送事業協会，

千代田区歯科医師会，東京都トラック協会千代田支部，神田料理飲食業組合連合会，麹町料理飲食業組合連合会，神田防犯協会，神田消防団，麹町消防団，東京お茶の水ロータリークラブ，お茶の水スリーローズ野球クラブ，千代田区少年野球連盟，和泉橋地区連合町会，神保町地区町会連合会，神保町一丁目町会，西神田町会，三崎町一丁目町会，九段商店街振興会，日テレ通り振興会などの各種団体が開催した，懇親会，総会，忘年会，新年会，祝賀会，懇親旅行会，宿泊研修会などの会合に係る会費等の支出であり，飲食を伴う会合に係る経費であることが報告されていることが認められる。

これらの会合は，その性質上，本来的に区政に関する議論を行う場ではないことが明らかであるが，区議会議員の職務が地域に根ざしたものであり，地域で開催される各種の会合に出席して他の出席者との間で情報交換等を行うことは，議員としての調査研究のための外部折衝であるという側面を有することは一概に否定できないことに照らすと，原告がこれらの会合に関して種々主張することを勘案したとしても，議員の調査研究活動との間に明らかに合理的関連性を欠くとまではいえない。

しかしながら，これらの会合のうち，懇親会，総会，忘年会，新年会，祝賀会等の会費等は，上記のような会合の態様と出席の性格等に照らせば，いずれもその実質において飲食費であると推認される。そうすると，その金額が１人当たり５０００円を超える部分は，使途範囲外支出に当たるというべきである（上記①に該当）。また，町内会の懇親旅行会及び消防団の宿泊研修会の会費等は，飲食費以外にも，宿泊費，交通費等に係る経費の部分を含むことが推認されるが，これらの会合が本来的に区政に関する議論を行う場ではないことをふまえれば，遠方への移動のために必要となる上記の経費の部分は政務調査活動との合理的関連性を欠くことが明らかであり，その余の部分は会議費に係る飲食費として検

討することになるところ，結局，会費等の金額が１人当たり５０００円を超える部分は，使途範囲外支出に当たるというべきである（上記①に該当）。

(ウ) 会議の参加人数が不明な会合に係る経費

自民一覧表の石渡に係る支出番号１５，１７，２１及び２７については，会計整理票及び領収書等（乙Ａ４，７，１０）によれば，会議の参加人数が明らかとされることなく報告されていることが認められる。これらは，使途範囲外支出であることが事実上推認されるところ（上記②に該当），被告及び自民会派の主張立証によっても，会議の参加人数が明らかとされていない。したがって，これらの支出は，使途範囲外支出と認められる。

(エ) 会合の存在自体が不明なものに係る経費

自民一覧表の石渡に係る支出番号３，４，１９，３４，３９，４１，５０，５５，６０，６１，６５，６７，６８，８４，８６及び８７，同髙山に係る支出番号５，９，１９及び６３，同鳥海に係る支出番号７及び１４，同小林に係る支出番号３ないし６及び９，同嶋崎に係る支出番号１，６，８，１５，１６及び２４，同永田に係る支出番号３，６及び１４，同松本に係る支出番号１６，１７，１９及び２０，同桜井に係る支出番号４，８，９，１２，１９及び２６並びに同戸張に係る支出番号２４及び３２については，会計整理票及び領収書等（甲Ａ７，１３，１７，２４，３３，乙Ａ４，７，１０，１３）によれば，喫茶店などにおける会議の参加人数を１人とする支出，町会，協会，医師会，消防団などの団体に支払った何らかの費用としての支出，寄付金及び協賛金としての支出，年会費の支出，レビューショーのチケット代としての支出などであることが報告されていることが認められる。

これらの支出は，いずれも会合に参加することの対価として支出する

経費とはいえず，支出の前提となった会議の存在が明らかではないことからすれば，使途範囲外支出であることが事実上推認される（上記③に該当）。そして，これらの支出に伴い，調査研究のための外部折衝が行われていたことを認めるに足りる証拠はないから，これらの支出は使途範囲外支出と認められる。

(オ) 茶菓として高額なものに係る経費

自民一覧表の石渡に係る支出番号３３，４４，８５及び１３５ないし１４１並びに同髙山に係る支出番号２７については，会計整理票及び領収書等（乙Ａ４，７，１０，１３）によれば，会議で使用した茶菓代に相当する支出であって，会議の参加人数１人当たりの金額が相当程度高額なものであることが報告されていることが認められる。

これらの支出のうち，少なくとも，会議の参加人数１人当たりの金額が５００円を超える部分は，社会通念上相当な範囲を上回り，明らかに合理的関連性を欠くものとして，使途範囲外支出であることが事実上推認されるというべきである（上記④に該当）。そして，これを覆すに足りる被告及び自民会派の主張立証はないことからすると，上記支出は，使途範囲外支出であると認められる。

(カ) 使途範囲外支出とは認められないもの

自民一覧表の石渡に係る支出番号５，６，１６，１８，２０，２２ないし２４，２６，２９，３０，３２，３５，４５，６９ないし７１，７６及び７８ないし８３，同小林に係る支出番号８，同永田に係る支出番号１６及び１９，同桜井に係る支出番号１０及び３１，同戸張に係る支出番号８，９及び２２並びに同自民会派に係る支出の１２ないし２７については，会計整理票及び領収書等（乙Ａ４，７，１０，１３，丙４の２）によれば，飲食を伴う会合の経費であり会議の参加人数当たり５０００円を超えない飲食に係る経費，会議の参加人数１人当たり５００円

を超えない茶菓の購入に係る経費，飲食を伴う会合であることが明らかではない会合に参加するための費用であることが報告されていることが認められる。

これらの会合の中には，ホテル，飲食店，喫茶店等で開催されているものがあるが，会議の目的達成の上で関係者との会食等を要する場合や，当該会議を行う日時について食事以外の日程をとることが困難である場合もあり得ることや，本件使途基準における使途内容として１人当たり５０００円を超えない飲食費を支出することが許容されていることを勘案すると，これらの場所における会合が，一概に会議に不向きな場所での打合せ等であると断定することはできないし，これらの会合が，飲食を主目的とするものであると断定することもできない。また，これらの費用の中には，千代田区議会議長においては議長交際費として支出しているものがあるが（甲９），そうであるからといって，他の議員において直ちに政務調査研究のための外部折衝ではないとまではいえない。したがって，上記の各点をもってしても，議員の調査研究活動との間に合理的関連性を欠くことが明らかであるとまではいえない。

(ｷ) 以上のとおり，費目を会議費とする本件各支出のうち，支出一覧表「類型」欄に会議①ないし④として記載している支出については，それぞれ上記①ないし④に該当すると認められ，支出一覧表の「使途範囲外支出と認められる額」欄記載の金額について使途範囲外支出であるというべきである。

ウ　視察・研修費

(ｱ) 本件使途基準は，視察・研修費について，視察，研修会及び報告会に係る経費（講師又は協力者への謝礼を含む。）を使途内容とし，所属政党の研修会及び大会を使途禁止事項として定めている。また，本件注意事項は，視察の経費は実費額とすること，視察先及び研修会での講師又

は協力者への謝礼は，区の講師謝礼支出基準を参考とし，基準に当てはまらない場合は理由を明確に記載することなどを定めている。

そうすると，本件条例及び本件規則の下においては，①所属政党の研修会及び大会に係る支出は使途範囲外支出に当たるというべきであり，②また，視察又は研修先とされる団体が，議員の視察対象となり得る事業又は研修事業を行っていないなど，その活動内容等に照らし政務調査活動との合理的関連性を明らかに欠く場合の支出は，使途範囲外支出であることが事実上推認されると解される。

(イ) 区議会議員連絡協議会に係る経費

自民一覧表の自民会派に係る支出番号４１については，会計整理票及び領収書等（甲Ａ４１，乙Ａ１３）によれば，自民党の区議会議員連絡協議会に必要な経費であることが報告されていることが認められる。そして，かかる支出は政党の研修会ないし大会に要した費用であるというべきであり（上記①に該当），使途範囲外支出であると認められる。

(ウ) 東京ライオンズクラブに係る経費

自民一覧表の戸張に係る支出番号４６ないし４８，５０及び５１については，会計整理票及び領収書等（甲２０，甲Ａ１４，２２，乙Ａ１０，１３，弁論の全趣旨）によれば，東京ライオンズクラブに係る年会費，特別会費などの支出であることが報告されていることが認められる。しかるに，東京ライオンズクラブは，奉仕活動事業を行う社会奉仕団体であって，正会員及び賛助会員の支払う会費等から事業費を拠出しているものであるから，視察又は研修先とされる団体の活動内容等に照らし，政務調査活動との合理的関連性を明らかに欠くということができ，使途範囲外支出であることが事実上推認される（上記②に該当）。そして，これを覆すに足りる被告及び自民会派の主張立証はないことからすると，これらの支出は，使途範囲外支出と認められる。

(エ) 使途範囲外支出とは認められないもの

自民一覧表の高山に係る支出番号６２，同永田に係る支出番号３８及び４０ないし４２，同内田に係る支出番号１０並びに同戸張に係る支出番号４９及び５２については，会計整理票及び領収書等（甲２０，甲Ａ１７，３５，乙Ａ４，７，１０）によれば，東京教育懇話会，麹町消防団，二宮報徳会，和泉橋菊寿会などの団体等において実施される研修，宿泊研修（石巻被災地視察），講演会などに参加するために必要な費用や，拓殖大学大学院地方政治行政研究科，明治大学専門職大学院ガバナンス研究科において大学院生として研究するために必要な費用などであることが報告されていることが認められる。

これらの団体等の中には，必ずしも活動内容が明らかではないものもあるが，原告がこれらの支出に関して種々主張することを勘案したとしても，政務調査活動との合理的関連性を明らかに欠くとまではいえない。また，議員が大学院に通学することは議員の調査研究活動の基盤の充実を図るという政務調査研究費の趣旨に合致するものであるといえ，議員就任前から大学院に在籍していたとしても，議員就任後の期間に対応する学費についてはそのことが直ちに否定されるとはいえず（なお，自民一覧表の永田に係る支出番号３８に対応する支出の一部返金額は，議員就任前の期間に対応する金額であると推認される。），政務調査活動との合理的関連性を明らかに欠くとまではいえない。

(オ) 以上のとおり，費目を視察・研修費とする本件自民支出のうち，自民一覧表「類型」欄に視察研修①又は②として記載している支出については，それぞれ上記①又は②に該当すると認められ，使途範囲外支出であるというべきである。

エ 通信費

(ア) 通信費について，本件使途基準は，会派については，電話，ファクシ

ミリ及びインターネットに係る料金，携帯電話料金，切手及びはがき等の郵便料金，宅配便等の発送に係る料金，自宅については，電話を２回線保有している場合で議員活動専用に使用し，議長に届け出ている１回線に係る料金，インターネットのプロバイダー及び通信費に係る料金を使途内容として定めている。また，本件注意事項は，電話，ファクシミリ及びインターネットに係る料金は会派又は自宅において，議員本人の使用に限ると定め，ホームページの作成及び保守に係る料金はホームページの内容に基づき按分することとして，その他の議員活動が混在する場合には経費のうち合理的に説明できる割合又は２分の１を上限とする適切な額を支出できると定めている。

他方，本件使途基準及び本件注意事項には，あいさつ状に係る通信費に関する定めはないが，公職選挙法１４７条の２の規定により，公職にある者は，当該選挙区内にある者に対し，答礼のための自筆によるものを除き，年賀状，寒中見舞状，暑中見舞状その他これに類するあいさつ状（以下「年賀状等」という。）を出してはならないとされており，年賀状等の発出に係る経費は，政務調査活動との合理的関連性を明らかに欠くものとして，使途範囲外支出であることが事実上推認されるというべきである。

(イ) 年賀状等に用いるはがき等の購入に係る経費

自民一覧表の鳥海に係る支出番号７０ないし７２，同小林に係る支出番号１１ないし１４，同嶋崎に係る支出番号２７のうち年賀はがきに係る５０００円，同永田に係る支出番号３２及び３４については，会計整理票及び領収書等（甲Ａ１８，乙Ａ４，７，１０，１３）によれば，年賀はがき，暑中見舞いないし残暑見舞い用の夏はがき及び慶事用の切手の購入並びに議長就任のあいさつ用のはがきの送付に係る経費であることが報告されていることが認められる。これらは議員の調査研究の端緒

となることが通常想定し難い郵便に係るものであって，政務調査活動との合理的関連性を明らかに欠くものの購入に係る支出であり，使途範囲外支出であることが事実上推認される。そして，これを覆すに足りる被告及び自民会派の主張立証はないことからすると，上記支出は，使途範囲外支出であると認められる。

(ウ) 使途範囲外支出とは認められないもの

一方，自民一覧表の小林に係る支出番号１５，同嶋崎に係る支出番号２５，２６及び２７のうちはがきに係る５万１５００円，同永田に係る支出番号３３及び３５，同松本に係る支出番号３０ないし３６，同桜井に係る支出番号５６及び５７，同戸張に係る支出番号３５及び３６並びに同自民会派に係る支出番号２８ないし３０については，会計整理票及び領収書等（乙Ａ７，１０，１３）によれば，はがき及び切手の購入，国際スピード郵便の送付に係る経費であることが報告されていることが認められる。

これらの切手の購入経費の中には，販売品であるフレーム切手の購入に係る経費もあるが，当該フレーム切手に含まれる切手の内訳は明らかではなく，直ちに通信に要した経費ではないとまではいえない。また，これらの切手等は，議員がその調査研究に役立てることを目的として地域住民等との間で通信をするために利用する可能性を一概に否定できないことに照らすと，原告がこれらの支出に関して種々主張することを勘案したとしてもなお，議員の調査研究活動との間に明らかに合理的関連性を欠くとまではいえない。

(エ) 以上のとおり，費目を通信費とする本件自民支出のうち，自民一覧表「類型」欄に通信①として記載している支出については，支出一覧表の「使途範囲外支出と認められる額」欄記載の金額について使途範囲外支出であるというべきである。

オ　交通費

(ア)　本件使途基準は，鉄道運賃（ＪＲ，私鉄，地下鉄），バス代，タクシー代料金，航空運賃等の移動のための経費を使途内容とし，自家用車のガソリン代，高速道路等の利用料及び駐車料金を使途禁止事項として定めている。また，本件注意事項は，交通の目的を記載すること，交通機関利用の場合には乗降地を記載すること，鉄道等の利用で自動券売機等で購入した場合に限り領収書は不要とすることを定めている。

そうすると，本件条例及び本件規則の下においては，交通費を政務調査研究費として支出する場合，①交通の目的の不明な支出，②交通機関利用において乗降地の不明な支出，③移動の実態がない支出などについては，使途範囲外支出であることが事実上推認されると解される。

(イ)　使途範囲外支出と認められるもの

自民一覧表の高山に係る支出番号４２，同松本に係る支出番号４７ないし５２，８２及び８３並びに同桜井に係る支出番号３２については，会計整理票及び領収書等（乙Ａ１０，１３）によれば，支出理由を明らかにしていないことが認められ，上記①に該当し，使途範囲外支出であることが事実上推認される。

また，自民一覧表の石渡に係る支出番号１１３及び１１９，同鳥海に係る支出番号４１並びに同桜井に係る支出番号３２については，会計整理票及び領収書等（乙Ａ４，７，１０）によっても，乗降地は明らかではないことからすれば，上記②に該当し，使途範囲外支出であることが事実上推認される。

さらに，自民一覧表の鳥海に係る支出番号４５及び同桜井に係る支出番号３９については，会計整理票及び領収書等（乙Ａ１０）によれば，それぞれ，同鳥海に係る支出番号４６，同桜井に係る支出番号４０と同一の支出であることから，交通費の支出の前提となる交通の実態が認め

られず，上記③に該当し，使途範囲外支出であることが事実上推認される。

上記の各支出については，上記の各推認を覆すに足りる被告及び自民会派の主張立証はないことからすると，使途範囲外支出であると認められる。

(ウ) 使途範囲外支出とは認められないもの

自民一覧表の石渡に係る支出番号１０６ないし１１２，１１４ないし１１８及び１２０ないし１３４，同髙山に係る支出番号３４ないし４１及び４３ないし５７，同鳥海に係る支出番号２５ないし４０，４２ないし４４及び４６ないし６８，同嶋崎に係る支出番号３１ないし３３，同永田に係る支出番号２０ないし３０，同松本に係る支出番号３７ないし４４，５３及び８４，同桜井に係る支出番号３３ないし３８，４０及び４１並びに同戸張に係る支出番号３７及び４２ないし４５については，会計整理票及び領収書等（乙Ａ４，７，１０，１３，丙５の２）によれば，いずれも，乗降地を明らかにした上で，打ち合わせ，情報収集，相談業務，各種会議出席等のための移動に要した交通費であることが報告されていることが認められる。そして，公共交通機関の利用が可能な地域であるとしても，タクシーによる移動であることをもって直ちに本件使途基準に反し，調査研究に資することのない経費であるとはいえないし，移動経路や交通状況によって乗降地から推定されるタクシー料金と異なることも想定し得ることからすれば直ちに乗降地が虚偽であると認められるものではない。原告がこれらの支出に関して種々主張することを勘案したとしても，これらの支出が，政務調査活動との合理的関連性を明らかに欠くということはできず，また，明らかに不必要であるともいえない。

(エ) 以上のとおり，費目を交通費とする本件自民支出のうち，自民一覧表

「類型」欄に交通①，②又は③として記載している支出については，それぞれ上記①，②又は③に該当すると認められ，使途範囲外支出であるというべきである。

カ　印刷費

(ア)　本件使途基準は，印刷費について，議会報告，チラシ，コピー料金などの印刷に係る経費を使途内容として定めている。また，本件注意事項は，外注で議会報告やチラシ等を作成した場合には完成品を添付することとし，後援会ニュースの作成経費及び名刺の印刷経費は政務調査研究費の対象外とすると定めている。

本件使途基準には，年賀状等の郵便物の印刷に係る支出についての明示的な定めはないが，前記エと同様に，このような支出は，使途範囲外支出であることが事実上推認されるというべきである。

(イ)　自民一覧表の小林に係る支出番号１６については，会計整理票及び領収書等（乙Ａ７）によれば，議会報告等作成のために要した経費であることが報告されていることが認められるものの，送付された成果物（甲Ａ１８）によれば，残暑見舞いはがきの印刷に係るものであることが認められる。したがって，これは，政務調査活動との合理的関連性を明らかに欠くものの購入に係る支出であり，使途範囲外支出であることが事実上推認される。そして，これを覆すに足りる被告及び自民会派の主張立証はないことからすると，上記支出は，使途範囲外支出であると認められる。

(ウ)　以上のとおり，費目を印刷費とする本件自民支出のうち，自民一覧表「類型」欄に印刷①として記載している支出については，上記に該当すると認められ，使途範囲外支出であるというべきである。

キ　消耗品費

(ア)　消耗品について，本件使途基準は，文房具，コピー用紙，プリンター

インク，ファクシミリトナー，フロッピーディスクなどの消耗する物品を使途内容として定めている。また，本件注意事項は，購入品名を記載すること，領収書には購入物品の内訳を記載することなどを定めている。

そうすると，本件条例及び本件規則の下においては，消耗品費を政務調査研究費として支出する場合，購入品名が不明であるか，領収書において購入物品の内訳の記載がない支出は，使途範囲外支出であることが事実上推認されるというべきである。

(イ) 使途範囲外支出と認められるもの

自民一覧表の松本に係る支出番号７０ないし７２，７７ないし７９及び８１，同内田に係る支出番号６，同桜井に係る支出番号４２ないし４４，４７ないし４９，５１ないし５３及び５５並びに同自民会派に係る支出番号３１ないし３３，３５ないし３９については，会計整理票及び領収書等（乙Ａ４，７，１０，１３）において，購入品名が不明であるか，領収書において購入物品の内訳の記載がないことからすれば，使途範囲外支出であることが事実上推認される。そして，これを覆すに足りる被告及び自民会派の主張立証はないことからすると，上記支出は，使途範囲外支出であると認められる。

(ウ) 使途範囲外支出とは認められないもの

自民一覧表の髙山に係る支出番号６４，同松本に係る支出番号７３ないし７６及び８０，同桜井に係る支出番号５４並びに同自民会派に係る支出番号３４及び４０については，会計整理票及び領収書等（乙Ａ４，７，１０，１３）によれば，いずれも文房具・事務用品である具体的な物品を購入した経費，写真を現像した経費などであることが報告されていることが認められるところ，政務調査研究に際して写真を撮影，整理することや，その他購入した文房具を用いて政務調査研究を行うことが通常想定できることからすれば，原告がこれらの支出に関して種々主張

することを勘案したとしても，議員の調査研究活動との間に明らかに合理的関連性を欠くとはいえず，また，明らかに必要性を欠くともいえない。

(エ) 以上のとおり，費目を消耗品費とする本件自民支出のうち，自民一覧表「類型」欄に消耗品①として記載している支出については，使途範囲外支出と認められる。

ク　図書・資料費

(ア) 本件使途基準は，図書・資料費について，新聞・書籍・資料，ＣＤ－ＲＯＭなどに係る経費を使途内容とし，所属する政党発行の新聞を使途禁止事項と定めている。また，本件注意事項は，当該図書名及び資料名を記載しなければならないと定め，新聞及び雑誌，一般的にどこの家庭でも購読している５大紙などの商業新聞は政務調査研究費の対象外とすると定めている。

そうすると，本件条例及び本件規則の下においては，図書・資料費を政務調査研究費として支出する場合，図書名又は資料名が記載されていないことなどによりそれが不明な支出等については，使途範囲外支出であることが事実上推認されると解される。

(イ) 使途範囲外支出と認められるもの

自民一覧表の石渡に係る支出番号９１，９３，９６ないし９８及び１００，同髙山に係る支出番号５８，５９及び６１，同鳥海に係る支出番号６９並びに同松本に係る支出番号５４，５５，５８，６０ないし６４，６６，６８及び６９については，会計整理票及び領収書等（甲Ａ３９，乙Ａ４，７，１０，弁論の全趣旨）によれば，購入した書籍又は雑誌名をすべて明らかにすることなく，又は誤って報告していることからすれば，かかる支出は，使途範囲外支出であることが事実上推認される。そして，上記事実上の推認を覆すに足りる被告及び自民会派の主張立証は

ないことからすると，上記支出は，使途範囲外支出であると認められる。なお，松本に係る支出のうちには，原告の主張立証によって購入した書籍又は雑誌名が明らかにされている支出があるものの，被告及び自民会派から，購入した書籍又は雑誌名を支出当初において明らかにできなかった合理的な理由等が相当の根拠，資料に基づき主張立証されているとは認められず，上記事実上の推認を覆すに足りるものではない。

(ウ) 使途範囲外支出とは認められないもの

自民一覧表の石渡に係る支出番号９０，９４，９５及び９９並びに同松本に係る支出番号６５については，会計整理票及び領収書等（乙Ａ４，７，１０，丙３（枝番を含む。））によれば，いずれも歴史，文化，経済，政治，地域等に関する図書を購入した経費であることが報告されていることが認められる。これらの図書は，一概に議員の調査研究活動と無関係であるとまではいえず，原告が種々主張することを勘案したとしても，議員の調査研究活動との間に合理的関連性を欠くことが明らかとまではいえない。

また，自民一覧表の石渡に係る支出番号９２及び１０２ないし１０４，同髙山に係る支出番号６０，同永田に係る支出番号３６，同松本に係る支出番号５６，５７，５９については，会計整理票及び領収書等（乙Ａ４，７，１０，１３）によれば，いずれも一般雑誌を購入した経費であることが報告されていることが認められる。これらの一般雑誌は，一般的にどこの家庭でも購読している雑誌であるとまではいえないし，そこに掲載された記事が政務調査研究に資することも想定できないわけではないことからすれば，原告が種々主張することを勘案したとしても，これらの一般雑誌の購入が議員の調査研究活動との間に合理的関連性を欠くことが明らかとまではいえない。

(エ) 以上のとおり，費目を図書・資料費とする本件自民支出のうち，自民

一覧表「類型」欄に図書資料①として記載しているものについては，使途範囲外支出であると認められる。

ケ　課題別経費

(ア)　本件使途基準は，課題別経費について，「会派が個々具体的な課題解決のために支出する経費」であって，本件使途基準に規定する各費目及び使途内容等に基づいて支出するものを使途内容として定めている。また，本件注意事項は，本件注意事項に規定する各費目の注意事項に基づき支出し，課題別に取り組んだ期間を記入することを定めている。

そうすると，本件条例及び本件規則の下においては，課題別経費を政務調査研究費として支出する場合，上記アからクまでにおいて述べた各費目に係る考え方に従って，使途範囲外支出かどうかを判断すべきである。

(イ)　自民一覧表の髙山（沖縄）に係る支出番号１ないし３については，会計整理票及び領収書等（乙Ａ１０）によれば，調査研究期間を平成２３年１１月１日ないし２０日，羽田那覇間の往復航空運賃，ホテル代，タクシー代として要した経費であることを報告していることが認められる。これらのうち，ホテル代は視察・研修費の費目，航空運賃及びタクシー代は交通費の費目に相当する支出であるといえるところ，調査研究機関及び調査先を踏まえればホテル代の支出は宿泊を伴う視察の実費として本件使途基準に合致しないとは認められないし，調査研究のための移動に要した交通費であることは課題別経費の会計整理票に記載していることから本件使途基準に反して目的記載がないとは認められない。また，原告が主張するように山田及び中村と異なる行程であり，過去にも沖縄視察を行っていた（甲１０）としても，かかる沖縄視察が直ちに個人的旅行であると断定することまではできない。以上の点からすると，上記の各経費の支出は，直ちに使途範囲外支出であるということもできない

し，使途範囲外支出であると事実上推認されるということもできない。

(ウ) 以上を踏まえると，費目を課題別経費とする本件自民支出については，いずれも使途範囲外支出であるとは認められない。

コ なお，上記アからケまでの判示のうち，本件自民支出が使途範囲外支出であると認めることができないとした部分は，当該各支出の原因となった行為等につき議員の調査研究活動との間に十分な合理的関連性があること及び各支出をすることに十分な必要性があることを認めたものではないことを念のため付言する。

(2) 自民会派の不当利得の成立範囲（争点３）について

自民会派は，政務調査研究費として１６５０万円の交付を受けたが，決算報告書において１７４５万０６９９円（なお，後に合計２８万６７３３円が返還されている。）を政務調査研究費として使用したとし，不用額が「△９５万０６９９円」であると報告しているところ，不当利得返還義務を負うとしても，違法に使途範囲外支出をしたとされる額がマイナスの不用額として報告した９５万０６９９円を超えた場合に限られると主張する。

しかし，本件条例１５条２項は，本件使途基準に基づかない支出があると認められるときに，当該支出に係る経費の全額の返還を求めなければならないと定めており，その返還義務は，各支出ごとに，マイナスの不用額の有無を問わず，交付を受けた総務調査研究費の総額を限度として発生すると解される（自民会派が一部の支出につき返還したのもこのことを前提としていたということができる。）。また，本件条例１５条１項は，交付を受けた政務調査研究費の総額から，決算報告書により報告した政務調査研究費の支出総額を控除して残余を生じた場合の返還について定めるものにすぎず，決算報告書により報告した支出総額が，交付を受けた政務調査研究費の総額を超過する事態を想定しているとは解されない。超過する支出を報告した場合，使途範囲外支出かどうかの審査の対象となる金額が多くなるが，それは当該会派によって甘受されるべ

き事柄といわざるを得ない。

そうすると，自民会派が不用額を「△９５万０６９９円」であると報告しているとしても，自民会派は，本件自民支出のうち使途基準に合致しない使途範囲外支出相当額について不当利得返還債務を負うものであり，この点に関する自民会派の主張は採用できない。

(3) 小括

以上によれば，自民会派は，千代田区に対し，本件自民支出のうち使途範囲外支出相当額である自民一覧表の「自民会派に係る認容額」欄記載の３７１万２２３６円の不当利得返還債務を負い，被告は，その不当利得請求権の行使を違法に怠っているものである。

なお，本件条例及び本件規則の下においては，議員又は会派が政務調査研究費の交付を受けたが，それを本件使途基準に適合しない使途範囲外支出に充てた場合，当該支出に係る経費の全額の返還をする義務が生じるとされており（本件条例１５条２項，３項），議員又は会派は，政務調査研究費を，本件使途基準に適合する範囲内で支出することを前提として受領することができるとされている。そして，千代田区議会は，政務調査研究費が使途基準に沿って適正に執行されるよう本件注意事項を申し合わせるなどして，その内容が議員及び会派に周知されている（関係法令の定め等(4)）。このような本件条例等の趣旨と運用からすれば，議員又は会派は，支出が本件使途基準に適合しない使途範囲外支出となる場合や，その場合に返還金が生じることを十分に認識しているものというべきである。そうすると，政務調査研究費を受領したが，その支出につき本件使途基準に適合すると認められない場合には，当該会派又は議員は，使途範囲外支出でないとの認識を有しており，かつ，そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り，法律上の原因がないことを知りながら，政務調査費を返還しない者，すなわち民法７０４条の「悪意の受益者」であると推定されると解するのが相当

である（最高裁平成１７年（受）第１９７０号同１９年７月１３日第二小法廷判決・民集６１巻５号１９８０頁参照）。しかるに，自民会派の主張立証の状況等によれば，上記の特段の事情があるとは認め難い。そして，本件条例において，政務調査研究費の交付を受けた会派は，その年度において交付を受けた政務調査研究費の残余額を，決算報告時に返還しなければならないとされていることにも照らせば，自民会派は，本件政務調査研究費に係る決算報告書提出日の後である平成２４年４月２１日から前記不当利得額に対する法定利息の返還義務も合わせて負い，被告はその返還請求権の行使も違法に怠っているというべきである。

3　公明会派に対する不当利得返還請求権（争点４及び５）について

(1) 不当利得返還請求権の存否（争点５）について

被告は，公明会派が法律上の原因を欠くことになった利得相当額と法定利息を支払ったため，公明会派に対する不当利得返還請求権を有していないと主張するので，便宜，争点５を先に検討する。

この点，前提事実(4)カのとおり，公明会派は，本件政務調査研究費のうち原告の請求に係る金額と同額の１５４万９２５８円及びこれに対する利息の返還を申し出て，千代田区はこれを収受しているところ，これが公職選挙法違反に当たるか否かは別として，公明会派は，もはや上記金額の本件政務調査研究費及びこれに対する利息相当額の利得を保持しておらず，千代田区はその損失を負担していない現状にあるというべきである。

そうすると，その余の点につき判断するまでもなく，千代田区は，公明会派に対して上記本件政務調査研究費及び利息相当額の不当利得返還請求権を有していない。

(2) 小括

以上によれば，争点４について判断するまでもなく，公明会派は，千代田区に対し，不当利得返還債務を負っているものではなく，被告がその不当利

得返還請求権の行使を怠っているとはいえない。

4　ネットワーク会派に対する不当利得返還請求権（争点６）について

(1)　本件ネットワーク支出の違法性（争点６）について

ア　視察・研修費

(ア)　上記２(1)ウと同様に，本件条例及び本件規則の下においては，①所属政党の研修会及び大会に係る支出は使途範囲外支出に当たるというべきであり，②また，視察又は研修先とされる団体が，議員の視察対象となり得る事業又は研修事業を行っていないなど，その活動内容に照らし政務調査活動との合理的関連性を明らかに欠く場合の支出は，使途範囲外支出であることが事実上推認されると解される。

(イ)　使途範囲外支出と認められるもの

ネットワーク一覧表の中村に係る支出番号１１２並びに同中村（沖縄）に係る支出番号３，６及び１０ないし１３については，会計整理票及び領収書等（乙Ｃ１０，１３）によれば，千代田区体育協会新年会会費，沖縄視察における昼食代，懇親会費及び夕食代並びに水族館チケット及び水族館への往復とうかがわれる交通費などとして報告されていることが認められる。これらのうち，新年会会費，昼食代，夕食代，懇親会費は，視察及び研修に係る費用とはいえないし，また，水族館は，当然に議員の視察先又は研修先たる性格を有するとはいえず，これに関連する費用はいずれも政務調査活動との合理的関連性を明らかに欠くから，使途範囲外支出であることが事実上推認される（上記②に該当）。ネットワーク会派は，水族館の視察につき，集客施設をどう生かしているかを知ることが課題の一つであり，観光資源を確認したと主張するが，視察先の関係者と面談した形跡もなく，視察とは名ばかりのものであったといわざるを得ず，他に上記推認を覆すに足りる被告及びネットワーク会派の主張立証はない。したがって，これらの支出は，使途範囲外支出

と認められる。

(ウ) 使途範囲外支出とは認められないもの

ネットワーク一覧表の中村に係る支出番号９７及び１１１並びに同中村（沖縄）に係る支出番号１，２及び４については，会計整理票及び領収書等（乙Ｃ７，１０）によれば，研修に参加するために必要な費用，視察に必要な費用，視察先までの交通費及び宿泊費，視察先への手土産であることが報告されていることが認められるところ，原告らが種々主張する点を勘案しても，これらの視察及び研修先が政務調査活動と合理的関連性を欠くことが明らかであるとまで認めることはできない。

(エ) 以上のとおり，費目を視察・研修費とする本件ネットワーク支出のうち，ネットワーク一覧表「類型」欄に視察研修①として記載している支出については，使途範囲外支出であるというべきである。

イ 通信費

(ア) 上記２(1)エと同様に，年賀状等の発出に用いると認められるはがき，切手など，政務調査活動との合理的関連性を明らかに欠くものの購入に係る支出については，いずれも，使途範囲外支出であることが事実上推認されるというべきである。

(イ) 使途範囲外支出と認められるもの

ネットワーク一覧表の中村に係る支出番号１１４のうち夏はがきに係る２５００円及び１１６ないし１１８については，会計整理票及び領収書等（乙Ｃ７，１０，１３）によれば，年賀はがき及び暑中見舞いないし残暑見舞い用の夏はがき並びに購入日から推して年賀答礼用であると推認されるはがきの購入に係る経費であることが報告されていることが認められるところ，これらは議員の調査研究の端緒となることが通常想定し難い郵便に係るものであって，政務調査活動との合理的関連性を明らかに欠くものの購入に係る支出であり，使途範囲外支出であることが

事実上推認される。そして，これを覆すに足りる被告及びネットワーク会派の主張立証はないことからすると，上記支出は，使途範囲外支出であると認められる。

(ウ) 使途範囲外支出とは認められないもの

ネットワーク一覧表の中村に係る支出番号１１３，１１４のうち官製はがきに係る１０００円及び１１５については，会計整理票及び領収書等（乙Ｃ４，７）によれば，官製はがき又は切手の購入に係る経費であることが報告されていることが認められる。

これらの官製はがき等は，議員がその調査研究に役立てることを目的として地域住民等との間で通信をするために利用する可能性を一概に否定できないことに照らすと，原告がこれらの支出に関して種々主張することを勘案したとしてもなお，議員の調査研究活動との間に明らかに合理的関連性を欠くとまではいえない。

(エ) 以上を踏まえると，費目を通信費とする本件ネットワーク支出のうち，ネットワーク一覧表「類型」欄に通信①として記載している支出については，支出一覧表の「使途範囲外支出と認められる額」欄記載の金額について使途範囲外支出であるというべきである。

ウ 交通費

(ア) 上記２(1)オと同様に，本件条例及び本件規則の下においては，交通費を政務調査研究費として支出する場合，①交通の目的の不明な支出，②交通機関利用において乗降地の不明な支出，③移動の実態がない支出などについては，使途範囲外支出であることが事実上推認されると解される。

(イ) 使途範囲外支出と認められるもの

ネットワーク一覧表の中村に係る支出番号３ないし７，９ないし１１，１３ないし７５については，会計整理票及び領収書等（乙Ｃ４，７，１

０，１３）によれば，支出理由を移動のためとするのみであることが認められ，上記①に該当し，使途範囲外支出であることが事実上推認される。そして，被告及びネットワーク会派の主張立証によっても，支出理由を移動のためとするのみで報告していることの合理的な理由，政務調査研究のために移動が必要である合理的な理由は明らかではなく，上記推認を覆すに足りる事情は認められない。

また，ネットワーク一覧表の中村に係る支出番号２５については，会計整理票及び領収書等（乙Ｃ１０）によっても，乗降地は明らかではないことからすれば，上記②に該当し，使途範囲外支出であることが事実上推認される。そして，被告及びネットワーク会派の主張立証によっても上記推認を覆すに足りる事情は認められない。

(ウ) 使途範囲外支出とは認められないもの

ネットワーク一覧表の中村に係る支出番号１，２，８，１２については，会計整理票及び領収書等（乙Ｃ４）によれば，いずれも，乗降地を明らかにした上で，打ち合わせ等のための移動に要した交通費であることが報告されていることが認められるところ，公共交通機関の利用が可能な地域であるとしても，タクシーによる移動であることをもって直ちに本件使途基準に反し，調査研究に資することのない経費であるとはいえないし，移動経路や交通状況によって乗降地から推定されるタクシー料金と異なることも想定し得ることからすれば直ちに乗降地が虚偽であると認められるものではない。原告がこれらの支出に関して種々主張することを勘案したとしても，これらの支出が，政務調査活動との合理的関連性を明らかに欠くということはできず，また，明らかに不必要であるともいえない。

(エ) 以上を踏まえると，費目を交通費とする本件ネットワーク支出のうち，ネットワーク一覧表「類型」欄に交通①として記載している支出につい

ては，それぞれ上記①に該当すると認められ，使途範囲外支出であるというべきである。

エ　図書・資料費

(ア)　上記２(1)クと同様に，本件条例及び本件規則の下においては，図書・資料費を政務調査研究費として支出する場合，当該図書名又は資料名が不明な支出等については，使途範囲外支出であることが事実上推認されると解される。

(イ)　ネットワーク一覧表の中村に係る支出番号７６ないし８７，８９及び９２ないし９５については，会計整理票及び領収書等（乙Ｃ４，７，１０，１３）によれば，いずれも歴史，文化，経済，政治，地域等に関する図書を購入した経費であることが報告されていることが認められるところ，これらの図書は，一概に議員の調査研究活動と無関係であるとまではいえず，原告が種々主張することを勘案したとしても，議員の調査研究活動との間に合理的関連性を欠くことが明らかとまではいえない。

また，ネットワーク一覧表の中村に係る支出番号８８，９０，９１及び９６については，会計整理票及び領収書等（乙Ｃ１３）によれば，いずれも写真を複数枚印刷したものとして報告されていることが認められるところ，写真を印刷して資料とすることで政務調査研究に資することも通常想定できることからすれば，これらの写真の印刷に係る支出が，資料費として，直ちに本件使途基準に合致しないものであると認めることはできず，議員の調査研究活動との間に合理的関連性を欠くことが明らかとまではいえない。

(ウ)　以上を踏まえると，費目を図書・資料費とする本件ネットワーク支出については，いずれも本件使途基準に合致しない使途範囲外支出であると認めることはできない。

オ　なお，上記アからエまでの判示のうち，本件ネットワーク支出が使途範

囲外支出であると認めることができないとした部分は，当該各支出の原因となった行為等につき議員の調査研究活動との間に十分な合理的関連性があること及び各支出をすることに十分な必要性があることを認めたものではないことを念のため付言する。

(2) 小括

以上によれば，ネットワーク会派は，千代田区に対し，使途範囲外支出相当額であるネットワーク一覧表の「ネットワーク会派に係る認容額」欄記載の２３万１４８７円の不当利得返還債務を負い，被告は，その不当利得請求権の行使を違法に怠っているものである。

また，ネットワーク会派の主張立証の状況等によれば，前記２(3)の特段の事情があるとは認め難く，ネットワーク会派は，本件政務調査研究費に係る決算報告書提出日の後である平成２４年４月２１日から上記不当利得額に対する法定利息の返還義務も合わせて負い，被告はその返還請求権の行使も違法に怠っているというべきである。

５　結論

よって，原告の請求は，被告に対し，上記２及び４に判示した不当利得返還請求権を行使するよう求める限度で理由があるからその範囲で認容し，その余は理由がないから棄却することとし，訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法７条，民事訴訟法６１条，６４条，６６条を適用して，主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第３８部

裁判長裁判官　　谷　　口　　豊

裁判官　平　山　馨

裁判官　大　西　正　悟

東京 11-125348

Copy Copy Copy Copy

これは正本である。

平成２８年３月１１日

東京地方裁判所民事第３８部

裁判所書記官　　橋　本　繭　子

東京 11-125348

政務調査研究費使途基準			使途基準注意事項・指摘事項等
費　目	使　途　内　容	使途禁止事項	
人件費	調査研究を補佐又は補助するための人的経費	①日常的な事務員の雇用 ②家族の雇用	①領収書又は会派会計責任者の支払い証明書がないものは、支出の証明ができないため、政務調査研究費として支出することはできないこと（18.12） ②領収書の宛名が会派や議員名と違うものは、政務調査研究費として支出することはできないこと（18.12） ①勤務日や時間を記入すること（14.4） ②出勤簿も備えること（14.4） ③勤務内容も明確にすること（14.4） ④交通費を支給する場合は、交通費も含めて一括人件費として取り扱うこととする（13.12）
会議費	調査研究のための外部折衝に必要な経費・会費飲食費は、一人5,000円以内とする	①飲食を主目的とした会議 ②政党のパーティー	①参加人数を記載すること（13.12） ②会議内容を記載すること（14.4） ③飲食費が一人5,000円を超えた場合、その理由を記載すること ④会議に不向きな場所での打合せ等は、打合せそのものの事実を問われかねないため、政務調査研究費の対象外とすること（18.12） ⑤後援会等にかかわる経費は当該団体が負担すべきものであるため、後援会で使用した茶菓代は政務調査研究費の対象外とすること（18.12） ⑥同窓会年会費は政務調査研究費の対象外とすること（18.12）
視察・研修費	視察、研修会、報告会に係る経費（講師又は協力者への謝礼を含む）	①所属政党の研修会・大会	①視察に係る経費は、全てこの費目で支出すること（13.12） ②視察の経費は、実費額とすること（14.8） ③視察先及び研修会での講師又は協力者への謝礼は、区の講師謝礼支出基準を参考とすること。ただし、基準に当てはまらない場合は、その理由を明確に記載すること（14.8） ④講師謝礼には、交通費や宿泊費も含めることができること（14.8） ⑤手土産持参の場合には、調査訪問先及び調査項目等を記載すること（22.5）
通信費	①会派→電話・ファクシミリ・インターネットに係る料金、携帯電話料金、切手・葉書等の郵便料金、宅配便等の発送に係る料金 ②自宅→電話を２回線保有している場合で、議員活動専用に使用し、議長に届け出ている１回線に係る料金、インターネットのプロバイダー及び通信費に係る料金		①電話・ファクシミリ・インターネットに係る料金は、会派又は自宅に限ること（14.8） ②携帯電話料金、切手・葉書等の郵便料金、宅急便等の発送に係る料金 ③電話・ファクシミリ・インターネットは、議員本人が使用すること（家族の使用は、不可）（14.8） ④携帯電話料金は７割を上限として按分すること（22.5） ⑤ホームページの作成及び保守に係る料金は、ホームページの内容に基づき按分すること（22.5） ホームページ等の内容 ／ 政務調査費として支出できる額 専ら政務調査活動の場合 ／ 経費の額 その他の議員活動が混在する場合 ／ 経費のうち合理的に説明できる割合又は１／２を上限とする適切な額 私的活動が混在する場合 ／ 経費のうち合理的に説明できる割合または１／４を上限とする適切な額
交通費	鉄道運賃（ＪＲ・私鉄・地下鉄）、バス代、タクシー料金、航空運賃等の移動のための経費	①自家用車のガソリン代、高速道路等の利用料、駐車料金	①鉄道等の利用で自動券売機等で購入した場合に限り、領収書は必要ないものとすること（13.12） ②交通機関利用の場合は、乗降地を記載すること（14.8） ③交通費の支出については、その目的も記載すること（14.8） ④Suica（スイカ）・PASMO（パスモ）等を利用する際は、使用履歴を添付すること（22.5）
印刷費	議会報告、チラシ、コピー料金などの印刷に係る経費		①外注で議会報告やチラシ等を作成した場合は、完成品を添付すること（14.8） ②後援会等にかかわる経費は当該団体が負担すべきものであるため、後援会ニュースの作成経費は政務調査研究費の対象外とすること（18.12） ③名刺の印刷経費は政務調査研究費の対象外とすること（判例による）
消耗品費	文房具、コピー用紙、プリンターインク、ファクシミリトナー、フロッピーディスクなどの消耗する物品		①購入品名を記載すること（13.12） ②領収書には、購入物品の内訳を記載すること（18.12） ③本人又は家族の経営するお店からの物品購入は、第三者から誤解を受けかねないため、政務調査研究費の対象外とすること（18.12） ④日常的に使用する自転車の修理代金は政務調査研究費の対象外とすること（18.12）
備品費	パソコン、プリンター、ファクシミリ、カメラ、事務機器など１物品が 100,000 円以上の物品にかかる経費		①購入品名を記載すること（14.4） ②備品台帳を備え、会派解散時は議長に返還すること（14.4） ③備品の償却年数は４年とすること（14.8） ④備品は一物品 100,000 円以上とすること（規則事項）（22.5）
図書・資料費	新聞、書籍、資料、ＣＤ－ＲＯＭなどに係る経費	①所属する政党発行の新聞	①購入図書・資料名を記載すること（13.12） ②所属政党の新聞、雑誌の購入は政務調査研究費の対象外とすること（18.12） ③５大紙などの商業新聞は、一般的にどこの家庭でも購読しており、社会通念上の観点から、特に政務調査研究費としての支出は認めがたい（18.12）
レンタル・リース費	備品やレンタカーなどの一時的な使用などに係る経費	①日常的に使用する自動車、バイク等	①借上げの目的又は内容を記載すること（14.4） ②事務所経費は、当面、政務調査研究費の対象外とすること（13.12） ③所属政党からの宣伝カーの借上げ料及び印刷機借上げ使用料は、第三者から見て誤解を生じるため、政務調査研究費の対象外とすること（18.12）
課題別経費	会派が個々具体的な課題解決のために支出する経費。ただし、支出にあたっては上記費目及び使途内容等に基づくものとする。		①上記注意事項に基づき支出すること（14.8） ②課題別に取り組んだ期間を記入すること（14.8）
他の項目に属さない経費	他の費目に属さない経費		①理由と内容を記載すること（14.4） ②お祝い、香典等の慶弔費は、政務調査研究費の対象外とすること（13.12） ③団体への賛助金は政務調査研究費の対象外とすること（18.12）

別紙2－1　支出一覧表（自民会派関係）

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
石渡	1	5.26	会議	スターバックス虎ノ門2丁目タワー店　8:59	返金済	乙A第4号証 P-5 P-21	P-27	虎の門病院のすぐそばのコーヒー店での飲食代。午前の早い時間帯での飲食であることがレシートからわかる。 監査請求後に返金された（1600円）。IS-89の衛生用品購入履歴からすると，私的な通院の際に病院近くのカフェを利用したものと推測されるが，返金理由について何らの説明もない。	IS－1		甲A2・地図		
石渡	2	5.26	会議	スターバックス虎ノ門2丁目タワー店　9:15	返金済	乙A第4号証 P-5 P-21	P-28	番号1と同じ。監査請求後に返金された（640円）。IS-89の衛生用品購入履歴からすると，私的な通院の際に病院近くのカフェを利用したものと推測されるが，返金理由について何らの説明もない。	IS－2		甲A2・地図		
石渡	3	5.19	会議	カフェベローチエ岩本町駅前店　13:40 アイスコーヒー	¥180	乙A第4号証 P-5 P-20	P-26	人数・内容の記載がない。石渡議員自宅の隣の店であり，個人的な利用の疑いが濃厚である。区民相談等をしている場合の議員自身の飲み物代だとしても，政務調査との関連性は全く不明である。	IS－3	報告書（甲A第7号証。以下，石渡について同じ。） 写真と地図・航空写真（議員自宅との位置関係）		¥180	会議③
石渡	4	5.23	会議	THE SEVENS HOUSE CAFE&BEER PUB 珈琲ホット	¥500	乙A第4号証 P-5 P-21	P-27	人数・内容の記載がない。政務調査との関連性は全く明らかにされておらず，「1人分」の飲食代であることから個人的な利用の疑いが濃厚である。	IS－4			¥500	会議③
石渡	5	5.16	会議	九段下甘味処　寿々木	¥2,500	乙A第4号証 P-5 P-21	P－28	石渡議員作成の会計整理表では「13人で地域情報交換」と記載されている（領収書番号8768）。 しかし，2500円という金額は13では割り切れない。会議向けの茶菓子であったなら，同じものを用意するのが普通であり，合計金額と説明が合致していない。 この店は地元でも名の知れた和菓子店（「甘味処」）であり，店内ではほぼ常時，客が飲食をおこなっている。客席数は16席しかなく，客席間には仕切りもなく，明らかに会議場所として不向きである。	IS－5	写真と店内状況・メニューを示す写真	甲A2・地図	¥0	
石渡	6	5.25	会議	九段下甘味処　寿々木	¥1,820	乙A第4号証 P-5 P-21	P－28	支出番号5と同じ。会計整理票（8769）における記載（「13人で地域情報交換」）も同じである。 なお，寿々木の店主によると，石渡議員はいつも「13個そろっている和菓子をくれ」と言って生菓子を買うそうである。いなかまんじゅうはよく購入するようで1個140円，13個で1820円である。こういった和菓子が会議であった理由は全く明らかでない。発行元住所記載が無いため，領収書の成立の適正さすら疑われる。	IS－6	写真（まんじゅう）	甲A2・地図	¥0	
石渡	7	5.30	会議	千代田区観光協会懇親会	¥10,000	乙A第4号証 P-5 P-21	P-29	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，明らかに使途基準に違反する。「懇親会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。小林議員は議長交際費から支出している。 平成26年の定時総会はホテルで開催され，「乾杯」の発声のあと酒食を伴う懇親会が催された。平成23年度も同様であったと推測される。	IS－7		甲A32⑦に写真 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
石渡	8	6.12	会議	箱根千代田荘	返金済	乙A第4号証 P-164 P-180	P-184	監査請求後返金された（3600円）。しかし，返金理由についての説明はなされていない。千代田荘は千代田区の保養所であり，そのロビーにある喫茶コーナーにおいて，12名で珈琲を飲んだものである。なぜ，箱根で政務調査をおこなう必要があったのかは全く明らかでない。往復旅費・施設使用料等の領収書が見当たらないことも政務調査とは無関係であることを強く推測させる。	IS－8				
石渡	9	6.23	会議	スターバックス虎ノ門2丁目タワー店　9:08　ショートカフェアメリカーノ　マグ	返金済	乙A第4号証 P-164 P-180	P-184	返金された（320円）。しかし，返金理由についての説明はなされていない。スターバックスは著名な喫茶店であるが，政務調査をわざわざ喫茶店でおこなう必要性は皆無である。	IS－9		甲A2・地図		
石渡	10	6.23	会議	スターバックス虎ノ門2丁目タワー店　8:51	返金済	乙A第4号証 P-164 P-180	P-185	返金された（1810円）が，返金理由についての説明はなされていない。　飲食費の内訳はアイスコーヒー・アメリカーノ・ドーナッツ・ミックスサンドイッチ・サラダラップ。どうして政務調査のための会議に「ドーナッツ」や「ミックスサンド」が必要なのか。全くわからない。	IS-10		甲A2・地図		
石渡	11	6.26	会議	FOODLAB　白ワイン	返金済	乙A第4号証 P-164 P-180	P-185	返金された（4720円）が，返金理由についての説明はなされていない。ワインの支出を政務調査としておこなっていたことは，石渡議員が使途基準に全く無頓着であることを物語っている。	IS-11				
石渡	12	6.4	会議	神田料飲組合総会会費	¥10,000	乙A第4号証 P-164 P-180	P-186	5000円までとする使途基準に反しているにもかかわらず理由の説明はなされていない。この支出について議長は交際費として計上している。この点でも政務調査のためのものでないと認められる。この組合総会には自民党のほかの議員も出席している。	IS-12			¥5,000	会議①
石渡	13	6.14	会議	千代田区ゴルフ協会総会会費	¥10,000	乙A第4号証 P-164 P-180	P-187	12と同じ使途基準違反理由がある上，私的な参加の疑いがある。なお，石渡議員はゴルフ協会に所属し，ゴルフ好きで知られる。沖縄視察へ行った際にも自由時間とはいえ，ゴルフを楽しみ問題になったことがある。なお，嶋崎・鳥海議員もこの会合に出席した。	IS-13		甲A15のTR-3にゴルフ協会の資料 甲A16のS-4にゴルフ協会懇親会の資料	¥5,000	会議①
石渡	14	6.20	会議	和泉橋地区連合町会懇親会会費	¥10,000	乙A第4号証 P-164 P-180	P-187	5000円以上であるのに理由の記載はない。「懇親会」という名称からも飲食中心の会合であることがわかる。議長は交際費として計上している。この点でも政務調査費としての計上は不当である。	IS-14		甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
石渡	15	6.26	会議	珈琲館　神田店 内神田3-23-7エミネンスアビス2F	¥1,200	乙A第4号証 P-164 P-180	P-188	宛名に石渡議員の名前がない。そもそも石渡議員が使ったのものかさえ明らかでない。会計整理票（領収書番号8833）には会議内容も何人で会ったのかも記載されていない。この日は日曜日であり，他例から私用の疑いが濃い。	IS-15			¥1,200	会議②
石渡	16	6.4	会議	九段甘味処寿々木 お菓子	¥800	乙A第4号証 P-164 P-181	P-189	支出番号5と同じ。「甘味処」は政務調査のための会合には不向きである。どのような会合で使われたのか，どこで行われた会合なのかも不明である。	IS-16	IS-5に店内状況の写真，IS-6の写真（まんじゅう）	甲A2・地図	¥0	

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
石渡	17	8.15	会議	生活彩家水ようかん，プリンばかり	¥2,929	乙A第7号証 P-155 P-173	P-174	千代田区役所の10階にあるコンビニでスイーツを多数購入したものである。会計整理票(8890，8891)には，会合の内容も人数も明らかでなく，政務調査との関連性は全く不明である。	IS-17	店内状況の写真	甲A2・地図	¥2,929	会議②
石渡	18	8.22	会議	九段甘味処寿々木 お菓子	¥2,680	乙A第7号証 P-155 P-173	P-175	支出番号5と同じ。人数は13名とあるが，内容・場所の記載がなく，政務調査との関連性全く明らかとなっていない。	IS-18	IS-5に店内状況の写真，IS-6の写真(まんじゅう)	甲A2・地図	¥0	
石渡	19	8.27	会議	神田大門通り納涼盆踊り寄付金	¥10,000	乙A第7号証 P-155 P-173	P-176	寄付金と領収書に書かれているが，「盆踊り」と政務調査はいかなる意味でも関係しない。盆踊りの場で政務調査のための「会議」をおこなう議員がどこに存在するであろうか？	IS-19		甲A21のSA-8に「日本テレビ通り振興会」の盆踊り大会の資料	¥10,000	会議③
石渡	20	9.13	会議	九段甘味処寿々木 お菓子	¥2,540	乙A第7号証 P-318 P-337	P-339	支出番号5と同じ。またしても和菓子を13人分購入している。	IS-20	IS-5に店内状況の写真，IS-6の写真(まんじゅう)	甲A2・地図	¥0	
石渡	21	9.28	会議	グランドパレスホテル ジュリー 飲食代	¥2,100	乙A第7号証 P-318 P-337	P-340	ファヤージュはホール(一本)ケーキである。ホテル内のケーキ販売コーナーでの高額のケーキの購入費である。贈答目的と思われるが，政務調査とは明らかに無関係である。	IS-21	ケーキの写真	甲A2・地図	¥2,100	会議②
石渡	22	10.21	会議	茶菓子	¥4,940	乙A第10号証 P-6 P-22	P-25	会計整理票(8950)には「15人」とあるが，会合の内容，どこで何を話し合ったのか記載はない。購入先がマスキングにより判読不能である。	IS-22			¥0	
石渡	23	10.28	会議	九段甘味処寿々木 お菓子	¥1,820	乙A第10号証 P-6 P-22	P-25	支出番号5と同じ。しかも，領収書宛名が「石渡本店」とあり，議員としての支出でないことは明らかである。この支出も13人分とされている。	IS-23	IS-5に店内状況の写真，IS-6の写真(まんじゅう)	甲A2・地図	¥0	
石渡	24	10.27	会議	中華料理	¥3,700	乙A第10号証 P-6 P-22	P-26	中華料理店は政務調査のための会合には不向きな場所である。3名分。どんな話し合いだったのか内容の記載もない。	IS-24	Webにおける店の案内		¥0	
石渡	25	10.18	会議	焼き肉店 チゲなべ・ホルモン他 21：18	返金済	乙A第10号証 P-6 P-22	P-26	返金された(8914円)が，焼肉店で「チゲナベ」や「ホルモン」をつつきながら「政務調査」をおこなった，と石渡議員は考えたようである。そのこと自体すでに大きな驚きである。	IS-25	Webにおける店の案内			
石渡	26	10.5	会議	十勝甘納豆	¥2,080	乙A第10号証 P-6 P-23	P-27	甘納豆が政務調査に必要だとは誰も考え付かない連想である。会計整理票(8957)には調査研究内容・場所記載もない。またこの支出も13人分である。 提出された資料は領収書ではなく計算書であり，領収書がない以上，政務調査費とは認められない(使途基準では領収書の提出が必要とされている)。なお，領収書記載の電話番号より埼玉県川口市の店舗と判明した。13人もの大人数で川口市内で調査研究をおこなう必要も認めがたい。	IS-26	Webにおける店の案内		¥0	
石渡	27	10.27	会議	茶菓子 さかぐち	¥2,340	乙A第10号証 P-6 P-23	P-27	調査研究内容・場所・人数記載なし。さかぐちは区内のおせんべい屋さん。お煎餅が政務調査のための会議にどうして必要だったのか。理由は全くわからない。このお煎餅屋さんには会合をおこなうスペースはない。会計整理票(8958)には人数の記載がなくこの点でも使途基準違反である。	IS-27	店内状況の写真と購入商品についての写真付きの説明	甲A2・地図	¥2,340	会議②
石渡	28	10.29	会議	大川や そば・酒 モラル	返金済	乙A第10号証 P-6 P-23	P-28	返金された(5800円)。昼間のお蕎麦と日本酒では，調査研究の為の会合ではないことは明らかである。石渡議員にとってはこれも「政務調査」ということのようだが，その感覚には驚かざるを得ない。	IS-28	Webにおける店の案内			
石渡	29	11.21	会議	ベローチエ岩本町店 アメリカンコーヒー	¥180	乙A第10号証 P-159 P-175	P-177	会計整理票(8992)には人数の記載がないが，金額からして1名分と思われる。2人いれば2人分，13人いれば13人分，50人いれば50人分を支払うことが多い石渡議員が，コーヒー店では「割勘」をするとは考え難く，一人での私的利用と強く推測される。 なお，石渡議員によるベローチェ岩本町店の利用は年間約60回にのぼる。これは，政務調査以外の何らか特定の目的で同所付近を頻繁に訪れていることを推測させる。	IS-29	IS-2に写真と地図・航空写真(議員自宅との位置関係)		¥0	
石渡	30	11.22	会議	ベローチエ淡路町駅前店 珈琲	¥180	乙A第10号証 P-159 P-175	P-178	支出番号29と同じ。誰と何の調査研究でお茶をしているのか，内容の記載がないため政務調査との関連性が全く明らかとされておらず，かえって一人での私的利用の疑いが強い。	IS-30	同上		¥0	
石渡	31	11.9	会議	ハイアットリージェンシーホテル キリンビール，つまみ	返金済	乙A第10号証 P-159 P-175	P-179	返金された(4180円)。3名の支出とされるが2名がビールを飲んでいる。これも当初の石渡議員の認識では「政務調査」のための支出であったらしい。	IS-31				
石渡	32	12.5	会議	神戸屋 九段南1－6－1	¥3,679	乙A第10号証 P-159 P-176	P-181	この店舗は地下鉄九段下駅構内にある神戸屋の出店である。菓子パン(「イタリア栗のモンブラン」)13個を買っているが，会合の人数，場所，内容の記載がなく，調査研究との関連性が全く明らかとなっていない。政務調査のために菓子パンが必要，というのは市民感覚では全く理解できない理屈である。	IS-32	店内状況を示す写真	甲A2・地図	¥0	
石渡	33	11.18	会議	宝来屋本店 珈琲・お菓子	¥1,100	乙A第10号証 P-159 P-176	P-182	靖国神社前にある，和菓子店2階の喫茶での飲食代。甘味処である。領収書に「上 石渡」「コーヒー菓子」の記載があるが，この店ではコーヒーは提供されていない。店では，お茶と和菓子が食べられるが，セット価格は550円である。ここからすると，この領収書は，店内でこのセットを2人分注文したときのものと思われる。店内は狭く，政務調査のための会議には明らかに不向きである。領収書の上記記載は，事後的に石渡議員が氏を記入した疑いが強い。議員本人の支出かどうか自体すら疑われる。	IS-33	店内状況を示す写真付き報告	甲A2・地図	¥100	会議④
石渡	34	11.24	会議	波多野有限会社	¥2,180	乙A第10号証 P-159 P-176	P-182	領収書発行元は，千葉にある有限会社だが，何の代金なのかが領収書からは不明である。政務調査との関連は全く明らかとなっていない。会計整理票(8907)には「4人 地域情報交換」とだけ記載され，会合の場所や内容は不明である。宛名書に「石渡上」とあり，領収書作成に関する33と同様の疑いがある。	IS-34			¥2,180	会議③
石渡	35	12.12	会議	生活彩家	¥3,692	乙A第10号証 P-328 P-346	P-350	区役所の10階にあるコンビニで，お茶菓子を買ったと思われる。お菓子は政務調査のために必要な経費ではない。会計整理票(9034)にはまたしても「13人 地域情報交換」との記載がある。会合の場所，内容の記載がなく，政務調査との関連が明らかでない。	IS-35	IS-17に店内状況の写真	甲A2・地図	¥0	

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
石渡	36	12.10	会議	パーラーあおい モーニング2人虎ノ門	返金済	乙A第10号証 P-328 P-346	P-351	返金された(1760円)。虎の門病院の地下1階にある喫茶店。午前9時11分の支出であるが，この時間から政務調査のための会議を開く，というのは通常は極めて考え難い。石渡氏は，虎ノ門病院に定期的に検査・治療に行っていることなどから，午前中の虎ノ門界隈での食事やお茶は虎ノ門で病院に行く際の個人使用であると疑わざるを得ない。事実，この喫茶店は，虎の門病院での診察や会計の順番を待つ患者らでにぎわっている。	IS-36	IS-77にWebにおける店の案内(虎の門病院との位置関係)			
石渡	37	12.8	会議	スターバックス虎ノ門二丁目タワー店 珈琲・サンドイッチ他	返金済	乙A第10号証 P-328 P-347	P-352	支出番号36と同じ。返金された(1340円)。	IS-37		甲A2・地図		
石渡	38	12.8	会議	スターバックス虎ノ門二丁目タワー店 珈琲	返金済	乙A第10号証 P-328 P-347	P-352	返金された(100円)。コーヒーのおかわり代。	IS-38		甲A2・地図		
石渡	39	12.14	会議	カフェドクリエ 九段下店	¥750	乙A第10号証 P-328 P-347	P-352	丙2の2の提出によれば「カフェドクリエ九段下店」の領収書とのことである。 同店は千代田区役所から徒歩で数分の場所にあり，わざわざカフェにおいて飲食を伴う会議をおこなう合理的な必要性は認められない。会計整理票(9040)には「1人 地域情報交換」と記載されている。一人での飲食はとうてい「会議」ではありえない。	IS-39		甲A34・地図と店の案内	¥750	会議③
石渡	40	12.17	会議	千代田区ゴルフ協会忘年会会費	¥10,000	乙A第10号証 P-328 P-347	P-353	5000円以上であるが理由記載はない。「忘年会」は飲食中心の会合であって，政務調査のための会議とは認めがたい。また区内には多くの協会があるが，ゴルフ好きの石渡議員は必ずと言っていいほどゴルフ協会主催の会には出席しており，私的な参加というほかない。支出番号13と同じ。なお，嶋崎・鳥海議員も出席している。	IS-40		甲A15のTR-3にゴルフ協会の資料 甲A16のS-4にゴルフ協会懇親会の資料	¥5,000	会議①
石渡	41	12.28	会議	神田消防団第三分団	¥10,000	乙A第10号証 P-328 P-347	P-355	同じく，5000円の上限を超えているが理由の記載はない。消防団主催の会が何の会であるか領収書からは全く不明であり，政務調査との関連性は全く明らかとなっていない。消防団は地元住民の団体であり，時期からして年末の打ち上げでの挨拶(顔つなぎ)と推測されるが，こうした活動は議員としての政治的活動であって，政務調査研究費にはあたらない。	IS-41			¥10,000	会議③
石渡	42	1.6	会議	学士会館	¥10,000	乙A第13号証 P-8 P-25	P-29	同じく5000円の上限超過であるのに理由記載がない。何の会なのか全く不明であり，政務調査との関連性は全く明らかとなっていない。但し書きに「ご飲食代」と書かれていることも，政務調査のための会議ではなかったことを露呈している。時期からして新年会であったと推測される。	IS-42			¥5,000	会議①
石渡	43	1.7	会議	神田消防団祝賀会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-8 P-25	P-29	上同。「祝賀会」という名称や開催時期からして，飲食中心の会合と強く推測される。消防団祝賀会と政務調査との関係はおよそ明らかでない。 小林議員は議長交際費から支出している。 当日，神田消防団の始め式がおこなわれており，その後に開かれた懇親会であると推測される。	IS-43		甲A31⑰ 甲9に議長交際費支出状況	¥5,000	会議①
石渡	44	1.11	会議	グランドパレス	¥8,083	乙A第13号証 P-8 P-25	P-29	内容や人数の記載がないので，調査研究のための会であるのかわからない。領収書及び会計整理票(9060)には「12名」とのと記載があるが，ホテルで会議をおこなったにしては一人当たりの支出額が少額にすぎる。記載が事実に合致していない疑いが濃い。	IS-44		甲A2・地図	¥2,083	会議④
石渡	45	1.8	会議	ニューオータニ ザ・スカイ イクラ丼・大トロ	¥6,160	乙A第13号証 P-8 P-25	P-30	都内の著名ホテルでの「イクラ丼・大トロ」の支出である。会計整理票(9061)では「3人 地域情報交換」と記載されているが，領収書には「イクラ丼」が1つ，「大トロ」が4つ，となっている。本当に3人での飲食であったなら，誰かが2人分の「大トロ」を食したことになる。著名ホテルで「大トロ」を食する機会は庶民にとっては皆無であるが，「政務調査」となるとこれを2人分も食することができる，と石渡議員は考えているようである。いずれにしても，政務調査の必要性・目的を認める余地は全くない。 石渡議員は1月8日，9日ともにホテルニューオータニ内で食事をしている。両日ともランチであるが，支出番号46ではビールも飲食しており，政務調査とどう関係するのか全く分からない。宿泊した可能性もあるが，政務調査との関連はますます認めがたい。	IS-45			¥0	
石渡	46	1.9	会議	ニューオータニ サツキランチビール	返金済	乙A第13号証 P-8 P-25	P-30	返金された(5995円)。昼間からビールを飲んでいるうえ，1人前2100円のランチ(Okelette Rice)を食べ，しかも1800円もする「スペシャルホットケーキ」まで頼んでいる。すべて「政務調査」という名目でなされたものであるが，区民にとっては驚愕すべき支出というほかない。	IS-46				
石渡	47	1.13	会議	千代田区商店街連合会・商店街振興組合連合会 合同新春情報交歓会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-8 P-25	P-31	5000円以上の計上であるが理由の説明はない。「新年会」という名称からも「情報交換」ではなく「交歓」となっており歓談が主目的であることがうかがえる。議長は交際費として計上していることからしても，政務調査費としての計上は不当である。 同じ自民党会派の松本・戸張・桜井・鳥海・嶋崎・永田議員，さらに公明党の大串議員も出席している。 前年度の同会合の資料からは，国会議員などの挨拶がおこなわれた後，懇親会が催され酒食を伴う会合がおこなわれたことが判明している。	IS-47		甲A31㉑に写真 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
石渡	48	1.12	会議	東京都行政書士会新年会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-8 P-25	P-32	5000円以上の計上であるが理由の説明はない。「新年会」という名称からも「情報交換」ではなく「交歓」となっており歓談が主目的であることがうかがえる。議長は交際費として計上していることからしても，政務調査費としての計上は不当である。 前年度の同会合の資料には，「美味しい数々の和洋オードブル料理にビール，ウィスキー，ワイン，日本酒，ソフトドリンクなどの飲み物を片手に，支部会員同士やご招待の方々との楽しい歓談と名刺交換が続きます。また，お楽しみ抽選会もあります。」と当日の状況が書かれている。こうした会合のどこが「政務調査研究」なのであろうか。	IS-48		甲A31㉕に写真	¥5,000	会議①

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
石渡	49	1.14	会議	神田料飲組合新年会会費	¥12,000	乙A第13号証 P-8 P-26	P-33	同上。12000円という高額な会費を全額政務調査費から支払っている例は，他区でも皆無である。議長は交際費として計上していることからしても，政務調査費としての計上は不当である。	IS-49		甲9に議長交際費の支出状況	¥7,000	会議①
石渡	50	1.15	会議	神田大門通り子ども・・「H24 歩こう会」	¥10,000	乙A第13号証 P-8 P-26	P-33	同じく5000円以上。「歩こう会」での支出であり，政務調査との関連性は明らかに認められない。地域で毎年おこなわれている「初詣歩こう会」であり，平成27年の催しでは警察官による交通安全こども教室，湯島天神への参拝，お札とお年玉が配布され，トン汁とお汁粉がふるまわれた。明らかに政務調査研究とは無関係である。	IS-50		甲A33⑥	¥10,000	会議③
石渡	51	1.20	会議	千代田区薬剤師会賀詞交歓会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-8 P-26	P-34	同じく5000円以上。「賀詩交歓会」とされているが要するに新年会と推測される。議長は交際費として計上していることからしても，政務調査費としての計上は不当である。嶋崎・戸張・髙山・桜井議員も出席している。招待された関係者が列席し，区内のホテル(山の上ホテル)で開催された。医師会の新年会と同様に，ホテルの宴会場をかりて祝杯をあげたものと推測される。	IS-51		甲A31② 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
石渡	52	1.21	会議	和泉橋福寿会新年会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-8 P-26	P-35	同じく5000円以上。福寿会は高齢者相互間の親睦と健康増進を目的につくられた長寿会のひとつ。誕生会・例会・懇親旅行などをおこなっている。こうした会がおこなう「新年会会費」であり，懇親・親睦を目的とした飲食中心の会合であることは明らか。	IS-52		甲A35	¥5,000	会議①
石渡	53	1.21	会議	神田大和町 会費	¥10,000	乙A第13号証 P-8 P-26	P-35	同じく5000円以上。新年会である可能性が高いが，政務調査との関連性は全く明らかにされていない。また，発行元名が手書きで，住所記載も無く，有効に成立した領収書とはいえない。	IS-53			¥5,000	会議①
石渡	54	1.24	会議	和泉橋地区連合協議会新年会	¥10,000	乙A第13号証 P-8 P-26	P-36	同じく5000円以上。「新年交歓会」の会費とされているが飲食中心の会合と認めざるを得ない。議長は交際費として計上していることからしても，政務調査費としての計上は不当である。	IS-54			¥5,000	会議①
石渡	55	1.30	会議	チップインクラブ 年会費	¥15,000	乙A第13号証 P-8 P-26	P-36	年会費の支出であり会議費用ではない。使途基準で禁じている「同窓会年会費」に類する支出であって違法であるうえ，15,000円という高額である。「チップインクラブ」という名称からすると，ゴルフ関連の会と推測されるが，会派としておこなうものではなく個人的なものと言うほかない。返金はなされていない。	IS-55			¥15,000	会議③
石渡	56	1.10	会議	カフェバートリム ビール・ワイン	返金済	乙A第13号証 P-8 P-26	P-37	返金された(3500円)。飲食があったのは元旦である。石渡議員は，元旦から5人でサッポロビール生，白ワインを飲んでいたことがわかるが，同議員の当初の考えではこれも「政務調査」であったようである。そのこと自体が驚きである。この添付計算書には住所記載も無く，領収印もない。	IS-56	Webにおける店の案内			
石渡	57	12.28	会議	スターバックス虎ノ門二丁目タワー店 珈琲	返金済	乙A第13号証 P-8 P-27	P-38	返金された(300円)。返金理由についての説明はない。会計整理票では「2人」と記載されている。	IS-57		甲A2・地図		
石渡	58	12.28	会議	スターバックス虎ノ門二丁目店 珈琲	返金済	乙A第13号証 P-8 P-27	P-38	返金された(360円)。返金理由についての説明はない。会計整理票では「2人」と記載されている。	IS-58		甲A2・地図		
石渡	59	1.5	会議	ロイヤルホスト ビール・ソーセージ 15:16	返金済	乙A第13号証 P-8 P-27	P-39	返金された(2844円)。返金理由についての説明はない。午後の早い時間帯での飲食であるが，すでにアルコール(生ビールの大と小，赤ワイン2杯)を飲んでいる。この飲食も当初は「政務調査研究」とされていた。	IS-59				
石渡	60	1.14	会議	珈琲館専修大前本店 1人 15:55	¥400	乙A第13号証 P-8 P-27	P-39	調査内容の記載なし。一人でコーヒーを飲んだ疑いが強い。	IS-60		甲A11の8頁に店内状況を示す写真	¥400	会議③
石渡	61	1.23	会議	ベローチエ岩本町駅前店9:22	¥180	乙A第13号証 P-8 P-27	P-40	同上。1人で珈琲を飲んだ疑いが強く，個人的支出と考えられる。	IS-61	IS-2に写真と地図・航空写真(議員自宅との位置関係)		¥180	会議③
石渡	62	1.30	会議	スターバックス虎ノ門二丁目タワー店 珈琲	返金済	乙A第13号証 P-8 P-28	P-40	返金された(100円)。たびたび「おかわり」を頼んでおり，よほどのコーヒー好きと認められるが，政務調査のための必要性は認めがたい。	IS-62				
石渡	63	1.30	会議	スターバックス虎ノ門二丁目タワー店 食事・コーヒー	返金済	乙A第13号証 P-8 P-28	P-41	返金された(1330円)。個人的使用であるため返金されたと考えれらるが，その理由は区民に知らされていない。	IS-63		甲A2・地図		
石渡	64	2.1	会議	千代田区商工業連合会新年会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-210 P-226	P-228	5000円以上。理由記載なし。飲食中心の「新年会会費」である。議長は交際費として計上していることからしても，政務調査費としての計上は不当である。平成27年の新年会の資料からは，酒食を伴う懇親目的の会合であることが判明している。	IS-64		甲A31⑳に写真	¥5,000	会議①
石渡	65	2.3	会議	神田消防団 第三分団	¥10,000	乙A第13号証 P-210 P-226	P-228	同じく5000円以上。何の会でどんな調査研究をするのか分からない。12月28日にも同じ団体の会合に出席しているが，政務調査ではなく交際のための支出であると推測される。	IS-65			¥10,000	会議③
石渡	66	2.10	会議	千代田区体育協会新年会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-210 P-226	P-228	同じく5000円以上。飲食中心の「新年会費」である。議長は交際費として計上していることからしても，政務調査費としての計上は不当である。前年度の新年会では豪華な料理がふるまわれた。明らかに懇親目的の会合である。	IS-66		甲A14に新年会の写真 甲A31㉖に料理のメニュー表 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
石渡	67	2.18	会議	千代田区ゴルフ協会	¥21,000	乙A第13号証 P-210 P-226	P-229	そもそも何の会であるかわからないため政務調査との関係が全く明らかでない。金額はかなり高額であり，会議のためだけの費用とは到底思えない。少なくとも一部は年会費ではないか。嶋崎議員も出席。6/14・12/17にも出席している。	IS-67		甲A15のTR-3にゴルフ協会の資料 甲A16のS-4にゴルフ協会懇親会の資料	¥21,000	会議③

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
石渡	68	2.13	会議	ベローチエ　秋葉原東口店 アメリカンコーヒー	¥180	乙A第13号証 P-210 P-226	P-230	調査研究に関する内容の記載がないので，一人での私的な利用と疑われる。	IS-68			¥180	会議③
石渡	69	2.27	会議	フレッシュベーカリー神戸屋　九段下店	¥3,276	乙A第13号証 P-210 P-226	P-231	会計整理票(9122)には「13名　地域情報交換」と記載があるが，どのような集まりだったかの内容・集まった場所の記載がないため，政務調査との関係性が全く明らかになっていない。 支出番号32の支出と同様の支出である。	IS-69	IS-32に店内状況を示す写真	甲A2・地図	¥0	
石渡	70	2.1	会議	神戸屋九段下店 アーモンドペストリー	¥2,860	乙A第13号証 P-210 P-227	P-231	同上。会計整理票(9123)には「13人　地域情報交換」と記載されている。この点まで支出番号69と同じである。	IS-70	購入商品の写真	甲A2・地図	¥0	
石渡	71	2.16	会議	神戸屋九段下店 ブルーベリーチーズケーキ	¥3,822	乙A第13号証 P-210 P-227	P-232	同上。またしても13人分の支出である。支出状況も非常に似通っているが，購入したお菓子が「ブルーベリーチーズケーキ」である点だけが違っている。	IS-71	IS-32に店内状況を示す写真	甲A2・地図	¥0	
石渡	72	2.2	会議	スターバックス虎ノ門二丁目店 珈琲サンドイッチ	返金済	乙A第13号証 P-210 P-227	P-232	返金された(1440円)。虎ノ門のスタバで，朝8:37に食事している。	IS-72		甲A2・地図		
石渡	73	3.6	会議	スターバックス虎ノ門二丁目店　飲食代	返金済	乙A第13号証 P-361 P-379	P-382	返金された(1640円)。毎回，同じようなメニューを朝8:47頃にとっている。私的利用であることは明らかであり，このような領収書を会派が恒常的に認めていること自体，会派のチェックが全く機能していないことを示している。	IS-73		甲A2・地図		
石渡	74	3.8	会議	スターバックス虎ノ門二丁目店　飲食代	返金済	乙A第13号証 P-361 P-379	P-382	返金された(1440円)。同上	IS-74		甲A2・地図		
石渡	75	3.28	会議	スターバックス虎ノ門二丁目店　珈琲代	返金済	乙A第13号証 P-361 P-379	P-382	返金された(360円)。同上	IS-75		甲A2・地図		
石渡	76	3.15	会議	ホテルグランドパレス ジュリー 一階ケーキ売店	¥1,890	乙A第13号証 P-361 P-379	P-382	グランドパレスのオレンジケーキはホールケーキであり，石渡議員はこのケーキ1個を購入しているため贈答用と疑われる。議員は「13コ」と自己申告しているが，事実に反している疑いが強い。このケーキを食べる必要がある「政務調査研究」が果たして存在するのだろうか？　いずれにせよ，活動の内容・場所の記載はなく，政務調査との関連性は全く明らかとされていない。	IS-76	購入商品の写真	甲A2・地図	¥0	
石渡	77	3.1	会議	虎ノ門あおい モーニング	返金済	乙A第13号証 P-361 P-379	P-383	返金された(1520円)。朝9:18に2人でモーニングをしている。私的利用のため返金されたと思われるが，返金理由については何ら説明がされていない。	IS-77	Webにおける店の案内(虎の門病院との位置関係)	甲A2・地図		
石渡	78	3.9	会議	神戸屋九段下店 レーズンサンド	¥2,184	乙A第13号証 P-361 P-379	P-383	支出番号69～71とほとんど同じ内容の支出。今度は「レーズンの恵み」という菓子パンの購入費。13名と記載があるが，内容・場所記載はない。	IS-78	購入商品の写真	甲A2・地図	¥0	
石渡	79	3.26	会議	神戸屋九段下店 モンブラン13個	¥3,679	乙A第13号証 P-361 P-379	P-383	13名と記載があるが，内容・場所記載なし。いつか購入した「イタリア栗のモンブラン」のアンコール。毎回毎回13個の菓子パンを買っており，店員にも顔を覚えられてしまいそう。	IS-79	購入商品の写真	甲A2・地図	¥0	
石渡	80	3.16	会議	フレッシュベーカリー神戸屋　九段下店	¥2,860	乙A第13号証 P-361 P-379	P-384	これも13名分のお菓子の購入。内容・場所記載なし。残念ながら購入したお菓子の名前がわからないが，1個220円のお菓子であることまではわかる。	IS-80	IS-32に店内状況を示す写真	甲A2・地図	¥0	
石渡	81	3.27	会議	さくらベーカリー	¥2,100	乙A第13号証 P-361 P-380	P-384	6名と記載があるが，内容・場所記載なし。さくらベーカリーは千代田区役所1階にあるパン屋である(障害者作業施設で製造したパンを販売している)。 明細を見ると飲み物とパン類，お菓子を買っているが，「その他400円」というのは「さくらサブレセット」と思われる。これを3つ。あとはサンドイッチが2つに1個100円の何かを4つである。「紙パックドリンク100円」かもしれない。各人の好みで購入していることがわかるが，外部から人を招いておこなった会議であればこんな茶菓類の購入はありえない。身内の会合における飲食と認められる。いずれにしても政務調査との関連性は明らかでない。	IS-81	店内状況を示す写真，購入商品の写真	甲A2・地図	¥0	
石渡	82	3.5	会議	カフェベローチエ岩本町駅前店　アメリカンコーヒー14:37	¥180	乙A第13号証 P-361 P-380	P-385	調査研究に関する内容の記載がない。一人での私的な利用と疑われる。	IS-82	IS-2に写真と地図・航空写真(議員自宅との位置関係)		¥0	
石渡	83	3.23	会議	カフェベローチエ秋葉原駅東口店　アメリカンコーヒー1人9:18	¥180	乙A第13号証 P-361 P-380	P-385	同上	IS-83			¥0	
石渡	84	3.15	会議	ホテルグランドパレス カトレア	¥808	乙A第13号証 P-361 P-380	P-386	ホテルの喫茶店でのコーヒーの飲食。議員のメモには二人との記載があるが，明細書を見ると「1人」でお茶をしていたことがわかる。金額は735円。コーヒー1杯の値段としては非常に高額である。これほどの金額を投じてホテル内の喫茶店で1人でおこなう「政務調査」というのは，一体なんだろうか？　庶民としては考えあぐねるほかない。いずれにしても，明らかに政務調査のための支出とは認めがたい。	IS-84	Webにおける店の案内	甲A2・地図	¥808	会議③
石渡	85	3.14	会議	九段下　寿々木 お菓子代	¥1,130	乙A第13号証 P-361 P-380	P-387	またしても甘味処，という会合に不向きな場所での支出である。2名で「地域情報交換」という記載があるが，内容・場所の記載がなく，政務に関する情報交換であるかは明らかでない。	IS-85	支出番号5の店内状況の写真，同6の写真(まんじゅう)	甲A2・地図	¥130	会議④
石渡	86	3.31	会議	神田佐久間町三丁目町会	¥10,000	乙A第13号証 P-361 P-380	P-387	5000円を超過している。但書の記載がないため，町会費か寄付金か行事会費かも不明であるが，いずれにしても政務調査費と認める余地はない。	IS-86			¥10,000	会議③

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
石渡	87	3.2	会議	有限会社スタス チケット代5名	¥18,000	乙A第13号証 P-361 P-380	P-388	5名分の「チケット代」。何のチケット代なのか内容の記載なし。ネット検索によると(有)スタスは，松竹歌劇団OBによるレビューショーを開催する会社である。記載されている電話番号からしても，レビュー観劇のチケット代金である。ショーを見学しながら「政務調査」とはこれいかに。明らかに政務調査費の支出とはいえない。 本レビューショーはラインダンスなどのステージショーであり，「意見交換」や「会議」の場としてはあきらかに適さない。政務調査研究との関連性も皆無である。	IS-87	Webにおける会社の案内(抜粋)，「スタスレビューショー」の成り立ち	甲A24にステージの案内	¥18,000	会議③
石渡	88	3.3	会議	松浦新太郎さんの勲章受章祝い金	返金済	乙A第13号証 P-361 P-381	P-388	返金された(10000円)。返金理由は明らかとされていないが，議長は交際費として計上している。なお，石渡議員は松浦新太郎氏へお祝金を出しているが，松浦氏は石渡議員が推薦した監査委員である。監査する者とされる者との間でこのような金銭の授受があることは，監査の公正さを疑わせる重大な要因であり，著しく不当である。	IS-88				
石渡	89	5.26	消耗品	事務用品　虎ノ門病院衛生用品	返金済	乙A第4号証 P-5 P-116	P-117	監査請求後に返金された(1420円)が，監査請求がなされなかったらそのまま税金が「衛生用品」や「雑誌」の購入のために使われていたことになる。この店は虎ノ門病院の売店であり，石渡議員がたびたび虎ノ門病院付近の喫茶店で飲食をしている時間帯(午前9時ころ)と本件購入の時刻(9時14分)はほぼ一致している。これは，石渡議員が病院訪問の際に虎ノ門病院周辺でたびたび飲食をおこなっていたことを強く推測させる。	IS-89				
石渡	90	5.14	図書	江戸の鬼が行く，江戸天下祭	¥5,040	乙A第4号証 P-5 P-137	P-138	神田明神の休憩所で売っている冊子。明らかに政務調査とは無関係であり私的な買い物である。	IS-90			¥0	
石渡	91	5.31	図書	文春，中公，正論，諸君，東経，プレジデント，ダイヤモンド，エコノミスト他	¥12,510	乙A第4号証 P-5 P-137	P-138	一般雑誌は政務調査とは無関係である。使途基準において「5大紙などの商業新聞は，どこの家庭でも購読しており，社会通念上の観点から，特に政務調査研究費としての支出は認めがたい」と規定され，一般紙が除外されていることからもそう解される。 しかも購入したのは石渡議員と同じ会派の高山議員の店である。これ自体，不当な使い方であるとの疑惑をもたざるをえない。領収書における記入は，宛名だけでなく，金額や内容もすべて石渡議員の筆跡と思われる手書きである(毎月筆跡が一緒である)。このことから，同議員が無地の領収書を入手したとも疑われる。 「諸君」の支出分720円だけは平成26年6月に返還された。	IS-91			¥12,510	図書資料①
石渡	92	6.30	図書	文春，中公，正論，諸君，東経，プレジデント，エコノミスト，ダイヤモンド	¥11,350	乙A第4号証 P-164 P-300	P-301	同上。この領収書の発行当時，「諸君」と言う雑誌は平成21年6月号ですでに廃刊になっており，平成24年6月の「購入」はありえない。これは領収書の記載内容が偽装であると疑わせる。要するに，この領収書を記入した者(おそらく石渡議員本人)は書籍購入の事実がないにもかかわらず，この領収書を作成したから，このような不合理な「領収書」が出現することになった，と考えるほかない。 「諸君」の支出分についてはIS-91と同じ。	IS-92			¥0	
石渡	93	7.30	図書	文春，中公，正論，諸君，東経，プレジデント，エコノミスト，ダイヤモンド他	¥12,510	乙A第7号証 P-6 P-131	P-132	同上　，高山書店の領収書手書き。ここでも廃刊になった「諸君」が内容として記載されている。 「諸君」の支出分についてはIS-91と同じ。	IS-93			¥12,510	図書資料①
石渡	94	8.31	図書	『明治維新と横浜』，『近江の山城』，『おじさん・おばさん論』，『戦国時代の城』，『大阪・近畿の城と町』	¥12,270	乙A第7号証 P-155 P-287	P-288	「近江の山城」などの歴史関係の書物，さらに「おじさん・おばさん論」という書物も混じっている。「おじさん」「おばさん」について石渡議員が研究するのは勝手であるが，その研究がどうして「政務調査」なのか。全く理解できない。要するにすべて私的な買い物である。 なお，購入額が12,915円なのに，645円引いた金額で計上されている。書籍購入費で「値引き」というのは通常ありえない。さらに，請求書と領収書の宛名，さらに日付も異なっている。	IS-94			¥0	
石渡	95	8.31	図書	『言論自滅列島』 『土一揆と城の戦国』	¥2,060	乙A第7号証 P-155 P-287	P-289	「言論自滅列島」と政務調査とは無関係。新たに提出された丙3の2において明らかになった『土一揆』も同様である。請求書と領収書の宛名，日付も異なる。	IS-95		甲A36に書籍の内容	¥0	
石渡	96	8.31	図書	文春，中公，正論，諸君，東経，プレジデント，エコノミスト，ダイヤモンド他	¥9,750	乙A第7号証 P-155 P-287	P-290	支出番号91と同様。ここにも「諸君」が入っている。 「諸君」の支出分についてはIS-91と同じ。	IS-96			¥9,750	図書資料①
石渡	97	9.30	図書	文春，中公，正論，諸君，プレジデント，エコノミスト，ダイヤモンド他	¥11,210	乙A第7号証 P-318 P-437	P-438	同上	IS-97			¥11,210	図書資料①
石渡	98	10.31	図書	文春，中公，正論，諸君，東経，エコノミスト，ダイヤモンド，アソシエ他	¥11,210	乙A第10号証 P-6 P-128	P-129	同上	IS-98			¥11,210	図書資料①
石渡	99	10.15	図書	『島国チャイニーズ』，『海の熊野』，『グルー』，『西郷と幕末維新』	¥12,800	乙A第10号証 P-6 P-128	P-130	「島国チャイニーズ」「海の熊野」「西郷と幕末維新」などの書籍の購入費であり，明らかに政務調査とは無関係。	IS-99			¥0	
石渡	100	11.20	図書	文春，中公，正論，諸君，東経，エコノミスト，ダイヤモンド，アソシエ他	¥15,760	乙A第10号証 P-159 P-298	P-299	支出番号91と同様。	IS-100			¥15,760	図書資料①
石渡	102	1.30	図書	虎ノ門病院売店 雑誌・書籍	¥400	乙A第13号証 P-8 P-188	P-189	病院の売店で購入している。何の雑誌であるかは不明であるが，一般雑誌と思われる。要するに私的な買い物である。なお，提出されているのは領収書ではなく計算書である。	IS-102			¥0	

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
石渡	103	1.30	図書	文春，中公，正論，東経，プレジデント，エコノミスト，ダイヤモンド，アソシエ	¥14,300	乙A第13号証 P-8 P-188	P-190	支出番号91～93と同じ。	IS-103			¥0	
石渡	104	2.29	図書	文春，中公，正論，東経，プレジデント，エコノミスト，ダイヤモンド，アソシエ	¥13,350	乙A第13号証 P-210 P-339	P-340	雑誌は対象外，高山書店の領収書手書き。年間定期購読と思われる雑誌類は不可である。	IS-104			¥0	
石渡	105	12.29	図書	文春，中公，正論，東経，エコノミスト，ダイヤモンド，プレジデント，アソシエ他	返金済	乙A第10号証 P-159 P-466	P-467	なぜか「平成22年12月29日」付の領収書が混じっていた。指摘を受け返金された(16,020円)が，領収書の日付を記入した際に日付を記入し間違えた可能性が高い。日々多くの領収書を記入している書店店員が年と書き間違えることは考え難く，書店の店員以外の者がこの領収書に日付を記入したことを強く推測させる。ちなみに，同一日付の領収書が平成22年度の政務調査費として別に提出されているが，金額が異なっている。	IS-105				
石渡	106	7.6	交通	タクシー王子→九段下	¥2,510	乙A第7号証 P-6 P-74	P-75	年間194回もの利用があり，政務調査研究の必要に基づくものとは極めて考えにくい。日常的なタクシー代を政務調査研究費として計上していると推認される。 以下のとおり，使途報告においても使途基準注意事項の定めを全く無視している。 仮に政務調査研究目的のものもが混じっているとしても，少なくとも支出総額の4分の3は返還させなければならない。(以下，タクシー代支出全般について同じ) 目的の記載なし	IS-106			¥0	
石渡	107	7.7	交通	九段下→江戸川橋	¥1,430	乙A第7号証 P-6 P-74	P-75	同上	IS-107			¥0	
石渡	108	7.7	交通	江戸川橋→九段下	¥1,520	乙A第7号証 P-6 P-74	P-75	同上	IS-108			¥0	
石渡	109	7.9	交通	九段下→麻布	¥3,230	乙A第7号証 P-6 P-74	P-75	同上	IS-109			¥0	
石渡	110	7.16	交通	野田駅→野田醤油	¥710	乙A第7号証 P-6 P-74	P-75	同上。野田駅への復路交通費がなく不自然である。	IS-110			¥0	
石渡	111	7.16	交通	日暮里→神保町	¥1,880	乙A第7号証 P-6 P-74	P-75	目的の記載なし	IS-111			¥0	
石渡	112	7.31	交通	九段下→新橋	¥2,060	乙A第7号証 P-6 P-74	P-76	目的の記載なし	IS-112			¥0	
石渡	113	9.13	交通	乗車，降車場所不明	¥710	乙A第7号証 P-318 P-391	P-393	目的の記載なし，乗車・降車場所の記載もない	IS-113			¥710	交通②
石渡	114	9.16	交通	東京駅→市ヶ谷	¥1,610	乙A第7号証 P-318 P-391	P-394	目的の記載なし。	IS-114			¥0	
石渡	115	9.16	交通	東日本橋→銀座	¥710	乙A第7号証 P-318 P-391	P-394	目的の記載なし。	IS-115			¥0	
石渡	116	10.7	交通	タクシー桜木町→黄金町	¥890	乙A第10号証 P-6 P-80	P-83	目的の記載なし。前後の交通費計上もない点でも不自然。	IS-116			¥0	
石渡	117	10.7	交通	黄金町→野毛	¥800	乙A第10号証 P-6 P-80	P-83	目的の記載なし	IS-117			¥0	
石渡	118	10.7	交通	東京駅→九段	¥1,160	乙A第10号証 P-6 P-80	P-83	目的の記載なし	IS-118			¥0	
石渡	119	10.21	交通	G乗車降車場所なし	¥1,160	乙A第10号証 P-6 P-81	P-84	目的の記載なし	IS-119			¥1,160	交通②
石渡	120	10.21	交通	G岩本町→赤坂	¥2,600	乙A第10号証 P-6 P-81	P-85	目的の記載なし	IS-120			¥0	
石渡	122	10.31	交通	新宿三丁目→京王プラザ	¥1,250	乙A第10号証 P-6 P-82	P-86	目的の記載なし	IS-122			¥0	
石渡	123	10.31	交通	新宿→九段上	¥1,880	乙A第10号証 P-6 P-82	P-86	目的の記載なし	IS-123			¥0	
石渡	124	11.6	交通	丸の内→市ヶ谷	¥2,780	乙A第10号証 P-159 P-242	P-244	目的の記載なし	IS-124			¥0	

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
石渡	125	11.6	交通	岩本町→丸の内	¥1,300	乙A第10号証 P-159 P-242	P-244	目的の記載なし	IS-125			¥0	
石渡	126	11.9	交通	新宿中央→九段	¥2,060	乙A第10号証 P-159 P-242	P-244	目的の記載なし	IS-126			¥0	
石渡	127	11.17	交通	芝公園→赤坂	¥710	乙A第10号証 P-159 P-243	P-245	目的の記載なし	IS-127			¥0	
石渡	128	11.25	交通	湯島→市ヶ谷	¥1,520	乙A第10号証 P-159 P-243	P-246	目的の記載なし	IS-128			¥0	
石渡	129	1.5	交通	下谷→九段	¥1,690	乙A第13号証 P-8 P-139	P-141	目的の記載なし	IS-129			¥0	
石渡	130	1.5	交通	岩本町→合羽橋	¥1,430	乙A第13号証 P-8 P-139	P-141	目的の記載なし	IS-130			¥0	
石渡	131	2.11	交通	岩本町→下谷	¥710	乙A第13号証 P-210 P-292	P-293	目的の記載なし	IS-131			¥0	
石渡	132	2.19	交通	深川→合羽橋	¥980	乙A第13号証 P-210 P-292	P-293	目的の記載なし	IS-132			¥0	
石渡	133	2.19	交通	合羽橋→岩本町	¥2,600	乙A第13号証 P-210 P-292	P-293	目的の記載なし	IS-133			¥0	
石渡	134	2.19	交通	下谷→市ヶ谷	¥2,980	乙A第13号証 P-210 P-292	P-294	目的の記載なし	IS-134			¥0	
石渡	135	5.21	会議	区政報告会50名和泉亭	¥50,000	乙A第4号証 P-5 P-23	P-30	「50名分」とされるが，会議内容については「区政報告会」と書かれているのみである。「区政報告会」は区議が後援者向けにおこなう会合であって，政治的な活動にほかならない。使途基準においては「政党のパーティー」での支出を明確に禁じているほか，「後援会等」にかかわる経費の支出も禁じており，区議の政治的な活動と政務調査とを峻別すべきことを明確にしている。この点からも，「区政報告会」を政務調査と認めることはできない。 さらに，この会合がおこなわれた店は，「ワインとビール」の提供をおこなう洋風居酒屋であり，メニューにはビールやウイスキーなどの酒類とおつまみの類が並んでいる。領収書には「コーヒーケーキ」との記載があるが，店の提供メニューとは異なっており明らかに不自然である。政務調査のための会合には明らかに不向きである。こうした店で会議をおこなう必要性は皆無である。支出日(5月21日)は土曜日である。	IS-135	店の外観，店内状況，メニューを示す写真	甲A5・ゴルフコンペの資料	¥25,000	会議④
石渡	136	6.25	会議	区政報告会50名	¥50,000	乙A第4号証 P-164 P-181	P-189	支出番号135と同じく，またもや「50人分」の同じ人数，支出内容の領収書である。さらにこの支出日(6月25日)も土曜日である。	IS-136	同上	同上	¥25,000	会議④
石渡	137	9.24	会議	区政報告会珈琲ケーキ50名分	¥50,000	乙A第7号証 P-318 P-337	P-341	支出番号135と再び全く同じ領収書である。ここでも会議内容の記載は「区政報告会」としか書かれていない。支出日はこれも土曜日。	IS-137	同上	同上	¥25,000	会議④
石渡	138	10.22	会議	和泉亭　区政報告会 珈琲ケーキ50名	¥50,000	乙A第10号証 P-6 P-23	P-29	これも支出番号135と同じ。支出日はこれも土曜日。	IS-138	同上	同上	¥25,000	会議④
石渡	139	11.26	会議	区政報告会　珈琲ケーキ50名分	¥50,000	乙A第10号証 P-159 P-176	P-181	支出番号135と同じ。支出日はこれも土曜日。	IS-139	同上	同上	¥25,000	会議④
石渡	140	2.25	会議	和泉亭50名珈琲・ケーキ	¥55,230	乙A第13号証 P-210 P-227	P-232	同じく「50名分」であるが，なぜかこの領収書だけ金額が若干異なっている。なぜ5,230円増加したの理由記載がない。この支出日も土曜日である。	IS-140	同上	同上	¥30,230	会議④
石渡	141	3.31	会議	和泉亭50名珈琲・ケーキ	¥52,060	乙A第13号証 P-361 P-381	P-389	同じく「50名分」の「区政報告会」での支出。これも土曜日である。50名での「区政報告会」をこれほどの回数，決まって土曜日に開催するというのは極めて不自然である。洋風居酒屋で開催し，しかも領収書には「コーヒー　ケーキ」という店で提供しているメニューにはない品目が記載されているのもおかしい。 平成22年8月に石渡議員がインターネット上のブログでは，「しんこうゴルフコンペ」(「しんこう」は「石渡しんこう」という同議員の名前に由来)の開催についての記述があり，そこにはゴルフコンペのあとで「地元岩本町の和泉亭で行われたパーティー」の様子が紹介されている。毎回の土曜日の「区政報告会」はゴルフのあとの打ち上げであると考えると合点がいく点が多い。 また，石渡議員は，平成24年度もこの和泉亭において8回にわたり同様の支出をおこなっている。すべて土曜日の支出であり，内訳は「50名　コーヒーケーキ」と記載されている(甲A9)。人数には「約」という文字が付されているものもある。	IS-141	同上	同上	¥27,060	会議④
				石渡合計	¥896,542							石渡小計	¥459,170

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
髙山	1	5.26	会議	トラック協会千代田支部第44回通常総会　会費（地域情報交換80人）	¥10,000	乙A第4号証 P-8 P-36	P-37	5000円を超過している。トラック協会千代田支部は，髙山議員の地元近くにあり，トラック協会千代田支部に加盟している組合員は，神田地区にある運送業がほとんどである。この会の総会に出席するということは，政務調査研究目的と言うより，票田として政治活動であると思われる。	TA－1	報告書（甲A第11号証。以下髙山につき同じ。） トラック協会についての写真付き報告		¥5,000	会議①
髙山	2	5.30	会議	千代田区観光協会懇親会　会費（地域情報交換100人）	¥10,000	乙A第4号証 P-8 P-36	P-38	5000円を超過している。懇親会という名称から飲食中心の会であることが分かる。小林やすお議長はこの会の会費を議長交際費より支出している。議長が交際費として支出する会は，政務調査研究費としての計上は不当である。また自民党会派の全員と公明会派の2名がこの会に出席しているが，千代田区の観光について情報収集をするなら，宴席での会議は不当である。 平成26年の定時総会はホテルで開催され，「乾杯」の発声のあと酒食を伴う懇親会が催された。平成23年度も同様であったと推測される。	TA－2		甲A32⑦に写真 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
髙山	3	6.03	会議	神保町地区町会連合会懇親会会費　（地域情報交換100人）	¥10,000	乙A第4号証 P-167 P-197	P-198	5000円を超過している。懇親会という名称から飲食が中心の会である。小林やすお議長は，この会の会費を議長交際費より支出している。政務調査研究費としての計上は不当である。髙山議員と同じく神田神保町に住んでいる鳥海議員も出席している。 酒食を伴う懇親・親交の場であったことは当日の状況を記した写真等から判明している。	TA－3		甲A32③に写真と記述 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
髙山	4	6.4	会議	神田料飲組合総会懇親会 （地域情報交換100人）	¥10,000	乙A第4号証 P-167 P-197	P-198	同上。5000円を超過している。小林やすお議長は，この会の会費を議長交際費より支出しており，政務調査研究費としての計上は不当である。自民党で神田地区の区議である戸張・松本・石渡・鳥海・内田，皆出席している。	TA－4		甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
髙山	5	6.5	会議	一橋中学 （地域情報交換100人）	¥10,000	乙A第4号証 P-167 P-197	P-199	5000円を超過している。領収書には但し書きの記載がなく，何の集まりかわからない。	TA－5			¥10,000	会議③
髙山	6	6.24	会議	神田防犯協会　合同懇親会会費　（地域情報交換120人）	¥10,000	乙A第4号証 P-167 P-197	P-201	5000円を超過している。懇親会と言う名称から飲食を中心とした会である。小林やすお議長は，この会の会費を「議長交際費」より支出しており，政務調査研究費としての計上は不当である。 当日は区長・警察署長らのあいさつのあとで，ビールや料理を囲んで懇親会が催された。	TA－6		甲A32⑧に写真と記述	¥5,000	会議①
髙山	7	9.25	会議	神保町一丁目町会 敬老のつどい（地域情報交換100人）	¥10,000	乙A第7号証 P-321 P-345	P-346	5000円を超過している。同じ地区に住む鳥海議員も出席している。但し書きが無く何の会であるかわからなかったが，調査の結果，町会が主催した「敬老の集い」であることが判明した。「お食事をとりながら，さまざまな催しもあり，楽しいひとときを過ごしました」と当日の状況が記されている。 8/28に同町会の領収書で5000円計上されているが，これも但し書きが無く髙山議員の地元町会でありながら何の会に出席し，どのような地域情報交換をしたのか全く分からない。	TA－7		甲A32⑨に写真と記述	¥5,000	会議①
髙山	8	11.1	会議	千代田区神保町地区連合会懇親旅行会費1名分（地域情報交換50人）	¥10,000	乙A第10号証 P-162 P-187	P-188	5000円を超過している。50人の懇親旅行に参加して地域情報交換をした理由で計上されているが，同じ自民党の鳥海議員も出席しているものの3万円の計上となっている。 懇親旅行への参加費であるが，懇親のための旅行への参加は政務調査研究とは認められない。旅行内容についての報告等も一切ない。 また，同じ旅行に参加しているのに，何故参加費が違うのかという疑問に，監査請求後の弁明では，「会費3万円の内，2万円は地元町会が負担した」とあるが，町会費から2万円もの高額な金額を負担するのなら，町会員としての参加ではないのか。 政務調査研究費として区民から集めた町会費が一部負担されているのは，おかしい。	TA－8			¥5,000	会議①
髙山	9	11.10	会議	歯科医師会千代田支部 （地域情報交換40人）	¥6,000	乙A第10号証 P-162 P-187	P-188	5000円を超過している。領収書に但し書きが無く，何の会であるかわからない。自民党会派の松本・桜井・小林やすお・鳥海・嶋崎議員が出席している。選挙の際に歯科医師会や医師会は大きな票田となっている。	TA－9			¥6,000	会議③
髙山	10	11.30	会議	東京お茶の水ロータリークラブ祝賀会会費　（地域情報交換50人）	¥12,000	乙A第10号証 P-162 P-187	P-191	5000円を超過している。祝賀会と言う名称から飲食を中心とした宴席であり，政務調査研究費としての計上は不当である。またロータリークラブ会員としての活動と考えるべきである。	TA－10			¥7,000	会議①
髙山	11	12.5	会議	緑の会後援会麦の会会費　（地域情報交換200人）	¥10,000	乙A第10号証 P-331 P-362	P-363	5000円を超過している。障害者支援団体であり，区役所1階「さくらベーかりー」を運営している。年会費は個人準会員1000円正会員5000円である。200人の参加とあるが，何の調査研究か研修会内容の添付が義務づけられている。	TA－11	「麦の会」の紹介資料		¥5,000	会議①
髙山	12	12.15	会議	東京お茶の水ロータリークラブクリスマス会費 （地域情報交換80人）	¥25,000	乙A第10号証 P-331 P-362	P-364	5000円を大幅に超過している。どんな豪勢なクリスマス会なのか？クリスマス会は飲食を中心とした会であり，政務調査研究費としての計上は不当である。	TA－12			¥20,000	会議①
髙山	13	12.18	会議	お茶の水スリーローズ野球クラブ納会 （地域情報交換50人）	¥10,000	乙A第10号証 P-331 P-362	P-364	5000円を超過している。納会は飲食を中心とした会であり，政務調査研究費としての計上は不当である。自民党の鳥海議員も出席していることからみても，地元の野球チームの納会にでて，宴席を楽しんだと疑わざるを得ない。	TA－13			¥5,000	会議①
髙山	14	1.6	会議	神田医師会新年会会費 （地域情報交換80人）	¥10,000	乙A第13号証 P-11 P-60	P-62	5000円を超過している。新年会と言う名称から飲食を中心とした会である。小林やすお議長は，この会の会費を「議長交際費」より支出しており，政務調査費としての計上は不当である。自民党の戸張議員も出席している。宛名無く，領収書のコピーも当初提出されたものは不自然であった。	TA－14		甲A13に追加開示の領収書	¥5,000	会議①
髙山	15	1.9	会議	神保町一丁目町会新年会会費（地域情報交換100人）	¥10,000	乙A第13号証 P-11 P-60	P-63	5000円を超過している。新年会と言う名称から飲食を中心とした会である。同じ会派の鳥海議員も出席している。 当日の状況を伝えるブログには，「乾杯のあと歓談・名刺交換会・大正琴の演奏・福引・木遣り・手〆万歳」がおこなわれたことが記されている。これのどこが「政務調査研究」であるのか。	TA－15		甲A31⑩に記述	¥5,000	会議①
髙山	16	1.9	会議	西神田町会　新年会会費　（地域情報交換50人）	¥10,000	乙A第13号証 P-11 P-60	P-63	5000円を超過している。新年会と言う名称から飲食を中心とした会である。同じ会派の鳥海議員も出席している。 平成24年の新年会の状況を伝えるブログには，皇居周辺を散策した後，帝国ホテルで「毎年恒例のバイキング」を楽しみ，「いっぱい食べて飲んで，満足満足～」と記述されている。同ホテルの夜のバイキングは大人一人8200円（平日）と非常に高額である。	TA－17		甲A31⑫に写真と記述，帝国ホテルのバイキングの案内	¥5,000	会議①

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
高山	17	1.12	会議	三崎町一丁目町会 新年会会費(60人)	¥10,000	乙A第13号証 P-11 P-60	P-65	5000円を超過している。新年会である。本人記入の会計整理票にも理由がない。同じ会派の鳥海議員も出席している。 当日の様子を記した資料には，町会長による乾杯の発声の後，区議らがあいさつをおこない，二次会では「恒例のカラオケで盛り上がった」と記されている。明らかに懇親目的の会合である。	TA－18		甲A31⑤に写真と記述	¥5,000	会議①
高山	18	1.13	会議	東京都トラック協会 賀詞交換会会費 (地域情報交換80人)	¥10,000	乙A第13号証 P-11 P-60	P-67	5000円を超過している。賀詞交歓会と言う名称から飲食を中心とした会である。同じ会派の鳥海議員も出席している。5月にこの会の総会にも出席していることから，票田として政治的な意味合いから出席していると疑わざるを得ない。 平成27年の賀詞交歓会では，乾杯の発声の後，酒食を伴う懇親がおこなわれた。平成24年も同様であったと推測される。	TA－19	TA-1にトラック協会についての写真付き報告	甲A31㉒に写真と記述 甲A11のTA－1にトラック協会についての写真付き報告	¥5,000	会議①
高山	19	1.14	会議	一神町会 (地域情報交換80人)	¥10,000	乙A第13号証 P-11 P-61	P-68	一神町会の領収書と推測される。5000円を超過している。新年会とおもわれるが，何の会かわからない。	TA－20			¥10,000	会議③
高山	20	1.14	会議	神田料飲組合 新年会会費 (地域情報交換80人)	¥12,000	乙A第13号証 P-11 P-61	P-68	5000円を超過している。新年会と言う名称から飲食を中心とした会である。同じ会派の小林やすお議長も出席しており，議長交際費より計上している。さらに同じ自民党会派の石渡・戸張・鳥海・松本議員も出席している。政務調査研究費としての計上は不当である。飲料組合は，千代田区の飲食店(自営業)が加盟し，古くから選挙の時には，大きな票田となっている。	TA－21			¥7,000	会議①
高山	21	1.19	会議	神田消防関係団体 新年会 (地域情報交換150人)	¥10,000	乙A第13号証 P-11 P-61	P-69	5000円を超過している。各議員が地域の消防団体の会に出席しているが住民との交際であり政務調査研究費としての計上は不当である。選挙対策と疑える。 当日の状況を伝える写真からは，「顔合わせ会」と題された会合であり，ビールもふるまわれたことが判明している。	TA－22		甲A31⑮に写真と記述	¥5,000	会議①
高山	22	1.20	会議	神保町地区連合会 新年会会費 (地域情報交換80人)	¥10,000	乙A第13号証 P-11 P-61	P-69	5000円を超過している。同じ会派の小林やすお議長も出席しており，議長交際費より計上している。同じ地区の自民党鳥海議員も出席している。政務調査研究費としての計上は不当である。 平成24年の新年会では，料理やお酒がふるまわれ，「恒例のお楽しみ抽選会」やじゃんけん大会もおこなわれた。明らかに懇親目的の会合である。	TA－23		甲A31⑨に写真と記述 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
高山	23	1.20	会議	千代田区薬剤師会 賀詞交換会会費 (地域情報交換80人)	¥10,000	乙A第13号証 P-11 P-61	P-69	5000円を超過している。小林やすお議長も出席し，議長交際費より計上している。賀詞交歓会は，飲食を中心とした会であり，政務調査研究費としての計上は不当である。また，同じ自民党会派の石渡・戸張・嶋崎・桜井議員も出席している。 招待された関係者が列席し，区内のホテル(山の上ホテル)で開催された。医師会の新年会と同様に，ホテルの宴会場をかりて祝杯をあげたものと推測される。	TA－24		甲A31② 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
高山	24	1.20	会議	千代田区歯科医師会 新年交歓会会費 (地域情報交換80人)	¥10,000	乙A第13号証 P-11 P-61	P-70	5000円を超過している。小林やすお議長も出席し，議長交際費より計上している。新年交歓会は，飲食を中心とした会であり，政務調査研究費としての計上は不当である。また，同じ自民党会派の嶋崎議員も出席している。 平成26年の新年会はホテルで開催され，料理とお酒を囲んで懇談がおこなわれた。平成24年も同様であったと推測される。	TA－25		甲A31③ 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
高山	25	1.20	会議	ジェイシティ東京町づくりフォーラム 新年会 (地域情報交換80人)	¥10,000	乙A第13号証 P-11 P-61	P-70	5000円を超過している。1月20日は，同日だけで4万円が新年会として計上されている。	TA－26			¥5,000	会議①
高山	26	1.25	会議	千代田区運送事業協会 賀詞交換会会費 (地域情報交換60人)	¥10,000	乙A第13号証 P-11 P-61	P-71	5000円を超過している。飲食を中心とした会であり，政務調査研究費としての計上は不当である。同じ自民党会派の鳥海議員も出席している。	TA－27	TA-1に運動事業協会についての写真付き報告		¥5,000	会議①
高山	27	1.28	会議	渋谷西村 (議会運営2人)	¥2,505	乙A第13号証 P-11 P-61	P-71	2人で議会運営とあるが，土曜日に渋谷であんみつとイチゴパフェを食べながら何の打合せか？	TA－28			¥1,505	会議④
高山	28	2.1	会議	千代田区商工業連合 新年懇親会費 (地域情報交換80人)	¥10,000	乙A第13号証 P-213 P-240	P-241	5000円を超過している。新年懇親会は，飲食を中心とした会であり，政務調査研究費としての計上は不当である。同じ自民党会派の永田・嶋崎・鳥海・桜井議員とさらに公明党の山田・大串議員が出席している。小林議員は議長交際費から支出している。 平成27年の新年会の様子は写真から判明しているが，料理とお酒を囲んで，大勢の出席者でにぎわった会合である。明らかに懇親目的の会合である。	TA－29		甲A31⑳に写真と記述 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
高山	29	2.2	会議	千代田区民踊連盟 新年会会費 (地域情報交換80人)	¥10,000	乙A第13号証 P-213 P-240	P-241	5000円を超過している。自民党の小林やすお議長も出席し，議長交際費より計上している。同じ自民党会派の戸張・桜井議員も出席している。 この新年会はグランドアーク半蔵門で「盛大に開催」され，多くの来賓の挨拶と民踊の披露があった。その後は酒食を伴う歓談がおこなわれた。	TA－30		甲A31㉑に写真と記述 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
高山	30	2.4	会議	千代田区日中友好協会 年会費・懇親会 (地域情報交換60人)	¥13,000	乙A第13号証 P-213 P-240	P-242	5000円を超過している。懇親会は飲食を中心とした会であり，政務調査研究費としての計上は不当である。	TA－31			¥8,000	会議①

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
高山	31	2.10	会議	千代田区体育協会 新年会会費（地域情報交換120人）	¥10,000	乙A第13号証 P-213 P-240	P-243	5000円を超過している。飲食を中心とした会である。小林やすお議長も出席し，議長交際費より計上している。同じ自民党の石渡・戸張・永田・嶋崎・鳥海・桜井・松本議員と，さらに公明党の山田・大串議員も出席している。 前年度の新年会では豪華な料理がふるまわれた。明らかに懇親目的の会合である。	TA－32		甲A14に新年会の写真 甲A31㉖に料理のメニュー表 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
高山	32	2.25	会議	神田消防団第一分団 新年会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-213 P-240	P-243	5000円を超過している。飲食を中心とした会であり，何を調査研究するのか疑問である。1/19にも同様の消防団新年会に出席している。自民党の鳥海議員も出席。	TA－33			¥5,000	会議①
高山	33	2.25	会議	神保町さくら通り実業会 会費	¥10,000	乙A第13号証 P-213 P-240	P-243	5000円を超過している。新年会の会費と思われるが，飲食を中心とした会であり，高山書店の裏の地域の会である。	TA－34			¥5,000	会議①
高山	34	5.11	交通	タクシー 市ヶ谷→新宿	¥1,970	乙A第4号証 P-8 P-96	P-97	以下のとおり，個々の支出について使途基準注意事項に反するものが多々存在する。 政務調査研究における必要性についても，何らの主張立証はなされていない。 仮に一部が政務調査研究目的のものであったとしても，タクシー代支出全体の4分の3は返還させなければならない。（以下，タクシー代支出全般について同じ。） 打合せとあるが誰と何を打ち合わせたのか内容の記載なし。片道計上は何故か？	TA－35			¥0	
高山	35	5.25	交通	Gタクシー 神保町→明石町	¥3,140	乙A第4号証 P-8 P-96	P-97	打ち合わせとあるが，内容の記載なし。	TA－36			¥0	
高山	36	6.23	交通	Gタクシー神保町→上野	¥1,790	乙A第4号証 P-167 P-265	P-267	会議出席。何の会議か記載がない。	TA－37			¥0	
高山	37	8.1	交通	タクシー 三田→神保町	¥2,330	乙A第7号証 P-158 P-247	P-249	会議出席。何の会議か記載がない。	TA－38			¥0	
高山	38	8.3	交通	タクシー 九段下→新宿	¥2,870	乙A第7号証 P-158 P-247	P-249	打合せとあるが誰と何を打ち合わせたのか内容の記載なし。片道計上は何故か？	TA－39			¥0	
高山	39	8.27	交通	タクシー 本郷→神保町	¥1,250	乙A第7号証 P-158 P-248	P-251	打合せとあるが誰と何を打ち合わせたのか内容の記載なし。片道計上は何故か？	TA－40			¥0	
高山	40	9.18	交通	タクシー 神保町→小石川	¥1,520	乙A第7号証 P-321 P-402	P-404	打合せとあるが誰と何を打ち合わせたのか内容の記載なし。片道計上は何故か？	TA－41			¥0	
高山	41	10.1	交通	Gタクシー 神保町→新宿	¥2,240	乙A第10号証 P-9 P-94	P-95	打合せとあるが誰と何を打ち合わせたのか内容の記載なし。片道計上は何故か？	TA－42			¥0	
高山	42	10.3	交通	Gタクシー 神保町→池袋	¥3,140	乙A第10号証 P-9 P-94	P-95	目的，内容の記載なし。往復しているが1000円の差額は不自然であるし，TA-44のタクシーで同日復路乗っているが，驚いたことに同じ車種番号である。	TA－43			¥3,140	交通①
高山	43	10.3	交通	Gタクシー 池袋→神保町	¥2,150	乙A第10号証 P-9 P-94	P-95	会議出席と記載されているが，何の会議か内容の記載なし。前欄と車番が同じ。	TA－44			¥0	
高山	44	11.10	交通	タクシー 九段下→上野	¥2,240	乙A第10号証 P-162 P-252	P-253	会議出席。何の会議か記載がない。	TA－45			¥0	
高山	45	11.22	交通	Gタクシー 神保町→丸の内	¥1,110	乙A第10号証 P-162 P-252	P-254	打合せとあるが誰と何を打ち合わせたのか内容の記載なし。片道計上は何故か？	TA－46			¥0	
高山	46	12.1	交通	タクシー 芝→神保町	¥2,600	乙A第10号証 P-331 P-422	P-425	打合せとあるが誰と何を打ち合わせたのか内容の記載なし。片道計上は何故か？	TA－47			¥0	
高山	47	12.3	交通	タクシー 丸の内→神保町	¥1,070	乙A第10号証 P-331 P-422	P-425	会議出席とあるが，何の会議か内容の記載がない。	TA－48			¥0	
高山	48	12.8	交通	G神保町→本郷	¥1,380	乙A第10号証 P-331 P-422	P-426	会議出席とあるが，何の会議か内容の記載がない。	TA－49			¥0	
高山	49	12.9	交通	タクシー 本郷→九段下	¥1,880	乙A第10号証 P-331 P-422	P-426	会議出席とあるが何の会議か記載がない。日をまたいで，本郷→九段下間の利用であるが九段下・神保町は隣接地である。深夜利用の疑惑がある。	TA－50			¥0	
高山	50	12.10	交通	タクシー 新宿→神保町	¥2,010	乙A第10号証 P-331 P-423	P-426	会議出席とある。新宿利用が散見されるが理由が明らかでない。迎車料金があるが理由・目的の記載がない。	TA－51			¥0	
高山	51	12.17	交通	Gタクシー 神保町→丸の内	¥1,700	乙A第10号証 P-331 P-423	P-423	会議出席とあるが，何の会議か内容の記載がない。	TA－52			¥0	

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
高山	52	12.17	交通	Gタクシー 丸の内→神保町	¥1,250	乙A第10号証 P-331 P-423	P-428	12月17日に往復でタクシーを利用しているが，目的，内容の記載がない。	TA－53			¥0	
高山	53	12.21	交通	タクシー 神保町→丸の内	¥1,430	乙A第10号証 P-331 P-424	P-428	会議出席とあるが，内容の記載がない。12月は24回のタクシー利用がある。忘年会シーズンの交通費と思わざるをえない。	TA－54			¥0	
高山	54	1.18	交通	タクシー 神保町→赤坂	¥1,250	乙A第13号証 P-11 P-151	P-152	会議出席。何の会議か内容の記載がない。	TA－55			¥0	
高山	55	1.29	交通	Gタクシー 市ヶ谷→新宿	¥1,880	乙A第13号証 P-11 P-151	P-153	打合せとあるが誰と何を打ち合わせたのか，内容の記載がない。	TA－56			¥0	
高山	56	1.29	交通	タクシー 新宿→神保町	¥2,510	乙A第13号証 P-11 P-151	P-153	打合せとあるが誰と何を打ち合わせたのか，内容の記載がない。内容の記載がない。	TA－57			¥0	
高山	57	2.14	交通	タクシー 神保町→築地	¥2,870	乙A第13号証 P-213 P-302	P-305	会議出席。何の会議か内容の記載がない。	TA－58			¥0	
高山	58	5.18	図書	長島書店（古書買入） ウィル他	¥1,340	乙A第4号証 P-8 P-141	P-142	ウィルという雑誌を購入したと，会計整理票に記載されているが，雑誌は対象外である。政務調査研究のための必要性も全く明らかにされていない。領収書はなく，計算書のみである。	TA－59	店の状況を示す写真，購入した雑誌の写真		¥1,340	図書資料①
高山	59	8.14	図書	書泉グランデ2階　雑誌「諸君」 他	¥1,470	乙A第7号証 P-158 P-291	P-292	自己記入で「諸君」他と書かれているが，雑誌「諸君」は廃刊となっている。監査請求後に書籍名は誤記であったとして訂正されるが，高山議員は古書店経営であり廃刊書籍の誤記は考えられない。偽造を疑わざるを得ない。	TA－60			¥1,470	図書資料①
高山	60	10.30	図書	廣文館書店 散歩の達人	¥580	乙A第10号証 P-9 P-131	P-132	月刊誌「散歩の達人」を購入と　何の記事？のために購入したのか記載はない。雑誌は対象外とされている。政務調査研究のための必要性も全く明らかにされていない。宛名がない領収書であり，これで監査が通ることも驚きであるが，明らかに使途基準に違反する計上である。	TA－61	店の状況を示す写真		¥0	
高山	61	12.30	図書	廣文館書店 日経サイエンス　他	¥1,602	乙A第10号証 P-331 P-468	P-470	「日経サイエンス　他」と会計整理票に記載しているが，一般雑誌は対象外とされている。政務調査研究のための必要性も全く認められない。	TA－62	店の状況を示す写真		¥1,602	図書資料①
高山	62	8.4	研修	東京教育懇話会 年会費	¥10,000	乙A第7号証 P-158 P-207	P-208	視察研修費として計上されているが，何の研修であるのかは全く不明である。研修報告書の添付もない。政務調査研究のための必要性を認めることはできない。	TA－63			¥0	
高山	63	1.6	会議	神田猿楽町町会	¥10,000	乙A第13号証 P-11 P-60	P-62 領なし	平成26年3月14日の追加情報公開により支出内容が判明した支出。町会の新年会の支出と推測されるが，領収証には内訳すら記載されていない。飲食中心の会である。5000円超過。			甲A13に追加開示の領収書	¥10,000	会議③
高山	64	12.3	消耗品	手帳	¥945	乙A第10号証 P-443 P-447	P-448	手帳は議員としての職務に必要な消耗品であり，政務調査費からの支出は不当である。	NG-37		甲A17のNG-37に購入商品の資料	¥0	
高山(沖縄)	1	11・1	課題別経費	チケット代（スカイツアーズネット購入）	¥38,300	乙A第10号証 P-312	P-313	スカイツアーズというネットでチケットを販売する会社でホテルと飛行機代がセットとなる安いチケットを購入（10/18カード支払い(他の議員とは支払日が異なる)）しているが，3議員とも値段が違うことから，フライトやホテルが別と考えられる。 視察研修なら，運賃や宿泊先等が異なるのは不自然であり，個人的旅行であると疑わざるを得ない。監査請求の際にも弁明，説明は全く無い。 宿泊先不明では，視察には不向きな宿泊先が疑われ，結果私的な旅行が疑われるため不当な計上であるといわざるを得ない。 監査請求の際にも弁明，説明は全く無い。	添付領収書金額3万8300円			¥0	
高山(沖縄)	2	11・14	課題別経費	猿楽町～羽田 タクシー代	¥2,780	乙A第10号証 P-312	P-313	監査請求後乗降地は誤記であり猿楽町～浜松町と訂正される。浜松町と自宅のある猿楽町間のタクシー代の目的記載がなく，使途基準に違反する。	添付領収書金額2780円			¥0	
高山(沖縄)	3	11・15	課題別経費	羽田～猿楽町 タクシー代	¥3,410	乙A第10号証 P-312	P-313	上記同様浜松町～猿楽町と訂正される。同上の様に，目的記載がない。	添付領収書金額3410円			¥0	
				高山合計	¥458,512							高山小計	¥212,057

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
鳥海	1	5.30	会議	千代田区観光協会 懇親会会費	¥10,000	乙A第4号証 P-6 P-31	P-32	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，明らかに使途基準に違反する。「懇親会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。小林やすお議長は議長交際費より支出している。自民会派全員と公明党の2名も出席している。 平成26年の定時総会はホテルで開催され，「乾杯」の発声のあと酒食を伴う懇親会が催された。平成23年度も同様であったと推測される。	TR－1		甲A32⑦に写真 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
鳥海	2	6.14	会議	千代田区商工業連合 懇親会	¥10,000	乙A第4号証 P-165 P-190	P-191	5000円以上の飲食費であるが理由の記載がない。懇親会という会合の名称からも政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。小林やすお議長は議長交際費で計上している。嶋崎・桜井・永田・内田各議員も出席。	TR－2		甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
鳥海	3	6.14	会議	千代田区ゴルフ協会総会臨時会費	¥10,000	乙A第4号証 P-165 P-190	P-191	「総会」での臨時会費の支出。平成25年度の総会の資料を見ると，石渡・鳥海の両議員が協会の顧問としてあいさつをおこなったことがわかる。総会では「お楽しみビンゴ大会」も開かれ，「テーブルマジックと食事で楽しいひと時を過ごした」とのこと。どうみても政務調査とは無縁の会合である。 5000円以上の支出であるのに理由の記載がないという点でも使途基準に違反している。 この平成23年度の総会には，石渡・嶋崎議員が出席している。鳥海議員は12/17に開かれた同協会の「忘年会」にも出席している。	TR－3	報告書（甲A第15号証。以下，鳥海について同じ。） ゴルフ協会の通常総会についての資料	甲A16のS-4にゴルフ協会懇親会の資料	¥5,000	会議①
鳥海	4	6.3	会議	神保町地区連合町会懇親会会費	¥10,000	乙A第4号証 P-165 P-190	P-192	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，明らかに使途基準に違反する。「懇親会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。小林やすお議長は議長交際費より支出している。高山議員も出席。 酒食を伴う懇親・親交の場であったことは当日の状況を記した写真等から判明している。	TR－4		甲A32③に写真と記述 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
鳥海	5	6.4	会議	神田料飲組合　総会懇親会会費	¥10,000	乙A第4号証 P-165 P-190	P-192	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，明らかに使途基準に違反する。「懇親会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。小林やすお議長は議長交際費より支出している。高山・松本・石渡・戸張・内田各議員が出席している。	TR－5		甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
鳥海	6	9.25	会議	神保町一丁目町会 敬老の集い	¥10,000	乙A第10号証 P-7 P-30	P-31	鳥海議員は8/28には同町会のイベントに5000円を支払って出席している。調査の結果，町会が主催した「敬老の集い」であることが判明した。「お食事をとりながら，さまざまな催しもあり，楽しいひとときを過ごしました」と当日の状況が記されている。政務調査とは関係がない。5000円以上であり，敬老会の何の会費であるか不明である。高山議員も出席している。	TR－6		甲A32⑨に写真と記述	¥5,000	会議①
鳥海	7	11.10	会議	歯科医師会千代田支部	¥6,000	乙A第10号証 P-160 P-183	P-184	5000円を超過しているが何の会かわからない。松本・高山・小林や・桜井・嶋崎議員も出席している。選挙の際に歯科医師会や医師会は大きな票田となっている。	TR－7			¥6,000	会議③
鳥海	8	11.19	会議	神田神保町地区 連合会 懇親旅行会費	¥30,000	乙A第10号証 P-160 P-183	P-184	「懇親旅行会費」の支出。報告や写真は一切ない。単に地元の旅行に参加してきただけでは，政務調査にはあたらない。 なお，同じ会費を高山議員は1万円のみ計上しているが，鳥海議員は全額を「政務調査費」として計上している。	TR－8			¥25,000	会議①
鳥海	9	12.11	会議	少年野球連盟 納会会費	¥10,000	乙A第10号証 P-329 P-356	P-357	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，明らかに使途基準に違反する。「納会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。嶋崎・永田・大串議員も出席。 平成26年度の同連盟の納会には，区長や衆議院議員らが来賓として招かれ祝辞が述べられた。会場ではウィスキーの水割りがふんだんに用意され，酒食を伴う懇談がおこなわれたことが判明している。平成23年度も同様であったと推測される。	TR－9		甲A32⑪に写真と式次第	¥5,000	会議①
鳥海	10	12.17	会議	ゴルフ協会忘年会	¥10,000	乙A第10号証 P-329 P-356	P-357	5000円以上の飲食を中心とした会であり，理由の掲載なし。ゴルフ好きな仲間で「忘年会」に出席したと思われる。沖縄視察の際にゴルフをしていたことが問題視された3人，つまり嶋崎・石渡議員が出席した。	TR-10	TR-3にゴルフ協会の通常総会についての資料		¥5,000	会議①
鳥海	11	12.18	会議	お茶の水スリーローズ 野球クラブ納会	¥10,000	乙A第10号証 P-329 P-356	P-358	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，明らかに使途基準に違反する。「納会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。同じ地区の高山議員も出席している。	TR-11			¥5,000	会議①
鳥海	12	1.7	会議	神田消防団 祝賀会会費	¥8,000	乙A第13号証 P-9 P-43	P-45	5000円を超過している。理由の記載もなく「祝賀会」という飲食を主体とした会である。 この領収書には宛名が記載されていないので，誰にあてたものかさえ不明である。領収書の宛名が記載されておらず使途基準に違反する。なお，小林やすお議長は議長交際費より支出している。この祝賀会には戸張・石渡議員も出席している。当日，神田消防団の始め式がおこなわれており，その後に開かれた祝賀会（懇親会）であると推測される。	TR-12		甲A31⑭ 甲9に議長交際費支出状況	¥3,000	会議①
鳥海	13	1.9	会議	神保町一丁目町会 新年会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-9 P-43	P-45	5000円を超過している。理由の記載もなく「新年会」という飲食を中心とした会である。高山議員と共に地元神田神保町町会に新年の挨拶のために出席したと思われる。8/28と9/25にも同じ町会の会に出席している。 当日の状況を伝えるブログには，「乾杯のあと歓談・名刺交換会・大正琴の演奏・福引・木遣り・手〆万歳」がおこなわれたことが記されている。これのどこが「政務調査研究」であるのか。	TR-13		甲A31⑩に記述	¥5,000	会議①
鳥海	14	1.9	会議	西神田町会	¥10,000	乙A第13号証 P-9 P-43	P-46	領収書に内訳の記載なく，支出目的は全く不明である。さらに，領収書には宛名の記載も欠けている。 時期からして「新年会」という飲食を中心とした会での支出と推測されるが，5000円を超過しているうえ，理由記載もなく，使途基準に明らかに違反している。高山議員と共に出席している。 平成26年の新年会の状況を伝えるブログには，皇居周辺を散策した後，帝国ホテルで「毎年恒例のバイキング」を楽しみ，「いっぱい食べて飲んで，満足満足～」と記述されている。同ホテルの夜のバイキングは大人一人8200円（平日）と非常に高額である。平成24年も同様であったと推測される。	TR-14		甲A31⑫に写真と記述，帝国ホテルのバイキングの案内	¥10,000	会議③

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
鳥海	15	1.12	会議	三崎町一丁目町会 新年会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-9 P-43	P-47	町会の新年会費の支出。政務調査とは無関係であるうえ，5000円を超過しているのに理由記載もない。 当日の様子を記した資料には，町会長による乾杯の発声の後，区議らがあいさつをおこない，二次会では「恒例のカラオケで盛り上がった」と記されている。明らかに懇親目的の会合である。	TR-15		甲A31⑤に写真と記述	¥5,000	会議①
鳥海	16	1.13	会議	千代田区商店街連合会 商店街振興組合連合会 合同新春情報交歓会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-9 P-43	P-48	「新春情報交歓会」という飲食を中心とした会での支出である。5000円を超過しているのに理由の記載も無い。小林やすお議長は，議長交際費より支出。石渡・松本・桜井・戸張・嶋崎・大串議員も出席している。 前年度の同会合の資料からは，国会議員などの挨拶がおこなわれた後，懇親会が催され酒食を伴う会合がおこなわれたことが判明している。	TR-16		甲A31㉑に写真 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
鳥海	17	1.13	会議	千代田区トラック協会 賀詞交歓会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-9 P-43	P-48	「賀詞交歓会」という飲食を中心とした会である。5000円を超過しているのに理由の記載もない。 トラック協会は神田神保町地域選出の高山議員，鳥海議員にとって大きな票田になっていると思われ，この会合には高山議員も出席している。 平成27年の賀詞交歓会では，乾杯の発声の後，酒食を伴う懇親がおこなわれた。平成24年も同様であったと推測される。	TR-17		甲A31㉒に写真と記述 甲A11のTA-1にトラック協会についての写真付き報告	¥5,000	会議①
鳥海	18	1.14	会議	神三町会新年会会費	¥8,000	乙A第13号証 P-9 P-43	P-49	5000円を超過している。理由の記載が無く「新年会」という飲食を中心とした会である。神田神保町三丁目町会は鳥海議員にとって地元となる地域である。 この領収書には宛名の記載も欠けている。 平成23年の同町会の新年会は，「和気あいあいとした楽しい会」であったと記述されている。明らかに懇親目的の会合である。	TR-18		甲A31⑥に写真と記述	¥3,000	会議①
鳥海	19	1.14	会議	神田料飲組合 新年会会費	¥12,000	乙A第13号証 P-9 P-43	P-49	5000円を超過している。理由の記載が無く，「新年会」という飲食を中心とした会である。小林やすお議長は，議長交際費より支出している。石渡・松本・戸張・高山議員といった神田地域から選出している議員はほとんど出席している。	TR-19		甲9に議長交際費の支出状況	¥7,000	会議①
鳥海	20	1.20	会議	神保町地区町会 連合会 新年会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-9 P-44	P-50	5000円を超過している。理由の記載が無く「新年会」という飲食を中心とした会である。小林やすお議長は議長交際費より支出している。高山議員も出席している。 平成24年の新年会では，料理やお酒がふるまわれ，「恒例のお楽しみ抽選会」やじゃんけん大会もおこなわれた。明らかに懇親目的の会合である。	TR-20		甲A31⑨に写真と記述 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
鳥海	21	1.25	会議	千代田区 運送事業協会 賀詞交歓会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-9 P-44	P-50	5000円を超過している。「賀詞交歓会」という飲食を中心とした会である上，目的や理由の記載がない。高山議員も出席している。	TR-21		甲A11のTA-1に運送事業協会についての写真付き報告	¥5,000	会議①
鳥海	22	2.1	会議	千代田区商工業連合新年会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-211 P-233	P-234	5000円を超過している。理由の記載がなく「新年会」という飲食を中心とした会である。小林やすお議長は議長交際費で支出している。永田・嶋崎・桜井・高山・山田・大串議員も出席している。 平成27年の新年会の様子は写真から判明しているが，料理とお酒を囲んで，大勢の出席者でにぎわったことがわかっている。明らかに懇親目的の会合である。平成24年も同様であったと推測される。	TR-22		甲A31⑳に写真と記述 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
鳥海	23	2.10	会議	千代田区体育協会 新年会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-211 P-233	P-234	5000円を超過している。理由の記載がなく「新年会」という飲食を中心とした会である。小林やすお議長は議長交際費より支出している。石渡・松本・永田・嶋崎・戸張・桜井・高山・山田・大串議員と大勢出席している。体育協会関係者は各地域で選挙に影響するためと思われる。明らかに政務調査活動というより議員としての政治活動である。 前年度の新年会では豪華な料理がふるまわれた。明らかに懇親目的の会合である。	TR-23		甲A14に新年会の写真 甲A31㉖に料理のメニュー表 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
鳥海	24	2.25	会議	神田消防団第1分団 新年会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-211 P-233	P-235	5000円を超過している。理由の記載がなく「新年会」という飲食を中心とした会である。高山議員も出席している。鳥海議員は1/7に同消防団の祝賀会にも出席している。	TR-24			¥5,000	会議①
鳥海	25	5.17	交通	タクシー代 錦糸町→九段下	¥2,420	乙A第4号証 P-6 P-91	P-92	以下のとおり，個々の支出について使途基準注意事項に反するものが多々存在する。 政務調査研究における必要性についても，何らの主張立証はなされていない。 仮に一部が政務調査研究目的のものであったとしても，タクシー代支出全体の4分の3は返還させなければならない。（以下，タクシー代支出全般について同じ。） 目的の記載がない。	TR-25			¥0	
鳥海	26	5.21	交通	タクシー代 新宿→神保町	¥3,050	乙A第4号証 P-6 P-91	P-92	目的の記載がない。新宿・神保町間としてのタクシー料金としては高すぎ，乗降地が虚偽記載の可能性が高い。	TR-26			¥0	
鳥海	27	5.28	交通	タクシー代 新宿→九段下	¥2,510	乙A第4号証 P-6 P-91	P-93	目的の記載がない。	TR-27			¥0	
鳥海	28	5.26	交通	タクシー代 九段下→新橋	¥1,520	乙A第4号証 P-6 P-91	P-93	同上。	TR-28			¥0	
鳥海	29	5.8	交通	タクシー代 板橋→九段下	¥3,050	乙A第4号証 P-6 P-91	P-92	同上	TR-29			¥0	
鳥海	30	7.3	交通	タクシー代 八重洲→九段下	¥1,460	乙A第4号証 P-165 P-258	P-259	同上	TR-30			¥0	

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
鳥海	31	7.11	交通	タクシー代 G上野広小路→九段下	¥1,610	乙A第4号証 P-165 P-258	P-259	同上	TR-31			¥0	
鳥海	32	8.2	交通	タクシー代 浅草橋→九段下	¥2,060	乙A第7号証 P-156 P-241	P-243	同上。領収書に0:04と記載されていることから，深夜の利用であったことがわかる。	TR-32			¥0	
鳥海	33	8.3	交通	タクシー代 赤羽橋→九段下	¥2,510	乙A第7号証 P-156 P-241	P-243	目的の記載がない。	TR-33			¥0	
鳥海	34	8.6	交通	タクシー代 亀戸→九段下	¥3,230	乙A第7号証 P-156 P-241	P-243	同上	TR-34			¥0	
鳥海	35	8.13	交通	タクシー代 上野→九段下	¥2,150	乙A第7号証 P-156 P-241	P-243	同上	TR-35			¥0	
鳥海	36	8.28	交通	タクシー代 上野→九段下	¥2,510	乙A第7号証 P-156 P-242	P-244	同上	TR-36			¥0	
鳥海	37	9.5	交通	タクシー代 九段下→板橋	¥3,050	乙A第7号証 P-319 P-395	P-397	同上	TR-37			¥0	
鳥海	38	9.7	交通	タクシー代 上野→九段下	¥1,610	乙A第7号証 P-319 P-395	P-397	同上	TR-38			¥0	
鳥海	39	9.15	交通	タクシー代 錦糸町→九段下	¥1,880	乙A第7号証 P-319 P-395	P-397	同上	TR-39			¥0	
鳥海	40	10.9	交通	タクシー代 新橋→九段下	¥2,240	乙A第10号証 P-7 P87	P-89	同上	TR-40			¥0	
鳥海	41	10.10	交通	タクシー代 巣鴨→？	¥2,420	乙A第10号証 P-7 P-87	P-90	同上。降車場所の記載がない。	TR-41			¥2,420	交通②
鳥海	42	10.12	交通	タクシー代 巣鴨→九段下	¥2,420	乙A第10号証 P-7 P-87	P-90	目的の記載がない。	TR-42			¥0	
鳥海	43	11.6	交通	タクシー代 田町→九段下	¥2,600	乙A第10号証 P-160 P-247	P-248	同上	TR-43			¥0	
鳥海	44	11.10	交通	タクシー代 神楽坂→九段下	¥1,250	乙A第10号証 P-160 P-247	P-248	同上	TR-44			¥0	
鳥海	45	11.11	交通	タクシー代 中野新町→九段下	¥3,410	乙A第10号証 P-160 P-247	P-249	同上 TR-46との二重計上である	TR-45			¥3,410	交通③
鳥海	46	11.11	交通	タクシー代 九段下→中野新町	¥3,410	乙A第10号証 P-160 P-247	P-249	同上。0:50の利用とあり深夜の利用であることがわかる。前項も同様であるが中野新橋の誤記とも思われる(「中野新町」に該当する地番表示はない)。 TR-45との二重計上である	TR-46			¥0	
鳥海	47	11.30	交通	タクシー代 錦糸町→九段下	¥2,240	乙A第10号証 P-160 P-247	P-249	目的の記載がない。	TR-47			¥0	
鳥海	48	12.10	交通	タクシー代 上野→九段下	¥1,610	乙A第10号証 P-329 P-415	P-417	同上	TR-48			¥0	
鳥海	49	12.15	交通	タクシー代 錦糸町→九段下	¥2,420	乙A第10号証 P-329 P-415	P-418	目的の記載がない。深夜0;36に九段下でおりて帰宅。錦糸町で深夜まで何をしていたのか，全く不明である。	TR-49			¥0	
鳥海	50	12.21	交通	タクシー代 G錦糸町→九段下	¥2,510	乙A第10号証 P-329 P-415	P-418	目的の記載がない。料金から深夜利用であると推測される。	TR-50			¥0	
鳥海	51	12.23	交通	タクシー代 平和島→九段下	¥5,420	乙A第10号証 P-329 P-416	P-418	目的の記載がない。	TR-51			¥0	
鳥海	52	12.20	交通	タクシー代 両国→神保町	¥1,430	乙A第10号証 P-329 P-416	P-418	同上	TR-52			¥0	
鳥海	53	12.24	交通	タクシー代 浅草→九段下	¥2,150	乙A第10号証 P-329 P-416	P-419	同上	TR-53			¥0	

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
鳥海	54	12.30	交通	タクシー代 G九段下→田町	¥2,960	乙A第10号証 P-329 P-416	P-419	同上	TR-54			¥0	
鳥海	55	12.30	交通	タクシー代 田町→九段下	¥2,510	乙A第10号証 P-329 P-416	P-419	同上	TR-55			¥0	
鳥海	56	1.7	交通	タクシー代 亀戸→九段下	¥2,960	乙A第13号証 P-9 P-144	P-146	同上	TR-56			¥0	
鳥海	57	1.13	交通	タクシー代 四谷四丁目→九段下	¥1,970	乙A第13号証 P-9 P-144	P-146	同上	TR-57			¥0	
鳥海	58	1.15	交通	タクシー代 G新橋→九段下	¥2,510	乙A第13号証 P-9 P-144	P-146	同上	TR-58			¥0	
鳥海	59	1.18	交通	タクシー代 G九段下→上野	¥1,970	乙A第13号証 P-9 P-144	P-147	同上	TR-59			¥0	
鳥海	60	1.23	交通	タクシー代 G御成門→麻布十番	¥890	乙A第13号証 P-9 P-144	P-147	同上	TR-60			¥0	
鳥海	61	1.28	交通	タクシー代 人形町→深川	¥710	乙A第13号証 P-9 P-145	P-147	同上	TR-61			¥0	
鳥海	62	1.28	交通	タクシー代 深川→九段下	¥2,150	乙A第13号証 P-9 P-145	P-148	同上	TR-62			¥0	
鳥海	63	2.11	交通	タクシー代 錦糸町→九段下	¥2,240	乙A第13号証 P-211 P-295	P-297	同上	TR-63			¥0	
鳥海	64	2.15	交通	タクシー代 巣鴨→九段下	¥2,050	乙A第13号証 P-211 P-295	P-297	同上	TR-64			¥0	
鳥海	65	2.19	交通	タクシー代 G五反田→九段下	¥2,510	乙A第13号証 P-211 P-295	P-298	同上	TR-65			¥0	
鳥海	66	2.24	交通	タクシー代 G九段下→新橋	¥2,060	乙A第13号証 P-211 P-296	P-298	同上	TR-66			¥0	
鳥海	67	2.26	交通	タクシー代 九段下→新宿	¥2,150	乙A第13号証 P-211 P-296	P-299	同上	TR-67			¥0	
鳥海	68	2.28	交通	タクシー代 四谷三丁目→神保町	¥1,700	乙A第13号証 P-211 P-296	P-299	同上	TR-68			¥0	
鳥海	69	5.5	図書	法律経済・医書	¥8,085	乙A第4号証 P-6 P-139	P-140	書籍名の記載がない点で使途基準に違反している。 何の本か調査したところ, 「柔道整復師国家試験問題解答集第8回～第18回　平成23年度用」という本と,「世界一やさしい解剖・生理学　医療系国家試験合格突破必勝対策！」という本であることが判明した。どちらも鳥海議員の私用のための書籍購入である。 領収書に宛名の記載がない点でも使途基準に違反する。	TR-69	購入した書籍の資料		¥8,085	図書資料①
鳥海	70	11.14	通信	年賀はがき55円 1000枚	¥55,000	乙A第10号証 P-160 P-215	P-218	政務調査研究のためのものと認められない。仮に支出の一部について政務調査研究との合理的関連性を認めうるとしても，その割合はハガキ代について2分の1，切手代について4分の1を超えることはなく，それを除く部分については返還を命じなければならない。（以下，はがき代と切手代全般について同じ。） 年賀はがきの購入費。議員としての挨拶状の送付は政務調査とは無関係である。 公職選挙法147条の2でも禁止されている。	TR-70			¥55,000	通信①
鳥海	71	12.12	通信	年賀はがき55円 30枚	¥1,650	乙A第10号証 P-329 P-386	P-388	同上。加えて，領収書に宛名の記載がない点でも使途基準に違反する。 公職選挙法でも禁止されている。	TR-71			¥1,650	通信①
鳥海	72	11.18	通信	年賀はがき50円 50枚	¥2,500	乙A第13号証 P-9 P-117	P-119	挨拶状の送付であり政務調査とは無関係。 公職選挙法でも禁止されている。	TR-72			¥2,500	通信①
				鳥海合計	¥422,725							鳥海小計	¥217,065

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
小林	1	6.21	会議	神田消防団 研修会費	¥30,000	乙A第4号証 P-169 P-204	P-205	3万円という高額の支出であるが，どのような「研修」がなされたのかは一切明らかではない。報告書の添付もない。小林やすお議員は他の自民党議員と同じように地元の消防団に所属している。地域の安全を守り，消火活動の手伝いをする志はよしとしても，それは一区民，一住民としての活動であって，消防団催事への参加は区政にともなう政務調査とは無関係である。仮にこの支出が費目違いで「懇親会」での支出であれば5000円を超過している点でも使途基準に違反している。	K—1			¥25,000	会議①
小林	2	11.9	会議	吉岡しげる後援会 議長就任祝賀会	¥10,000	乙A第10号証 P-164 P-194	P-195	「議長就任祝賀会」は飲食を中心とした祝いの会であり，政務調査とは全く無関係である。5000円を超過しているのに必要性の記載が無い点でも使途基準に違反している。使途基準は，「お祝い，香典等の慶弔費」への支出を禁止している。祝賀会の会費にその趣旨が含まれるとすれば，その点でも基準に反している。 当日の状況を伝える写真からは，酒樽を囲んで祝杯があげられ，演奏も披露されたことが判明している。明らかに政務調査研究ではない。	K—2		甲A33⑤に写真と記述	¥5,000	会議①
小林	3	11.10	会議	東京都歯科医師会 千代田支部	¥6,000	乙A第10号証 P-164 P-194	P-195	何のための支出であるのかが全く不明である。飲食費とも推測されるが，5000円を超過しているうえ，理由の記載がない。なお，髙山・桜井・松本・鳥海・嶋崎議員も出席している。選挙の際に歯科医師会や医師会は大きな票田となっており，得票を意識した議員としての活動と認められる。	K—3			¥6,000	会議③
小林	4	1. 6	会議	外神田四丁目町会	¥10,000	乙A第13号証 P-13 P-80	P-81	町会主催の飲食を中心とした新年会であると思われる。5000円を超過しており，理由の記載がない。また，領収書の宛名は小林議員自身が記入したものであり，その点で使途基準に違反する。	K—4			¥10,000	会議③
小林	5	1.13	会議	神田末広町町会	¥10,000	乙A第13号証 P-13 P-80	P-82	同上	K—5			¥10,000	会議③
小林	6	1.14	会議	神田山本町町会	¥10,000	乙A第13号証 P-13 P-80	P-82	同上	K—6			¥10,000	会議③
小林	7	1.21	会議	東京都柔道接骨師会 新年会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-13 P-80	P-84	「新年会」での支出であり政務調査とは関係ない。5000円を超過しており，理由の記載がない点でも使途基準に違反する。柔道接骨院と政務調査がどのような関係があるのか全く不明である。 平成27年の同会の新年会(東京都)は多数の関係者が出席して盛大に催された。料理とお酒を囲んだ懇親のための会合である。K—7は千代田支部の新年会であるが，同様に懇親の趣旨で開催されたと思われる。 なお，同会は「柔道接骨師会」と称していたが，平成26年から「柔道整復師会」に改称した。	K—7		甲A31④に写真と記述	¥5,000	会議①
小林	8	1.23	会議	商工会議所 伝統行事の会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-13 P-80	P-84	商工会議所の「伝統行事の会」での支出であるが，政務調査とは無関係である。行事内容に関する報告もない。	K—8			¥0	
小林	9	2.1	会議	外神田文化体育会	¥10,000	乙A第13号証 P-215 P-248	P-249	5000円を超過している。但し書きの記載もなく，何の会かわからない。「地域情報交換」が理由となっているが，人数や内容の記載もなく，政務調査とのかかわりはおよそ明らかではない。時期からして新年会と推測される。 同会は平成25年も2月上旬に新年会を開催している。料理とお酒を囲んだ会合であり，二次会はバー(？)で開かれた。平成24年も同様であったと推測される。	K—9		甲A31㉔に写真	¥10,000	会議③
小林	10	2.4	会議	柔道接骨師政治連盟 賀詞交歓会	¥10,000	乙A第13号証 P-215 P-248	P-250	賀詞交歓会という飲食を中心とした新年の挨拶会である。5000円を超過しており，目的の記載もない。 「政治連盟」という名称から，政治的な活動を目的とする組織であると推測されるが，政務調査研究費を政治目的に支出することは使途基準で禁止されている。	K—10			¥5,000	会議①
小林	11	5.26	通信	はがき300枚	¥15,000	乙A第4号証 P-10 P-69	P-71	政務調査研究のためのものと認められない。仮に支出の一部について政務調査研究との合理的関連性を認めうるとしても，その割合はハガキ代について2分の1，切手代について4分の1を超えることはなく，それを除く部分については返還を命じなければならない。(以下，はがき代と切手代の全般について同じ。) 成果物の添付はあるが，内容は議長就任挨拶状になっている。これはどう見ても政務調査研究のためのものではなく，議員としての挨拶状の送付にすぎない。	K—11	報告書(甲A第18号証。以下，小林について同じ。) 送付したハガキ		¥15,000	通信①
小林	12	6.1	通信	55円ハガキ600枚 夏はがき	¥33,000	乙A第4号証 P-169 P-237	P-238	暑中見舞いの挨拶状であると思われるが，明らかに政務調査研究ととはいえない支出である。成果物の添付もない。 公職選挙法でも禁止されている。	K—12			¥33,000	通信①
小林	13	7.27	通信	55円ハガキ400枚 夏はがき	¥22,000	乙A第7号証 P-160 P-223	P-225	同上	K—13			¥22,000	通信①
小林	14	9.6	通信	80円切手140枚　慶事用	¥11,200	乙A第7号証 P-323 P-376	P-377	成果物の添付はない。慶事用の切手は不当である。残暑見舞いと思われる。 公職選挙法でも禁止されている。	K—14			¥11,200	通信①
小林	15	11.24	通信	はがき1000枚	¥50,000	乙A第10号証 P-333 P-396	P-399	1000枚という膨大なハガキの送付費用であるが，成果物の添付もなく何の目的での送付なのか全く不明である。時期からして年賀はがきとも推測されるが，挨拶状の送付は政務調査とは無関係である。	K—15			¥0	
小林	16	8.1	印刷	はがき印刷費	¥29,400	乙A第7号証 P-160 P-268	P-269	残暑見舞いの送付であり，議員としての挨拶状である。明らかに政務調査とは無関係である。 公職選挙法でも禁止されている。	K—16	送付した残暑見舞い		¥29,400	印刷①
				小林合計	¥276,600							小林小計	¥196,600

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
嶋崎	1	5.27	会議	九段商店街振興会	¥10,000	乙A第4号証 P-12 P-44	P-46	5000円を超過。理由の記載がない。地元商店街である九段商店街には嶋崎議員が経営するそば店「ゑん重」がある。同店は九段商店街振興会の会員であり，商店街振興会の支出は議員が経営する店関連の支出にあたる。	S—1	報告書（甲A第16号証。以下，嶋崎について同じ。） 「ゑん重」の資料		¥10,000	会議③
嶋崎	2	5.30	会議	千代田区観光協会 懇親会	¥10,000	乙A第4号証 P-12 P-44	P-47	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，明らかに使途基準に違反する。「懇親会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。小林やすお議長は議長交際費より支出している。自民会派全員と公明党の2名も出席している。 平成26年の定時総会はホテルで開催され，「乾杯」の発声のあと酒食を伴う懇親会が催された。平成23年度も同様であったと推測される。	S—2		甲A32⑦に写真 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
嶋崎	3	6.2	会議	富士見地区町会連合会 総会 懇親会	¥10,000	乙A第4号証 P-171 P-209	P-211	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，明らかに使途基準に違反する。「懇親会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。	S—3			¥5,000	会議①
嶋崎	4	6.14	会議	千代田区ゴルフ協会 総会臨時会費	¥10,000	乙A第4号証 P-171 P-209	P-212	5000円以上の会であり，総会後飲食を中心とした懇親の場としてのパーティに参加している。石渡・鳥海議員が出席している。平成25年度の同様の企画では「懇親の場としてパーティーを設定しました」との案内がなされている。 そもそもゴルフ活動が政務調査とどう関係するのかわからない。嶋崎議員の趣味はゴルフであり，平成19年沖縄視察に行った際も，自由時間とはいえゴルフをやって問題視された。	S—4	ゴルフ協会懇親会の資料	甲A15のTR-3にゴルフ協会の資料	¥5,000	会議①
嶋崎	5	6.14	会議	千代田区商工業連合会 懇親会	¥10,000	乙A第4号証 P-171 P-209	P-213	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，明らかに使途基準に違反する。「懇親会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。小林やすお議長は議長交際費より支出している。桜井・鳥海・永田・内田各議員も出席している。	S—5		甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
嶋崎	6	6.17	会議	麹町消防団 第2分団	¥10,000	乙A第4号証 P-171 P-209	P-213	5000円を超過しており，目的の記載がない。何の会であるかわからない。永田議員も出席している。	S—6			¥10,000	会議③
嶋崎	7	6.25	会議	麹町料飲組合総会 懇親会	¥12,000	乙A第4号証 P-171 P-210	P-215	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，明らかに使途基準に違反する。小林やすお議長は議長交際費より支出している。桜井・永田・大串議員も出席している。	S—7		甲9に議長交際費の支出状況	¥7,000	会議①
嶋崎	8	11.10	会議	東京都歯科医師会 千代田支部	¥6,000	乙A第10号証 P-166 P-198	P-199	5000円を超過している。領収書に但し書きが無く，何の会であるかわからない。同じ自民党会派の髙山・桜井・小林やすお・鳥海・松本議員が出席している。選挙の際に歯科医師会や医師会は大きな票田となっている。	S—8			¥6,000	会議③
嶋崎	9	12.11	会議	少年野球連盟 納会会費	¥10,000	乙A第10号証 P-335 P-368	P-372	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，明らかに使途基準に違反する。「納会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。鳥海・永田・大串議員も出席している。 領収書の宛名を議員自身で記入している点でも使途基準に違反。 平成26年度の同連盟の納会には，区長や衆議院議員らが来賓として招かれ祝辞が述べられた。会場ではウィスキーの水割りがふんだんに用意され，酒食を伴う懇談がおこなわれたことが判明している。平成23年度も同様であったと推測される。	S—9		甲A32⑪に写真と式次第	¥5,000	会議①
嶋崎	10	12.17	会議	千代田ゴルフ協会 忘年会	¥10,000	乙A第10号証 P-335 P-368	P-374	5000円を超過。理由の記載はない。「忘年会」という名称からも飲食を中心とした会であることがわかる。ゴルフ仲間の石渡・鳥海議員と共に出席している。	S—10	S-4にゴルフ協会懇親会の資料	甲A15のTR-3にゴルフ協会の資料	¥5,000	会議①
嶋崎	11	1.8	会議	麹町消防団始式会費	¥8,000	乙A第13号証 P-15 P-90	P-93	5000円を超過しており，理由の記載がない。消防団の新年祝賀会と推測されるが，飲食を中心とした会合であり政務調査とは認められない。小林やすお議長は議長交際費より支出している。桜井議員・永田議員・大串議員も出席している。	S—11		甲A31⑪に永田議員のブログ 甲9に議長交際費の支出状況	¥3,000	会議①
嶋崎	12	1.13	会議	千代田区商店街連合会 商店街振興組合連合会 合同新春情報交歓会 会費	¥10,000	乙A第13号証 P-15 P-90	P-94	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，使途基準に違反する。「交歓会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。 小林やすお議長は議長交際費より支出している。石渡・松本・桜井・戸張・鳥海・永田・大串議員も出席している。 前年度の同会合の資料からは，国会議員などの挨拶がおこなわれた後，懇親会が催され酒食を伴う会合がおこなわれたことが判明している。	S—12		甲A31㉑に写真 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
嶋崎	13	1.20	会議	千代田区歯科医師会 新年会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-15 P-91	P-97	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，使途基準に違反する。小林やすお議長は議長交際費より支出している。髙山議員も出席している。 平成26年の新年会はホテルで開催され，料理とお酒を囲んで懇談がおこなわれた。平成24年も同様であったと推測される。	S—13		甲A31③ 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
嶋崎	14	1.20	会議	千代田区薬剤師会 賀詞交歓会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-15 P-91	P-97	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，使途基準に違反する。「交歓会」であり飲食を主体とした会合である。小林やすお議長は議長交際費より支出している。石渡・戸張・髙山・桜井議員も出席している。 招待された関係者が列席し，区内のホテル（山の上ホテル）で開催された。医師会の新年会と同様に，ホテルの宴会場をかりて祝杯をあげたものと推測される。	S—14		甲A31② 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
嶋崎	15	1.21	会議	九段四丁目町会	¥10,000	乙A第13号証 P-15 P-91	P-98	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，使途基準に違反する。但し書きすらなく何の会合かは全く分からない。九段四丁目町会は嶋崎議員の自宅がある町会である。 領収書の宛名を議員自身で記入している点でも使途基準に違反。	S—15			¥10,000	会議③
嶋崎	16	1.25	会議	東京都歯科医師会 麹町	¥10,000	乙A第13号証 P-15 P-91	P-99	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載がない。小林やすお議長は議長交際費より支出している。桜井議員も出席している。	S—16		甲9に議長交際費の支出状況	¥10,000	会議③

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
嶋崎	17	1.26	会議	千代田区富士見地区町会連合会 新年会参加費	¥10,000	乙A第13号証 P-15 P-91	P-99	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，使途基準に違反する。「新年会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。平成26年の同様の会合には他会派の議員も含め複数の区議が参加し，ビールを片手に歓談していたことが判明している。小林やすお議長は議長交際費より支出している。	S—17	平成26年の新年交歓会の状況を示す写真	甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
嶋崎	18	1.26	会議	日テレ通り振興会 新年懇親会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-15 P-91	P-100	5000円を超過しており，理由の記載がない。日本テレビ通り振興会は，日本テレビ通りにある自営業，企業を中心とした会であり「新年懇親会」という名称からも政務調査とは無関係な飲食を中心とした会であると認められる。桜井・大串議員も出席している。	S—18			¥5,000	会議①
嶋崎	19	1.27	会議	千代田区医師会 新年賀詞交歓会	¥10,000	乙A第13号証 P-15 P-91	P-100	5000円を超過しており，理由の記載はない。時期からして，新年会など飲食を中心とした会と思われる。会合には桜井議員も出席している。	S—19		甲A42	¥5,000	会議①
嶋崎	20	1.28	会議	麹町料飲組合 懇親会会費	¥12,000	乙A第13号証 P-15 P-92	P-101	5000円を超過しており，理由の記載がない。「懇親会」は飲食を主体とした会であり，使途基準に違反する。小林やすお議長は議長交際費で支出している。桜井・永田・大串議員も出席している。嶋崎議員経営の「ゐん重」も同料飲組合の会員であると推察され，個人の事業に関する支出である。	S—20		甲9に議長交際費の支出状況	¥7,000	会議①
嶋崎	21	2.1	会議	千代田区商工業連合 新年懇親会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-217 P-254	P-256	5000円を超過しており，理由の記載がない。「新年懇親会」は飲食を主体とした会であり，使途基準に違反する。小林やすお議長は議長交際費より支出している。永田・桜井・鳥海・髙山・山田・大串議員も出席している。 平成27年の新年会の様子は写真から判明しているが，料理とお酒を囲んで，大勢の出席者でにぎわったことがわかっている。明らかに懇親目的の会合である。	S—21	（懇親会の状況を示す写真があるが，これは桜井議員の支出（SA-21）に添付すべき資料が間違って綴られたもの）	甲A31⑳に写真と記述 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
嶋崎	22	2.4	会議	九段商店街振興会 新年会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-217 P-254	P-257	5000円を超過しており，理由の記載がない。「新年会」は飲食を主体とした会であり，使途基準に違反する。嶋崎議員経営の「ゐん重」も同振興会の会員であり，個人の事業に関する支出である。	S—22	S-1に「九段商店街」のWeb資料	〃	¥5,000	会議①
嶋崎	23	2.10	会議	千代田区体育協会 新年会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-217 P-254	P-258	5000円を超過しており，理由の記載がない。「新年会」は飲食を主体とした会でありこの点でも使途基準に違反する。小林やすお議長は議長交際費より支出している。石渡・松本・永田・戸張・鳥海・桜井・髙山・山田・大串議員も出席している。 前年度の新年会では豪華な料理がふるまわれた。明らかに懇親目的の会合である。	S—23		甲A14に新年会の写真 甲A31㉖に料理のメニュー表 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
嶋崎	24	2.18	会議	千代田区ゴルフ協会	¥21,000	乙A第13号証 P-217 P-254	P-259	5000円をはるかに超過している。理由の記載もない。石渡議員と共に出席。12/17に同協会主催の忘年会にも出席している。 なお，この領収書には住所の記載すらないうえ，宛名は議員自身が記入したものである。こうした領収書を根拠に公金の支出をおこなうこと自体，政務調査費を漫然と支出している嶋崎議員の実情を物語っている。	S—24	S-4にゴルフ協会懇親会の資料	甲A16のS-4にゴルフ協会懇親会の資料	¥21,000	会議③
嶋崎	25	9.21	通信	20円切手6枚 30円6枚 はがき150枚	¥7,800	乙A第7号証 P-325 P-381	P-383	政務調査研究のためのものと認められない。仮に支出の一部について政務調査研究との合理的関連性を認めうるとしても，その割合はハガキ代について2分の1，切手代について4分の1を超えることはなく，それを除く部分については返還を命じなければならない。（以下，はがき代と切手代の全般について同じ。） 大量のハガキ等の購入であるが，使途は全く不明である。目的の記載や成果物の添付もない。政務調査目的とは認めがたい。	S—25			¥0	
嶋崎	26	10.17	通信	ハガキ625枚	¥31,250	乙A第10号証 P-12 P-71	P-72	同上	S—26			¥0	
嶋崎	27	12.26	通信	はがき1030枚 年賀はがき100枚	¥56,500	乙A第10号証 P-335 P-402	P-403	年賀葉書の購入は明らかに政務調査目的ではない。「はがき」も年賀状用と認められる。 公職選挙法でも禁止されている。 領収書に宛名が記載されていない。	S—27			¥5,000	通信①
嶋崎	28	8.5	人件	小田川由美子 8／1～8／5	¥25,000	乙A第7号証 P-162 P-169	P-170	勤務明細の添付すらなく，実態は全く不明である。実際の勤務内容についての報告や主張も一切なされておらず，何処で何をしたかおよそわからない。議員活動一般の補助をさせるためのものであることが一般的・外形的に認められる。 使途基準で定める「勤務日や時間を記入すること」「勤務内容も明確にすること」などの要件にも違反している。 尚，小田川由美子氏は嶋崎議員が経営する店の従業員である。 仮に，返還を命ずべき範囲が一部にとどまるとしても，その割合は50%を下ることはない。	S—28			¥25,000	人件③
嶋崎	29	9.16	人件	小田川由美子 9／12～9／16	¥25,000	乙A第7号証 P-325 P-334	P-335		S—29			¥25,000	人件③
嶋崎	30	3.16	人件	小田川由美子 3／12～3／16	¥25,000	乙A第13号証 P-368 P-375	P-376		S—30			¥0	
嶋崎	31	7.30	交通	タクシー 九段→新宿三丁目	¥1,610	乙A第7号証 P-13 P-91	P-92	「会議出席」と記載されているが，会議費の計上はない。目的は不明である。	M-41			¥0	
嶋崎	32	12.10	交通	タクシー 九段→赤坂	¥980	乙A第10号証 P-335 P-435	P-436	「会議出席のため」と記載があるが，会議費の計上はない。目的は不明である。	M-45			¥0	
嶋崎	33	12.10	交通	タクシーG 麹町→有楽町	¥890	乙A第10号証 P-335 P-435	P-436	支出目的が不明である。	M-46			¥0	
				嶋崎合計	¥423,030							嶋崎小計	¥214,000

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
永田	1	5.20	会議	麹町出張所地区連合町会総会・懇親会会費	¥10,000	乙A第4号証 P-14 P-53	P-54	5000円を超過しており，理由の記載がない。「懇親会」という名称から飲食を中心とした会であると認められる。使途基準に違反する。桜井議員も出席している。	NG-1			¥5,000	会議①
永田	2	5.30	会議	千代田区観光協会 懇親会会費	¥10,000	乙A第4号証 P-14 P-53	P-54	5000円を超過しており，理由の記載もなく，明らかに使途基準に違反する。「懇親会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。小林やすお議長は議長交際費より支出している。自民会派全員と公明党の2名も出席している。 平成26年の定時総会はホテルで開催され，「乾杯」の発声のあと酒食を伴う懇親会が催された。平成23年度も同様であったと推測される。	NG-2		甲A32⑦に写真 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
永田	3	6.17	会議	麹町消防団 第2分団	¥10,000	乙A第4号証 P-173 P-220	P-221	5000円を超過しており，理由の記載がない。永田議員本人は消防団員であり，団員としての参加である。領収書からは何の会であるかが全く不明。 嶋崎議員も出席している。領収書の「永田」の筆跡は，NG－3のすぐ上の領収書（自民党東京都支部）と全く同一であり，議員本人の筆跡と強く疑われる。領収書の本人による加工は極めて問題である。使途基準が宛名違いの領収書による支出を認めていない趣旨に照らせば，宛名を議員自身が記入した領収書も支出の根拠になりえないと解される。	NG-3			¥10,000	会議③
永田	4	6.14	会議	千代田区商工業連合会 懇親会	¥10,000	乙A第4号証 P-173 P-220	P-222	5000円を超過しており，理由の記載もなく，「懇親会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。小林やすお議長は議長交際費より支出している。桜井・鳥海・嶋崎・内田各議員も出席している。	NG-4		甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
永田	5	6.25	会議	麹町料飲組合総会懇親会	¥12,000	乙A第4号証 P-173 P-220	P-222	5000円を超過しており，理由の記載もなく，「懇親会」という飲食を中心とした会への計上は明らかに使途基準に違反する。小林やすお議長は議長交際費より支出している。嶋崎・桜井・大串議員も出席している。	NG-5			¥7,000	会議①
永田	6	9.23	会議	瀧廉太郎を偲ぶ会	¥10,000	乙A第7号証 P-327 P-354	P-355	5000円を超過しており，理由の記載がない。明らかに政務調査とは無関係である。 永田議員本人のブログでは，同議員が「射的担当，チケット受け取り，子供のサポート役」をつとめた，と記述されている。明らかに手伝いとして行事に参加したものであって，政務調査研究とは無関係である。	NG-6	報告書（甲A第17号証。以下，永田について同じ。）「偲ぶ会」についての写真付き報告	甲A33③に永田議員のブログ	¥10,000	会議③
永田	7	12.11	会議	千代田区少年野球連盟 納会会費	¥10,000	乙A第10号証 P-337 P-376	P-377	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，明らかに使途基準に違反する。「納会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。嶋崎・鳥海・大串議員出席している。領収書の宛名が欠けている点でも使途基準違反。 平成26年度の同連盟の納会には，区長や衆議院議員らが来賓として招かれ祝辞が述べられた。会場ではウィスキーの水割りがふんだんに用意され，酒食を伴う懇談がおこなわれたことが判明している。平成23年度も同様であったと推測される。	NG-7		甲A32⑪に写真と式次第	¥5,000	会議①
永田	8	1.13	会議	千代田区商店街連合会 商店街振興組合連合会 合同新春情報交歓会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-17 P-103	P-105	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，使途基準に違反する。「交歓会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。 小林やすお議長は議長交際費より支出している。石渡・松本・桜井・戸張・鳥海・嶋崎・大串議員も出席している。 前年度の同会合の資料からは，国会議員などの挨拶がおこなわれた後，懇親会が催され酒食を伴う会合がおこなわれたことが判明している。平成24年も同様であったと推測される。	NG-8		甲A31㉑に写真 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
永田	9	1.20	会議	麹町地区連合町会 麹町婦人会　合同新年 懇親会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-17 P-103	P-106	同上。「懇親会」であり政務調査とは無関係。小林やすお議長は議長交際費より支出している。桜井議員も出席している。 懇親会の写真からは，出席した議員が挨拶をしたこと，料理とアルコールを伴う祝宴であったこと，議員が草々に退席したことが判明している。明らかに政務調査研究とは無関係である。	NG-9		甲A16のS-21に新年懇親会の写真 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
永田	10	1.28	会議	麹町三丁目町会　新年会	¥10,000	乙A第13号証 P-17 P-104	P-108	同上。「新年会」であり政務調査とは無関係。桜井議員も出席している。	NG-10			¥5,000	会議①
永田	11	1.28	会議	麹町料飲組合連合会 新年会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-17 P-104	P-108	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，使途基準に違反する。「新年会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。 小林やすお議長は議長交際費より支出している。桜井・嶋崎・大串各議員も出席。領収書には12,000と記載されているが，うち10,000を「政務調査費」として計上している。	NG-11		甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
永田	12	2.1	会議	千代田区商工業連合 新年懇親会費	¥10,000	乙A第13号証 P-219 P-260	P-261	5000円を超過しており，理由の記載がない。新年会は飲食を主体とした会であり，使途基準に違反する。「懇親会」であり政務調査とは無関係。 小林やすお議長は議長交際費より支出している。嶋崎・鳥海・桜井・髙山・山田・大串議員出席している。 平成27年の新年会の様子は写真から判明しているが，料理とお酒を囲んで，大勢の出席者でにぎわったことがわかっている。明らかに懇親目的の会合である。	NG-12		甲A31⑳に写真と記述 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
永田	13	2.10	会議	千代田区体育協会 新年会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-219 P-260	P-261	5000円を超過しており，理由の記載がない。「新年会」は飲食を主体とした会であり，使途基準に違反する。小林やすお議長は議長交際費より支出している。石渡・戸張・嶋崎・髙山・鳥海・桜井・松本・山田・大串議員も出席している。 前年度の新年会では豪華な料理がふるまわれた。明らかに懇親目的の会合である。平成24年も同様であったと推測される。	NG-13		甲A14に新年会の写真 甲A31㉖に料理のメニュー表 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
永田	14	2.3	会議	一番町町会	¥10,000	乙A第13号証 P-219 P-260	P-262	5000円を超過しており，理由の記載もない。領収書からは何の会合か全く不明である。政務調査研究とは無関係である。	NG-14			¥10,000	会議③

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
永田	15	2.19	会議	麹町長寿会創立50周年記念祝賀会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-219 P-260	P-263	5000円を超過しており，理由の記載がない。「記念祝賀会」も飲食を中心とした会である。桜井議員も出席している。祝賀会等への出席は政務調査研究とは無関係である。 長寿会は高齢者相互間の親睦と健康増進を目的につくられた会である。誕生会・例会・懇親旅行などをおこなっている。こうした会がおこなう祝賀会であり懇親・親睦を目的とした飲食中心の会合であることは明らかである。永田議員のブログからは，この祝賀会では腹話術の芸が披露されたことも判明している。	NG-15		甲A35に長寿会についての資料 甲40に永田議員のブログ	¥5,000	会議①
永田	16	2.24	会議	三番町町会　会費	¥2,000	乙A第13号証 P-219 P-260	P-263	理由の記載がない。町会の会費と思われるが，政務調査とは無関係である。なお，同日の会に出席した桜井議員は10000円を支出している。	NG-16			¥0	
永田	17	2.25	会議	糀町惣町睦会　定期総会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-219 P-260	P-263	5000円を超過しており，理由の記載がない。糀町惣町睦会というのは，日枝神社の氏子の会であり，「祭礼発揚と興隆を願う氏子町内会の代表者で構成される地域の祭礼組織」である。会費は個人的な支出とするべきで政務調査研究費とは認められない。	NG-17		甲A37	¥5,000	会議①
永田	18	3.24	会議	大谷吉郎勲章受章祝賀会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-370 P-402	P-403	5000円を超過している。大谷氏は地元消防団の団長であった。永田議員も同消防団に名を連ねている。消防団長個人の勲章受章祝賀会への出席であるが，明らかに政務調査とは何の関係もない。なお，小林やすお議長は議長交際費より支出している。	NG-18		甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
永田	19	3.23	会議	カフェPLATFORM	¥4,000	乙A第13号証 P-370 P-402	P-403	同じ領収書(2000円)が2枚提出され，2名4000円として計上されている。「会議」の目的は全く不明であるが，カフェは会議に適さない場所であり使途基準に違反している。調査研究目的とは認められない。	NG-19			¥0	
永田	20	5.1	交通	タクシー代 一番町→品川	¥2,780	乙A第4号証 P-14 P-110	P-111	以下のとおり，個々の支出が使途基準注意事項に反している。 政務調査研究における必要性についても，何らの主張立証はなされていない。 仮に一部が政務調査研究目的のものであったとしても，タクシー代支出全体の4分の3は返還させなければならない。(以下，タクシー代支出全般について同じ。) 1:15深夜利用である。乗降地の記載は一応あるが，タクシーを使って行った理由(必要性)記載がなく使途基準に違反している。	NG-20			¥0	
永田	21	5.3	交通	タクシー代 自宅→木場	¥2,780	乙A第4号証 P-14 P-110	P-111	乗降地の記載は一応あるが，タクシーを使って行った理由(必要性)記載がなく使途基準に違反している。	NG-21			¥0	
永田	22	9.12	交通	タクシー代 蔵前→一番町	¥2,330	乙A第7号証 P-327 P-416	P-417	同上	NG-22			¥0	
永田	23	9.26	交通	タクシー代 九段下→赤坂	¥1,340	乙A第7号証 P-327 P-416	P-417	同上	NG-23			¥0	
永田	24	11.11	交通	タクシー代 九段下→茗荷谷	¥2,420	乙A第10号証 P-168 P-268	P-269	同上	NG-24			¥0	
永田	25	12.26	交通	タクシー代 一番町→プラット？	¥1,070	乙A第10号証 P-337 P-439	P-440	同上	NG-25			¥0	
永田	26	1.6	交通	タクシー代 G九段下→四谷	¥890	乙A第13号証 P-17 P-164	P-165	同上	NG-26			¥0	
永田	27	1.21	交通	タクシー代 G九段南→飯田橋	¥800	乙A第13号証 P-17 P-164	P-165	同上	NG-27			¥0	
永田	28	1.22	交通	タクシー代 G飯田橋→一番町	¥1,430	乙A第13号証 P-17 P-164	P-165	同上	NG-28			¥0	
永田	29	2.14	交通	タクシー代 G永田町→九段下	¥1,340	乙A第13号証 P-219 P-316	P-317	同上	NG-29			¥0	
永田	30	2.28	交通	タクシー代 一番町→九段下	¥980	乙A第13号証 P-219 P-316	P-317	同上	NG-30			¥0	
永田	31	12.29	通信	年賀はがき100枚		乙A第10号証 P-337 P-407	P-408	政務調査研究のためのものと認められない。仮に支出の一部について政務調査研究との合理的関連性を認めうるとしても，その割合はハガキ代について2分の1，切手代について4分の1を超えることはなく，それを除く部分については返還を命じなければならない。(以下，はがき代と切手代の全般について同じ。) 年賀葉書の送付は挨拶状であり政務調査とは無関係である。領収書に宛名が欠けている点でも使途基準に違反する。 公職選挙法でも禁止されている。	NG-31				
永田	32	12.31	通信	年賀はがき50枚	¥2,500	乙A第10号証 P-337 P-407	P-408	同上	NG-32			¥2,500	通信①
永田	33	1.30	通信	宮内庁郵便局 フレーム切手	¥12,000	乙A第13号証 P-17 P-134	P-136	1万2000円分の「フレーム切手」の購入費である。フレーム切手はオリジナルデザインで作成した特殊な切手のことをさすが，政務調査のためにこのような切手が必要になるとは考えられない。成果物の添付もなく，政務調査目的と認める余地はない。	NG-33			¥0	
永田	34	1.4	通信	年賀10枚	¥500	乙A第13号証 P-17 P-134	P-136	NG31と同じ	NG-34			¥500	通信①

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
永田	35	3.28	通信	3600円×2通，200円×1通速達	¥7,670	乙A第13号証 P-370 P-430	P-432	EMS（国際スピード郵便）の送付費用である。全部で3通送られているが，何を何処に何の為に送ったのかが全く不明である。海外あての郵便物の送付が政務調査において必要になるケースは極めて考えにくい。領収書に宛名が欠けている点でも使途基準に違反する。	NG-35			¥0	
永田	36	8.16	図書	正論・WILL	¥405	乙A第7号証 P-164 P-295	P-296	一般雑誌の購入費用である。政務調査とは無関係である。	NG-36			¥0	
永田	38	6.28	研修	拓殖大学学費（前期分）	¥479,354	乙A第4号証 P-173 P-220	P-223	大学の学費は個人のキャリアアップのための費用であり，会派がおこなう政務調査研究のためのものと認められない。 仮に支出の一部について政務調査研究との合理的関連性を認めうるとしても，その割合は4分の1を超えることはなく，少なくとも支出額の4分の3については返還を命じなければならない。（以下，学費関係の支出全般についてについて同じ。） 永田議員は当選以前に当大学院生であった。ところが，当選後，学費全額を政調費より支出した。 監査請求後，552,250円のうち77,896円だけが返金された。なぜこの金額だけ返金したのかについての詳しい説明もない。	NG-38			¥0	
永田	39	8月	研修	？		不明		領収書が存在しない。 （監査請求後，「誤記載」とのことで削除された。監査の段階ではこの間違いを見落としていた。いかにずさんな監査であるか，会計責任者が責務を果たしていないことがわかる。）	NG-39				
永田	40	9.10	視察	麹町消防団 宿泊研修費	¥48,000	乙A第7号証 P-327 P-358	P-359	「石巻被災地視察」と記載されているが，永田議員が消防団員の一員として被災地に赴いた際の費用と思われる。他の消防団員と一緒に行ったと推測されるが，なぜ永田議員だけが「政務調査」になるのか全く理解不能である。行程表・報告書なし。 なお，領収書には発行元の住所・代表者名が無いうえ手書きであって，領収書としては認めがたい。	NG-40			¥0	
永田	41	10.31	研修	拓殖大学学費（後期分）	¥382,500	乙A第10号証 P-15 P-52	P-53	NG38と同じく，大学の学費の支出である。明らかに政務調査とは無関係であるうえ，必要性・相当性も認めがたい。	NG-41			¥0	
永田	42	11.14	視察	二宮報徳会講演会 会費	¥10,000	乙A第10号証 P-168 P-211	P-212	「二宮報徳会講演会」の会費である。政務調査研究のための支出とはいえない。また，この領収書の宛名は議員自身が記入したものであり，その点でも使途基準に違反する。	NG-42	「二宮報徳会講演会」についての資料		¥0	
永田	43	12.14	研修	論文審査料	返金済	乙A第10号証 P-337 P-382	P-383	17,000円。監査請求後に返金されたが，返金理由の説明はない。	NG-43				
永田	44	12.14	視察・研修	論文製本料	返金済	乙A第10号証 P-337 P-382	P-383	3000円。同上	NG-44				
				永田合計	¥1,139,089							永田小計	¥105,000

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
松本	1	5.31	人件	2000円×5日 矢澤峯子	¥10,000	乙A第4号証 P-11 P-17	P-18	人件費会計整理票作業内容欄には「⑤その他」とあり，領収書但し書きは「事務手伝い」とある。 使途基準違反。さらに，実際の勤務内容についての報告や主張も一切なされておらず，何処で何をしたかおよそわからない。議員活動一般の補助をさせるためのものであることが一般的・外形的に認められる。 仮に，返還を命ずべき範囲が一部にとどまるとしても，その割合は50%を下ることはない。	M－1			¥10,000	人件③
松本	2	7.31	人件	2000円×5日 矢澤峯子	¥10,000	乙A第7号証 P-12 P-18	P-19		M－2			¥10,000	人件③
松本	3	8.31	人件	2000円×6日 矢澤峯子	¥12,000	乙A第7号証 P-161 P-167	P-168		M－3			¥12,000	人件③
松本	4	9.30	人件	2000円×8日 矢澤峯子	¥16,000	乙A第7号証 P-324 P-332	P-333		M－4			¥16,000	人件③
松本	5	10.31	人件	2000円×7日 矢澤峯子	¥14,000	乙A第10号証 P-13 P-18	P-19		M－5			¥14,000	人件③
松本	6	11.30	人件	2000円×7日 矢澤峯子	¥14,000	乙A第10号証 P-165 P-171	P-172		M－6			¥14,000	人件③
松本	7	12.31	人件	2000円×5日 矢澤峯子	¥10,000	乙A第10号証 P-334 P-342	P-343		M－7			¥10,000	人件③
松本	8	1.31	人件	2000円×4日 矢澤峯子	¥8,000	乙A第13号証 P-14 P-20	P-21		M－8			¥8,000	人件③
松本	9	2.29	人件	2000円×6日 矢澤峯子	¥12,000	乙A第13号証 P-216 P-222	P-223		M－9			¥12,000	人件③
松本	10	3.30	人件	2000円×5日 矢澤峯子	¥10,000	乙A第13号証 P-367 P-373	P-374		M－10			¥10,000	人件③
松本	11	5.30	会議	千代田区観光協会 懇親会	¥10,000	乙A第4号証 P-11 P-42	P-43	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，明らかに使途基準に違反する。「懇親会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。小林やすお議長は議長交際費より支出している。自民会派全員と公明党の2名も出席している。 平成26年の定時総会はホテルで開催され，「乾杯」の発声のあと酒食を伴う懇親会が催された。平成23年度も同様であったと推測される。	M－11		甲A32⑦に写真 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
松本	12	5.25	会議	神田公園地区連合町会 総会懇親会	¥8,000	乙A第4号証 P-11 P-42	P-43	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，明らかに使途基準に違反する。「懇親会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。 小林やすお議長は議長交際費として計上している。 総会懇親会は毎年開かれており，議事のあとは料理とお酒を囲んだ懇親会がおこなわれている。 明らかに政務調査研究とは無関係である。	M－12	報告書（甲A第19号証。以下，松本について同じ。）「総会懇親会」についての写真付き資料	甲9に議長交際費の支出状況	¥3,000	会議①
松本	13	6.4	会議	神田料飲組合総会 懇親会	¥10,000	乙A第4号証 P-170 P-206	P-207	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，明らかに使途基準に違反する。「懇親会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。 同じ会派である戸張・高山・石渡・鳥海・内田議員も出席している。同じ会派の議員が多数出席している。料飲組合は神田地区・麹町地区にあり，各地区の活動内容はほとんど同一である。	M－13			¥5,000	会議①
松本	14	6.25	会議	出世不動通り商店街 総会懇親会	¥10,000	乙A第4号証 P-170 P-206	P-208	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，明らかに使途基準に違反する。「懇親会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。 平成25年度の同会の総会懇親会では，「ゑの上」という飲食店で開催された。平成23年度も同様であったと推測される。	M－14		甲A32②に写真と記述	¥5,000	会議①
松本	15	6.18	会議	神田駅西口商店街総会 懇親会会費	¥10,000	乙A第4号証 P-170 P-206	P-208	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，明らかに使途基準に違反する。「懇親会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。戸張議員も出席している。領収書に宛名が欠けている点でも使途基準違反。	M－15	総会の状況を示す写真		¥5,000	会議①
松本	16	7.23	会議	神田連合青年部	¥10,000	乙A第7号証 P-12 P-37	P-38	領収書に内訳の記載がなく内容は不明である。懇親会等とも推測されるが，5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，明らかに使途基準に違反する。	M－16			¥10,000	会議③
松本	17	7.25	会議	東京教育懇話会 22.23年分の年会費	¥20,000	乙A第7号証 P-12 P-37	P-38	22年度分は違法（過年度分の支出）であるし，「教育懇話会」が政務調査研究とどう関係するのかも不明である。単なる年会費であれば政務調査の必要費として認められない。なお，高山議員は研修費に計上している。	M－17			¥20,000	会議③
松本	18	8.5	会議	千代田区GB協会 会費	¥10,000	乙A第7号証 P-161 P-194	P-195	GBはゲートボールの略のようである。調査研究との関連性は全く不明。高山議員は同じ会に5000円を支出している（8/9）。	M－18			¥5,000	会議①
松本	19	10.23	会議	千代田区民踊大会	¥10,000	乙A第10号証 P-13 P-39	P-40	毎年開催されている民踊連盟主催の民踊大会である。演技が披露される。政務調査研究と関係するとは思えない。しかも，5000円以上であり，理由の記載もなく，明らかに使途基準に違反する。	M－19		甲A33④に写真と記述	¥10,000	会議③
松本	20	11.10	会議	東京都歯科医師会 千代田支部	¥6,000	乙A第10号証 P-165 P-196	P-197	5000円を超過している。領収書に但し書きが無く，何の会であるかわからない。同じ自民党会派の高山・桜井・小林やすお・鳥海・嶋崎議員が出席している。選挙の際に歯科医師会や医師会は大きな票田となっている。	M－20			¥6,000	会議③

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
松本	21	1.29	会議	神田消防団第2分団 新年会費	¥10,000	乙A第13号証 P-14 P-85	P-86	5000円を超過しており，理由の記載がない。「新年会」であり明らかに政務調査目的の会合ではない。 当日の状況を示す資料からは，ホテルにおいて開催され酒食を伴う懇親会であったことが判明している。明らかに政務調査研究とは無関係である。	M－21		甲A31⑯に写真と記述	¥5,000	会議①
松本	22	1.28	会議	神田駅西口商店街 新年会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-14 P-85	P-86	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，明らかに使途基準に違反する。「新年会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。実際，神田西口商店街のホームページでは，当日，参加者が酒食する光景が「会場の様子」として紹介されている。 なお，宛名が欠けている点でも使途基準違反。会合には戸張議員も出席している。	M－22	新年会の状況を示す写真付き資料	甲A31㉘-4 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
松本	23	1.12	会議	神田公園地区連合会 新年懇親会会費	¥8,000	乙A第13号証 P-14 P-85	P-87	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，使途基準に違反する。「新年懇親会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。ウェブサイトでは当日の写真が見られるが，ビールと料理を前にした松本議員がうつっている。小林やすお議長は議長交際費より支出している。5/25にも同会の総会に出席している。	M－23	新年会の状況を示す写真付き資料	甲A31㉘-1に当日の状況を示す写真と記述 甲A31⑪に平成27年の懇親会の写真付き資料 甲9に議長交際費の支出状況	¥3,000	会議①
松本	24	1.14	会議	神田料飲組合 新年会会費	¥12,000	乙A第13号証 P-14 P-85	P-88	飲食を中心とした会であり，調査研究には当たらない。5000円以上であるのに理由記載もない。「新年会」という名称からも政務調査とは無関係であることがわかる。小林やすお議長は議長交際費より支出している。同じ自民党会派の石渡・戸張・鳥海・髙山議員も出席している。	M－24		甲9に議長交際費の支出状況	¥7,000	会議①
松本	25	1.13	会議	千代田区商店街連合会 商店街振興組合連合会 合同新春情報交歓会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-14 P-85	P-88	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，使途基準に違反する。「新春情報交歓会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。小林やすお議長は議長交際費より支出している。同じ自民党会派の石渡・戸張・桜井・鳥海・永田・嶋崎議員，さらに公明党の大串議員も出席している。 前年度の同会合の資料からは，国会議員などの挨拶がおこなわれた後，懇親会が催され酒食を伴う会合がおこなわれたことが判明している。平成24年も同様であったと推測される。	M－25		甲A31㉑に写真 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
松本	26	1.7	会議	司一丁目町会 新年会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-14 P-85	P-89	5000円以上の飲食費であり，理由の記載もなく，使途基準に違反する。「新年会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。戸張議員も出席。 当日の資料からは，「いづもや」という飲食店で開催された新年会であり，乾杯から始まり酒食を伴う懇親がおこなわれたことが判明している。明らかに政務調査研究とは無関係である。	M－26		甲A31㉘-2に写真と記述	¥5,000	会議①
松本	27	1.14	会議	神田多町町会 新年会	¥10,000	乙A第13号証 P-14 P-85	P-89	町内会の新年会での支出であり，政務調査研究とは無関係。領収書の宛名は松本議員が自ら記入したもの（筆跡が会計整理票の同議員の筆跡と酷似）。この点でも使途基準違反。	M－27			¥5,000	会議①
松本	28	2.10	会議	千代田区体育協会 新年会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-216 P-252	P-253	5000円以上の飲食費であり，理由の記載もなく，使途基準に違反する。「新年会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。小林やすお議長は議長交際費より支出している。同じ自民党会派の石渡・戸張・永田・嶋崎・鳥海・桜井・髙山議員と，公明党の山田・大串議員も出席している。 前年度の新年会では豪華な料理がふるまわれた。明らかに懇親目的の会合である。	M－28		甲A14に新年会の写真 甲A31㉖に料理のメニュー表 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
松本	29	2.17	会議	出世不動通り商店街 新年会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-216 P-252	P-253	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，使途基準に違反する。「新年会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。 前年度の同会の新年会の資料からは，酒食を伴う懇親会であることが判明している。	M－29		甲A31⑲に写真と記述	¥5,000	会議①
松本	30	5.13	通信	切手　指定売りさばき人 東海林順子	¥16,000	乙A第4号証 P-11 P-72	P-73	政務調査研究のためのものと認められない。仮に支出の一部について政務調査研究との合理的関連性を認めうるとしても，その割合は4分の1を超えることはなく，それを除く部分については返還を命じなければならない。 なお，M35の領収書には年月日の記述さえなく，果たして本年度の支出であるか否かさえ不明である。 切手売りさばき人は所定の手数料が支払われている。郵便局で切手等を購入せず，わざわざ売りさばき人から購入することは公職選挙法が禁止する有権者に対する利益供与に該当する。	M－30	「指定売りさばき人」の所在地，郵便局が至近距離にあることを示す写真・地図	甲A38に手数料の支払額に関する資料	¥0	
松本	31	8.20	通信	切手　指定売りさばき人 東海林順子	¥40,000	乙A第7号証 P-161 P-226	P-227		M－31			¥0	
松本	32	9.30	通信	切手　指定売りさばき人 東海林順子	¥40,000	乙A第7号証 P-324 P-379	P-380		M－32			¥0	
松本	33	10.1	通信	切手　指定売りさばき人 東海林順子	¥32,000	乙A第10号証 P-13 P-69	P-70		M－33			¥0	
松本	34	11.29	通信	切手　指定売りさばき人 東海林順子	¥40,000	乙A第10号証 P-165 P-229	P-230		M－34			¥0	
松本	35	不明	通信	切手？東海林順子	¥40,000	乙A第10号証 P-334 P-400	P-401		M－35			¥0	
松本	36	3.28	通信	切手　指定売りさばき人 東海林順子	¥32,000	乙A第13号証 P-367 P-423	P-424		M－36			¥0	

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
松本	37	5.14	交通	タクシー 神田→虎ノ門	¥2,240	乙A第4号証 P-11 P-104	P-105	以下のとおり，個々の支出が使途基準注意事項に反している。 政務調査研究における必要性についても，何らの主張立証はなされていない。 仮に一部が政務調査研究目的のものであったとしても，タクシー代支出全体の4分の3は返還させなければならない。（以下，タクシー代支出全般について同じ。） 情報収集と記載があるが，目的が不明である。シミュレーションによると深夜でも1990円であり，金額が一致しない。	M－37	料金シミュレーション結果		¥0	
松本	38	5.14	交通	タクシー 虎ノ門→有楽町	¥1,880	乙A第4号証 P-11 P-104	P-105	同上。金額不一致。乗降地虚偽記載の疑い。	M－38	料金シミュレーション結果		¥0	
松本	39	5.14	交通	タクシー 神田→人形町	¥1,700	乙A第4号証 P-11 P-104	P-105	同上。金額不一致。乗降地虚偽記載の疑い。	M－39	料金シミュレーション結果		¥0	
松本	40	6.30	交通	タクシー 日比谷→新橋	¥710	乙A第4号証 P-170 P-275	P-276	目的が不明。	M－40			¥0	
松本	42	8.15	交通	タクシー 目黒→桐ケ谷	¥710	乙A第7号証 P-161 P-258	P-259	「その他」と記載されているが，桐ケ谷という場所柄桐ケ谷斎場で行われる葬儀へ行くためにタクシーを使用したと思われる。政務調査のためではなく，使途基準に違反する。	M－42			¥0	
松本	43	9.30	交通	タクシー 銀座→万世橋	¥1,430	乙A第7号証 P-324 P-412	P-413	情報収集と記載されているが，目的が不明である。	M－43			¥0	
松本	44	9.18	交通	タクシー 神田→新橋	¥1,130	乙A第7号証 P-324 P-412	P-413	同上。	M－44			¥0	
松本	47	1.8	交通	タクシーG 九段→新橋	¥1,700	乙A第13号証 P-14 P-154	P-155	同上	M－47			¥1,700	交通①
松本	48	1.8	交通	タクシー 新橋→神谷町	¥800	乙A第13号証 P-14 P-154	P-155	同上	M－48			¥800	交通①
松本	49	1.8	交通	タクシー 神谷町→銀座	¥980	乙A第13号証 P-14 P-154	P-155	同上	M－49			¥980	交通①
松本	50	1.8	交通	タクシー 銀座→浅草	¥1,880	乙A第13号証 P-14 P-154	P-156	同上	M－50			¥1,880	交通①
松本	51	1.2	交通	タクシー 神田→高輪	¥3,080	乙A第13号証 P-14 P-154	P-156	正月休みのタクシー利用であり，私的な利用が強く疑われる。迎車料金もついているが，理由の記載もない。	M－51			¥3,080	交通①
松本	52	1.21	交通	タクシー 神田→人形町	¥2,870	乙A第13号証 P-14 P-154	P-156	支出目的が不明である。	M－52			¥2,870	交通①
松本	53	2.26	交通	タクシーG 神田→黒門町	¥710	乙A第13号証 P-216 P-310	P-311	同上	M－53			¥0	
松本	54	5.23	図書	趣味の実用例	¥1,300	乙A第4号証 P-11 P-143	P-144	会計整理票には「新聞雑誌代・趣味の実用例」と書かれているが，領収書のデータ（書籍番号）から割り出したところ，雑誌「和楽」2011年6月号であることが判明した。「きものをもっと楽しみたいあなたへ」という特集が組まれた雑誌であるが，明らかに政務調査とは無関係である。書籍名の虚偽記載も使途基準違反。	M－54		甲A39に書籍の内容を示す資料	¥1,300	図書資料①
松本	55	6.23	図書	文学	¥1,000	乙A第4号証 P-170 P-304	P-305	会計整理票にもレシートにも書籍名がない点で使途基準違反。調べてみたら，マネーリスクに関する本『マネー避難　危険な銀行預金から撤退せよ』であることが判明した。どうみても政務調査研究とは無関係。	M－55	購入書籍についての資料		¥1,000	図書資料①
松本	56	6.20	図書	『週刊ダイアモンド』	¥690	乙A第4号証 P-170 P-304	P-305	使途基準において一般雑誌は対象外である。	M－56	購入書籍店についての写真付き説明		¥0	
松本	57	6.21	図書	週刊朝日	¥350	乙A第4号証 P-170 P-304	P-305	同上	M－57			¥0	
松本	58	6.10	図書	趣味実用	¥1,155	乙A第7号証 P-12 P-133	P-134	書籍名がない。使途基準違反。「趣味実用」となっており，政務調査とは無関係。	M－58			¥1,155	図書資料①
松本	59	7.11	図書	文芸春秋月刊誌	¥820	乙A第7号証 P-12 P-133	P-134	一般雑誌は対象外である。	M－59	購入書籍についての資料 購入書籍店についての写真付き説明		¥0	
松本	60	8.29	図書	ムック2冊	¥2,965	乙A第7号証 P-161 P-293	P-294	書籍名がない点で使途基準違反。調べてみたら，インテリアやリフォームに関する本『大人の洗練インテリア』，『劇的DIYリフォーム』であることが判明した。明らかに政務調査研究とは無関係。	M－60	購入書籍についての資料 購入書籍店についての写真付き説明		¥2,965	図書資料①

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
松本	61	9.27	図書	ダイヤモンドザイ9月号	¥700	乙A第7号証 P-324 P-439	P-440	書籍名がない点で使途基準違反。調べてみたら,『京都本～ネコもしゃくしも踊り出す路地の奥まで面白い・・・』であった。明らかに政務調査研究とは無関係。	M－61	購入書籍についての資料 購入書籍店についての写真付き説明		¥700	図書資料①
松本	62	9.14	図書	月刊ビューポイント	¥500	乙A第7号証 P-324 P-439	P-440	書籍名がない点で使途基準違反。「美術音楽」の書籍であり,私用書である。	M－62			¥500	図書資料①
松本	63	9.8	図書	ダイヤモンドザイ8月号	¥700	乙A第7号証 P-324 P-439	P-440	書籍名がない点で使途基準違反。調べてみたら,ファッション誌VERYであった。明らかに政務調査研究とは無関係。	M－63	購入書籍についての資料 購入書籍店についての写真付き説明		¥700	図書資料①
松本	64	10.5	図書	手帳	¥945	乙A第10号証 P-13 P-135	P-136	書籍名がない点で使途基準違反。調べてみたら,手帳であった。明らかに政務調査研究とは無関係。	M－64	購入書籍についての資料 購入書籍店についての写真付き説明		¥945	図書資料①
松本	65	9.13	図書	『30代を後悔しない』	¥1,575	乙A第10号証 P-13 P-135	P-136	人生の指南書であるが,内容からして松本議員が必要とした本であるとは思えず,家族等の第三者が購入した書籍であることが強く疑われる。	M－65	購入書籍についての資料		¥0	
松本	66	10.15	図書	新書・文学(歎異抄をひらく)	¥2,478	乙A第10号証 P-13 P-135	P-136	書籍名がない点(新書)で使途基準違反。調べてみたら,一般向けの経済本であった。 下の本(文学)には「歎異抄をひらく」と記入されているが,調べてみたら詩集『成熟ニッポン』,『詩集三人』であることが判明した。すなわち,書籍名は虚偽記載であった。	M－66	購入書籍についての資料		¥2,478	図書資料①
松本	67	11.14	図書	『やっぱりインフレがやってくる』	返金済	乙A第10号証 P-165 P-302	P-303	書籍名がない点で使途基準違反。調べてみたら,この本も一般向けの経済本であった。 平成25年1月に返還済。	M－67	購入書籍についての資料 購入書籍店についての写真付き説明			
松本	68	12.5	図書	人文社会	¥1,680	乙A第10号証 P-334 P-471	P-472	書籍名がない点で使途基準違反。調べてみたら,村上陽一郎の「あらためて学問のすすめ」であった。政務調査研究と明らかに無関係。	M－68	購入書籍についての資料		¥1,680	図書資料①
松本	69	12.12	図書	月刊誌	¥800	乙A第10号証 P-334 P-471	P-472	書籍名がない点で使途基準違反。サライ　2012年1月号という雑誌であり対象外である。	M－69	購入書籍についての資料 購入書籍店についての写真付き説明		¥800	図書資料①
松本	70	6.2	消耗品	フォトハビタット	¥7,225	乙A第4号証 P-170 P-291	P-292	監査請求後に「現像代」に訂正された。弁明書では「政務調査活動報告,勉強会用資料の写真」と弁明されたが,これほど大量の写真を現像するどのような必要があったのかは不明。成果物の添付もない。	M－70			¥7,225	消耗品①
松本	71	6.2	消耗品	フォトハビタット	¥6,901	乙A第4号証 P-170 P-291	P-292	同上	M－71			¥6,901	消耗品①
松本	72	6.3	消耗品	フォトハビタット	¥2,657	乙A第4号証 P-170 P-291	P-292	同上。宛名が欠けておりその点でも使途基準違反。	M－72			¥2,657	消耗品①
松本	73	6.20	消耗品	フォトハビタット	¥1,188	乙A第4号証 P-170 P-291	P-293	同上	M－73			¥0	
松本	74	6.1	消耗品	フォトハビタット	¥1,116	乙A第4号証 P-170 P-291	P-293	同上	M－74			¥0	
松本	75	6.3	消耗品	フォトアルバムほか	¥390	乙A第4号証 P-170 P-291	P-294	写真用アルバムの購入費であるが,政務調査研究との関係は全く不明である。	M－75			¥0	
松本	76	6.1	消耗品	フォトアルバム	¥924	乙A第4号証 P-170 P-291	P-294	同上	M－76			¥0	
松本	77	6.16	消耗品	文具代	¥992	乙A第4号証 P-170 P-291	P-294	以下のとおり,個々の支出が使途基準注意事項に反している。 政務調査研究における必要性についても,何らの主張立証はなされていない。 仮に一部が政務調査研究目的のものであったとしても,支出全体の4分の3は返還させなければならない。(以下,文具代全般ついて同じ。) 購入品名の記載がない点で使途基準違反。	M－77			¥992	消耗品①
松本	78	12.28	消耗品	品名なし	¥1,807	乙A第10号証 P-334 P-454	P-455	同上	M－78			¥1,807	消耗品①
松本	79	12.9	消耗品	品名なし	¥735	乙A第10号証 P-334 P-454	P-455	同上	M－79			¥735	消耗品①

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
松本	80	1.10	消耗品	ラベルシール2箱 (株)ビーエステル研究所	¥19,175	乙A第13号証 P-14 P-178	P-179	大量のラベルシールの購入費であるが，調査研究のための必要性は全く不明。成果物の添付もない。	M－80			¥0	
松本	81	2.27	消耗品	封筒代	¥54,600	乙A第13号証 P-216 P-333	P-334	「別紙請求書」の添付がなく内容が不明。封筒印刷費とも思われるが，成果物の添付もない。	M－81			¥54,600	消耗品①
松本	82	12.24	交通	タクシー代 G末広町→根津	¥710	乙A第10号証 P-334 P-431	P-434	乗降場所の記載なし。タクシーを利用した目的の記載もない。	K－17			¥710	交通①
松本	83	12.4	交通	タクシー代 G神田→赤坂	¥2,060	乙A第10号証 P-334 P-431	P-433	同上	K－18			¥2,060	交通①
松本	84	12.24	交通	タクシー代 根津→湯島	¥890	乙A第10号証 P-334 P-432	P-434	同上	K－19			¥0	
				松本合計	¥690,848							松本小計	¥338,220

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
内田	1	5.26	会議	万世橋地区連合町会総会懇親会	¥10,000	乙A第4号証 P-13 P-48	P-49	5000円を超過しており，理由の掲載がない。総会後の懇親会の会費であが，飲食を中心とした会は，使途基準に違反する。小林やすお議長は議長交際費で支出している。	U-1		甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
内田	2	5.30	会議	千代田区観光協会懇親会	¥10,000	乙A第4号証 P-13 P-48	P-49	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，明らかに使途基準に違反する。「懇親会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。小林やすお議長は議長交際費より支出している。自民会派全員と公明党の2名も出席している。 平成26年の定時総会はホテルで開催され，「乾杯」の発声のあと酒食を伴う懇親会が催された。平成23年度も同様であったと推測される。	U-2		甲A32⑦に写真 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
内田	3	6.4	会議	淡路町一丁目町会総会	¥10,000	乙A第4号証 P-172 P-216	P-217	5000円を超過しており，理由の掲載がない。総会後の懇親会の会費であると思われるが，飲食を中心とした会は，使途基準に違反する。	U-3			¥5,000	会議①
内田	4	6.4	会議	神田料飲組合総会懇親会	¥10,000	乙A第4号証 P-172 P-216	P-218	5000円を超過している。理由の記載がなく懇親会は飲食を中心とした会である。小林やすお議長は議長交際費より支出。戸張・松本・石渡・鳥海・高山各議員出席。	U-4		甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
内田	5	6.14	会議	千代田区商工業連合会懇親会	¥10,000	乙A第4号証 P-172 P-216	P-217	5000円を超過しており，理由の記載が無い。懇親会は飲食を中心とした会であり，使途基準に違反する。小林やすお議長は議長交際費より支出している。桜井・鳥海・嶋崎・永田各議員も出席している。	U-5		甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
内田	6	5.30	消耗品	パソコン購入費	¥63,000	乙A第4号証 P-13 P-128	P-130	領収書からは何の支出か不明である。内田議員は「パソコンの購入費」と説明しているが，パソコンは区議あたり1台貸与されている。それにもかかわらず政務調査費で追加購入する必要性はなく，私的使用が強く疑われる。	U-6			¥63,000	消耗品①
内田	8	2.13	印刷	名刺	返金済	乙A第13号証 P-218 P-335	P-336	28,225円の支出。返金された。「印刷代」と記載されているが，名刺の購入費であった。名刺の印刷経費は使途基準において明確に対象外とされている。	U-8				
内田	9	10.17	研修	明治大学院　ガバナンス学科受験料	返金済	乙A第10号証 P-14 P-50	P-51	大学の学費は個人のキャリアアップのための費用であり，会派がおこなう政務調査研究のためのものと認められない。 仮に支出の一部について政務調査研究との合理的関連性を認めうるとしても，その割合は4分の1を超えることはなく，少なくとも支出額の4分の3については返還を命じなければならない。（以下，学費関係の支出全般について同じ。） 大学院の受験料（35,000円）を政務調査研究費から支出していることに非常に驚く。監査での違法不当が指摘されなかったことにさらに驚く。返金されたが理由説明がない。	U-9				
内田	10	11.22	研修	明治大学大学院前期学費	¥947,500	乙A第10号証 P-167 P-206	P-207	上記のとおり	U-10			¥0	
				内田合計	¥1,060,500							内田小計	¥88,000

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
桜井	1	5.25	会議	紀尾井町町会 総会懇親会会費	¥10,000	乙A第4号証 P-9 P-39	P-40	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，明らかに使途基準に違反する。「懇親会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。 前年度の資料からは，同会の定期総会は折詰料理と缶ビール等を飲食しながらおこなわれる会合であることが判明している。明らかに政務調査研究とは無関係である。平成24年も同様であったと推測される。	SA－1		甲A32⑤に写真と記述	¥5,000	会議①
桜井	2	5.20	会議	麹町出張所連合町会 総会懇親会	¥10,000	乙A第4号証 P-9 P-39	P-40	同上。永田議員も出席。	SA－2			¥5,000	会議①
桜井	3	5.30	会議	千代田区観光協会 懇親会	¥10,000	乙A第4号証 P-9 P-39	P-41	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，明らかに使途基準に違反する。「懇親会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。小林やすお議長は議長交際費より支出している。自民会派全員と公明党の2名も出席している。 平成26年の定時総会はホテルで開催され，「乾杯」の発声のあと酒食を伴う懇親会が催された。平成23年度も同様であったと推測される。	SA－3		甲A32⑦に写真 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
桜井	4	6.25	会議	麹町料飲組合連合会	¥12,000	乙A第4号証 P-168 P-202	P-203	領収書に内訳の記載がないが，5000円以上の飲食費と思われるが，理由の記載もなく，明らかに使途基準に違反する。小林やすお議長は議長交際費より支出している。嶋崎・永田・大串議員も出席している。	SA－4		甲9に議長交際費の支出状況	¥12,000	会議③
桜井	5	6.14	会議	千代田区商工業連合会 懇親会	¥10,000	乙A第4号証 P-168 P-202	P-203	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，明らかに使途基準に違反する。「懇親会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。小林やすお議長は議長交際費より支出している。嶋崎・鳥海・永田・内田各議員も出席している。	SA－5		甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
桜井	6	6.1	会議	日テレ通り振興会 懇親会会費	¥10,000	乙A第4号証 P-168 P-202	P-203	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，明らかに使途基準に違反する。「懇親会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。 なお，嶋崎・永田議員は5000円のワープロ印字の領収書であるが，桜井議員は金額が手書きである点でも領収書の作成経緯に疑問がある。	SA－6			¥5,000	会議①
桜井	7	8.27	会議	麹町納涼こども会 会費	¥10,000	乙A第7号証 P-159 P-190	P-191	麹町小学校で行われる麹町野球会主催のこども会である。当日の状況を示す資料からは，「金魚すくいやヨーヨー，焼きそばやかき氷など美味しい模擬店等で盛り沢山の内容」だった，とされている。 明らかに政務調査研究とは無関係である。こども会は特に会費はない。それにもかかわらず「会費」という名目で支払われたものであり，必要性が認められないだけでなく，公選法違反行為（寄付行為）にあたるとの問題もある。	SA－7	報告書（甲A第21号証。以下，桜井について同じ。） 納涼会の状況を示す写真付き報告		¥5,000	会議①
桜井	8	8.5	会議	日テレ通り盆踊り大会 協賛金	¥10,000	乙A第7号証 P-159 P-190	P-191	日本テレビの駐車場で行われる盆踊りである。当日のチラシからは，夜店や歌・演奏がおこなわれる賑やかな行事であることが判明している。 「協賛金」として支払われたものであり，支出の必要性が認められないだけでなく，寄付行為に該当するとの問題もある。領収書には日付が欠けている。	SA－8	盆踊りのチラシ		¥10,000	会議③
桜井	9	11.10	会議	東京都歯科医師会 千代田支部	¥6,000	乙A第10号証 P-163 P-192	P-193	5000円を超過しているが，何の会かわからない。松本・小林やすお・髙山・鳥海・嶋崎議員も出席している。選挙の際に歯科医師会や医師会は大きな票田となっている。	SA－9			¥6,000	会議③
桜井	10	11.26	会議	ニューオータニ 飲食代	¥24,122	乙A第10号証 P-163 P-192	P-193	5000円を超過し，目的の記載がない。宛名は「自民党」である。ホテルは会議にふさわしくない場所である。飲食主体の支出であり，政務調査研究費とは認められない。	SA-10			¥0	
桜井	11	1.8	会議	麹町消防団 団始式会費	¥8,000	乙A第13号証 P-12 P-72	P-74	地元消防団の出始式の会費である。消防総監が出席し，厳かに儀式がとり行われた。その後，飲食を伴う懇親会が開かれたと推測される。嶋崎議員も出席。永田議員も出席しているが，同議員は政務調査研究費に計上していない。 5000円を超過しているのに理由記載もない。小林やすお議長は議長交際費より支出している。宛名がない点でも使途基準に違反している。嶋崎・大串議員も出席している。	SA-11		甲A31⑪に永田議員のブログ 甲9に議長交際費の支出状況	¥3,000	会議①
桜井	12	1.25	会議	東京都歯科医師会麹町	¥10,000	乙A第13号証 P-12 P-72	P-75	領収書に支出内容の記載がないが，新年会の会費と推測される。5000円以上の飲食費であるが，理由の記載がない。小林やすお議長は議長交際費より支出している。嶋崎議員も出席している。	SA-12		甲9に議長交際費の支出状況	¥10,000	会議③
桜井	13	1.27	会議	社団法人千代田区 医師会懇親会	¥10,000	乙A第13号証 P-12 P-72	P-75	領収書の発行者が黒塗りのため読みとれないが，住所から地元の医師会と思われる。桜井議員は1/25にも歯科医師会へ出席している。 桜井議員は，「指摘事項に関する見解」において「紀尾井町新年会」と説明したが，SA－18に当該領収書は存在しており，虚偽の弁明である。嶋崎議員も同様の領収書を提出している。	SA-13		甲A42	¥5,000	会議①
桜井	14	1.26	会議	日テレ通り振興会 新年懇親会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-12 P-72	P-75	5000円を超過しており，理由の記載が無い。「新年懇親会」は飲食を主体とした会であり，使途基準に違反する。嶋崎・大串議員も出席している。	SA-14			¥5,000	会議①
桜井	15	1.13	会議	千代田商店街連合会 商店街振興組合連合会 合同新春情報交歓会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-12 P-72	P-76	5000円を超過しており，理由の記載がない。「新春情報交歓会」は飲食を主体とした会であり，使途基準に違反する。小林やすお議長は議長交際費より支出している。石渡・松本・戸張・鳥海・永田・嶋崎・大串議員が出席している。 前年度の同会合の資料からは，国会議員などの挨拶がおこなわれた後，懇親会が催され酒食を伴う会合がおこなわれたことが判明している。平成24年も同様であったと推測される。	SA-15		甲A31㉑に写真 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
桜井	16	1.28	会議	麹町料飲組合 懇親会費	¥12,000	乙A第13号証 P-12 P-72	P-76	5000円を超過しており理由の記載がない。「懇親会」は飲食を主体とした会であり，使途基準に違反する。小林やすお議長は議長交際費で支出している。嶋崎・永田・大串議員も出席。	SA-16		甲9に議長交際費の支出状況	¥7,000	会議①
桜井	17	1.28	会議	麹町三丁目町会 新年会	¥10,000	乙A第13号証 P-12 P-72	P-77	5000円を超過しており，理由記載がない。「新年会」は飲食を主体とした会であり，使途基準に違反する。永田議員も出席。	SA-17			¥5,000	会議①
桜井	18	1.27	会議	紀尾井町町会・紀尾井町通り振興会 新年会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-12 P-72	P-77	5000円を超過しており理由記載がない。「新年会」は飲食を主体とした会であり，使途基準に違反する。	SA-18			¥5,000	会議①
桜井	19	1.21	会議	麹町六丁目町会	¥10,000	乙A第13号証 P-12 P-72	P-77	支出内容が不明。町会の新年会と思われるが，理由記載もない。「新年会」への出席は政務調査とは認めがたい。	SA-19			¥10,000	会議③

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
桜井	20	1.20	会議	千代田区薬剤師会 賀詞交歓会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-12 P-73	P-78	5000円を超過しており，理由の記載がない。「賀詞交歓会」は新年の顔合わせの飲食を主体とする会であり政務調査研究とは認められない。小林やすお議長は議長交際費より支出している。石渡・戸張・嶋崎・髙山議員も出席している。 招待された関係者が列席し，区内のホテル（山の上ホテル）で開催された。医師会の新年会と同様に，ホテルの宴会場をかりて祝杯をあげたものと推測される。	SA-20		甲A31② 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
桜井	21	1.20	会議	麹町出張所連合町会 千代田区麹町婦人 合同新年懇親会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-12 P-73	P-78	5000円を超過しており，理由の記載がない。「新年懇親会」は飲食を主体とする会である。小林やすお議長は議長交際費より支出している。永田議員も出席している。 懇親会の写真からは，出席した議員が挨拶をしたこと，料理とアルコールを伴う祝宴であったこと，議員が草々に退席したことが判明している。明らかに政務調査研究とは無関係である。	SA-21		甲A16の嶋崎議員のS-21の領収書のあとに，新年会の状況を示す写真付き報告（誤って嶋崎議員の領収書綴りに綴ってしまったもの）。	¥5,000	会議①
桜井	22	1.22	会議	麹西連会費 会費	¥10,000	乙A第13号証 P-12 P-73	P-79	日枝神社の祭りに関する会であり，政務調査研究とは無関係。私的な出費である。	SA-22			¥5,000	会議①
桜井	23	2.11	会議	平河町1丁目町会 新年会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-214 P-244	P-247	5000円を超過しており，理由の記載がない。「新年会」は飲食を主体とした会であり，使途基準に違反する。	SA-23			¥5,000	会議①
桜井	24	2.19	会議	麹町長寿会 50周年記念祝賀会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-214 P-244	P-247	5000円を超過しており，理由の記載がない。「記念祝賀会」は飲食を主体とした会であり，政務調査研究とは無関係。使途基準に違反する。永田議員も出席。祝賀会等への出席は政務調査研究とは無関係である。 長寿会は高齢者相互間の親睦と健康増進を目的につくられた会である。誕生会・例会・懇親旅行などをおこなっている。こうした会がおこなう祝賀会であり懇親・親睦を目的とした飲食中心の会合であることは明らかである。永田議員のブログからは，この祝賀会では腹話術の芸が披露されたことも判明している。	SA-24		甲A35に長寿会についての資料 甲40に永田議員のブログ	¥5,000	会議①
桜井	25	2.10	会議	千代田区体育協会 新年会費	¥10,000	乙A第13号証 P-214 P-244	P-245	5000円を超過しており，理由の記載がない。「新年会」は飲食を主体とした会であり，使途基準に違反する。小林やすお議長は議長交際費より支出。石渡・戸張・永田・嶋崎・鳥海・松本・髙山・山田・大串議員と区議が大挙して出席している。 前年度の新年会では豪華な料理がふるまわれた。明らかに懇親目的の会合である。	SA-25		甲A14に新年会の写真 甲A31㉖に料理のメニュー表 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
桜井	26	2.3	会議	平河町2丁目町会	¥10,000	乙A第13号証 P-214 P-244	P-245	内訳の記載がないので支出目的は定かではないが，町会の「新年会」での会費と推測される。「新年会」は飲食を主体とした会であり，使途基準に違反する。5000円を超過しているのに理由記載もない。	SA-26			¥10,000	会議③
桜井	27	2.5	会議	麹和会会費	¥9,000	乙A第13号証 P-214 P-244	P-245	他にも存するが団体名ゴム印で住所・代表者名ないものは領収書とは認めがたい。「領収書」あるいは「会派会計責任者の支払い証明」がない支出であり，使途基準に違反する。 この支出は，成田詣でのための日帰り旅行の会費である。これを政務調査研究費と認めることは困難である。	SA-27			¥4,000	会議①
桜井	28	2.1	会議	千代田区商工業連合 新年会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-214 P-244	P-246	5000円を超過しており，理由の記載がない。「新年会」は飲食を主体とした会であり，使途基準に違反する。小林やすお議長は議長交際費より支出している。永田・嶋崎・鳥海・髙山・山田・大串議員も出席している。 平成27年の新年会の様子は写真から判明しているが，料理とお酒を囲んで，大勢の出席者でにぎわったことがわかっている。明らかに懇親目的の会合である。	SA-28		甲A31⑳に写真と記述 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
桜井	29	2.2	会議	千代田区民踊連盟 新年会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-214 P-244	P-246	5000円を超過しており，理由の記載がない。「新年会」は飲食を主体とした会であり，使途基準に違反する。小林やすお議長は議長交際費より支出している。戸張・髙山議員も出席している。 この新年会はグランドアーク半蔵門で「盛大に開催」され，多くの来賓の挨拶と民踊の披露があった。その後は酒食を伴う歓談がおこなわれた。	SA-29		甲A31㉗に写真と記述 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
桜井	30	2.24	会議	三番町町会 会費	¥10,000	乙A第13号証 P-214 P-244	P-247	支出目的が不明であるが，町会の新年会での支出と推測される。5000円を超過しており，理由の記載がない。「新年会」は政務調査研究とは認められない。	SA-30			¥5,000	会議①
桜井	31	3.27	会議	都市センターホテル 飲食代	¥9,150	乙A第13号証 P-365 P-394	P-395	5000円を超過している。「3名で地域情報交換」とあるが，高額の飲食費を支払う必要性があるとは認められない。ホテルは会議にはふさわしくない場所であるが，理由記載もない。会議内容の報告もない。	SA-31			¥0	
桜井	32	5.30	交通	タクシー代	1,340	乙A第4号証 P-9 P-98	P-100	以下のとおり，個々の支出が使途基準注意事項に反している。 政務調査研究における必要性についても，何らの主張立証はなされていない。 仮に一部が政務調査研究目的のものであったとしても，タクシー代支出全体の4分の3は返還させなければならない。（以下，タクシー代支出全般について同じ。） 目的や乗降地の記載がない点で使途基準に違反。監査請求後に「紀尾井町～飯田橋」との説明が追記された。	SA-32			¥1,340	交通①・②
桜井	33	9.13	交通	タクシー代 飯倉→麹町	2,060	乙A第7号証 P-322 P-405	P-406	目的の記載がない。	SA-33			¥0	

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
桜井	34	10.9	交通	タクシー代 G外神田→麹町	¥2,600	乙A第10号証 P-11 P-96	P-98	目的の記載がない。料金シミュレーションからは1880円とでる。深夜料金は2150円。いずれにしても金額が合わず，乗降地の虚偽記載の疑いがある。	SA-34	料金シミュレーション結果		¥0	
桜井	35	10.25	交通	タクシー代 G神保町→お茶の水	¥1,160	乙A第10号証 P-11 P-97	P-100	目的の記載がない。乗降地虚偽表示の疑い。	SA-35	料金シミュレーション結果		¥0	
桜井	36	11.17	交通	タクシー代 G四番町→お茶の水	¥1,880	乙A第10号証 P-163 P-255	P-257	目的の記載がない。	SA-36			¥0	
桜井	37	11.20	交通	タクシー代 G一番町→四谷	¥1,250	乙A第10号証 P-163 P-255	P-258	目的の記載がない。	SA-37			¥0	
桜井	38	11.10	交通	タクシー代 G九段→三崎町	¥1,160	乙A第10号証 P-163 P-256	P-258	目的の記載がない。	SA-38			¥0	
桜井	39	12.16	交通	タクシー代 G神保町→小川町	¥1,520	乙A第10号証 P-332 P-429	P-430	目的の記載がない。乗降地虚偽表示の疑い。	SA-39	料金シミュレーション結果		¥1,520	交通③
桜井	40	12.16	交通	タクシー代 G小川町→九段	¥1,520	乙A第10号証 P-332 P-429	P-430	目的記載ない。	SA-40			¥0	
桜井	41	2.19	交通	タクシー代 外神田→神保町	¥2,330	乙A第13号証 P-214 P-306	P-307	目的の記載がない。乗降地虚偽表示の疑い。	SA-41	料金シミュレーション結果		¥0	
桜井	42	5.7	消耗品	ビックカメラ 携帯電話	¥37,905	乙A第4号証 P-9 P-118	P-119	以下のとおり使途基準違反があるほか，政務調査研究のために必要なものとは認められない。 仮に，購入品を政務調査研究のためにも用いることがあったとしても，政務調査研究と合理的関連性が認められる部分は支出額の4分の1にとどまる。（以下，消耗品（携帯等）の支出全般について同じ。） 会計整理票には「携帯電話他」と書かれているが，何を購入したのかは不明である。これでは購入品の特定を求めた使途基準を満たさない。領収書からは明細部分が意図的に削除されている。携帯端末の購入であるとしても，議員の一般的な活動あるいは私人としての利用のためのものであり，政務調査のための支出とは認められない。ポイントの扱いについても不明。 SA－42～44はすべて宛名が「自民党」となっているが，筆跡が酷似しており，同一人物による記入と推測される。ビックカメラにおけるレジはバラバラであるのに筆跡が一致している，ということは，もともとの領収書には宛名が欠けていたことを強く推測させる。これらの支出は，「宛名の一致」という要件を満たさない点でも使途基準に違反する。	SA-42			¥37,905	消耗品①
桜井	43	5.7	消耗品	ビックカメラ 「デジタルカメラ」	¥14,300	乙A第4号証 P-9 P-118	P-120	会計整理票には「デジカメ他」と書かれているが，何を購入したのかは不明である。これでは購入品の特定を求めた使途基準を満たさない。購入品名の記載がなく使途基準違反。上同様に意図的に明細が除かれている。 デジカメも議員としての活動一般あるいは私用のために必要になるものであり，政務調査研究のために必要な経費とは認められない。	SA-43			¥14,300	消耗品①
桜井	44	5.10	消耗品	ビックカメラ 「SDカード」	¥3,640	乙A第4号証 P-9 P-118	P-120	会計整理票には「SDカード他」と書かれているが，何を購入したのかは不明である。これでは購入品の特定を求めた使途基準を満たさない。 政務調査研究のために必要な経費とは認められないことはSA-43（「デジカメ」）と同様である。	SA-44			¥3,640	消耗品①
桜井	45	6.24	消耗品	名刺	返金済	乙A第4号証 P-168 P-286	P-287	4000円の支出。名刺の印刷代であることがわかり，返金された。	SA-45				
桜井	46	10.12	消耗品	名刺	返金済	乙A第10号証 P-11 P-114	P-115	2500円の支出。上と同じく名刺の印刷代。	SA-46				
桜井	47	10.23	消耗品	ビックカメラ	¥5,540	乙A第10号証 P-11 P-114	P-116	SA-42～44と同じ。この領収書も意図的に明細が除かれている。宛名の「自民党」という筆跡も酷似。もともとは宛名が欠けていたと思われ，この点でも使途基準違反。ポイントの扱いも不明である。	SA-47			¥5,540	消耗品①
桜井	48	10.1	消耗品	ビックカメラ	¥5,250	乙A第10号証 P-11 P-114	P-116	同上。	SA-48			¥5,250	消耗品①
桜井	49	10.29	消耗品	日本通運	¥3,839	乙A第10号証 P-11 P-114	P-116	会計整理票は「修理梱包」とあるが，領収書は品代金額とあり何の料金か不明である。	SA-49			¥3,839	消耗品①
桜井	50	12.22	消耗品	名刺	返金済	乙A第10号証 P-332 P-449	P-450	6300円の支出。名刺の印刷代。返金された。	SA-50				
桜井	51	1.11	消耗品	ビックカメラ	¥94,600	乙A第13号証 P-12 P-184	P-185	購入品名の記載がなく使途基準違反。この領収書の明細も削除されている。領収書の宛名部分には「自由民主党議員団」というゴム印が押されているが，ビッグカメラが押印したものとは思えず，桜井議員等が押印したものであることは明らかである。宛名空欄の領収書に基づく支出である点でも使途基準に違反する。	SA-51			¥94,600	消耗品①
桜井	52	2.6	消耗品	ビックカメラ	¥26,380	乙A第13号証 P-214 P-327	P-328	「ソフト他」とあるが何のソフトかわからず，購入品名の記載という要件を満たさない。この領収書も明細が削除されている。宛名のない領収書であったと認められる点でも使途基準に違反する。	SA-52			¥26,380	消耗品①

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
桜井	53	2.6	消耗品	ビックカメラ	¥30,270	乙A第13号証 P-214 P-327	P-328	領収書横メモには「ソフト」と記載されているだけであり，どのようなソフトであったのかは不明。これでは購入品名の記載という要件を満たしたことにはならない。宛名の問題も上と同じ。	SA-53			¥30,270	消耗品①
桜井	54	8.16	消耗品	ビックカメラ	¥2,780	乙A第7号証 P-159 P-275	P-276	「P／C Bag」との記載があり，パソコン用のバッグの購入費と推測される。しかし，政務調査研究に必要な支出とは認められない。宛名が欠けている点でも使途基準違反。	SA-54			¥0	
桜井	55	8.16	消耗品	ビックカメラ	¥9,080	乙A第7号証 P-159 P-275	P-276	「インク他」としか記載されておらず，購入品名が不明。明細も削除されている。宛名が欠けている点でも使途基準違反。	SA-55			¥9,080	消耗品①
桜井	56	9.15	通信	ハガキ1200枚	¥60,000	乙A第7号証 P-322 P-373	P-374	政務調査研究のためのものと認められない。仮に支出の一部について政務調査研究との合理的関連性を認めうるとしても，その割合は5割を超えることはなく，少なくとも5割については返還を命じなければならない。（以下，はがき代の全般について同じ。） 桜井議員の住むマンションから1分のところに海事センタービル内郵便局があるにもかかわらず，区民経営の売りさばき人から購入している。購入先は同議員の支援者であるお米屋「こばやし」である。 領収書には宛名もなく，ハガキかどうかの明細もない。成果物の添付もない。政務調査で1200枚ものハガキの送付が必要になるとは到底思えず，挨拶状の送付等の目的での購入と推測される。これを政務調査研究費と認めることはできない。 あえて売りさばき人からハガキ等を購入することは，公選法が禁止する有権者に対する利益供与に該当する。	SA-56		甲A38に手数料の支払額に関する資料	¥0	
桜井	57	12.16	通信	ハガキ 300枚	¥15,000	乙A第10号証 P-332 P-393	P-394	同上。ハガキの購入枚数は300枚である。時期からして，年賀ハガキの購入費であったとも疑われる。	SA-57			¥0	
				桜井合計	¥645,676							桜井小計	¥405,664

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
戸張	1	5.28	会議	肉の万世	¥38,300	乙A第4号証 P-7 P-33	P-35	地元のステーキ店での飲食費である。5000円を超過しており，理由の記載がない。明らかに会議に不向きな場所であるのに，内容・目的の記載はない。何の「会議」であったのかは不明。この店は戸張議員の自宅すぐそばにある。	TB－1	報告書（甲A第22号証。以下，戸張について同じ。） 店の状況を示す写真つき資料		¥3,300	会議①
戸張	2	5.30	会議	千代田区観光協会 懇親会	¥10,000	乙A第4号証 P-7 P-33	P-35	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，明らかに使途基準に違反する。「懇親会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。小林やすお議長は議長交際費より支出している。自民会派全員と公明党の2名も出席している。 平成26年の定時総会はホテルで開催され，「乾杯」の発声のあと酒食を伴う懇親会が催された。平成23年度も同様であったと推測される。	TB－2		甲A32⑦に写真 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
戸張	3	6.4	会議	神田料飲組合 総会懇親会	¥10,000	乙A第4号証 P-166 P-193	P-194	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載はない。「懇親会」であり，明らかに政務調査とは無関係。同じ会派である戸張・髙山・石渡・鳥海・内田議員も出席している。	TB－3			¥5,000	会議①
戸張	4	6.18	会議	北乗物町町会 総会会費	¥10,000	乙A第4号証 P-166 P-193	P-194	5000円を超過しており，理由の記載がない。総会後の懇親会と推測されるが，飲食を中心とした会であり，政務調査費とは認められない。	TB－4			¥5,000	会議①
戸張	5	6.18	会議	鍛冶町2丁目町会 総会会費	¥10,000	乙A第4号証 P-166 P-193	P-195	町会の会費。当日の資料からは，酒食を伴う懇親会が開催され，カラオケタイムも設けられたことが判明している。明らかに懇親のための会合である。 5000円を超過しているのに理由記載もない。政務調査とは無関係である。しかも，当日の会費は4000円であり，それにもかかわらず1万円の支出が必要であった原因も全く不明である。 宛名は戸張議員の直筆とみられるが，宛名を欠いた領収書に基づく支出である点でも使途基準に違反する。	TB－5		甲A32④に写真・記述	¥5,000	会議①
戸張	6	6.18	会議	神田駅西口商店街 総会懇親会会費	¥10,000	乙A第4号証 P-166 P-193	P-195	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，明らかに使途基準に違反する。「懇親会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。 松本議員も出席。領収書の宛名は戸張議員が記入したものである。その点でも使途基準に違反。	TB－6		甲A19のM-15に総会の状況を示す写真	¥5,000	会議①
戸張	7	6.20	会議	和泉橋地区町会連合協議会懇親会会費	¥10,000	乙A第4号証 P-166 P-193	P-196	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，明らかに使途基準に違反する。「懇親会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。石渡議員も出席。	TB－7			¥5,000	会議①
戸張	8	6.23	会議	東京ライオンズクラブ 特別会費	¥10,000	乙A第4号証 P-166 P-193	P-196	TB－48のとおり	TB－8	東京ライオンズクラブについての資料		¥0	
戸張	9	7.31	会議	肉の万世	¥18,730	乙A第7号証 P-8 P-27	P-29	5000円を超過している。会議に不向きな場所であり，日曜日の打合せである。5/28にも同所での支出が認められる。宛名記載も欠如。	TB－9	店の状況を示す写真つき資料		¥0	
戸張	10	8.20	会議	司町一丁目町会 納涼会費	¥10,000	乙A第7号証 P-157 P-181	P-182	5000円を超過している。町会の「納涼会」というイベントの祝儀と思われる。政務調査とは無関係。	TB-10			¥5,000	会議①
戸張	11	8.24	会議	北乗物町町会 夏祭り会費	¥10,000	乙A第7号証 P-157 P-181	P-183	同上。宛名は戸張議員による自筆。その点でも使途基準違反。	TB-11			¥5,000	会議①
戸張	12	9.23	会議	神田西口商店街振興会 秋のリクリエーション 参加費	¥10,000	乙A第7号証 P-320 P-342	P-343	地元商店街の「秋のリクエーション参加費」。「リクエーション」の内容は不明だが，政務調査とは明らかに無関係。	TB-12			¥5,000	会議①
戸張	13	1.6	会議	神田医師会 新年会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-10 P-51	P-53	5000円を超過している。理由の記載なく飲食を主体とした会である。「新年会」の会費であり政務調査とは無関係。小林やすお議長は議長交際費より支出している。髙山議員も出席している。	TB-13			¥5,000	会議①
戸張	14	1.7	会議	神田消防団 始式祝賀会会費	¥8,000	乙A第13号証 P-10 P-51	P-53	5000円を超過している。飲食を主体とした会である。要するに消防団の新年会。政務調査とは無関係。小林やすお議長は議長交際費より支出している。鳥海・石渡議員も出席。宛名は戸張議員の自筆。その点でも使途基準違反。 当日，神田消防団の始め式がおこなわれており，その後に開かれた祝賀会（懇親会）であると推測される。	TB-14		甲A31⑭ 甲9に議長交際費支出状況	¥3,000	会議①
戸張	15	1.7	会議	司一丁目町会 新年会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-10 P-51	P-54	5000円以上の飲食費であり，理由の記載もなく，使途基準に違反する。「新年会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。松本議員も出席。 当日の資料からは，「いづもや」という飲食店で開催された新年会であり，乾杯から始まり酒食を伴う懇親がおこなわれたことが判明している。明らかに政務調査研究とは無関係である。	TB-15		甲A31㉘-2に写真と記述	¥5,000	会議①
戸張	16	1.12	会議	社会保険労務士 賀詞交歓会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-10 P-51	P-54	5000円以上の飲食費であり，理由の記載もなく，使途基準に違反する。「賀詞交歓会」という名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。	TB-16			¥5,000	会議①
戸張	17	1.13	会議	千代田区商店街連合会・商店街振興組合連合会　合同新春情報交歓会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-10 P-51	P-55	商店街連合会の新年会での支出。5000円以上であるが理由記載もない。政務調査とは無関係。小林やすお議長は議長交際費より支出している。石渡・松本・桜井・鳥海・永田・嶋崎・大串議員も出席している。 前年度の同会合の資料からは，国会議員などの挨拶がおこなわれた後，懇親会が催され酒食を伴う会合がおこなわれたことが判明している。	TB-17		甲A31㉑に写真 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
戸張	18	1.14	会議	神田料飲組合 新年会会費	¥12,000	乙A第13号証 P-10 P-51	P-55	5000円以上の飲食費であり，理由の記載もなく，使途基準に違反する。「新年会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。小林やすお議長は，議長交際費より支出。石渡・松本・鳥海・髙山議員も出席している。	TB-18			¥7,000	会議①
戸張	19	1.14	会議	鍛冶町二丁目町会	¥10,000	乙A第13号証 P-10 P-51	P-56	5000円以上の飲食費であり，理由の記載もなく，使途基準に違反する。内訳の記載がなく何の支出であるかは不明であるが，当日の資料から新年会での支出であることが判明している。会合では，来賓の挨拶のあと，乾杯がおこなわれ，「飲み放題」の酒席が設けられた。歌や合唱も披露され実に楽しい懇親の場である。政務調査とはおよそ無関係。	TB-19		甲A31⑬に写真と記述	¥5,000	会議①

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
戸張	20	1.19	会議	神田須田町二丁目町会 新年会会費	¥6,000	乙A第13号証 P-10 P-51	P-56	5000円以上の飲食費であり，理由の記載もなく，使途基準に違反する。「新年会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。領収書の宛名は戸張議員の自筆。	TB-20			¥1,000	会議①
戸張	21	1.20	会議	千代田区薬剤師協会 賀詞交歓会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-10 P-51	P-57	5000円以上の飲食費であり，理由の記載もなく，使途基準に違反する。「賀詞交換会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，飲食中心の会であると認められる。小林やすお議長は議長交際費より支出している。石渡・桜井・嶋崎・髙山議員が出席。 招待された関係者が列席し，区内のホテル(山の上ホテル)で開催された。医師会の新年会と同様に，ホテルの宴会場をかりて祝杯をあげたものと推測される。	TB-21		甲A31② 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
戸張	22	1.20	会議	千代田小学校PTA 新年会会費	¥3,000	乙A第13号証 P-10 P-51	P-57	新たに提出された丙4の2によれば，千代田小学校PTAの新年会の会費である。前年度の同小学校の新年会の資料からは，学校の体育館で開催された飲食を伴う懇親のための会合であったことが判明している。他の新年会等での支出と同様，政務調査研究費としての支出は認められない。	TB-22		甲A31㉙に写真と記述	¥0	
戸張	23	1.21	会議	和泉橋福寿会 新年会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-10 P-52	P-58	5000円を超過している。石渡議員も出席している。 福寿会は高齢者相互間の親睦と健康増進を目的につくられた長寿会のひとつ。誕生会・例会・懇親旅行などをおこなっている。こうした会がおこなう「新年会会費」であり，懇親・親睦を目的とした飲食中心の会合であることは明らか。	TB-23		甲A35	¥5,000	会議①
戸張	24	1.21	会議	神田ふれあい通り	¥10,000	乙A第13号証 P-10 P-52	P-58	5000円を超過している。町会関係と思われるが，発行元も内容も不明。	TB-24			¥10,000	会議③
戸張	25	1.21	会議	北乗物町町会 新年会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-10 P-52	P-59	5000円を超過している。「新年会」という飲食を主体とした会であり，政務調査とは無関係。戸張議員は，1月21日に3箇所の会合に主席している。全て町会の新年会であり，単なる新年のあいさつ回りであることは明らか。 戸張議員はこの日，3件の町会関係の会合(新年会)をはしごしている。	TB-25			¥5,000	会議①
戸張	26	1.24	会議	和泉橋地区連合協議会 新年交歓会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-10 P-52	P-59	5000円を超過している。「新年交歓会」は政務調査とは無関係。小林やすお議長は議長交際費より支出している。	TB-26		甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
戸張	27	1.26	会議	ライオンズクラブ 新年会会費	¥15,000	乙A第13号証 P-212 P-236	P-237	ライオンズクラブ関連の支出は会派がおこなう政務調査研究におけるものとは認められない。 「新年例会」というのは要するに新年会と思われるが，その点でも政務調査と認める余地はない。 仮に一部について政務調査研究との合理的関連性を認めうるとしても，その割合は4分の1を超えることはない。	TB-27	東京ライオンズクラブについての資料		¥10,000	会議①
戸張	28	1.28	会議	神田駅西口商店街 新年会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-212 P-236	P-237	5000円以上の飲食費であるが，理由の記載もなく，明らかに使途基準に違反する。「新年会」という会合の名称からも，政務調査とはおよそ無関係であり，当日の写真からも飲食中心の会であると認められる。松本議員も出席している。宛名は戸張議員の自筆。	TB-28		甲A19のM-22に新年会の状況を示す写真付き資料	¥5,000	会議①
戸張	29	1.29	会議	神田消防団 新年会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-212 P-236	P-238	5000円を超過している。飲食を主体とした会である。「新年会」での支出であり，政務調査とは無関係。	TB-29			¥5,000	会議①
戸張	30	2.2	会議	千代田区民踊連盟 新年会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-212 P-236	P-238	同上。小林やすお議長は議長交際費より支出している。「新年会」での支出であり政務調査とは無関係。桜井・髙山議員も出席している。 この新年会はグランドアーク半蔵門で「盛大に開催」され，多くの来賓の挨拶と民踊の披露があった。その後は酒食を伴う歓談がおこなわれた。	TB-30		甲A31㉗に写真と記述 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
戸張	31	2.10	会議	千代田区体育協会 新年会会費	¥10,000	乙A第13号証 P-212 P-236	P-239	5000円を超過している。飲食を主体とした会である。「新年会」での支出であり政務調査とは無関係。小林やすお議長は議長交際費より支出している。石渡・松本・永田・嶋崎・鳥海・桜井・髙山・山田・大串議員も出席している。 前年度の新年会では豪華な料理がふるまわれた。明らかに懇親目的の会合である。平成24年も同様であったと推測される。	TB-31		甲A14に新年会の写真 甲A31㉖に料理のメニュー表 甲9に議長交際費の支出状況	¥5,000	会議①
戸張	32	3.31	会議	神田佐久間町三丁目 町会費	¥10,000	乙A第13号証 P-363 P-390	P-391	町会に対する支出であるが内容不明。	TB-32			¥10,000	会議③
戸張	33	8・31	通信	平成22年8月分携帯電話7かけ	返金済	乙A第4号証 P-7 P-61	P-62	支出金額10,206円。携帯電話代。返金された。	TB-33				
戸張	34	11・1	通信	平成22年10月分携帯電話7かけ	返金済	乙A第4号証 P-7 P-61	P-62	支出金額8427円。同じく携帯電話代。返金された。	TB-34				
戸張	35	12.10	通信	80円切手×200枚 あつみ薬品	¥16,000	乙A第10号証 P-330 P-389	P-390	政務調査研究のためのものと認められない。仮に支出の一部について政務調査研究との合理的関連性を認めうるとしても，その割合は4分の1を超えることはなく，少なくとも支出額の4分の3については返還を命じなければならない。(以下，切手代の全般について同じ。) 成果物の添付がない。 同所で10/7に24000円の購入がある。年賀状用の切手とも推測されるが，政務調査とは無関係。 あつみ薬品は戸張議員のすぐ近くにある店。戸張議員の家の裏には神田須田町郵便局があるにもかかわらず，戸張議員はこの切手売りさばき人から頻繁に購入している。こうした行為は，利益供与にも当たる。切手売りさばき人には販売手数料が支払われるからである。	TB-35	切手の購入先を示す資料 戸張議員の自宅の至近距離にあることを示す地図	甲A38	¥0	

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
戸張	36	11.18	通信	切手80円×350枚 あつみ薬品	¥28,000	乙A第10号証 P-161 P-219	P-220	同上	TB-36	同上	同上	¥0	
戸張	37	5.18	交通	タクシー代 岩本町→御成門	¥1,250	乙A第4号証 P-7 P-94	P-95	以下のとおり，個々の支出が使途基準注意事項に反している。 政務調査研究における必要性についても，何らの主張立証はなされていない。 仮に一部が政務調査研究目的のものであったとしても，タクシー代支出全体の4分の3は返還させなければならない。（以下，タクシー代支出全般について同じ。） 目的の記載がない。乗降地虚偽記載の疑い。	TB-37	料金シミュレーション結果		¥0	
戸張	42	7.9	交通	タクシー代 須田町→八丁堀	¥800	乙A第7号証 P-157 P-245	P-246	目的の記載が無い。乗降地虚偽記載の疑い。	TB-42	料金シミュレーション結果		¥0	
戸張	43	9.16	交通	タクシー代 岩本町→錦糸町	¥1,070	乙A第7号証 P-320 P-400	P-401	目的の記載がない。	TB-43			¥0	
戸張	44	9.22	交通	タクシー代 中野坂上→須田町	¥3,050	乙A第7号証 P-320 P-400	P-401	目的の記載が無い。乗降地虚偽記載の疑い。	TB-44	料金シミュレーション結果		¥0	
戸張	45	1.26	交通	タクシー代 四ツ谷三丁目→須田町	¥1,790	乙A第13号証 P-212 P-300	P-301	当初，領収書が存在しなかったが，丙5の2において，領収書が追加提出された。目的の記載がない点で使途基準違反。	TB-45			¥0	
戸張	46	6.23	研修	東京ライオンズクラブ	¥19,500	乙A第7号証 P-157 P-203	P-204	使途基準に違反するほか，会派でおこなう活動ではなく，政務調査研究と認められない。	TB-46	東京ライオンズクラブについての資料		¥19,500	視察研修②
戸張	47	8.19	研修	東京ライオンズクラブ	¥57,000	乙A第7号証 P-157 P-203	P-205	会計整理票には「東京ライオンズクラブ」と記載されているが，支出内容は不明。領収書に基づかない支出である点でも使途基準違反。東京ライオンズクラブの会費とも思われるが，もしそうであれば明らかに政務調査とは無関係。24年度も同じように支出しており，朝日新聞で指摘された。	TB-47	東京ライオンズクラブについての資料		¥57,000	視察研修②
戸張	48	8.25	研修	東京ライオンズクラブ 特別会費	¥10,000	乙A第7号証 P-157 P-203	P-205	TB-46のとおり。	TB-48	東京ライオンズクラブについての資料		¥10,000	視察研修②
戸張	49	10.22	研修	和泉橋菊寿会 研修会参加費	¥13,000	乙A第10号証 P-3 P-48	P-49	他地域の敬老会（福寿会等）と同様団体であるが，どんな「研修」だったのか内容・目的は不明。領収書の宛名は戸張議員の自筆。 菊寿会は高齢者相互間の親睦と健康増進を目的につくられた長寿会のひとつ。誕生会・例会・懇親旅行などをおこなっている。こうした会がおこなう「新年会会費」であり，懇親・親睦を目的とした飲食中心の会合であることは明らか。	TB-49		甲A35に長寿会についての資料	¥0	
戸張	50	3.16	研修	東京ライオンズクラブ	¥87,000	乙A第13号証 P-363 P-406	P-407	東京ライオンズクラブあての送金であるが内容不明。領収書に基づかない支出である点でも使途基準違反。 その他，TB-46のとおり。	TB-50	東京ライオンズクラブについての資料		¥87,000	視察研修②
戸張	51	12.5	研修	東京ライオンズクラブ	¥20,000	乙A第10号証 P-330 P-380	P-381	同上	TB-51	東京ライオンズクラブについての資料		¥20,000	視察研修②
戸張	52	12.8	研修	都市住宅と文化施設の町づくり研究	¥10,000	乙A第10号証 P-330 P-380	P-381	領収書がない点で使途基準違反。「研修」の内容も不明。	TB-52			¥0	
戸張	53	12.25	人件	末吉くに子 書類整理3日間	¥24,000	乙A第10号証 P-330 P-340	P-341	「書類整理作業他」とあるが，一般的作業は不可である。勤務日・時間の記載もなく，出勤簿も提出されていない。勤務内容も明確にされていない点で使途基準違反。 末吉くに子氏は戸張議員の長女である。その点でも使途基準に違反している。仮に返還を命ずべき範囲が一部にとどまるとしても，その割合は50%を下ることはない。	TB-53			¥24,000	人件②
				戸張合計	¥643,490							戸張小計	¥371,800

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
自民会派（固有）	1	5.25	人件	富永佳子	¥80,000	乙A第4号証 P-150 P-151	P-152 P-153	「富永佳子」なる人物であるが，同人を議員控え室等で見たという者がいない。勤務場所は不明。人物像も不明。議員活動一般の補助をさせるためのものであることが一般的・外形的に認められる。仮に，返還を命ずべき範囲が一部にとどまるとしても，その割合は50%を下ることはない。	J-1			¥80,000	人件①
自民会派（固有）	2	3.23	人件	富永佳子	¥80,000	乙A第13号証 P-494 P-495	P-496 P-497		J-2			¥80,000	人件①
自民会派（固有）	3	6.24	人件	富永佳子	¥80,000	乙A第4号証 P-309 P-310	P-311 P-312		J-3			¥80,000	人件①
自民会派（固有）	4	7.25	人件	富永佳子	¥80,000	乙A第7号証 P-143 P-144	P-145 P-146		J-4			¥80,000	人件①
自民会派（固有）	5	8.25	人件	富永佳子	¥80,000	乙A第7号証 P-301 P-302	P-303 P-304		J-5			¥80,000	人件①
自民会派（固有）	6	9.22	人件	富永佳子	¥80,000	乙A第7号証 P-449 P-450	P-451 P-452		J-6			¥80,000	人件①
自民会派（固有）	7	10.25	人件	富永佳子	¥80,000	乙A第10号証 P-45 P-146	P-147 P-148		J-7			¥80,000	人件①
自民会派（固有）	8	11.25	人件	富永佳子	¥80,000	乙A第10号証 P-15 P-316	P-317 P-318		J-8			¥80,000	人件①
自民会派（固有）	9	12.22	人件	富永佳子	¥80,000	乙A第10号証 P-79 P-480	P-481 P-482		J-9			¥80,000	人件①
自民会派（固有）	10	1.25	人件	富永佳子	¥80,000	乙A第13号証 P-94 P-195	P-196 P-197		J-10			¥80,000	人件①
自民会派（固有）	11	2.24	人件	富永佳子	¥80,000	乙A第13号証 P-344 P-345	P-346 P-347		J-11			¥80,000	人件①
自民会派（固有）	12	5.2	会議	三番町ホテル	¥7,876	乙A第4号証 P-150 P-154	P-155	わざわざホテルで会議をおこなう必要性があったのかは大いに疑問であるし，会合の趣旨等も不明。	J-12			¥0	
自民会派（固有）	13	5.13	会議	エドモンドホテル	¥4,860	乙A第4号証 P-150 P-154	P-155	ホテルでの飲食費。必要性は不明。宛名が欠けている点でも使途基準違反。	J-13	報告書（甲A第23号証。以下，自民会派（固有）について同じ。）ホテルレストランの状況を示す写真と資料		¥0	
自民会派（固有）	14	5.27	会議	東京会館 飲食代	¥42,725	乙A第4号証 P-150 P-154	P-156	東京會館ホテルでの会議。必要性は全く不明。飲食を伴う会合と推測される。	J-14			¥0	
自民会派（固有）	15	5.30	会議	キャピトル東急 飲食代	¥5,832	乙A第4号証 P-150 P-154	P-156	再びホテルでの飲食代。同上。	J-15			¥0	
自民会派（固有）	16	6.25	会議	ホテルグランドパレス 飲食代	¥19,519	乙A第4号証 P-309 P-313	P-314	同上。	J-16			¥0	
自民会派（固有）	17	6.26	会議	ホテルグランドパレス 飲食代	¥2,425	乙A第4号証 P-309 P-313	P-314	同上。前日も同じホテルで飲食がおこなわれた。	J-17			¥0	
自民会派（固有）	18	7.20	会議	ホテルメトロポリタン 食事代	¥31,545	乙A第7号証 P-143 P-147	P-148	ホテルでの高額な飲食費の支払い。会議内容もメンバーも理由の掲載も一切ない。政務調査との関連性，必要性を認める余地はない。	J-18	ホテルの飲食店についての資料		¥0	
自民会派（固有）	19	7.25	会議	ホテルメトロポリタン 食事代	¥58,365	乙A第7号証 P-143 P-147	P-148	同上	J-19	ホテルの飲食店についての資料		¥0	
自民会派（固有）	20	8.24	会議	ホテルメトロポリタン 食事代	¥46,459	乙A第7号証 P-301 P-305	P-306	同上	J-20	ホテルの飲食店についての資料		¥0	
自民会派（固有）	21	8.25	会議	千代田区体育協会 懇親会会費 4000×7名	¥28,000	乙A第7号証 P-143 P-305	P-306	同協会には議員個々の支払いが多数ある。何故今回は7名分を会派で支払ったのかは不明。「懇親会」の会費であり，いずれにしても政務調査とは無関係。	J-21			¥0	
自民会派（固有）	22	9.27	会議	ホテルメトロポリタン 食事代	¥54,000	乙A第7号証 P-449 P-453	P-454	J－10と同じ	J-22	ホテルの飲食店についての資料		¥0	

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
自民会派(固有)	23	10.11	会議	ホテルメトロポリタン食事代	¥33,246	乙A第10号証 P-145 P-149	P-150	同上	J-23	ホテルの飲食店についての資料		¥0	
自民会派(固有)	24	10.25	会議	ホテルニューオータニ飲食代	¥193,176	乙A第10号証 P-145 P-149	P-150	一流ホテルでの高額の飲食代。ホテル内利用店舗名も不明である(薄く印影あるが判読不能)。会議内容や理由の記載がないため，人数からも自民党の集まりと思われる。政党活動は禁止事項であり，調査研究とは言えない。	J-24			¥0	
自民会派(固有)	25	11.7	会議	ホテルメトロポリタン食事代	¥56,210	乙A第10号証 P-315 P-319	P-320	ホテル内での高額な飲食費の計上であるが，ホテルは会議に不向きである。会議内容，メンバー，理由の掲載がない。領収書が添付されていない点でも使途基準違反。	J-25	ホテルの飲食店についての資料		¥0	
自民会派(固有)	26	12.6	会議	ホテルメトロポリタン食事代	¥115,299	乙A第10号証 P-480 P-483	P-484	同上	J-26	ホテルの飲食店についての資料		¥0	
自民会派(固有)	27	1.16	会議	グランドパレスホテル	¥5,452	乙A第13号証 P-194 P-198	P-199	ホテル内での支出。支出目的は全く不明。飲食費とも推測される。	J-27			¥0	
自民会派(固有)	28	8.9	通信	切手80円×5000枚	¥400,000	乙A第7号証 P-301 P-311	P-312	大量の切手の購入費。封筒等の貼る対象物の添付なし。政務調査でこれほどの切手が必要になるとは考え難く，会派の挨拶状等の送付用と思われる。政務調査とは無関係。政務調査研究のためのものと認められない。宛名が欠けている点でも使途基準違反。 仮に支出の一部について政務調査研究との合理的関連性を認めうるとしても，その割合は4分の1を超えることはなく，少なくとも4分の3については返還を命じなければならない。	J-28			¥0	
自民会派(固有)	29	11.11	通信	切手80円×2800枚	¥224,000	乙A第10号証 P-315 P-321	P-322		J-29			¥0	
自民会派(固有)	30	2.14	通信	切手80円×3700枚	¥296,000	乙A第13号証 P-344 P-350	P-351		J-30			¥0	
自民会派(固有)	31	5.7	消耗品	多慶屋	¥14,036	乙A第4号証 P-150 P-159	P-160	以下のとおり使途基準違反があるほか，政務調査研究のために必要なものとは認められない。 仮に，購入品を政務調査研究のためにも用いることがあったとしても，政務調査研究と合理的関連性を有すると認められる部分は支出額の4分の1にとどまる。(以下，消耗品の支出全般について同じ。) 購入品名の記載がない。宛名も欠けている。仮にシュレッダー代だとしても政務調査研究とは無関係。	J-31			¥14,036	消耗品①
自民会派(固有)	32	5.7	消耗品	多慶屋	¥600	乙A第4号証 P-150 P-159	P-160	「宅配運賃」と記載されている。何を送ったのか不明。仮に，J－31の送料だとしても政務調査研究とは無関係。	J-32			¥600	消耗品①
自民会派(固有)	33	5.7	消耗品	店名不明	¥9,080	乙A第4号証 P-150 P-159	P-160	購入品名の記載がない。「住宅設備家電」とあるが，政務調査研究とは無関係である。仮に扇風機代であったとしても政務調査研究とは無関係。	J-33			¥9,080	消耗品①
自民会派(固有)	34	5.8	消耗品	ヨドバシカメラ	¥8,820	乙A第4号証 P-150 P-159	P-160	購入品名の記載がない。領収書の宛名も欠けている。これでは家族が使用で購入しても分らない。ポイントの扱いも不明。仮に「事務用品代」であったとしても，購入品名の特定がない点で使途基準に違反するし，政務調査研究との関連性は認められない(以下J－35～40も同様)。	J-34			¥0	
自民会派(固有)	35	5.27	消耗品	武蔵屋商店	¥10,560	乙A第4号証 P-150 P-159	P-161	購入品名の記載がない。5/25に同店で25588円(J－35下段)の購入がある。	J-35			¥10,560	消耗品①
自民会派(固有)	36	9.28	消耗品	多慶屋	¥3,790	乙A第7号証 P-301 P-463	P-464	購入品名の記載がない。宛名もなし	J-36			¥3,790	消耗品①
自民会派(固有)	37	9.28	消耗品	多慶屋	¥14,331	乙A第7号証 P-301 P-463	P-464	購入品名の記載がない。宛名もなし	J-37			¥14,331	消耗品①
自民会派(固有)	38	12.19	消耗品	？堂	¥8,246	乙A第10号証 P-479 P-490	P-491	購入品名の記載がない。宛名もなし	J-38			¥8,246	消耗品①
自民会派(固有)	39	2.8	消耗品	千代田区事務用品事業協同組合	¥14,017	乙A第13号証 P-344 P-356	P-357	購入品名の記載がない。	J-39			¥14,017	消耗品①
自民会派(固有)	40	2.13	消耗品	武蔵屋商店	¥4,000	乙A第13号証 P-344 P-356	P-357	「修正テープ10本」の購入費。政務調査研究にこれほど大量の修正テープが必要になるとは思えない。	J-40			¥0	
自民会派(固有)	41	2.12	研修	自民党連絡会議研修会費	¥150,000	乙A第13号証 P-344 P-348	P-349	監査請求後の弁明で「政党の研修会ではない」としているが発行元と宛名のどちらにも「自由党・自由民主党」とあり，弁明を容認できるはずはない。 当日の資料からは，「総選挙に勝利し政権奪回を果たすため」の会合であったことが判明している。使途基準は「政党のパーティー」での支出を禁止しているが，政党活動費を政務調査費に計上することは使途基準に違反する。政務調査研究のためのものと認める余地もない。なお，会場やレジュメなど会議内容・人数の記載もない。	J-41		甲A41に会合の内容についての記述	¥150,000	視察研修①
				自民会派(固有)合計	¥2,742,469						自民会派(固有)小計	¥1,104,660	
				自民会派総計	¥9,399,481						自民会派に係る認容額	¥3,712,236	

別紙2－2 支出一覧表（公明会派関係）

前提事実						原告の主張立証	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	原告の主張	領収書番号
大串	1	5.20	会議	麹町地区連合町会懇親会　会費	¥10,000	「懇親会」であり政務調査のための会議ではない。通常は飲食を主体とするものでありこの点でも使途規準に反する。5000円を超過しているのに超過した理由は全く説明されていない。なお，この懇親会には，同じ地区に住んでいる桜井・永田議員も出席している。	O-1
大串	2	5.30	会議	千代田区観光協会懇親　会費	¥10,000	O－1と同様の違法がある。この懇親会には，自民党会派の全員と公明党会派の山田議員が出席しているほか，小林やすお議長も「議長交際費」として支出をおこなっている。こうした経過からも，会議目的の会合ではなく，懇親を深めるための会合（宴会）であることがわかる。	O-2
大串	3	6.8	会議	グランドアーク半蔵門	¥7,750	明らかに会議に不向きな場所である。ホテル内のラ・メールというBARでの飲食代と推認されるが，仮に「3人」という人数が事実であったとすれば一人当たり2580円余の飲食をおこなったことになる。ホテル内のバーで，「住宅及び生活保護」をテーマとした区政相談をおこなった，というの区議の説明を一体誰が信じられるというのであろうか。	O-3
大串	4	6.21	会議	麹町地区環境整備協議会懇親会会費	¥10,000	再び「懇親会」における5000円を超過した支出である。O－1の違法理由がこの支出にもあてはまる。なお，この協議会は，同じ地区の桜井議員の父が会長を務める会である。	O-4
大串	5	6.25	会議	麹町料飲組合連合会　会費	¥12,000	5000円をはるかに超過している。懇親会という名称から飲食中心の会である。小林やすお議長はこの会の会費を「議長交際費」より支出している。なお，小林議長もこの会合に出席しているが，議長交際費として支出がなされている。会合には，自民党の桜井・嶋崎・永田議員が出席している。神田地区の議員は「神田」料飲組合の同様の会合に出席している。明らかに，議員として会合に顔を出す目的，すなわち選挙における票集めを意識した議員活動の一環であり，政務調査目的のものとは認められない。	O-5
大串	6	7.22	会議	新宿玄菜	¥12,950	「原発のない社会を目指して」というテーマでおこなわれた「会議」であったという。出席者は4人であったとの説明である。しかし，会議がおこなわれたのは新宿の居酒屋である（！）。脱原発という会議の目的と会議がおこなわれた場所との間には明らかに不釣り合いであるのに，その理由について説明は一切なされていない。居酒屋は会議をおこなうには不向きな場所であって，明らかに使途基準に違反する。また，全員分の飲食代を政務調査費より支払っているが，その必要性も全く明らかにされていない。もし，会合の参加者が区民である場合は供応に当たる可能性もある。	O-6
大串	7	7.23	会議	グランドアーク半蔵門	¥20,208	再び，ホテル内（おそらくはホテル内のバー）での「会議」である。テーマは「保育行政の在り方」であったという。5人が「意見交換」をおこなった，というが，このテーマで意見交換をおこなう場所としてホテルのバーを選択するというのは極めて考えにくい。いずれにしても，明らかに「会議」には不向きな場所でおこなわれたにもかかわらず，理由の説明はなく，使途基準に違反する。人数記載も領収書にはなく自己申告であり，5000円以内にする為の記載とも疑える。全員の飲食費を政務調査費より支払った点でも必要性を認めがたい。	O-7

前提事実						原告の主張立証	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	原告の主張	領収書番号
大串	8	8.4	会議	稲田屋新宿西口店	¥41,680	「脱原子力依存について」の「勉強会」であった，という。参加者は10人，とのことである。 しかし，「勉強会」がおこなわれたのは，「山陰郷土料理とうまい酒」を売りにする「老舗酒造直営店」である。要するに酒食を楽しみに訪れる店であり，「勉強会」の場所としては明らかに不向きである。支出金額も合計で4万円を超えており，かなりの酒食がおこなわれたことが窺われる。こうした場所で勉強会をおこなうことは通常はないことを考えると，「10人」という説明も5000円以内にする為の偽装ではないかとの疑いも生ずる。 全員の飲食費を政務調査費より支払った点でも必要性は認めがたい。	O-8
大串	9	8.15	会議	グランドアーク半蔵門	¥13,100	「原発を地下ダムで囲う方法について」の「意見交換」がおこなわれた，との説明である。 しかし，会議がおこなわれたのは大串議員がいきつけのホテルであり，バーでの支出と推認される。「4人」でおこなわれた意見交換であったとされるが，これが事実であるとしても一人当たりの飲食額は3275円にのぼる。これはアルコール類の提供がなければ達しない金額であり，かなりの酒食をともなう会合であったと思われる。 いずれにしても会議には明らかに不向きな場所であり使途基準に違反する。全員の飲食代を政務調査費より支払っている点でも必要性がない。	O-9
大串	10	8.18	会議	グランドアーク半蔵門	¥27,770	O－9と同じ違法性がある。「7人」というのがたとえ事実であったとしても，一人当たりの飲食額は3967円に達している。酒食中心の会合としか認めようがない。	O-10
大串	11	8.31	会議	グランドアーク半蔵門	¥33,376	「エネルギー政策について」の「会議に伴う飲食会」であったという。 しかし，O－9と同じ場所でおこなわれており，同様の違法性がある。「8人」が本当であったとしても，一人当たりの飲食額は4172円に上る。明らかに酒食中心の会合であろう。	O-11
大串	12	10.25	会議	うなぎ川勢	¥26,000	「食の自治」についてなのか「会議に伴う飲食代」であった，という。 しかし，会議がおこなわれたのは，「静岡吉田産の良質な高級鰻」を出す老舗の鰻店である。特上鰻の値段は5670円とされているが，この庶民にとってはあこがれの的である高級鰻店でわざわざ「会議」をおこなう，ということについて，どのような必要性が認められる，というのであろうか。飲食が主目的であるとしか認められない。 いずれにしても会議には不向きな場所であって，使途基準に違反している。 全員の飲食代を政務調査費より支払っている点でも必要性はない。	O-12
大串	13	11.3	会議	うなぎ川勢	¥32,000	O－12と同じテーマで再度おこなわれた「会議に伴う飲食代」であった，という。 しかし，「会議」がおこなわれたのは，同じ高級鰻店であり，一人当たりの支出金額は（仮に「6人」の会議であったとしても）5333円にのぼっている。この支出の違法性についてはO－12の指摘がそのままあてはまる。 なお，この領収書には印紙が貼られていない。32000円の支出であるが政務調査費として計上されているのが30000円に限られている理由についての説明も全くない。むしろ，一人5000円以内の支出とする意図が窺える。	O-13
大串	14	11.17	会議	東京プリンスホテル 内田茂後援会	¥5,000	内田茂議員の後援会が主催した会議での支出である。宛名の記載さえない。この会合には中村議員も参加しているが，使途基準においては「後援会等にかかわる経費」への支出は認められておらず，明らかに使途基準に違反している。この会合が政務調査目的でおこなわれたとも認めがたい。	O-14

前提事実						原告の主張立証	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	原告の主張	領収書番号
大串	15	11.26	会議	ホテルメトロポリタン 南国酒家	¥10,041	ホテルメトロポリタン内の中華料理店での支出である。領収書が2枚になっている点が極めて不自然であるが理由の説明は一切なされていない。 「生活再建のための相談窓口と施策について」という「政策会議・打ち合わせ」がおこなわれた，とのことであるが，この会議をおこなう場所としてわざわざホテル内の中華料理店を選ぶ人はどこにもいない。明らかに会議に不向きな場所であって使途基準に違反する。	O-15
大串	16	12.7	会議	新宿居酒屋八吉	¥45,000	「脱原発依存へのエネルギー政策について」の「政策会議・打ち合わせ」がおこなわれた，という。 しかし，会議がおこなわれたのは「港直送の鮮魚を多数用意している」という居酒屋。しかも，支出金額は（9人でおこなわれた会合であったとしても）一人当たり8800円を超過している（！）。この金額からすると，豪勢な酒食がおこなわれたとしか認めようがなく，支出の必要性を認める余地はない。なお，「5000円以内」という基準を意識したのか，政務調査費として計上されているのは4万5000円に限られているが，計上額を限定することで違法な支出が合法なものになるわけではない。居酒屋での飲食した全員分の飲食代を，政務調査費から支出した点でも必要性を認められない。	O-16
大串	17	12.11	会議	少年野球連盟　納会会費	¥10,000	少年野球連盟の「納会」の会費であるが，5000円を超過しているうえ，そもそも野球連盟の「納会」と政務調査との関連性は認めがたい。なお，小林やすお議長もこの会合に出席しているが，議長交際費より支出がおこなわれている。領収書に宛名がない点で，大串議員がおこなった支出であるかどうかについても疑いが残る。	O-17
大串	18	1.8	会議	麹町消防団始め式 祝賀会会費	¥8,000	消防団の出始式での支出であり，議員としての顔出しのための出席としか認められない。この会合には自民党の嶋崎・桜井議員も出席している。新年会類似の会合であることと「8000円」という金額からすると，食を主なう会合であったと強く推認される。金額が5000円を超過している点でも使途基準に違反している。 なお，小林やすお議長は，議長交際費より支出している。 この領収書にもO－17と同様，宛名がない。	O-18
大串	19	1.13	会議	区商連新春交歓会会費	¥10,000	「新春交歓会」，要するに新年会での支出であり，政務調査目的であったとは認められない。この会合には自民党の桜井・松本・石渡・戸張・鳥海議員も出席している。金額も5000円を超過している。 なお，小林やすお議長は，議長交際費より支出している。	O-19
大串	20	1.14	会議	麹町二丁目町会 青年部・婦人部 新年会会費	¥10,000	O－19と同様，新年会での5000円を超過する支出である。この町会は大串議員が住んでいる町会である。議員として出席したのか，町会民として出席したのかのかは明らかではないが，いずれにしても政務調査目的の出席とは認められない。整理票にも何を情報交換したのか記載が全くない。	O-20
大串	21	1.25	会議	麹町地区環境整備協議会 新年会会費	¥10,000	再び5000円を超過した新年会での支出である。この協議会は，同じ地区に住む桜井議員の父が会長を務める会である。なお，小林やすお議長は，議長交際費で支出している。	O-21
大串	22	1.26	会議	日テレ通り振興会 新年会会費	¥10,000	5000円を超過した「新年懇親会」での支出である。1万円という金額に照らしても，酒食を主とした会と認められる。会合には，自民党の嶋崎・桜井議員も出席しているが，議員としての顔出しが主目的であったとしか認められない。	O-22

前提事実						原告の主張立証	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	原告の主張	領収書番号
大串	23	1.28	会議	麹町飲料組合連合会 懇親会費	¥12,000	「懇親会費」であるが，金額は1万2000円にのぼっている。明らかに飲食中心の会である。「懇親会」という懇親目的での会合であり，政務調査目的とは認められない。金額も5000円をはるかに超過している。 なお，小林やすお議長はこの会の会費を「議長交際費」より支出している。 この会合にも，自民党の桜井・嶋崎・永田議員出席しており，出席の目的はO－22と同様であったと認められる。	O-23
大串	24	1.28	会議	麹町三丁目町会 新年会会費	¥10,000	5000円を超過した「新年会」での支出である。大串議員の地元麹町地区の町会の新年会であり，これまでの指摘がすべてあてはまる。大串議員は1月14日に隣接町会（麹町2丁目町会）の新年会に出席しているが，町会の新年会に出席するというのは議員としての顔出し目的でおこなわれたものであり，政務調査研究のためのものとは明らかにいいがたい。	O-24
大串	25	2.1	会議	千代田区商工業連合会 新年懇親会費	¥10,000	「新年懇親会」での5000円を超過している支出であり，これまでの指摘がすべてはまる。この会合には，自民党の鳥海・高山・永田・嶋崎・桜井・山田議員も出席している。小林やすお議長も出席手しているが，議長交際費より支出がなされている。	O-25
大串	26	2.3	会議	平河町二丁目町会 新年会会費	¥10,000	再び5000円を超過した新年会での支出である。大串議員の地元麹町地区の町会の新年会であるが，この会合には桜井議員も出席している。これまでの指摘がすべて該当する。	O-26
大串	27	2.4	会議	麹町通り商店街 新年会会費	¥10,000	またもや5000円超の新年会での支出である。これまで同様の違法がある。	O-27
大串	28	2.10	会議	体育協会 新年会会費	¥10,000	これも5000円を超過した新年会での支出である。自民党の鳥海・高山・戸張・永田・嶋崎・桜井・松本・石渡・山田議員が出席している。議員としての顔出しが主目的であったとしか認められない。小林やすお議長は，議長交際費で支出している。	O-28
大串	29	2.11	会議	平河町一丁目町会 新年会会費	¥10,000	再び5000円を超過した新年会での支出。2月3日に平河町二丁目町会の新年会に出席しているが，どれも大串議員の地元麹町地区の町会の新年会である。金額に照らしても酒食を伴う会合と思われる。	O-29
大串	30	2.15	会議	グランドアーク半蔵門	¥12,160	「平成24年度予算について」の会議であった，という。誰と行われた会合であるのかは明らかにされていないが，「予算」についてというテーマからすると議会関係者とに会合とも推測される。 しかし，会合がおこなわれたのはホテル内のバーであり，しかも支出金額は（仮に[3人の会合であったとしても）一人当たり4000円を超えている。飲食が主目的であったとしか認めがたい。5000円を超過している点でも使途基準違反がある。参加者全員の飲食代を支払った点でも支出の必要性が欠如している。	O-30
大串	31	2.17	会議	グランドアーク半蔵門	¥14,260	2日目と同じテーマ，同じ人数，同じ場所でおこなわれた会議であったという。が，このことは会合に出席したのは大串議員とは非常に深い関係を持つ「身内」のものであったことを疑わせる。 いずれにしても，会議に不向きな場所である点，5000円を超過している点で使途基準に違反している。参加者全員の飲食代を支払った点でも必要性を認められない。	O-31
大串	32	2.25	会議	麹町惣町 定期総会会費	¥10,000	5000円を超過している。惣町というのは，日枝神社の氏子の会であるが，領収書に「会費」とあることから大串議員も会員であることがわかる。この組織は祭礼組織であり，内容的にも政務調査とは全く無関係である。 なお，この会合には自民党の永田議員も出席している。	O-32

前提事実						原告の主張立証	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	原告の主張	領収書番号
大串	33	3.8	会議	九段下味さと	¥12,786	「会議に伴う飲食費」とされているが，「会議」が開催された場所は「活魚季節料理」を提供する居酒屋である。この店は，九段下交差点より近く，区役所に非常に近い店である。わざわざこの場所を会議に選んだのは，飲食が目的としか考えらない。「3人」で飲食したとのことであるので，小さなテーブルを囲んで，「毎日築地から仕入れる新鮮な刺身類，味さとの料理人が心を込めて作る数々の料理，各地から厳選した地酒・焼酎など」を堪能したものと思われるが，果たしてこれが「政務調査」といえるのであろうか。しかも，一人当たりの飲食額も4262円にのぼっている。アルコール類も頼まなければこの金額には達しない。 全員分の飲食代を支出している点でも必要性を認めがたい。	O-33
大串	34	3.10	会議	庭のホテル	¥7,140	庭のホテルは「美しい和のホテル」をうたう素敵なホテルである。ホテル内の日本料理「縁（ゆくり）」にて飲食がおこなわれたことが領収書の記載からわかるが，この店は「産地直送の魚介など厳選した素材で作られた四季折々の懐石料理」を提供する店として知られている。支出額は「2人」で7140円であり，一人当たりにする3570円にのぼる。アルコール類も頼まなければこの金額には達しない。この高級レストランでの飲食が「政務調査」のために必要であった，というのはありえない。全員分の支出をしている点でも必要性を認められない。	O-34
大串	35	3.21	会議	グランドアーク半蔵門	¥15,440	「文化芸術事業について」の「意見交換」がおこなわれた，という。どのようなメンバーで意見交換をしたのかは全く不明であるが，会議がおこなわれた場所は「意見交換」の趣旨には全くそぐわない場所，すなわちホテルのバーである。一人当たりの支出額も，「4人」としても3860円にものぼる。バーでこれほどの飲食をおこなったとすれば，かなりの量のアルコールを頼んだとしか考えられない。 全員の飲食代を政務調査費で支払っている点でも必要性がない。	O-35
大串	36	3.24	会議	大谷吉郎叙勲祝賀会会費	¥10,000	「叙勲祝賀会」への出席であり，政務調査とは無関係である。しかも，5000円を超過している。	O-36
大串	37	3.31	会議	グランドアーク半蔵門	¥20,900	「7人」でおこなった「エネルギー政策について」の会議であった，という。しかし，会議がおこなわれたのは，大串議員行きつけのホテルのバーである。支出金額が一人当たり5000円を超過している点でも驚かされる。かなりのアルコール類を頼んだと思われる。全員の飲食代を政務調査費より支出した点でも必要性を認めがたい。	O-37
大串	38	5.28	図書	巨怪伝・正力松太郎と影武者たちの一世紀 四字熟語辞典	¥4,460	一般教養を高めるための書籍の購入であって，政務調査とはいえない。	O-38
大串	39	5.30	図書	田中角栄の遺言	¥755	上同	O-39
大串	40	6.11	図書	巨怪伝　下	¥900	上同	O-40
大串	41	10.25	図書	「子どもの絵本代」	¥1,932	「子どもの絵本」の購入が，区政のためにどうかかわっているのか全く理解しようがない。領収書には題名さえ記載されていない。明らかに個人的な買い物である。	O-41
大串	42	12.27	図書	沈黙の春	¥660	O－38と同じ	O-42
大串	43	1.4	図書	山本七平著　空気の研究	¥490	上同	O-43
大串	44	1.28	図書	カッシャの物語	¥1,890	上同	O-44

前提事実						原告の主張立証	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	原告の主張	領収書番号
大串	45	7.15	研修	勉強会	¥50,000	「税と社会保障制度の在り方について」の会議であったというが，講師名の記載さえなく，参加人数も不明である。「資料ファイル」があるように記載されているが，その内容は全く開示されていない。 この「講義」では51,895円の領収書が発行されているが，地元では老舗の料亭として知られる店での飲食代である。「勉強会」というが，高額の飲食代を支出する必要性はどこにも認めがたい。 大串議員は5万円だけを政務調査費として計上しているが，その真意も不明である。 全員分の飲食代の支出である点でも必要性を認めがたい。	O-45
大串	46	1.17	研修	日中友好協会23年 1～12月会費	¥7,000	日中友好協会の会費であるが，議員が個人的に加盟している組織の会費であり，政務調査費とは認めがたい。 しかも，提出されているのは領収書ではなく請求書にすぎず意味がない。	O-46
大串	47	10.3	交通	タクシー九段下→南麻布	¥2,240	使途基準では交通費について「目的」の記載を要求しているが，説明書には単に「タクシー代」と記載あるのみであり「目的」の記載が欠けている。何の理由（必要）でタクシーを使ったか立証できていない。	O-47
大串	48	10.4	交通	タクシー九段下→南麻布	¥2,330	O―47と同じ	O-48
大串	49	12.15	交通	タクシー上野→市ヶ谷	¥4,040	O―47と同じ。 記載されている乗降区間ではタクシー料金が（深夜割増を前提にしても）2350円程度にしかならない。記載が事実に合致していない疑いが濃厚である。	O-49
大串	50	12.20	交通	タクシー自宅→日テレクリニック	¥710	O―47と同じ。 日テレクリニックは，四番町にあり，自宅より徒歩約15分のところにある。タクシーにのる必要性がある距離ではない。	O-50
大串	51	1.14	交通	タクシー麹町→赤坂東急エクセル前	¥710	O―47と同じ	O-51
大串	52	2.15	交通	タクシー区役所→グランドアーク	¥1,160	O―47と同じ 区役所からグランドアークまでは，地下鉄半蔵門線を使えばわずか1駅（160円）である。ホテルは半蔵門駅のすぐそばにあり，タクシーをわざわざ使う必要性は皆無である。	O-52
大串	53	3.18	交通	タクシー麹町→落合	¥2,870	O―47と同じ	O-53
大串	54	3.31	交通	タクシー九段下→グランドアーク	¥980	O―52と同じ	O-54
大串	55	6.18	通信	切手50円×84枚	¥4,200	84通のハガキを送ったときの郵送代である。これほど大量のハガキを同時に送る，というのは政務調査では考えにくい。送ったとされる印刷物，封筒などの成果物の添付もない。	O-55
大串	56	9.26	通信	切手100円×8	¥800	どういう必要性があったのか，全く明らかにされていない。送ったとされる印刷物，封筒などの成果物の添付もない。	O-56
大串	57	9.28	通信	切手100円×7	¥700	同上	O-57
大串	58	9.5	消耗品	CANONEFマクロUSMデジタル専用マクロレンズ	¥41,786	デジタルカメラ用の高級マクロレンズの購入費である。マクロレンズは，虫や花を接写する時にマニアなどが多く購入するレンズであるが，なぜ「政務調査」において購入の必要性が生じたのかは全く説明されていない。個人の趣味と疑える。	O-58
大串	59	3.31	消耗品	タブレット型パソコン	¥65,340	タブレット型パソコンの購入費であるが，10万円以下なので「消耗品」として計上されている。なぜ政務調査のためにパソコンの購入が必要になったのか，についての説明は全くなされていない。個人使用目的で購入した疑いが濃厚である。	O-59

前提事実						原告の主張立証	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	原告の主張	領収書番号
大串	60	11.22	消耗品	モレスキンの手帳	¥1,806	議員として活動するために手帳は必要であろう。しかし，それは「政務調査」のための必要日とはいえない。なお，大串議員は，7/26にも1890円でモレスキンノートを購入している。	O-60
				大串合計	¥747,320		

前提事実						原告の主張立証	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	原告の主張	領収書番号
山田	1	5.10	人件	資料整理	¥50,250	作業時間は1日6～8時間にのぼっており，土日も含め連日行われ，「国際人材開発促進会」の「方華」が作業に従事している。具体的な勤務内容，作業の必要性について全く明らかにされていない。支出は毎月のように繰り返されており，特段の必要に基づいて依頼されたものとは認めがたい。作業の場所などについての説明もなく，なぜ「国際人材開発促進会」という組織に作業を依頼する必要があったのかも全く不明である。	Y-1
山田	2	6.15	人件	資料整理	¥45,000		Y-2
山田	3	7.5	人件	資料整理	¥26,500		Y-3
山田	4	7.25	人件	資料整理	¥44,500		Y-4
山田	5	9.15	人件	資料整理	¥38,250		Y-5
山田	6	9.30	人件	資料整理	¥28,500		Y-6
山田	7	10.31	人件	資料整理	¥34,000		Y-7
山田	8	11.25	人件	資料整理	¥27,000		Y-8
山田	9	12.15	人件	資料整理	¥25,000		Y-9
山田	10	1.20	人件	資料整理	¥34,400		Y-10
山田	11	2.20	人件	資料整理	¥28,000		Y-11
山田	12	3.5	人件	資料整理	¥25,000		Y-12
山田	13	5.30	会議	千代田区観光協会　懇親会費	¥10,000	観光協会の懇親会での支出であり，政務調査とはいえない。支出額も5,000円を超過している。同じ懇親会に出席した小林やすお議長は議長交際費より支出している。なお，この会合には自民・公明会派全員が出席している。このことからも，議員としての顔出しが主目的あったことがわかる。	Y-13
山田	14	6.3	会議	皇琲亭	¥1,575	池袋駅付近の喫茶店でおこなわれた会合での支出。目的に「避難者支援」とあるが，誰とおこなった会合なのか，なぜ喫茶店でおこなったのか，についての説明は全くない。	Y-14
山田	15	6.20	会議	和泉橋地区連合町会　懇親会会費	¥10,000	懇親会での会費であり，政務調査とは言えない。5000円も超過している。同じ懇親会に出席した小林やすお議長は議長交際費より支出している。なお，この懇親会には同地区選出の石渡議員も出席している。	Y-15
山田	16	8.4	会議	神保町さぼうる	¥14,540	著名な作家やタレントなど有名人がよく利用することで知られている飲食店である。「4人」でおこなわれた「打ち合わせ」の際の飲食代たとされているが，一人当たりの金額は3635円にものぼっている。かなりの飲食を伴ったとしか思えず，アルコール類も提供されたものと推測される。明らかに飲食主体の会合である。	Y-16
山田	17	10.28	会議	法政大学校友会	¥4,000	法政大学の「校友会」での「会議費」とされているが，同大学は山田議員の母校である。これは明らかに議員個人としての支出であり，政務調査目的であったとは認められない。使途基準においても，「同窓会年会費」を対象外としている。	Y-17
山田	18	11.18	会議	九段味さと	¥7,275	「環境アセスメント」に関する会議であったというが，会議がおこなわれたのは九段下交差点近くの居酒屋。明らかに会議に不向きな場所である。区役所からも近いこの場所をわざわざ会議の場所として選ぶ人はいない。一人当たりの支出額も2425円にもぼっている。全員分の支出を行っている点でも必要性を認めがたい。この店は大串議員も飲食する店（O－33）。	Y-18
山田	19	1.7	会議	神田消防団始め式 祝賀会会費	¥8,000	消防団の出始式での祝賀会，つまり消防団の新年会の会費である。政務調査とは無関係であるうえ，支出額も5000円を超過している。小林やすお議長は議長交際費より支出している。この祝賀会には石渡・戸張・鳥海議員も出席している。議員としての顔出しが主目的での出席としか考えられない。	Y-19
山田	20	1.24	会議	和泉橋地区町会連合協議会 新年会会費	¥10,000	新年会での支出であり政務調査とは無関係。5000円も超過している。小林やすお議長は，議長交際費で支出している。戸張議員も出席している。	Y-20

前提事実						原告の主張立証	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	原告の主張	領収書番号
山田	21	2.1	会議	千代田区商工業連合会　新年懇親会費	¥10,000	新年懇親会での支出であり，政務調査とは関係ない。5000円も超えている。自民党会派の高山・永田・嶋崎・鳥海・桜井議員とさらに公明党の大串議員が出席している。小林やすお議長は，議長交際費より支出している。	Y-21
山田	22	2.3	会議	消防団第3分団新年会	¥6,000	これも新年会での支出。5000円も超過している。第3分団は議員の地元の町会関連の消防団の会である。この会合には石渡議員も出席している。	Y-22
山田	23	2.4	会議	千代田区日中友好協会　新年懇親会費	¥6,000	新年懇親会での支出。5000円も超過している。高山議員も出席している。	Y-23
山田	24	2.8	会議	カフェ＆バーウォルトンズ	¥5,600	カフェバーでの支出。明らかに会議に不向きな場所である。ここで「住宅施策（区民住宅）のあり方」について「5名」で会議をおこなったというが，一人当たり1120円という金額からすると，喫茶利用ではなく，バーとして利用したと思われる。全員分の飲食代を支払っている点でも必要性を認めがたい。	Y-24
山田	25	2.10	会議	体育協会新年会会費	¥10,000	新年会での支出。5000円も超過している。飲食を中心とした会である。小林やすお議長も出席し，議長交際費より計上している。会合には，自民党の石渡・戸張・永田・嶋崎・鳥海・桜井・松本・高山議員と，さらに公明党の大串議員も出席している。明らかに議員としての顔出し目的である。	Y-25
山田	26	2.22	会議	亜麻亜亭	¥1,300	「生活再建支援システム（罹災証明）」が会議のテーマであったとされるが，西池袋の喫茶店でおこなった理由は皆目見当がつかない。全員分の飲食代を支払っている点でも必要性を認めがたい。	Y-26
山田	27	3.11	会議	発行元不明	¥960	領収書のコピーからは発行元が特定できない。豊島区内であることだけはわかる。	Y-27
山田	28	3.13	会議	銀座ルノアール池袋北口駅前店	¥2,020	「伝承文化の継承と子どもと外国人」というテーマであった，というが，個別テーマ間の関連性を認めがたく，通常ではありえない会議である。池袋駅付近の喫茶店で会議する必要がどうしてあったのかも全く不明である。全員分の飲食代を支払っている点でも必要性を認めがたい。	Y-28
山田	29	3.22	会議	皇琲亭	¥1,470	再び，池袋駅付近の喫茶店でおこなわれた「3名」での「会議」である。「耐震対象外施設設備の安全対策」についての会合であったというが，この手の会議を喫茶店でおこなうというのは通常はありえない。全員分の飲食代を支払っている点でも必要性を認めがたい。	Y-29
山田	52	5.11	交通	タクシー神保町→大門通り	¥1,160	支出内容欄には「タクシー」の記載があるが，使途基準で定める目的についての記載が欠けている。パソコンによる料金検索より明らかに高い金額であり，乗降区間が不実である可能性が高い。	Y-52
山田	53	5.24	交通	タクシー小伝馬町→九段下	¥1,340	目的記載なし。	Y-53
山田	54	5.27	交通	スイカチャージ池袋	¥3,580	スイカの記録をみると，小伝馬町往復が5回ある。信濃町往復があるが公明党本部・学会本部があることと密接な関連があると推測される。政務調査目的ではない可能性が高い。池袋も往復6回・片道2回がある。7掛けでの計上であるが，政務調査目的以外の支出については返還する必要がある。	Y-54
山田	55	6.2	交通	タクシー九段上→大門	¥1,340	目的記載なし。金額も申告の乗車区間と合致しない。	Y-55
山田	56	6.15	交通	タクシー九段北→大門北	¥1,340	大門に行くべき目的の記載がない。金額も申告の乗車区間と合致しない。	Y-56

前提事実						原告の主張立証	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	原告の主張	領収書番号
山田	57	6.16	交通	スイカチャージ 岩本町駅	¥3,500	使途基準で定める目的の記載が欠けている。巣鴨駅乗降利用が目立つが，巣鴨付近には創価学会の施設「戸田記念講堂」があり，政務調査目的ではない可能性が大きい。7掛けして計上しているが，政務調査目的ではない乗車分が混ざっている可能性が大きい。	Y-57
山田	58	6.17	交通	タクシー池袋→西巣鴨	¥1,070	目的記載なし	Y-58
山田	59	7.1	交通	タクシー　東神田→稲荷町	¥1,070	目的記載なし	Y-59
山田	60	7.2	交通	タクシー東上野→外神田	¥1,070	目的記載なし。	Y-60
山田	61	7.14	交通	スイカチャージ 神田駅	¥3,500	O－57と同じ。ここでも，西巣鴨，池袋の利用が目立つ。	Y-61
山田	62	7.29	交通	スイカチャージ 仙台駅	¥3,500	O－57と同じ。池袋，小伝馬町への利用が目だつ。	Y-62
山田	63	8.4	交通	タクシー神保町→大門	¥890	目的記載なし。金額も申告の乗車区間と合致しない。	Y-63
山田	64	8.6	交通	タクシー池袋→神田司町	¥3,050	目的記載なし。	Y-64
山田	65	9.6	交通	スイカチャージ 岩本町駅	¥3,500	O－57と同じ。西巣鴨，小伝馬町，池袋の利用が多い	Y-65
山田	66	9.23	交通	スイカチャージ 神田駅	¥3,500	O－57と同じ。西巣鴨，池袋の利用が多い。西日暮里，町屋の利用もある。	Y-66
山田	67	10.8	交通	スイカチャージ 神田駅	¥3,500	目的記載がない。西武池袋線で高麗，飯能へと遠出しているが，その目的についての説明もなされていない。	Y-67
山田	68	10.14	交通	JR上野→水戸 領収書宛名上様	¥4,020	上野からの乗車なのに池袋駅で発行した領収書である。金額は，上野・水戸間の特急料金には合致するが，片道の金額にすぎない点が不自然。誰が，何の目的でどこに行ったのか全く明らかではない。	Y-68
山田	69	11.17	交通	タクシー北大塚→九段下	¥2,600	目的記載なし。	Y-69
山田	70	11.19	交通	スイカチャージ 上野駅	¥2,100	O－57と同じ。11月14～16日に京浜急行で品川～羽田の利用があるが，沖縄視察に行った時の交通費と思われる。池袋，西巣鴨の利用がある。	Y-70
山田	71	12.1	交通	タクシー東池袋→西巣鴨	¥890	目的記載なし。	Y-71
山田	72	12.19	交通	タクシー神保町→大門通	¥1,160	目的記載なし。料金が申告された乗車区間の通常料金と合致しない。	Y-72
山田	73	1.1	交通	タクシー岩本町→本郷	¥1,160	目的記載なし。元旦のタクシー利用であり，そもそも政務調査目的ではない可能性がある。	Y-73
山田	74	1.20	交通	タクシー東陽町→岩本町	¥1,250	目的記載なし。料金が申告された乗車区間の通常料金に合致しない。	Y-74
山田	75	1.22	交通	タクシー東陽町→岩本町	¥1,790	同上	Y-75
山田	76	2.4	交通	タクシー神保町→東上野	¥1,430	目的記載なし。	Y-76
山田	77	2.4	交通	タクシー稲荷町→湯島	¥980	目的記載なし。	Y-77
山田	78	10.28	消耗品	デジタルカメラ	¥72,506	高額なデジタルカメラの購入費である。9掛けの計上はポイント分控除したと思われるが，政務調査研究のために高額なデジカメが必要であるとは思えない。付属品のフィルターやアクセサリーも必要性を認めがたい。	Y-78
山田	30	11.4	視察	城陽市・京都市行政視察 10月30日～11月1日	¥95,298	この明細には3泊とあるが2泊である。下記支出番号31ないし39のとおり。	Y-30
山田	31		視察	新幹線往復・JR乗車券		Y－30からは①＋②＝26820となる。領収書は27040円の記載だが何故2分割したのか理由が無い。22400円	Y-31
山田	32		視察	タクシー		3回分。目的地の掲載が無い。4090円	Y-32
山田	33		視察	駐車料		領収書判読不能　1250円	Y-33

前提事実						原告の主張立証	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	原告の主張	領収書番号
山田	34		視察	宿泊費(3泊4日朝食付き)・レンタカー (10／31, 11／1)		スプリングボード(株)は旅行会社ではなく, 会社としての実態が伴うのかさえ極めて疑わしい会社である。こうした会社あてに視察旅行の「宿泊費」「レンタカー代」を支払う, というのは通常はありえない。明細の添付もない。何処に宿泊したかも不明。レンタカーを借りたと言うのであれば, レンタカー会社の領収書があるはずである。レンタカーを借りたにもかかわらず, タクシーを利用している点でも矛盾している。以上, 極めて怪しげな支出というほかない。23000円	Y-34
山田	35		視察	さくらベーカリー(千代田区役所内)5000円, 京小町1740円		5000円の桜サブレクッキーセットの購入費は「視察先へのお礼」であったと思われるが, 誰に渡すための土産であったのかは不明である。そもそも土産を渡すどのような必要性があったのかも明らかになっていない。 1740円の支出は「京小町」の購入費であるが, 購入したのは帰路につく直前の時間帯(11/1の16:02)であり, 訪問先への土産ではない。自宅への土産とも疑われる。6740円	Y-35
山田	36	10.30	視察	居酒屋姉妹		宛名が「上様」となっている。人数・会議内容の記載なし。会議に不向きである。5890円	Y-36
山田	37	10.31	視察	ホテルオークラ地下「有喜屋」		人数・内容記載なし。3630円	Y-37
山田	38		視察	GirlsBar コア		ガールズバーでの飲食である。宛名が「上」であり日付の記載さえない。山田議員提出の資料では「10月31日」の支出であるとされるが, この店と至近距離の場所にある居酒屋(「姉妹」)で10月30日に飲食がおこなわれていることからすると, 同日の飲食(遊興)であったと推測される。 支出額も非常に高額である。何人での遊興であったのかは領収書からは不明であるが, これが政務調査費であると山田議員は考えること自体, 驚きというほかない。 このガールズバーが入っている店は, ガールズバーがたくさん入っている雑居ビルである。 24800円	Y-38
山田	39	11.1	視察	ほりこばし		飲食を主体とする支出。明らかに政務調査のための支出ではない。2500円	Y-39
山田(沖縄)	A	11・1	視察	チケット代(スカイツアーズネット購入)	¥42,000	山田議員は, 自ら作成した整理票(Y40)において, A旅行代金42,000円, B朝食代(ホテル)800円, C諸経費(3人分) 65,713円÷3の合計64,704円を政務調査費として計上している。しかし, 表によれば, 同議員の支出は61,189円にとどまる。つまり, 3,515円分は過剰な計上であることになる。 山田議員の添付した「諸経費」に関する添付領収書の合計金額は55,173円であるが, 同議員が自ら記載した「諸経費(3人分)」は65,713円であり, 10,540円分の領収書の添付がない。 視察先での懇談のメモを貼付しているが, 報告書の添付はない。(以下, 山田(沖縄)全般について同じ。) スカイツアーズというネットでチケットを販売する会社でホテルと飛行機代がセットとなる安いチケットを購入(10/17カード支払い)しているが, 3議員とも値段が違うことから, フライトやホテルが別と考えられる。視察研修なら, 運賃や宿泊先等が異なるのは不自然であり, 個人的旅行であると疑わざるを得ない。監査請求の際にも弁明, 説明は全く無い。 疑惑を避けるためには, 金額だけでなく宿泊先ホテルも明記すべきである。宿泊先不明では, 視察には不向きな宿泊先が疑われ, 結果私的な旅行が疑われるため不当な計上であるといわざるを得ない。	

前提事実						原告の主張立証	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	原告の主張	領収書番号
山田(沖縄)	B	11・15	視察	朝食代	¥800	三人での視察でありながら朝食代は山田議員のみ計上である。他の議員はどうしたのか？計上の仕方がバラバラであり，私的な旅行が疑われる。	
山田(沖縄)	C		視察	諸経費	¥21,904	下記のとおり。	
山田(沖縄)	C	11・12	視察	県庁・博物館への土産(東武デパート池袋店全国銘菓売り場)		中村議員の添付した理由のコピーがあるのみで，本人記載説明は無い。3801円	添付領収書金額1万1403円
山田(沖縄)	C	11・14	視察	昼食代(那覇空港内・天龍)		飲食合計金額を3分の1とすると1800円となり，山田議員は諸経費(合計64,704円)を3分の1で計算したと弁明しているので1800円を計上したことになるが，中村議員の同昼食代の計上金額(1,080円)と異なり，整合性がない。 なお，中村議員の弁明によれば，昼食は議員3名と中村議員の妻，そして日中友好関係者の5名で取ったものであるという。つまり，仮に中村議員の弁明どおりであれば，山田議員は視察と関係のない中村議員の妻と日中友好関係者の昼食代金も一部政務調査費として計上したことになる。 また，昼食は視察であろうとなかろうと取るものであり，これを政務調査費として計上することはそもそも不当である。1800円	添付領収書金額5401円
山田(沖縄)	C	11・14	視察	アイスクリーム代		810円分の領収書の添付があるので，その3分の1である270円を計上したこととなる。アイスクリームは政務調査研究に何ら関わりがなく不当な計上である。270円	添付領収書金額810円
山田(沖縄)	C	11・14	視察	懇親会「回」		領収書合計金額の3分の1である5757円を計上したこととなる。しかし，中村議員は4,935円しか計上しておらず整合性がない。中村議員の弁明によれば，中村議員・山田議員・髙山議員・朽木氏・中村妻・運転者　夕食代を6人で割ったとある。 仮に中村議員の弁明どおりだとすると，山田議員は朽木氏，中村議員の妻，及び運転手の懇親会費の一部までも自らの政務調査費として計上したこととなる。 また，当該懇親会は，飲食を中心としたであり，そこに県庁の職員はいないと思われる。さらに，中村議員の妻も同席しているとなれば，それは明らかに個人的な食事会であり，政務調査とはいえない。5757円	添付領収書金額1万7273円
山田(沖縄)	C	11・15	視察	昼食代「和楽亭」那覇メインプレイス店(博物館近く)		領収書合計金額の3分の1を計上しているが，その余の3分の2について，視察に同行したとされる中村議員及び髙山議員は未計上であるため，個人的な支出であるといわざるを得ない。 監査請求の弁明においても何ら説明は無い。 視察先へ行く千代田区政と関わりのある目的が明らかにされず，何のために視察先に行ったのかわからない。 さらに昼食を食べた8人もの大勢のメンバー構成について，山田議員が明らかにしなかったことは極めて不自然である。3376円	添付領収書金額1万0128円
山田(沖縄)	C	11・15	視察	アイスクリーム代北谷町美浜店		領収書添付があるので3分の1を計上していると思われる。しかし，山田議員しか計上しておらず，中村・髙山両議員は残りの3分の2を計上していない。一体誰とどのような調査目的で沖縄名産のブルーシールズアイスクリームを食べたというのであろうか？ アイスクリーム代金は政務調査費ではありえず，その計上は不当である。360円	添付領収書金額1080円

前提事実						原告の主張立証	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	原告の主張	領収書番号
山田(沖縄)	C	11・16	視察	美ら海水族館		水族館チケット3点11/16とある。調査研究の目的記載は無く，報告書も無い。視察先の担当部署等の記載もない。前日に髙山議員は帰京しているにもかかわらず3名分のチケットを購入しているが，誰と行ったのかも不明である。私的な観光が強く疑われる。1620円	添付領収書金額4860円
山田(沖縄)	C	11・16	視察	高速代		髙山議員が前日に帰京しているため，3分の1を計上する根拠が不明である。 さらに中村議員は500円計上。1/3を計上することとの整合性がない。283円	添付領収書金額850円
山田(沖縄)	C	11・16	視察	ガソリン代		髙山議員が前日に帰京しているから3分の1を計上する根拠が不明である。1122円	添付領収書金額3368円
				山田合計	¥801,938		

公明会派合計	¥1,549,258

別紙2－3　支出一覧表（ネットワーク会派関係）

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
中村	1	5.10	交通	タクシー　大手町→両国	¥2,780	乙C第4号証 P-9	P-9	以下のとおり，個々の支出が使途基準注意事項に反している。 政務調査研究における必要性についても，何らの主張立証はなされていない。 仮に一部が政務調査研究目的のものであったとしても，タクシー代支出全体の4分の3は返還させなければならない。（以下，タクシー代支出全般について同じ。） 支出内容は「打合せ」とあるが，それだけでは何の目的で利用したのか全くわからず，使途基準が定める記載条件を満たしていない。	NK-1		甲C1の地図	¥0	
中村	2	5.17	交通	タクシー　横川→飯田橋	¥2,690	乙C第4号証 P-13	P-13	支出内容は「移動」とされており，これは使途基準が定める支出目的の記述として認めることは困難である。	NK-2		甲C1の地図	¥0	
中村	3	5.21	交通	タクシー　錦糸町→飯田橋	¥2,780	乙C第4号証 P-18	P-18	同上	NK-3		甲C1の地図	¥2,780	交通①
中村	4	5.24	交通	タクシー　錦糸町→飯田橋	¥2,780	乙C第4号証 P-23	P-23	同上	NK-4		甲C1の地図	¥2,780	交通①
中村	5	5.26	交通	タクシー　横川→飯田橋	¥2,870	乙C第4号証 P-24	P-24	同上	NK-5		甲C1の地図	¥2,870	交通①
中村	6	5.30	交通	タクシー上野→飯田橋	¥1,700	乙C第4号証 P-27	P-27	同上	NK-6		甲C1の地図	¥1,700	交通①
中村	7	5.31	交通	タクシー　横川→飯田橋	¥2,870	乙C第4号証 P-30	P-30	同上	NK-7		甲C1の地図	¥2,870	交通①
中村	8	6.21	交通	タクシー　錦糸町→飯田橋	¥2,600	乙C第4号証 P-42	P-42	目的記載なし。支出内容欄には「打合せ後深夜帰」との記載があるだけである。 錦糸町から飯田橋までのタクシー利用は極めて回数が多いが，すべて金額が似通っていることから深夜利用であると推測される。これは政務調査目的ではないタクシー利用であったことを強く疑わせる。	NK-8		甲C1の地図	¥0	
中村	9	6.23	交通	タクシー　横川→飯田橋	¥2,870	乙C第4号証 P-44	P-44	支出内容は「移動」とされており，これは使途基準が定める支出目的の記述として認めることは困難である。	NK-9		甲C1の地図	¥2,870	交通①
中村	10	6.25	交通	タクシー　錦糸町→飯田橋	¥2,780	乙C第4号証 P-45	P-45	同上	NK-10		甲C1の地図	¥2,780	交通①
中村	11	6.27	交通	タクシー　浅草→飯田橋	¥2,690	乙C第4号証 P-46	P-46	同上	NK-11		甲C1の地図	¥2,690	交通①
中村	12	6.30	交通	タクシー　白山→九段下	¥1,340	乙C第4号証 P-48	P-48	同上	NK-12			¥0	
中村	13	7.1	交通	タクシー　両国→九段下	¥2,600	乙C第7号証 P-5	P-5	目的記載なし。料金シミュレーションと合わない。	NK-13	報告書（甲C第4号証。以下，中村について同じ。）料金シミュレーション結果	甲C1の地図	¥2,600	交通①
中村	14	7.6	交通	タクシー　錦糸町→飯田橋	¥2,870	乙C第7号証 P-8	P-8	NK－8と同じ	NK-14		甲C1の地図	¥2,870	交通①
中村	15	7.9	交通	タクシー　秋葉原→両国	¥2,780	乙C第7号証 P-12	P-12	JRで2駅であり，何故タクシーを利用するのか，まったく不明である。必要性がない。料金シミュレーションと合わない。	NK-15	料金シミュレーション結果	甲C1の地図	¥2,780	交通①
中村	16	7.29	交通	タクシー　飯田橋→横川	¥2,870	乙C第7号証 P-32	P-32	飯田橋から横川へタクシーに乗っているが，翌7月30日には横川から飯田橋にタクシーで帰ってきている。深夜12時を過ぎての帰宅と思われる。目的記載なし。	NK-16		甲C1の地図	¥2,870	交通①
中村	17	7.30	交通	タクシー　横川→飯田橋	¥2,960	乙C第7号証 P-33	P-33	同上	NK-17		甲C1の地図	¥2,960	交通①
中村	18	8.3	交通	タクシー　横川→飯田橋	¥2,780	乙C第7号証 P-38	P-38	7月30日に横川に行ったばかりなのに，再び横川からタクシーを使って帰宅している。目的の記載なし。	NK-18		甲C1の地図	¥2,780	交通①
中村	19	8.10	交通	タクシー　錦糸町→飯田橋	¥3,590	乙C第7号証 P-42	P-42	目的記載なし。料金シミュレーションと合わない。	NK-19	料金シミュレーション結果（NK-3）		¥3,590	交通①
中村	20	8.12	交通	タクシー　新宿→横川	¥4,340	乙C第7号証 P-45	P-45	(21:16)これだけの長距離をわざわざタクシーで移動した目的は全く不明。JRを利用した方が通常はずっと早いなかでタクシーを利用する必要性も認めがたい。目的記載もない。	NK-20		甲C1の地図	¥4,340	交通①
中村	21	8.26	交通	タクシー　錦糸町→飯田橋	¥2,690	乙C第7号証 P-49	P-49	NK－8と同じ	NK-21		甲C1の地図	¥2,690	交通①
中村	22	8.27	交通	タクシー　横川→飯田橋	¥2,870	乙C第7号証 P-51	P-51	NK－8と同じ。8月は4回目の錦糸町方面からの深夜の帰宅である。	NK-22		甲C1の地図	¥2,870	交通①
中村	23	9.27	交通	タクシー　須田町→両国	¥1,700	乙C第7号証 P-66	P-66	目的の記載なし	NK-23		甲C1の地図	¥1,700	交通①
中村	24	9.29	交通	タクシー　浅草→神保町	¥2,870	乙C第7号証 P-68	P-68	目的の記載なし	NK-24			¥2,870	交通①
中村	25	10.2	交通	乗車降車場所記載なし	¥2,420	乙C第10号証 P-5	P-5	目的どころか，乗車区間の記載さえない。誰も全く提出領収書をチェックしていないことの証左である。	NK-25			¥2,420	交通①・②
中村	26	10.8	交通	タクシー　飯田橋→深川	¥2,780	乙C第10号証 P-11	P-11	目的の記載なし	NK-26		甲C1の地図	¥2,780	交通①
中村	27	10.16	交通	タクシー　両国→浅草	¥1,250	乙C第10号証 P-18	P-18	同上	NK-27		甲C1の地図	¥1,250	交通①
中村	28	10.20	交通	タクシー　神保町→横川	¥2,690	乙C第10号証 P-19	P-19	同上	NK-28		甲C1の地図	¥2,690	交通①
中村	29	10.24	交通	タクシー　上野→飯田橋	¥1,520	乙C第10号証 P-23	P-23	同上	NK-29		甲C1の地図	¥1,520	交通①
中村	30	10.26	交通	タクシー　浅草→飯田橋	¥2,780	乙C第10号証 P-24	P-24	同上	NK-30		甲C1の地図	¥2,780	交通①

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
中村	31	11.1	交通	タクシー 新宿→毛利	¥4,660	乙C第10号証 P-34	P-34	11月1日に新宿から毛利までタクシーを利用しているが，翌2日は毛利から自宅へタクシーで帰宅している。ということは深夜のご帰宅であると考えられる。目的の記載はない。毛利は錦糸町近くの歓楽街である。	NK-31		甲C1の地図	¥4,660	交通①
中村	32	11.2	交通	タクシー 毛利→飯田橋	¥2,690	乙C第10号証 P-35	P-35		NK-32		甲C1の地図	¥2,690	交通①
中村	33	11.4	交通	タクシー 池袋→飯田橋	¥2,780	乙C第10号証 P-39	P-39	目的記載なし	NK-33		甲C1の地図	¥2,780	交通①
中村	34	11.6	交通	タクシー 渋谷→飯田橋	¥3,410	乙C第10号証 P-46	P-46	JRも地下鉄もあるのに，わざわざ渋谷から飯田橋までタクシーを利用している。必要性が全くない。深夜料金と思われる。目的記載なし。	NK-34		甲C1の地図	¥3,410	交通①
中村	35	11.8	交通	タクシー 上野→飯田橋	¥1,520	乙C第10号証 P-47	P-47	目的記載なし	NK-35		甲C1の地図	¥1,520	交通①
中村	36	11.8	交通	乗車降車場所なし	¥1,430	乙C第10号証 P-48	P-48	10月2日の領収書も同様に乗車や降車の記載がない。支出について誰のチェックもおこなわれていないことを物語っている。住民監査も同様。	NK-36			¥1,430	交通①
中村	37	11.11	交通	タクシー 江東橋→飯田橋	¥2,870	乙C第10号証 P-50	P-50	目的記載なし	NK-37		甲C1の地図	¥2,870	交通①
中村	38	11.18	交通	タクシー 緑一丁目→飯田橋	¥2,870	乙C第10号証 P-59	P-59	目的記載なし。深夜料金である。	NK-38	料金シミュレーション結果	甲C1の地図	¥2,870	交通①
中村	39	11.25	交通	タクシー 東銀座→江東橋	¥2,150	乙C第10号証 P-71	P-71	目的記載なし。料金シミュレーションと合わない。	NK-39	料金シミュレーション結果	甲C1の地図	¥2,150	交通①
中村	40	11.26	交通	タクシー 緑一丁目→飯田橋	¥2,600	乙C第10号証 P-72	P-72	緑一丁目も錦糸町駅近くの歓楽街である。目的記載なし。江東橋と緑一丁目も近い。日をまたいでいる可能性あり。	NK-40		甲C1の地図	¥2,600	交通①
中村	41	11.30	交通	タクシー 住吉→飯田橋	¥2,960	乙C第10号証 P-77	P-77	11月26日に緑一丁目からタクシーで帰ってきているのに，4日後にはまた住吉からタクシーを利用して帰宅している。目的記載なし。	NK-41		甲C1の地図	¥2,960	交通①
中村	42	12.2	交通	タクシー 住吉→飯田橋	¥2,870	乙C第10号証 P-81	P-81	12月は，錦糸町近くの住吉方面（横川も近い）に6回もタクシーを利用して帰宅している。目的記載なし	NK-42		甲C1の地図	¥2,870	交通①
中村	43	12.9	交通	タクシー 住吉→飯田橋	¥2,960	乙C第10号証 P-88	P-88	同上	NK-43		甲C1の地図	¥2,960	交通①
中村	44	12.14	交通	タクシー 住吉→飯田橋	¥2,690	乙C第10号証 P-90	P-90	同上	NK-44		甲C1の地図	¥2,690	交通①
中村	45	12.17	交通	タクシー 住吉→飯田橋	¥2,780	乙C第10号証 P-92	P-92	同上	NK-45		甲C1の地図	¥2,780	交通①
中村	46	12.27	交通	タクシー 住吉→飯田橋	¥2,870	乙C第10号証 P-100	P-100	同上	NK-46		甲C1の地図	¥2,870	交通①
中村	47	12.28	交通	タクシー横川→飯田橋	¥2,960	乙C第10号証 P-102	P-102	同上	NK-47		甲C1の地図	¥2,960	交通①
中村	48	1.7	交通	タクシー緑一丁目→飯田橋	¥2,680	乙C第13号証 P-14	P-14	1月は，なんと10回も錦糸町方面からタクシーを利用して帰宅している。目的記載なし。	NK-48		甲C1の地図	¥2,680	交通①
中村	49	1.11	交通	タクシー 錦糸町→飯田橋	¥2,870	乙C第13号証 P-20	P-20	同上	NK-49		甲C1の地図	¥2,870	交通①
中村	50	1.15	交通	タクシー 横川→飯田橋	¥2,780	乙C第13号証 P-21	P-21	同上	NK-50		甲C1の地図	¥2,780	交通①
中村	51	1.17	交通	タクシー 錦糸町→飯田橋	¥2,870	乙C第13号証 P-23	P-23	同上	NK-51		甲C1の地図	¥2,870	交通①
中村	52	1.19	交通	タクシー 両国→飯田橋	¥2,780	乙C第13号証 P-24	P-24	同上	NK-52		甲C1の地図	¥2,780	交通①
中村	53	1.20	交通	タクシー 住吉→飯田橋	¥3,140	乙C第13号証 P-25	P-25	同上	NK-53		甲C1の地図	¥3,140	交通①
中村	54	1.22	交通	タクシー 住吉→飯田橋	¥2,870	乙C第13号証 P-26	P-26	同上	NK-54		甲C1の地図	¥2,870	交通①
中村	55	1.26	交通	タクシー 住吉→飯田橋	¥2,870	乙C第13号証 P-28	P-28	同上	NK-55		甲C1の地図	¥2,870	交通①
中村	56	1.26	交通	タクシー 御徒町→横川	¥1,970	乙C第13号証 P-29	P-29	この日はタクシーで御徒町から横川に行き，住吉経由で飯田橋に帰っている。目的記載なし。	NK-56		甲C1の地図	¥1,970	交通①
中村	57	1.27	交通	タクシー 住吉→飯田橋	¥2,690	乙C第13号証 P-31	P-31	前日に住吉から飯田橋にタクシーを利用したばかりなのに，翌27日にも住吉から飯田橋の利用がある。目的の記載がない。	NK-57		甲C1の地図	¥2,690	交通①
中村	58	2.1	交通	タクシー緑一丁目→飯田橋	¥2,960	乙C第13号証 P-33	P-33	目的の記載ない	NK-58		甲C1の地図	¥2,960	交通①
中村	59	2.7	交通	タクシー住吉→飯田橋	¥2,780	乙C第13号証 P-38	P-38	目的の記載なし	NK-59		甲C1の地図	¥2,780	交通①
中村	60	2.8	交通	タクシー江東橋→飯田橋	¥2,780	乙C第13号証 P-39	P-39	江東橋も住吉も近い。前日は住吉から帰ってきている。目的記載なし。	NK-60		甲C1の地図	¥2,780	交通①
中村	61	2.10	交通	タクシー錦糸町→飯田橋	¥2,690	乙C第13号証 P-41	P-41	目的記載なし	NK-61		甲C1の地図	¥2,690	交通①
中村	62	2.15	交通	タクシー住吉→飯田橋	¥2,690	乙C第13号証 P-50	P-50	目的記載なし	NK-62		甲C1の地図	¥2,690	交通①
中村	63	2.17	交通	タクシー錦糸町→飯田橋	¥2,870	乙C第13号証 P-51	P-51	目的記載なし	NK-63		甲C1の地図	¥2,870	交通①
中村	64	2.18	交通	タクシー横川→飯田橋	¥2,780	乙C第13号証 P-52	P-52	目的記載なし。連日の錦糸町からのタクシー利用である。	NK-64		甲C1の地図	¥2,780	交通①
中村	65	2.24	交通	タクシー住吉→飯田橋	¥2,780	乙C第13号証 P-61	P-61	目的記載なし	NK-65		甲C1の地図	¥2,780	交通①

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
中村	66	2.27	交通	タクシー九段→御徒町	¥1,700	乙C第13号証 P-62	P-62	同上	NK-66			¥1,700	交通①
中村	67	2.28	交通	タクシー錦糸町→飯田橋	¥2,870	乙C第13号証 P-63	P-63	同上	NK-67		甲C1の地図	¥2,870	交通①
中村	68	3.1	交通	タクシー横川→飯田橋	¥2,960	乙C第13号証 P-64	P-64	同上	NK-68		甲C1の地図	¥2,960	交通①
中村	69	3.4	交通	タクシー錦糸町→飯田橋	¥2,780	乙C第13号証 P-65	P-65	同上	NK-69		甲C1の地図	¥2,780	交通①
中村	70	3.13	交通	タクシー住吉→飯田橋	¥2,780	乙C第13号証 P-66	P-66	同上	NK-70		甲C1の地図	¥2,780	交通①
中村	71	3.16	交通	タクシー住吉→飯田橋	¥2,780	乙C第13号証 P-68	P-68	同上	NK-71		甲C1の地図	¥2,780	交通①
中村	72	3.24	交通	タクシー錦糸町→飯田橋	¥2,960	乙C第13号証 P-79	P-79	同上	NK-72		甲C1の地図	¥2,960	交通①
中村	73	3.27	交通	タクシー須田町→上野	¥710	乙C第13号証 P-85	P-85	同上	NK-73			¥710	交通①
中村	74	3.28	交通	タクシー上野→横川	¥1,700	乙C第13号証 P-86	P-86	同上	NK-74		甲C1の地図	¥1,700	交通①
中村	75	3.29	交通	タクシー飯田橋→緑一丁目	¥2,870	乙C第13号証 P-87	P-87	同上	NK-75		甲C1の地図	¥2,870	交通①
中村	76	5.20	図書	『沖縄に学ぶ成功の法則？伊敷流沖縄ビジネスの心』	¥410	乙C第4号証 P-14・15	P-15	一般教養のための書籍購入費であり，政務調査とは無関係である。	NK-76			¥0	
中村	77	5.29	図書	『ハイサイおばあ！』	¥545	乙C第4号証 P-16・17	P-17	上記に同じ	NK-77			¥0	
中村	78	5.21	図書	『図解入門ビジネス最新企画書の作り方と見せ方がよーくわかる本，知識ゼロからの企画書の書き方』	¥1,980	乙C第4号証 P-19・20・21	P-20 P-21	ビジネス企画書の作り方，についての本が議員としての政務調査とどう関係するのか，全く理解のしようもない。	NK-78			¥0	
中村	79	7.13	図書	『ホントに旨い沖縄料理店，私たちの沖縄移住，沖縄の食材・料理？長寿を支える沖縄の食文化』	¥1,356	乙C第7号証 P-14・15・16	P-15 P-16	NK－76と同じ	NK-79			¥0	
中村	80	7.18	図書	『フライパン1本でできるお手軽フレンチ』 『奇跡のレストラン』 『知識ゼロからのワイン入門』	¥3,657	乙C第7号証 P-21・22・23	P-22 P-23	料理やレストラン関連の書籍の購入費。趣味書である。これを「政務調査のため」というのは無理が過ぎるというべきである。	NK-80			¥0	
中村	81	11.5	図書	『白い人が仕掛けた黒い罠―アジアを解放した日本兵は偉かった』 『変見自在サダムフセインは偉かった』 『変見自在スーチー女史は善人か』 『日本人が知らないアメリカの本音』	¥3,482	乙C第10号証 P40～43	P-41 P-42 P-43	個人的嗜好書の購入費である。	NK-81			¥0	
中村	82	11.19	図書	『中国の郡雄(9)国をゆるがす女たち』 『変見自在偉人リンカーンは奴隷好き』 『変見自在ジョージブッシュが日本を救った』	¥2,359	乙C第10号証 P-62～66	P-63 P-64 P-65	同上	NK-82			¥0	
中村	83	11.20	図書	『変見自在サンデルよ正義を教えよう』 『アメリカが畏怖した日本：真実の日米関係史』	¥2,646	乙C第10号証 P-67～69	P-68 P-69	同上	NK-83			¥0	
中村	84	11.27	図書	『1937南京攻略戦の真実？新資料発掘』 『パール判事の日本無罪論』 『1937南京の真実』	¥1,082	乙C第10号証 P-73～76	P-74 P-75 P-76	同上	NK-84			¥0	
中村	85	12.3	図書	『真珠湾の審判』	¥1,650	乙C第10号証 P-82・83	P-83	同上	NK-85			¥0	
中村	86	12.3	図書	『マオ？誰も知らなかった毛沢東(上)』 『マオ？誰も知らなかった毛沢東(下)』	¥1,280	乙C第10号証 P84～86	P-85 P-86	同上	NK-86			¥0	

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
中村	87	12.24	図書	『もうひとつの南京事件？日本人遺難者の記録』『朝鮮で聖者と呼ばれた日本人重松？修物語』	¥3,366	乙C第10号証 P-94～96	P-95 P-96	同上	NK-87			¥0	
中村	88	1.10	資料	写真30円×37枚	¥1,110	乙C第13号証 P-15	P-15	タクシーも錦糸町（江東橋）利用が多いが，この37枚の写真も錦糸町で現像されている（20:39の利用）。何の写真か分らない。資料であるなら少数枚でもコピー添付すべきである。日付は11日だが同夜の利用と思われるタクシー代計上もなされている（NK－49）。	NK-88			¥0	
中村	89	1.10	図書	『さざなみ軍記・ジョン万次郎漂流記』『ジョン・マンと呼ばれた男？漂流民中浜万次郎の生涯』『誇るべき物語？小説ジョン万次郎』『ジョン万次郎？日本を開国に導いた陰の主役』『ファーストジャパニーズジョン万次郎ジョン万次郎』	¥2,545	乙C第13号証 P-16～19	P-17 P-18 P-19	個人的嗜好書	NK-89			¥0	
中村	90	2.1	資料	写真プリント5枚	¥150	乙C第13号証 P-32	P-32	NK-88と同じ。錦糸町にて18:55の利用。この日は緑一丁目からのタクシー代が計上されている（NK－58）	NK-90			¥0	
中村	91	2.9	資料	写真プリント6枚	¥180	乙C第13号証 P-40	P-40	同上。錦糸町にて20:32の利用。この夜も10日付になるが錦糸町からのタクシー代がある（NK－61）。深夜の帰宅になったと推測されるが，それほどの深夜まで政務調査をおこなう必要が頻繁に生じるとは考えにくい。	NK-91			¥0	
中村	92	2.12	図書	『歴史通2012年1月号』『歴史通2011年11月号』『ひとはなぜエセ科学に騙されるのか』『乗っ取られる大国　日本？』『たかられる大国　日本』	¥2,672	乙C第13号証 P-43～46	P-44 P-45 P-46	個人的嗜好書	NK-92			¥0	
中村	93	2.19	図書	ヘッジファンド？世紀末の妖怪，中国最大の弱点，それは水だ！』『歴史通2012年3月』『日本の論点　2012』	¥4,556	乙C第13号証 P-53～55	P-53 P-54 P-55	同上	NK-93			¥0	
中村	94	2.23	図書	『2012年黙示録ついに解読された終末予言』	¥600	乙C第13号証 P59・60	P-60	同上	NK-94			¥0	
中村	95	3.20	図書	『カトリック教会と奴隷貿易？現代資本主義の興隆に関連して』	¥1,890	乙C第13号証 P-73・74	P-74	同上	NK-95			¥0	
中村	96	3.23	資料	写真プリント5枚	¥150	乙C第13号証 P-75	P-75	再び錦糸町での写真現像（18:30）。この夜も，24日付になるがタクシー代が計上されており，深夜の帰宅になったことがわかる。	NK-96			¥0	
中村	97	8.2	視察	クールビズ研究服飾博物館チケット2人分	¥500	乙C第7号証 P-37	P-37	2人分の計上。しかし，クールビズ研究服飾博物館を政務調査目的で視察するというのは極めて考えにくい。同行した人も不明である。	NK-97			¥0	
中村	111	11.17	研修	シンポジューム内田茂後援会	¥5,000	乙C第10号証 P-58	P-58	宛名さえない領収書。但し書きもない。「内田茂後援会」が主催した「シンポジューム」での参加費とされるが，後援会への支出であって使途基準に違反している。この会合は東京プリンスホテルで極めて盛大に催された。 内田茂氏は自民党東京都連幹事長・副知事。この会合は「東京の明日を語る会」というタイトルで催されたが，千代田区の自民党区議はすべて列席した。中村議員と大串議員も儀礼的に参加したものと推測されるが，政務調査の実態を伴わない会合であったことは明白である。	NK-111			¥0	
中村	112	2.10	視察	千代田区体育協会新年会会費	¥10,000	乙C第13号証 P-42	P-42	体育協会の新年会の会費であって，政務調査とは無関係である。5000円も超過している。小林やすお議長は議長交際費から支出している。この新年会には，自民会派9名・公明2名も出席している。議員としての顔出しが主目的であった見るほかない。 前年度の新年会では豪華な料理がふるまわれた。明らかに懇親目的の会合である。平成24年も同様であったと推測される。 なお，「視察研修費」と説明されているが，中村議員以外は会議費として計上している。	NK-112		甲A14に新年会の写真 甲A31㉖に料理のメニュー表 甲9に議長交際費の支出状況	¥10,000	視察研修①
中村	113	6.3	通信	はがき100枚	¥5,000	乙C第4号証 P-37	P-37	政務調査研究のためのものと認められない。仮に支出の一部について政務調査研究との合理的関連性を認めうるとしても，その割合はハガキ代について2分の1，切手代について4分の1を超えることはなく，それを除く部分については返還を命じなければならない。（以下，はがき代と切手代の全般について同じ。） 官製はがき50枚の購入費であるが，政務調査においてこれほど大量のはがきを送る必要が生じるというのは通常は考えにくい。成果物の添付も無い。葉書を切手に交換し手数料40円を支払った領収書が添付されているが，何の為のものかは不明である。	NK-113			¥0	

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
中村	115	7.15	通信	切手	¥3,200	乙C第7号証 P-18	P-18	乗鞍山頂簡易郵便局で購入した切手代金。登山の際に記念に購入したものと思われるが，個人趣味での購入であって，政務調査目的とは全く無関係である。	NK-115			¥0	
中村	116	11.11	通信	年賀はがき200枚	¥10,000	乙C第10号証 P-52	P-52	沖縄県浦添支店での購入である。わざわざ沖縄で年賀はがきを購入する，というのは通常は極めて考えにくい。そもそも年賀状の送付は儀礼的なものであって，政務調査とは無関係である。 なお，この年賀はがきの購入の3日後，中村議員本人が沖縄視察に訪れた。それなのに，年賀はがきが東京まで郵送された，というのも不可思議である。 年賀状の送付は公職選挙法でも禁止されている。	NK-116			¥10,000	通信①
中村	117	1.1	通信	年賀はがき60枚	¥3,000	乙C第13号証 P-10	P-10	元旦の購入。年賀はがきの返礼用であるが，政務調査と関係しないことは明らか。公職選挙法でも禁止されている。	NK-117			¥3,000	通信①
中村	118	1.5	通信	はがき20枚	¥1,000	乙C第13号証 P-12	P-12	1/5という購入日付からして，これも年賀はがきと思われる。これも政務調査とは無関係の支出である。公職選挙法でも禁止されている。	NK-118			¥1,000	通信①
中村（沖縄）	1	11・1	視察・研修	チケット代（スカイツアーズネット購入）	¥34,800	乙C第10号証 P-53 P-29	P-29	妻との私的な旅行代金の計上である。 スカイツアーズというネットで航空券やパッケージツアーを販売する会社でチケット等を購入（10/17カードで支払い）しており，領収書宛名は二名連記で，議員の氏名の右側の黒塗り部分には議員夫人の名が記載されていると思われる。 議員は二名分の旅行代金であるとされる金額のちょうど2分の1を政務調査費として計上しているので，議員と夫人は同じ行程の旅行をしたことが分かる（宿泊先も同じであると思われる）。 そもそも夫人と一緒に行く旅行が政務調査となりうるのか大いに疑問である上，たとえその一部が政務調査費として認められるようなことがあったとしても，明らかに私的な旅行を兼ねたものであり，議員の旅行代金全額を政務調査費として計上することは許されない。 また，本件のように政務調査とは無関係の人物の旅費が含まれた連名の領収書では，議員が本来負担すべき金額を判断することはできないのであるから，当該領収書は領収書たる要件を満たしていない。 なお，旅行代金の領収書には金額だけでなくその内訳や宿泊先ホテルも明記されるべきである。宿泊先不明では，視察に適した宿泊先であるかの判断ができず不当な計上である。	添付領収書金額 69600円			¥0	
中村（沖縄）	2	11・12	視察・研修	県庁・博物館への土産（東武デパート池袋店全国銘菓売り場）	¥3,801	乙C第10号証 P-53 P-57上段	P-57	出発前の11月12日にお菓子を購入し計上している。「県庁・博物館の土産代4個11/12」とあるが，贈り先の担当部署・受領者が明らかにされていない上，領収書の宛名が「上様」となっており議員本人による支出か明らかでない。	添付領収書金額 11403円			¥0	
中村（沖縄）	3	11・14	視察・研修	昼食代（那覇空港内・天龍）	¥1,080	乙C第10号証 P-53 P-57左下	P-57	領収書に宛名の記載がない。 一緒に視察研修に行った山田議員は5，401円の3分の1を政務調査費として計上しており，つじつまが合わない。 「空港での昼食代5点11/14」と記載されているが，3議員のほか同行者2名は誰なのか？監査請求後にやっと弁明され，日中友好協会の朽木氏と中村議員の夫人であるということが判明した。政務調査に関係のない同行者の飲食代が含まれた領収書では，実際に政務調査費として計上すべき金額が特定できず，領収書としての要件を満たしていない。	添付領収書金額 5401円	甲20・飲食店の資料		¥1,080	視察研修①
中村（沖縄）	4		視察・研修	モノレール代	¥260	乙C第10号証 P-53		領収書無く，日付記載も無いうえ，往きか帰りかが不明である。片道計上は整合性がない。				¥0	
中村（沖縄）	5	11・14		アイスクリーム	未計上			領収書添え書きに11/14アイスクリーム3点と記載あるが実際に計上はしていない。中村議員は計上していないが，山田議員は計上しており，整合性がない。 領収書のコピーを自ら貼付しているにもかかわらず，監査請求の際の弁明では，記憶にないという。たかがアイスクリーム代であるが，全くもっていい加減な事務処理である。	添付領収書金額 810円				
中村（沖縄）	6	11・14	視察・研修	懇親会「回」	¥4,935	乙C第10号証 P－53 P-56上段	P-56	領収書の宛名には「上様」としか記載されておらず，議員による支出か分からない。 3議員で懇親会費を3分の1で，計算し計上するとし，「夕食代6人11/14」と記載されているが，金額が3分の1に相当しない。弁明によれば，中村議員・山田議員・高山議員・朽木氏・中村妻・運転者　夕食代を6人で割るとある。しかし，17,273円を6名で割ると2,878円にしかならない。4,935円の計上は多すぎる。家族や運転者の分まで計上していることとなり，不当である。 政務調査とは無関係の者が支払うべき金額も含めた領収書では，領収書の要件を満たさない。 県庁の職員は同席しておらず，調査の目的が不明である上，飲食を中心とした懇親会である。飲食を伴う懇親会であるなら，メンバーが写っている写真の添付も必要である。	添付領収書金額 17273円	甲20・飲食店の資料		¥4,935	視察研修①
中村（沖縄）	7	11.4		朝食代	未計上			なし（山田議員は朝食代810円を計上している）					
中村（沖縄）	8	11・15		昼食代「和楽亭」那覇メインブレイス店（博物館近く）	未計上	乙C第10号証 P-56中段	P-56	宛名の記載がない。 山田議員は昼食代として10,128円の3分の1を計上しているのに，中村議員は計上していないのはなぜか？整合性がない。 領収書添え書きに昼食代8人11/15とわざわざ記載され添付までされているが計上はされていない。8人もの大勢は誰なのか？目的の記載もなく政務調査ではないと疑われる。 弁明書では関係者の名前と地元女性2名が挙げられていたが，写真はない。さらに視察の理由づけとして，沖縄に関する歴史的・文化的な資料を提出しているが，千代田区政と関わりのある目的が明らかにされず，何のために視察先に行ったのかわからない。	添付領収書金額 10128円	甲20・店の場所を示す地図			
中村（沖縄）	9	11・15		アイスクリーム北谷町美浜店	未計上	乙C第10号証 P-56下段	P-56	山田議員は計上しているが，中村議員は計上していない。しかし領収書は添付されている。山田議員が3分の1を計上していることと整合性が無い。商品は4点，合計1,080円となっている。		甲20・アイスクリーム店の資料			
中村（沖縄）	10	11・15	視察・研修	懇談会夕食代「ホテルコスタビスタ沖縄」	¥5,000	乙C第10号証 P-54	P-54	本人記載の会計整理票に，懇親会15日5000円とあるが，領収書が無く，使途基準に違反する。		甲20・ホテルの資料		¥5,000	視察研修①

前提事実								原告の主張立証				当裁判所の判断	
議員	支出番号	日付	費目	内容	金額	会計整理票該当頁	領収書添付頁	原告の主張	領収書番号	報告書内の資料	その他の甲号証	使途範囲外支出と認められる額	類型
中村(沖縄)	11	11・16	視察・研修	美ら海水族館	¥1,620	乙C第10号証 P-55上段左	P-55	宛名の記載がない。 水族館チケット3点11/16とある。調査研究の目的記載は無く，報告書も無い。視察先の担当部署等の記載もない。前日に高山議員は帰京しているにもかかわらず3名分のチケットを購入しているが，誰と行ったのかも不明である。私的な観光である。	添付領収書金額4860円	甲20・水族館の資料		¥1,620	視察研修①
中村(沖縄)	12	11・16	視察・研修	高速道路1/3	¥500	乙C第10号証 P-55上段右	P-55	「高速道路帰りのみ。行きは領収書なし11/16」とある。金額が3分の1に相当しない。前項同様，整合性が無い。	添付領収書金額850円			¥500	視察研修①
中村(沖縄)	13	11・16	視察・研修	ガソリン代	¥1,122	乙C第10号証 P-55下段	P-55	領収書に宛名の記載がない。 高山議員が前日に帰京しているから3分の1を計上する根拠が不明である。車両については弁明書においても明らかでない。運転手2名を依頼したが人件費は支払わず「好意に甘えた」と弁明しているが視察研修において透明性を欠く行為であるとの認識が欠如していると言わざるを得ない。	添付領収書金額3368円	甲20・ガソリンスタンドの場所を示す地図		¥1,122	視察研修①
中村(沖縄)	14			懇談会夕食代「ホテルコスタビスタ沖縄」?	判読不能	乙C第10号証 P-54	P-54	領収書は，宛名も日付も金額も但し書きも読み取り不能である。領収書横に「琉球大学関係者と懇談会夕食代11/16」とあるが，16日は帰京日であり不自然である。この点を監査請求時に指摘したところ弁明書では「懇親会は11月15日」と記載しているが，「領収書添え書きの11/16は誤記である」との訂正は未だない。領収書に添え書きするのではなく行程表として一件一件明細を明らかにすべきである。沖縄大学関係者は，就職センターの人物で，政務調査との関連が不明である。					
			ネットワーク会派総計		¥331,624					ネットワーク会派に係る認容額			¥231,487

中村議員（ネットワーク1人会派）

支出番号	日付	費目	内容	金額	理由	領収書に付記した記号
1	5.10	交通	タクシー　大手町→両国	2,780	支出内容は「打合せ」とあるが、それだけでは何の目的で利用したのか全くわからず、使途基準が定める記載条件を満たしていない。	NK-1
2	5.17	交通	タクシー　横川→飯田橋	2,690	支出内容は「移動」とされており、これは使途基準が定める支出目的の記述として認めることは困難である。	NK-2
3	5.21	交通	タクシー　錦糸町→飯田橋	2,780	同上	NK-3
4	5.24	交通	タクシー　錦糸町→飯田橋	2,780	同上	NK-4
5	5.26	交通	タクシー　横川→飯田橋	2,870	同上	NK-5
6	5.30	交通	タクシー上野→飯田橋	1,700	同上	NK-6
7	5.31	交通	タクシー　横川→飯田橋	2,870	同上	NK-7
8	6.21	交通	タクシー　錦糸町→飯田橋	2,600	目的記載なし。支出内容欄には「打合せ後深夜帰」との記載があるだけである。錦糸町から飯田橋までのタクシー利用は極めて回数が多いが、すべて金額が似通っていることから深夜利用であると推測される。これは政務調査目的ではないタクシー利用であったことを強く疑わせる。	NK-8
9	6.23	交通	タクシー　横川→飯田橋	2,870		NK-9
10	6.25	交通	タクシー　錦糸町→飯田橋	2,780	同上	NK-10
11	6.27	交通	タクシー　浅草→飯田橋	2,690	同上	NK-11
12	6.30	交通	タクシー　白山→九段下	1,340	同上	NK-12

別紙 3

原告準備書面（5）の個別事項に対する中村の説明と反論

番号	中村の説明および反論	
1	中村の準備書面（2）で説明いたしましたように、中村が有識者に相談を行ってきたことに関連したタクシー代です。当時は、頻繁に打ち合わせをする必要がありました。政務調査費の使途基準は、詳細な記載を求めていません。	
2	同　上	
3	同　上	
4	同　上	
5	同　上	
6	同　上	
7	同　上	
8	同　上	
9	同　上	
10	同　上	
11	同　上	
12	同　上	

13	7.1	交通	タクシー　両国→九段下	2,600	目的記載なし。料金シミュレーションと合わない。	NK-13
14	7.6	交通	タクシー　錦糸町→飯田橋	2,870	NK－8と同じ	NK-14
15	7.9	交通	タクシー　秋葉原→両国	2,780	JRで2駅であり、何故タクシーを利用するのか、まったく不明である。必要性がない。料金シミュレーションと合わない。	NK-15
16	7.29	交通	タクシー　飯田橋→横川	2,870	飯田橋から横川へタクシーに乗っているが、翌7月30日には横川から飯田橋にタクシーで帰ってきている。深夜12時を過ぎての帰宅と思われる。目的記載なし。	NK-16
17	7.30	交通	タクシー　横川→飯田橋	2,960	同上	NK-17
18	8.3	交通	タクシー　横川→飯田橋	2,780	7月30日に横川に行ったばかりなのに、再び横川からタクシーを使って帰宅している。目的の記載なし。	NK-18
19	8.10	交通	タクシー　錦糸町→飯田橋	3,590	目的記載なし。料金シミュレーションと合わない。	NK-19
20	8.12	交通	タクシー　新宿→横川	4,340	(21:16)これだけの長距離をわざわざタクシーで移動した目的は全く不明。JRを利用した方が通常はずっと早いなかでタクシーを利用する必要性も認めがたい。目的記載もない。	NK-20
21	8.26	交通	タクシー　錦糸町→飯田橋	2,690	NK－8と同じ	NK-21
22	8.27	交通	タクシー　横川→飯田橋	2,870	NK－8と同じ。8月は4回目の錦糸町方面からの深夜の帰宅である。	NK-22
23	9.27	交通	タクシー　須田町→両国	1,700	目的の記載なし	NK-23
24	9.29	交通	タクシー　浅草→神保町	2,870	目的の記載なし	NK-24
25	10.2	交通	乗車降車場所記載なし	2,420	目的どころか、乗車区間の記載さえない。誰も全く提出領収書をチェックしていないことの証左である。	NK-25

１３	料金シミュレーションいうものが不明なので説明できません。使途基準では、タクシー使用について詳細な記述を求めていません。	
１４	同　上	
１５	至急、有識者と会う必要ができたものです。	
１６	有識者と面談のあと、帰宅したものです。	
１７	同　上	
１８	同　上	
１９	同　上	
２０	新宿で有識者と会い、長時間面談を行ったあとのタクシー使用です。重要書類があった上、助言者の疲労が目立ったためにタクシーを使用したものです。	
２１	有識者に相談を行ったあと、帰宅したものです。	
２２	同　上	
２３	同　上	
２４	同　上	
２５	指摘がありましたとおり、整理票には支出内容と乗車地及び降車地の記載がありませんでした。当時の手帳には浅草で有識者と面談しているますので、浅草から自宅までの移動に使用されたものと思われます。	

26	10.8	交通	タクシー 飯田橋→深川	2,780	目的の記載なし	NK-26	２６	至急、有識者に相談する事項ができためのものです。この時、相談対象の有識者は深川にいらっしゃいました。
27	10.16	交通	タクシー 両国→浅草	1,250	同上	NK-27	２７	有識者と面談のあと、別の助言者と打ち合わせのために移動したものです。
28	10.20	交通	タクシー 神保町→横川	2,690	同上	NK-28	２８	至急、有識者に相談する事項ができためのものです。
29	10.24	交通	タクシー 上野→飯田橋	1,520	同上	NK-29	２９	有識者と相談の後、帰宅したものです。
30	10.26	交通	タクシー 浅草→飯田橋	2,780	同上	NK-30	３０	有識者と相談のため、移動したものです。
31	11.1	交通	タクシー 新宿→毛利	4,660	11月1日に新宿から毛利までタクシーを利用しているが、翌2日は毛利から自宅へタクシーで帰宅している。ということは深夜のご帰宅であると考えられる。目的の記載はない。毛利は錦糸町近くの歓楽街である。	NK-31	３１	有識者と相談のあと、帰宅したものです。
32	11.2	交通	タクシー 毛利→飯田橋	2,690		NK-32	３２	同　上
33	11.4	交通	タクシー 池袋→飯田橋	2,780	目的記載なし	NK-33	３３	同　上
34	11.6	交通	タクシー 渋谷→飯田橋	3,410	JRも地下鉄もあるのに、わざわざ渋谷から飯田橋までタクシーを利用している。必要性が全くない。深夜料金と思われる。目的記載なし。	NK-34	３４	同　上
35	11.8	交通	タクシー 上野→飯田橋	1,520	目的記載なし	NK-35	３５	同　上
36	11.8	交通	乗車降車場所なし	1,430	10月2日の領収書も同様に乗車や降車の記載がない。支出について誰のチェックもおこなわれていないことを物語っている。住民監査も同様。	NK-36	３６	確かに領収証には支出内容と乗車地及び降車地が記載されていませんでした。当時の手帳には上野で有識者と面談していますので、上野で乗車して自宅で降車しているものと思われます。
37	11.11	交通	タクシー 江東橋→飯田橋	2,870	目的記載なし	NK-37	３７	同　上
38	11.18	交通	タクシー 緑一丁目→飯田橋	2,870	目的記載なし。深夜料金である。	NK-38	３８	同　上
39	11.25	交通	タクシー 東銀座→江東橋	2,150	目的記載なし。料金シミュレーションと合わない。	NK-39	３９	同　上

40	11.26	交通	タクシー 緑一丁目→飯田橋	2,600	緑一丁目も錦糸町駅近くの歓楽街である。目的記載なし。江東橋と緑一丁目も近い。日をまたいでいる可能性あり。	NK-40
41	11.30	交通	タクシー 住吉→飯田橋	2,960	11月26日に緑一丁目からタクシーで帰ってきているのに、4日後にはまた住吉からタクシーを利用して帰宅している。目的記載なし。	NK-41
42	12.2	交通	タクシー 住吉→飯田橋	2,870	12月は、錦糸町近くの住吉方面(横川も近い)に6回もタクシーを利用して帰宅している。目的記載なし	NK-42
43	12.9	交通	タクシー 住吉→飯田橋	2,960	同上	NK-43
44	12.14	交通	タクシー 住吉→飯田橋	2,690	同上	NK-44
45	12.17	交通	タクシー 住吉→飯田橋	2,780	同上	NK-45
46	12.27	交通	タクシー 住吉→飯田橋	2,870	同上	NK-46
47	12.28	交通	タクシー横川→飯田橋	2,960	同上	NK-47
48	1.7	交通	タクシー緑一丁目→飯田橋	2,680	1月は、なんと10回も錦糸町方面からタクシーを利用して帰宅している。目的記載なし。	NK-48
49	1.11	交通	タクシー 錦糸町→飯田橋	2,870	同上	NK-49
50	1.15	交通	タクシー 横川→飯田橋	2,780	同上	NK-50
51	1.17	交通	タクシー 錦糸町→飯田橋	2,870	同上	NK-51
52	1.19	交通	タクシー 両国→飯田橋	2,780	同上	NK-52
53	1.20	交通	タクシー 住吉→飯田橋	3,140	同上	NK-53
54	1.22	交通	タクシー 住吉→飯田橋	2,870	同上	NK-54

４０	有識者と面談のあとの帰宅です。	
４１	同　上	
４２	同　上	
４３	同　上	
４４	同　上	
４５	同　上	
４６	同　上	
４７	同　上	
４８	同　上	
４９	同　上	
５０	同　上	
５１	同　上	
５２	同　上	
５３	同　上	
５４	同　上	

55	1.26	交通	タクシー　住吉→飯田橋	2,870	同上	NK-55
56	1.26	交通	タクシー　御徒町→横川	1,970	この日はタクシーで御徒町から横川に行き、住吉経由で飯田橋に帰っている。目的記載なし。	NK-56
57	1.27	交通	タクシー　住吉→飯田橋	2,690	前日に住吉から飯田橋にタクシーを利用したばかりなのに、翌27日にも住吉から飯田橋の利用がある。目的の記載がない。	NK-57
58	2.1	交通	タクシー緑一丁目→飯田橋	2,960	目的の記載ない	NK-58
59	2.7	交通	タクシー住吉→飯田橋	2,780	目的の記載なし	NK-59
60	2.8	交通	タクシー江東橋→飯田橋	2,780	江東橋も住吉も近い。前日は住吉から帰ってきている。目的記載なし。	NK-60
61	2.10	交通	タクシー錦糸町→飯田橋	2,690	目的記載なし	NK-61
62	2.15	交通	タクシー住吉→飯田橋	2,690	目的記載なし	NK-62
63	2.17	交通	タクシー錦糸町→飯田橋	2,870	目的記載なし	NK-63
64	2.18	交通	タクシー横川→飯田橋	2,780	目的記載なし。連日の錦糸町からのタクシー利用である。	NK-64
65	2.24	交通	タクシー住吉→飯田橋	2,780	目的記載なし	NK-(
66	2.27	交通	タクシー九段→御徒町	1,700	同上	NK-66
67	2.28	交通	タクシー錦糸町→飯田橋	2,870	同上	NK-67
68	3.1	交通	タクシー横川→飯田橋	2,960	同上	NK-68
69	3.4	交通	タクシー錦糸町→飯田橋	2,780	同上	NK-69
70	3.13	交通	タクシー住吉→飯田橋	2,780	同上	NK-70

５５	助言者と面談のあとの帰宅です。	
５６	同　　上	
５７	同　　上	
５８	同　　上	
５９	同　　上	
６０	同　　上	
６１	同　　上	
６２	同　　上	
６３	同　　上	
６４	同　　上	
６５	急ぎの相談者があり、御徒町に向かったものです。	
６６	有識者と面談のあとの帰宅です。	
６７	同　　上	
６８	同　　上	
６９	同　　上	
７０	同　　上	

71	3.16	交通	タクシー住吉→飯田橋	2,780	同上	NK-71
72	3.24	交通	タクシー錦糸町→飯田橋	2,960	同上	NK-72
73	3.27	交通	タクシー須田町→上野	710	同上	NK-73
74	3.28	交通	タクシー上野→横川	1,700	同上	NK-74
75	3.29	交通	タクシー飯田橋→緑一丁目	2,870	同上	NK-75
76	5.20	図書	『沖縄に学ぶ成功の法則？ 伊敷流沖縄ビジネスの心』	410	一般教養のための書籍購入費であり、政務調査とは無関係である。	NK-76
77	5.29	図書	『ハイサイおばあ！』	545	上記に同じ	NK-77
78	5.21	図書	『図解入門ビジネス最新企画書の作り方と見せ方がよーくわかる本、知識ゼロからの企画書の書き方』	1,980	ビジネス企画書の作り方、についての本が議員としての政務調査とどう関係するのか、全く理解のしようもない。	NK-78
79	7.13	図書	『ホントに旨い沖縄料理店、私たちの沖縄移住、沖縄の食材・料理？長寿を支える沖縄の食文化』	1,356	NK－76と同じ	NK-79
80	7.18	図書	『フライパン1本でできるお手軽フレンチ』 『奇跡のレストラン』 『知識ゼロからのワイン入門』	3,657	料理やレストラン関連の書籍の購入費。趣味書である。これを「政務調査のため」というのは無理が過ぎるというべきである。	NK-80
81	11.5	図書	『白い人が仕掛けた黒い罠—アジアを解放した日本兵は偉かった』 『変見自在サダムフセインは偉かった』 『変見自在スーチー女史は善人か』 『日本人が知らないアメリカの本音』	3,482	個人的嗜好書の購入費である。	NK-81

７１	有識者と面談のあとの帰宅です。	
７２	同　　上	
７３	有識者と同行して上野に移動する必要があったためです。	
７４	有識者と一緒に、他の有識者のもとへ行く必要性があったためです。	
７５	有識者と面談したあとの帰宅です。	
７６	ビジネス書が一般教の書籍という、原告の主張の根拠が不明です。薦められて購入した書籍で、区内の商業活動の参考にするためのものです。	
７７	高齢になっても元気で働き、周囲に明るい対応ができる高齢な女性の実態が描かれている書籍です。地方議員には幅広い知識が求められます。この書籍がなぜ違法なのか、原告の主張が不明です。	
７８	資料や報告書などを、どうわかりやすく表現するのかは地方議員として重要な課題です。絶えず努力していないと、感性が陳腐なものになる恐れがあります。こうした書籍は必要不可欠のものです。	
７９	異質文化であると言われる沖縄の食。加えて、移住者が多くなっていることの理由が何かを探るために購入したものです。都心居住者の快適な居住空間を探求することは、千代田区の議員としての務めです。	
８０	「食」が千代田区政の重要な要であることはこれまでも話し合ってきました。この書籍は、当時課題となっていた広場での「屋台」について、フランス料理でも可能かどうかを探るために購入したものです。	
８１	地方政治であっても、固定した概念にとらわれることなく区民福祉の伸展に努力します。千代田区は、歴史のある街である上に皇居、国会、官庁、日本を牽引する企業などが集中しているために、世界政治の動向や文化について無知でいるわけにはいきません。これらの情報収集は個人的嗜好で判断するものではなく、議員として承知しておかなければならないものです。 原告の主張は主観的なものであって、書籍の何が違法なのか不明です。	

82	11.19	図書	『中国の郡雄(9)国をゆるがす女たち』 『変見自在偉人リンカーンは奴隷好き』 『変見自在ジョージブッシュが日本を救った』	2,359	同上	NK-82
83	11.20	図書	『変見自在サンデルよ正義を教えよう』 『アメリカが畏怖した日本:真実の日米関係史』	2,646	同上	NK-83
84	11.27	図書	『1937南京攻略戦の真実？新資料発掘』 『パール判事の日本無罪論』 『1937南京の真実』	1,082	同上	NK-84
85	12.3	図書	『真珠湾の審判』	1,650	同上	NK-85
86	12.3	図書	『マオ？誰も知らなかった毛沢東(上)』 『マオ？誰も知らなかった毛沢東(下)』	1,280	同上	NK-86
87	12.24	図書	『もうひとつの南京事件？日本人遭難者の記録』 『朝鮮で聖者と呼ばれた日本人重松？修物語』	3,366	同上	NK-87
88	1.10	資料	写真30円×37枚	1,110	タクシーも錦糸町(江東橋)利用が多いが、この37枚の写真も錦糸町で現像されている(20:39の利用)。何の写真か分らない。資料であるなら少数枚でもコピー添付すべきである。日付は11日だが同夜の利用と思われるタクシー代計上もなされている(NK－49)。	NK-88
89	1.10	図書	『ささなみ軍記・ジョン万次郎漂流記』 『ジョン・マンと呼ばれた男？漂流民中浜万次郎の生涯』 『誇るべき物語？小説ジョン万次郎』 『ジョン万次郎？日本を開国に導いた陰の主役』 『ファーストジャパニーズジョン万次郎ジョン万次郎』	2,545	個人的嗜好書	NK-89

82	千代田区は、歴史のある街である上に皇居、国会、官庁、日本を牽引する企業などが集中しているために、世界政治の動向や文化について無知でいるわけにはいきません。これらの情報収集は個人的嗜好で判断するものではなく、議員として承知しておかなければならないものの一つです。	
83	議員として必要な情報であると判断して購入した書籍です。何が必要とされるのかは、それぞれの会派と議員が判断することになっています。原告が書籍を違法とする根拠が不明です。	
84	同　上	
85	同　上	
86	同　上	
87	同　上	
88	有識者と意見交換するための写真です。携帯電話やデジタルカメラで写真が撮れますので、通常においては印画紙焼き画像が必要ない時代になりました。しかし、資料をもとに相談をする場合には、ペーパーに落としたものが必要となります。 錦糸町でプリントした写真だから違法だという、原告の主張の根拠が不明です。	
89	土佐清水市ではジョン万次郎の PR に力を入れてまちの活性化に取り組んでいると聞いていました。彼は明治から大正にかけての偉大なる裏方ですが、さほど関心をもたれていません。清水市の知人である元職員から千代田区との交流事業についての相談があり、それに向けて情報収集したものです。 他の自治体との情報交換や交流を行うためには、その地域のことを知らなければなりません。原告が、購入した書籍が個人的嗜好で違法だとしているのは原告の主観にすぎません。	

90	2.1	資料	写真プリント5枚	150	NK-88と同じ。錦糸町にて18:55の利用。この日は緑一丁目からのタクシー代が計上されている(NK－58)	NK-90
91	2.9	資料	写真プリント6枚	180	同上。錦糸町にて20:32の利用。この夜も10日付になるが錦糸町からのタクシー代がある(NK－61)。深夜の帰宅になったと推測されるが、それほどの深夜まで政務調査をおこなう必要が頻繁に生じるとは考えにくい。	NK-91
92	2.12	図書	『歴史通2012年1月号』 『歴史通2011年11月号』 『ひとはなぜエセ科学に騙されるのか』 『乗っ取られる大国　日本？』 『たかられる大国　日本』	2,672	個人的嗜好書	NK-92
93	2.19	図書	ヘッジファンド？世紀末の妖怪、中国最大の弱点、それは水だ！』 『歴史通2012年3月』 『日本の論点　2012』	4,556	同上	NK-93
94	2.23	図書	『2012年黙示録ついに解読された終末予言』	600	同上	NK-94
95	3.20	図書	『カトリック教会と奴隷貿易？現代資本主義の興隆に関連して』	1,890	同上	NK-95
96	3.23	資料	写真プリント5枚	150	再び錦糸町での写真現像(18:30)。この夜も、24日付になるがタクシー代が計上されており、深夜の帰宅になったことがわかる。	NK-96
97	8.2	視察	クールビズ研究服飾博物館チケット2人分	500	2人分の計上。しかし、クールビズ研究服飾博物館を政務調査目的で視察するというのは極めて考えにくい。同行した人も不明である。	NK-97

９０	有識者と意見交換するための写真です。携帯電話やデジタルカメラで写真が撮れますので、通常においては印画紙焼き画像が必要ない時代になりました。しかし、資料をもとに相談をする場合には、ペーパーに落としたものが必要となります。違法という、原告の主張は原告の主観です。	
９１	同　　上	
９２	地方議員には幅広い知識が求められ、私たちはそれに向けた努力をする義務があると認識しています。一つの考え方にとらわれることなく、幅ひろい視野を身につけることが、区民の意見を受け止める議員の姿勢となります。 この書籍もそうした視点から購入したもので、個人的嗜好ではありません。原告の主張する当該書籍が違法だとするのは、原告の主観です。	
９３	同　　上	
９４	同　　上	
９５	同　　上	
９６	有識者と意見交換するための写真です。携帯電話やデジタルカメラで写真が撮れますので、印画紙焼き画像が必要ない時代になりました。しかし、資料をもとに相談をする場合には、ペーパーに落としたものが必要となります。	
９７	監査委員への説明書のなかで述べていますが、クールビズについての知識を得るためのものです。服装に詳しい人に同行をお願したもので、後日、沖縄訪問時の資料にその情報が反映されています。 原告が、こうした調査は違法だとする根拠が不明です。原告は主観を述べているに過ぎません。	

111	11.17	研修	ンポジューム内田茂　後援	5,000	宛名さえない領収書。但し書きもない。「内田茂後援会」が主催した「シンポジューム」での参加費とされるが、後援会への支出であって使途基準に違反している。この会合は東京プリンスホテルで極めて盛大に催された。 内田茂氏は自民党東京都連幹事長・副知事。この会合は「東京の明日を語る会」というタイトルで催されたが、千代田区の自民党区議はすべて列席した。中村議員と大串議員も儀礼的に参加したものと推測されるが、政務調査の実態を伴わない会合であったことは明白である。	NK-111	111	こうした集まりの場合、来場者が殺到するのであて名書きがないのが普通です。この会はシンポジュームです。シンポジュームのあとは懇親会がありますが、原則としてそこに長居しません。 なお、中村は飲酒が不得手ですので、こうした会合で飲酒することはありません。また、こうした会合で食事をとることは不可能です。 パーティだけの会合ですと、政務調査費を使用することはありませんが、勉強会ということで計上しています。	
112	2.10	視察	千代田区体育協会 新年会会費	10,000	体育協会の新年会の会費であって、政務調査とは無関係である。5000円も超過している。小林やすお議長は議長交際費から支出している。この新年会には、自民会派9名・公明2名も出席している。議員としての顔出しが主目的であった見るほかない。 なお、「視察研修費」と説明されているが、中村議員以外は会議費として計上している。	NK-112	112	千代田区では一年を通じて、町会などの地域団体を始めとした各種団体の会合と懇親会があります。通常、中村はこうした会で支払う会費は政務調査費の対象にしていません。しかし、議会内の有志で構成する議員連盟が存在している体育協会の会合にだけ政務調査費を活用しています。 本会は、議員との議論が極めて多く、勉強会のような様相です。他のものとは違う対応をしております。飲食代には５０００円という限度額がありますが、会費については政務調査費の使途基準にその規定がありません。	
113	6.3	通信	はがき100枚	5,000	官製はがき50枚の購入費であるが、政務調査においてこれほど大量のはがきを送る必要が生じるというのは通常は考えにくい。成果物の添付も無い。葉書を切手に交換し手数料40円を支払った領収書が添付されているが、何の為のものかは不明である。	NK-113	113	情報提供のない所からの情報収集はできません。普段お会いできない方への情報提供については、葉書は便利な存在です。一般の方の場合には葉書の使用は少ないかもしれませんが、議員にとっては必需品です。葉書と封書の使用は年間を通すと相当数になります。 メールなどで済ませる時代ですから、できるだけ丁寧に対応しています。	
114	7.8	通信	はがき60枚	3,000	暑中見舞い50枚と通常官製はがき10枚の購入費。暑中見舞いと政務調査は明らかに無関係である。	NK-114	114	通常葉書でない方が親近感を持っていただき、内容に目を通していただける可能性が高いので、情報提供と簡易な議会報告に使用しています。葉書の交換に手数料を払ったのは、記入ミスとなった葉書を有効活用したものです。	
115	7.15	通信	切手	3,200	乗鞍山頂簡易郵便局で購入した切手代金。登山の際に記念に購入したものと思われるが、個人趣味での購入であって、政務調査目的とは全く無関係である。	NK-115	115	通常の切手や料金別納の郵送物は事務的な印象ですが、記念切手などはデザイン性が高く、好感を持ってもらいやすいものです。通信に配慮することは違法ではありません。 出先で地域の切手を購入するのも同じ理由によるものです。中村は切手収集の趣味はありません。	

中村議員(ネットワーク)

116	11.11	通信	年賀はがき200枚	10,000	沖縄県浦添支店での購入である。わざわざ沖縄で年賀はがきを購入する、というのは通常は極めて考えにくい。そもそも年賀状の送付は儀礼的なものであって、政務調査とは無関係である。 なお、この年賀はがきの購入の3日後、中村議員本人が沖縄視察に訪れた。それなのに、年賀はがきが東京まで郵送された、というのも不可思議である。	NK-116
117	23. 1	通信	年賀はがき60枚	3,000	元旦の購入。年賀はがきの返礼用であるが、政務調査と関係しないことは明らか。	NK-117
118	1.5	通信	はがき20枚	1,000	1/5という購入日付からして、これも年賀はがきと思われる。これも政務調査とは無関係の支出である。	NK-118
			以上合計	278,506		

沖縄旅行における支出(NK98～110)については別に表を作成した

１１６	沖縄の年賀葉書でなければならないものではありませんが、　知人からの要請で購入してきたものです。年賀葉書自体は、ネットワークという会派名で出すほか、返信用に使っています。儀礼的なものではなく、区政情報の提供が含まれた内容になっています。 沖縄県の調査活動とはまったく関係のないものです。	
１１７	送られてきた年賀はがきへの対応です。区政情報を含んだもので、ネットワーク名でプリントしています。	
１１８	同　　上	

番号９８～１１０は、原告資料に不存在

中村議員視察研修費

○議員記載の会計整理票には「領収書はコピー」「経費は1/3計算」とある。
○山田議員も高山議員もそろって経費は3分の1計算で計上したと言っているが、その計上の仕方は/

○中村議員は、添付している領収書について、「領収書はコピー」と堂々と記載しているが、区条例施行規則第6条4・5項においては領収書等の原本添付が義務付けられている。
原本領収書を以って、日にち、金額、人数、場所、目的、議員以外の他のメンバーが明確にされるべきだが、なされておらず、3分の1の計算に整合性がない。

日付	内容	議員記載金額	理由	添付領収書金額
11・1	チケット代(スカイツアーズネット購入)	34900	妻との私的な旅行代金の計上である。 スカイツアーズというネットで航空券やパッケージツアーを販売する会社でチケット等を購入(10/17カードで支払い)しており、領収書宛名は二名連記で、議員の氏名の右側の黒塗り部分には議員夫人の名が記載されていると思われる。 議員は二名分の旅行代金であるとされる金額のちょうど2分の1を政務調査費として計上しているので、議員と夫人は同じ行程の旅行をしたことが分かる(宿泊先も同じであると思われる)。 そもそも夫人と一緒に行く旅行が政務調査となりうるのか大いに疑問である上、たとえその一部が政務調査費として認められるようなことがあったとしても、明らかに私的な旅行を兼ねたものであり、議員の旅行代金全額を政務調査費として計上することは許されない。 また、本件のように政務調査とは無関係の人物の旅費が含まれた連名の領収書では、議員が本来負担すべき金額を判断することはできないのであるから、当該領収書は領収書たる要件を満たしていない。 なお、旅行代金の領収書には金額だけでなくその内訳や宿泊先ホテルも明記されるべきである。宿泊先不明では、視察に適した宿泊先であるかの判断ができず不当な計上である。	69600
11・12	県庁・博物館への土産(東武デパート池袋店全国銘菓売り場)	3801	出発前の11月12日にお菓子を購入し計上している。 「県庁・博物館の土産代4個11/12」とあるが、贈り先の担当部署・受領者が明らかにされていない上、領収書の宛名が「上様」となっており議員本人による支出か明らかでない。	11403
11・14	昼食代(那覇空港内・天龍)	1080	領収書に宛名の記載がない。 一緒に視察研修に行った山田議員は5,401円の3分の1を政務調査費として計上しており、つじつまが合わない。 「空港での昼食代5点11/14」と記載されているが、3議員のほか同行者2名は誰なのか？監査請求後にやっと弁明され、日中友好協会の朽木氏と中村議員の夫人であるということが判明した。政務調査に関係のない同行者の飲食代が含まれた領収書では、実際に政務調査費として計上すべき金額が特定できず、領収書としての要件を満たしていない。	5401
	モノレール代	260	領収書無く、日付記載も無いうえ、往きか帰りかが不明である。片道計上は整合性がない。	

原告準備書面（7）の個別事項に対する中村の説明と反論

日付	中村の説明および反論	
１１・１	何をもって私的な旅行だと断定しているのか、原告による根拠が示されていません。また、違法だとする理由も説明していません。家族に公務を手伝ってもらったことが違法であれば、国会議員の家族による秘書は全て違法になるはずです。 視察団の要請により家族に同行を依頼したものですが、家族分の経費の全ては自己負担になっています。政務調査費を使用していません。 このチケットはいわゆるパック旅行代金であり、飛行機代と宿泊費がセットになっている格安のものです。領収証は必ずしも個別に発行されるものではありません。いくら支払われたかが明らかにされるというものです。本人以外の金額が含まれているので領収証の要件を満たしていないという認識は、原告の主観に過ぎません。ホテル名も同様に、原告の主観を主張しているにすぎません。	
１１・１２	委員会による公式訪問など、役所を訪問するときは、地元の土産を持参するのが慣例になっています。個人というよりも、お世話になる組織に対してのものであり、個人名を記載することはありません。	
１１・１４	手書きの以外は殆どが領収証に宛名が書かれていません。宛名がないものを領収証ではないので違法だというなら、飲食業などにおけるスーパーマーケットでの仕入れは全て無効になるはずです。現実にはレジスターから領収証がプリントされることが多く、それには宛名は書かれていません。 同行者の氏名を明らかにすることを政務調査費使途基準は求めていません。本人以外の分が領収証に含まれていることが、どうして領収証の要件を満たさず違法なのか、原告は明らかにしていません。	
モノレール代	モノレールは片道だけしか使っていません。乗車券を購入した時に領収証をもらわなかったために、領収証が不在であることを明記しています。片道のモノレール利用は整合性がないとするのは、原告の主観です。往復モノレールを使った事実がないのに、虚偽の報告はできません。	

11・14	アイスクリーム	未計上	領収書添え書きに11/14アイスクリーム3点と記載あるが実際に計上はしていない。中村議員は計上していないが、山田議員は計上しており、整合性がない。 領収書のコピーを自ら貼付しているにもかかわらず、監査請求の際の弁明では、記憶にないという。たかがアイスクリーム代であるが、全くもっていい加減な事務処理である。	810	１１・１４	何を政務調査費から支出するのかは会派と議員の判断によります。監査委員への説明書(弁明書)を書く段階では、時間が経っていて記憶が定かではありませんでした。そのことを正直に報告したにすぎません。失念したから違法だとはなりません。その後、運転手などへの配慮として提供したことがわかりましたので、問い合わせに対してはそう説明しています。	
11・14	懇親会「回」	4935	領収書の宛名には「上様」としか記載されておらず、議員による支出か分からない。 3議員で懇親会費を3分の1で、計算し計上するとし、「夕食代6人11/14」と記載されているが、金額が3分の1に相当しない。弁明によれば、中村議員・山田議員・高山議員・朽木氏・中村妻・運転者　夕食代を6人で割るとある。しかし、17,273円を6名で割ると2,878円にしかならない。4,935円の計上は多すぎる。家族や運転者の分まで計上していることとなり、不当である。 政務調査とは無関係の者が支払うべき金額も含めた領収書では、領収書の要件を満たさない。 県庁の職員は同席しておらず、調査の目的が不明である上、飲食を中心とした懇親会である。飲食を伴う懇親会であるなら、メンバーが写っている写真の添付も必要である。	17273	１１・１４	領収証の宛名が上様と書いてあるので議員の支出かどうかわからないと原告は主張しますが、簡易な領収証に上様と書くのは通常の行為です。 費用負担においては、中村の家族は自分が注文した食事代を自分で支払っていますので、その分を差し引いたうえで経費を３議員で割っています。また、限度額５０００円以内で政務調査費からの支出としています。届け出には６人で割ったとは記載していません。 食事の写真を撮ることはまずありません。また、政務調査費の使途基準においては、写真の提供は義務付けられていません。	
11・14	朝食代	未計上	なし(山田議員は朝食代810円を計上している)		１１・１４	計上の必要がなかったので行っていません。	
11・15	昼食代「和楽亭」那覇メインプレイス店（博物館近く）	未計上	宛名の記載がない。 山田議員は昼食代として10,128円の3分の1を計上しているのに、中村議員は計上していないのはなぜか？整合性がない。 領収書添え書きに昼食代8人11/15とわざわざ記載され添付までされているが計上はされていない。8人もの大勢は誰なのか？目的の記載もなく政務調査ではないと疑われる。 弁明書では関係者の名前と地元女性2名が挙げられていたが、写真はない。さらに視察の理由づけとして、沖縄に関する歴史的・文化的な資料を提出しているが、千代田区政と関わりのある目的が明らかにされず、何のために視察先に行ったのかわからない。	10128	１１・１５	・宛名につきましては、すでに説明いたしました。何を計上するのかは会派と議員によります。慣例的に視察先における食事負担は認められていますが、必ずしも計上するものではありません。 「地元女性２名」云々と原告は主張していますが、中村の監査委員への説明書にはそのような記述はありません。視察先の歴史や資源を知り、区政にどう生かすのかはその後のことです。単純な成果を求めることは現実的ではありません。	
11・15	アイスクリーム北谷町美浜店	未計上	山田議員は計上しているが、中村議員は計上していない。Shかし領収書は添付されている。山田議員が3分の1を計上していることと整合性が無い。商品は4点、合計1,080円となっている。		１１・１５	何をいくら政務調査費で計上するのかは会派や議員によります。必ずしも視察団員の計上が同額とは限りません。	
11・15	懇談会夕食代「ホテルコスタビスタ沖縄」	5000	本人記載の会計整理票に、懇親会15日5000円とあるが、領収書が無く、使途基準に違反する。		１１・１５	領収証は一枚しかありませんのでコピーを添付しています。領収証がない場合には、その旨をメモするか領収証のコピーを添付することになっています。５０００円というのは政務調査費の氏と基準限度額です。	
11・16	美ら海水族館	1620	宛名の記載がない。 水族館チケット3点11/16とある。調査研究の目的記載は無く、報告書も無い。視察先の担当部署等の記載もない。前日に高山議員は帰京しているにもかかわらず3名分のチケットを購入しているが、誰と行ったのかも不明である。私的な観光が強く疑われる。	4860	１１・１６	観光という課題に焦点を当てての視察ですから、視察先の観光資源を確認することは当然のことです。水族館に入館したのは３人ですが、ネットワークの政務調査費で計上しているのは中村の分だけです。それが違法であるという客観的根拠を原告は何ら説明できていません。原告の主観です。	

11・16	高速道路1/3	500	「高速道路帰りのみ。行きは領収書なし11/16」とある。金額が3分の1に相当しない。前項同様、整合性が無い	850
11・16	ガソリン代	1122	領収書に宛名の記載がない。 高山議員が前日に帰京しているから3分の1を計上する根拠が不明である。車両については弁明書においても明らかでない。運転手2名を依頼したが人件費は支払わず「好意に甘えた」と弁明しているが視察研修において透明性を欠く行為であるとの認識が欠如していると言わざるを得ない。	3368
	懇談会夕食代「ホテルコスタビスタ沖縄」?	判読不能	領収書は、宛名も日付も金額も但し書きも読み取り不能である。領収書横に「琉球大学関係者と懇談会夕食代11/16」とあるが、16日は帰京日であり不自然である。この点を監査請求時に指摘したところ弁明書では「懇親会は11月15日」と記載しているが、「領収書添え書きの11/16は誤記である」との訂正は未だない。領収書に添え書きするのではなく行程表として一件一件明細を明らかにすべきである。沖縄大学関係者は、就職センターの人物で、政務調査との関連が不明である。	
	合計	53218		

１１・１６	往復で１５００円かかったものを３人で割り、中村の政務調査費充当分を計上したものです。ボランティアの運転手が片道の領収書を受け取らなかったために、領収証は片道のみになっています。	
１１・１６	レジ機からプリントされる領収証は宛名がないのが普通です。 計上したのは中村が政務調査費から支出したもののみです。なお、自動車の使用料と運転代金は、先方の好意で支払いしていません。	
	文字が薄いために読み取りにくいかもしれませんが、総計２０５００円の領収証となっています。政務調査費の使用は、そのうち５０００円です。添えてあるメモの日付は単純ミスです。違法行為とはいえません。	